

宗学研究紀要

第 33 号

2020年3月

曹洞宗総合研究センター

宗学研究部門

二〇二〇年三月

宗学研究紀要

第三十三号

曹洞宗総合研究センター

宗学研究部門

目次

『中天竺舍衛国祇洹寺図経』にみえる「典座」の記述について……………	小早川浩大（一）
『典座教訓』の漢文的読解について……………	角田隆真（一五）
翻刻『拈評三百則方語解』（二） ——卷中第百一則～卷下第三百則——……………	秋津秀彰（三三）
『正法眼蔵抄』「三界唯心」卷 ——テキスト、現代語訳と註（三） 第一段第二節への註——……………	新井一光（六七）
寛喜の飢饉と道元禪師について……………	永井賢隆（七五）
《共同研究》「典座教訓」の註釈的研究（下）……………	宗学研究部門（八三）
《共同研究》『瑩山清規』の研究（一） ——「日中行事」の翻刻——……………	宗学研究部門（一一九）
曹洞宗における後継者問題（二） ——地域間比較を通して——……………	澤城邦生（一九二）
曹洞宗関係文献目録（二五）……………	（二二四）

『中天竺三舍衛国祇洹寺図経』にみえる「典座」の記述について

小早川 浩 大

一、問題の所在

道宣（五九六～六六七）撰『中天竺三舍衛国祇洹寺図経』（以下、『図経』）は『仏書解説大辞典』巻八（大東出版社、一九三三）によれば「祇園精舎の縁起・沿革・規模・門、殊に院房の位置と結構、及びその用途を詳記したもの」（三四頁）である。本書では仏在世時のものを記録したものとするが、明らかに後世の中国において記述されたものも含まれるとする。

この書を本格的に取り上げた先行研究としては黒田彰氏による『祇園精舎覚書—鐘はいづ誰が鳴らすのか—』（『京都語文』第二〇号、佛敎大学国語国文学会、二〇一三年十一月）、「崑崙と獅子—祇園寺図経覚書—」（同第二号、二〇一四年十一月）がある。

同氏は『平家物語』の冒頭にある「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり」という一節の解釈にあたり、『図経』は不可決な書と捉え、本書を継続的に研究されている。

『図経』は『大正新脩大蔵経』第四五巻や『卍続蔵経』第一輯第二編に収録されているが、古写本は確認されておらず、

版本が底本となっている。ただし、誤記などがみられることから、現在確認されている最古の刊本である極楽寺旧蔵本（天和元（一六八二）年宗寛序）の影印を『佛敎大学文学部論集』第九八号（影印本上巻、二〇一四年三月）・第九九号（影印本下巻、二〇一五年三月）にて掲載し、公開されている（一）。

このように『図経』は仏敎研究のみならず、『平家物語』の研究においても貴重な書といえるが、筆者が本書に注目した点は「典座所居、凡日造食」（大正四五巻八九五頁上／影印本下巻三〇裏。以下、頁数のみ表記）という記述が確認されることである。典座が「食を造る」というこの記述から、寺院における役職である「典座」が調理を担っていたことを知ることができるものである。しかし、筆者は道宣の文献中にこのような記述があることに疑問を感じ、当該記述について検討を要すると考える。

そこで、本稿ではこの点について、『図経』の本文の引用状況を確認し、当該記述の妥当性について考察するものである。そして、作業仮説として、少なくとも典座が「食を造る」こ

『中天竺舍衛國祇洹寺図經』にみえる「典座」の記述について（小早川）

二

とに關する記述は、長蘆宗頤編『禪苑清規』（一一〇三序）以降において、典座という役職が明確に調理を担うことが定義され、広く認知されて以降の記述であることを明らかにしようとするものである。

二、『中天竺舍衛國祇洹寺図經』について

『図經』には序と跋が付されており、ここから本書の成立や刊行の経緯について知ることができる。これについては、黒田氏によって詳細に解説されているので、これを踏まえながら改めてここで確認することとしたい(2)。

まず、道宣の序によれば、『図經』は唐の乾封二年（六六七）季春に「感靈所出」（八八二頁下／上卷五表）として天人からの靈告として撰述したという。また、「但だ昔縁の未だ冥威を絶せざるを以て、天人に従りて殊聞に及ぶこと有り」（八八三頁上／上卷六表）ともいう。この点について、佐藤達玄氏は「道宣はこの『祇洹寺図經』で、天人からの靈告として『天人』をしばしば引合いに出して説明しているが、横超博士はこれについて、「天人の靈感とは、大体インドなどに往來して、仏教のことに通じていた無名の居士商人の如き類ではなかったかと考えられる」といつている」(3)と述べている。

道宣には他に『関中創立戒壇図經』（大正四五卷）があるが、ここに『図經』の撰述経緯（八二二頁中）が述べられている。

これによれば、北齊の靈裕法師（五一八―六〇五）撰『寺誥』や『聖迹記』に基づいたことが記される。なお、これらの書については、同じく道宣撰『大唐内典録』卷一〇（大正五五卷三三三頁上）に『聖迹記』二卷、『罽舍寺記』（二卷并寺誥）は靈裕撰として取り上げられている。このことから、『図經』は主として靈裕の文獻に基づき撰述された書であることがわかる。このほかの典拠として、『別伝』なる書も記されている。

さて、この『図經』が日本に將來される訳だが、その間の経緯について、卷末の後記に以下のようにみえる。

唐乾封二年春末、感通して之を出だす。諸の西域の聖迹を統括すること、此れを條貫として語に随い疎に随いて、且た筆受を存することとを爲す。事、凡表に超え、周く師詞を絶つ。幸いに逢う者有るは斯の大意を知る。余、前代の諸伝を見るに、組織表軸、殊に觀る可き有るも、時代に至りては、存すること有る者罕なり。覽法師の作す所、前後に之を表すに、敢えて後に附す。庶くは龜鏡と爲るに足らんことを。卷を開いて目に鑒みて、心神を味ますこと無きは、好まざる可き耶。

唐元和一紀十二月初旬一日記す

（合如法經写筆陳且在在）此の図經一本、苟くも湛嘗禪師、自ら輪ぶ。紙筆兼勞して之を書し、圓珍に施す。甚だ喜びて永く仏種後生の爲とす。祇洹精舍に同会し、牟尼の金容を奉親し、尊位を蒙授す。日本元慶四年八月一日。延暦寺沙門圓珍、總持坊に於いて記す。

す（昨日、彼の上人、自ら将ち来る。此方の灯に縁りて朔日を期す、故に埴忌話せず）。已上智証大師御記

（八九五頁下／八九六頁上／下卷四七頁上／下）

最初の後記は、湛譽禪師（生没年不詳）なる人物によるものである。師は覽法師（生没年不詳）の『図経』をもとに唐元和元年（八〇六）十二月に書写したという。

そして、次の後記は智証大師円珍（八一四―八九一）が延暦寺総持坊にて記したものである。ここでは湛譽禪師が自ら書写本を将来し、元慶四年（八八〇）に円珍の手に渡ったことが記される。

つぎに、刊行本についてみると、真言律宗の久修園院（現大阪府枚方市楠葉）の宗覚（生没年不詳）による天和元年（二六八）十二月の序が付されている。これによれば、須達により提供された祇園精舎も時の流れのなかで衰退していったことや、中国において道宣律師が登場し、塔廟を造るにあたり基づくものがないことを危惧し、『図経』を撰述したことが述べられる。その後、宋代になって律宗が勃興するが『図経』はすでに喪われていた。大智律師元照（一〇四八―一一一六）の記述に『図経』の存在とともに、日本に伝わった様子が伝えられるのみである。そして、宗覚は『図経』を手にしていたが傷みが激しく、本を開くことを躊躇うほどであった。そのようななか、石清水神宮寺大乘院（現京都府八幡市）の実長（生

没年不詳）から、経坊の中に『図経』を所蔵している旨を伝えられた。その本を基に刊行したというのである。

また、跋には天和元年（二六八二）十月に乗春（生没年不詳）が石清水神宮寺にて記したものが掲載されている。

今の人の道、先達に愧ず。學して後生に謝して、輒く過慢を生ずといふは、此処に有ること無し。第だ疑いて猶お間に三已の訛有り。然りと雖も他の本、得難し、訂正すること能わざる焉。粗意、量り難く改削すること能わざる焉。故に和點も亦た決せざること有り也。敢えて後の君子を期して云う。

（八九六頁上／下卷四八頁上）

ここで注目すべきは、「第だ疑いて猶お間に三已の訛有り」として、本文に疑わしき点があると指摘されている。

かくして、刊行されることとなった『図経』であるが、『大正蔵』に収録されているものの、底本は蔵経書院本に基づく大日本統蔵経である⁴。そこで、黒田氏は最古の刊本となる極楽寺旧蔵本の影印を掲載されたのである。

三、対照表による本文確認

『図経』の卷末には、文献名がその本文とともに列挙されている。これらは『図経』の本文を引用している文献と、『図経』及び道宣に関する記述がある文献である。

そこで、この資料を検討するため、『図経』の本文を引用する文献について確認したものを『図経』の本文と対照し一覧

表としたのが【資料①】である。ここでは上段に『図経』の本文を示し、下段にはその本文を引用している文献を示した。

【資料①】

中天竺舍衛国祇洹寺図経（大正蔵四五卷／影印本）	引用文献
経律大明寺之基趾。八十頃地百二十院准的、東西近有十里、南北七百余步。如近有伝云、昔仏在時須達祇園同共造立經中迹致。如前所聞經二百年、則当此土周姬第十三主平王之三十一年也。被焼都尽其故何耶。祇陀太子保愛此園。須達遍買不辭金費。太子情愴殷殷重悔。須達志堅確乎不動。太子見其不悋黄金情欣供養。告長者曰、吾自造寺不仮於卿。須達不許。太子立願。樹金不須可以供養。後若荒廢願樹還生、恰至被焼。屋宇都尽、所立樹者如本不殊。須達昔為凡時、売肉得財居賤。出貴常願荒儉。雖獲巨富財由穢心。以此造寺終遭煨燼。太子力淨心樹生。業行雖虧不思議也。於後四（五）百年有称育迦王。依地而起十不及一。經千百年被賊焼燼。經十三年有王六師迦者。依前重造屋宇狀麗皆宝莊嚴。一百年後惡王壞之為殺人場。四天王及娑竭羅龍王忿之。以大石庄殺毀者。九十年荒無人物、忉利天王令第二子下為人正（王）。又依地花造飾嚴好。過仏在時經百五十年。魔天王焼滅。則当此土漢末獻帝時二十九年。以事往徵顯宗已。後和安桓靈之代西域往來行人踵接。則見天王葺構之作祇樹載茂之縁。後雖有者脱基至于今日。荒涼而已。	依宣律師祇桓寺感通記云、経律大明祇桓寺之基趾。多云八十頃地二百二十院准約、東西近有十里、南北七百余步。祇陀須達二人共造。成之已後經二百年被焼都尽、則当此土姬周第十三主平王之三十一年。祇陀太子初雖不許売。後見布金欣然奉施、即告長者、吾自造寺不仮於卿。須達不許。因此共造。太子立願。後若荒廢願樹還生。恰至被焼、屋宇頓尽。所立樹者如本不殊。何以被焼。良由須達為凡之時、売肉得財居賤。出貴常願荒儉。家雖巨富財由穢心。以此造寺終遭煨燼。太子願力淨心樹生。業行有殊表之染淨也。於後五百年有旃育迦王。依地而起。十不及一。經千百年被賊焼尽。經十三年有王六師迦者。依前重造。屋宇莊麗皆宝莊嚴。一百年後惡王壞之為殺人場。四天王及娑竭羅龍王忿之。以大石庄之殺毀者。經九十年荒無人物。忉利天王令第二子下為人王。又依地造。莊飾嚴好過仏在時。經百五十年魔天焼滅。則当此土漢末獻帝二十九年。以事往徵。顯宗已後和安桓靈之代。西域往來行人接踵。則見天王葺構之作。祇樹載茂之縁。後雖有造者僅接遺基、至于今日、荒涼而已。

（八八三頁中）下／上卷八表／八裏

『法苑珠林』卷三九「營造部第二」（五九一頁中）

寺名祇樹給孤獨園（依寺誥中凡有十名。一曰寺也。二曰淨住舍。三曰法同舍。四曰出世舍。五曰精舍。六曰清淨園。七曰金剛淨刹。八曰寂滅道場。九曰遠離処。十曰親近処也）。

（八八三頁下／上卷九表）裏

諸菩薩聞法登位地、每至臘月八日。舍衛城中士女各執香華來聽法音。

（八八四頁上／上卷一二表）

内簷下有四銀台。兩台内有黄金疊修多羅、白玉為疊、黄金為字。兩台内

『中天竺舍衛國祇洹寺図経』にみえる「典座」の記述について（小早川）

是以古德寺誥。乃有多名。或名道場。即無生廷也。或名為寺。即公廷也。或名淨住舍。或名法同舍。或名出世間舍。或名精舍。或名清淨無極園。或名金剛淨刹。或名寂滅道場。或名遠離惡処。或名親近善処。並隨義立各有所表。今道俗離居豈得称名也。

『法苑珠林』卷三九「迷意部第二」（五九一頁上）中

案靈裕法師寺誥、凡有十名寺。一曰寺（義準积名）。二曰淨住（穢濁不可同居）。三曰法同舍（法食二同界也）。四曰出世舍（修出離世俗之所也）。五曰精舍（非羸暴者所居）。六曰清淨園（三業無染処也）。七曰金剛刹（刹土堅固道人所居）。八曰寂滅道場（祇園有蓮華藏世界。以七宝莊嚴。謂之寂滅道場。盧舍那仏說華嚴於此）。九曰遠離処（入其中者。去煩惱遠。与寂滅樂近故）。十曰（如行安樂行。以此中近法故也）。此土十名依祇洹図経。积相各有意致。如彼寺誥也。

『大宋僧史略』卷上（二三七頁上）

案祇洹図経。寺中有坡黎師子。形如拳許大。口出妙音。菩薩聞之。皆超地位。每至臘月八日。舍衛城中士女競持香花。來聽法音。詳彼。不言仏生日。疑天竺以臘八為節日耳。又疑是用多論二月八日。臘月乃周之二月也。東西遼遠故。多差異焉。

『大宋僧史略』卷上（三三六頁上）

祇桓寺殿。内簷下有四銀台。兩台内有黄金疊修多羅。白玉為疊。又有兩

中天竺舍衛国祇洹寺図経（大正藏四五卷／影印本）

引用文献

有毘尼。黄金為鬘、白銀為字。律是龍王書經、是魔王書。此並星宿劫前古仏經也。閻浮洲中此両部書最為第一。

台。内有毘尼藏。黄金為鬘。白銀為字。毘尼律藏是龍王書。修多羅經藏是魔王書。此二藏經並是過去星宿劫前古仏經也。於閻浮洲中此之両部書經。最為第一。至仏涅槃後。娑竭龍王收將入宮供養。

（八八九頁中／下卷一表）

『法苑珠林』卷一二「七百結集部第四」（三七七頁下／三七八頁上）

又有迦葉仏時、此震旦国一人書大毘尼藏及修多羅藏。修多羅銀紙金書、毘尼金紙銀書。書此經時、在今荊州大明寺処、經蓮花東南台内、律在葉上。西南台内莊嚴供養不可説尽。百億四天下文字与此同者斯人承一。雖鍾張王衛之儔未足為比。如來在日、諸国聖人來者。若文字与同仏多以此經示之。仏去世後文殊收入此清涼山金剛窟中。第三層内有七宝海。海有十六億金龍、各銜一大宝蓮華、華上金銀共作。一台内有過去仏、説毘尼書。有三万八千種、百億四天下同此、方書最為第一。

又迦葉仏時。震旦国之一人書大毘尼藏及修多羅藏。其修多羅經。銀紙金書。毘尼律金紙銀書。當爾書時。在荊州大明寺写。經在蓮華東南台内。律在葉上西面台。莊嚴供養不可説尽。諸百億四天下中文字。与此同者。斯有鍾張王衛之儔。未足為比。如來在日。諸国聖人來者。多以此經律示之。仏去之後。文殊師利收此經律。安在清涼山金剛窟中。又有台内有過去仏説毘尼書。有三万八千種。百億四天下同此方書者。最為第一。

（八八九頁下／下卷二表／裏）

『法苑珠林』卷一二「七百結集部第四」（三七八頁上）

天人云、北方天主第十六子造立精舍記、有五百余卷、亦在彼天。

北方天王第十六子造五精舍記有五百卷。各在当天。

（八九〇頁上／下卷五裏）

『法苑珠林』卷一二「七百結集部第四」（三七八頁上）

八行其梵王宝珠大如五升。福德人見光明照百由旬、薄德見者猶如聚墨。仏入涅槃、珠自然隱。迦葉結集、此珠復現。阿難滅度、亦潛亦沒。

初仏在世、祇桓園中立戒壇訖、大梵王所施宝珠、大如五升瓶、大福德者見之、光照八百由旬；薄福德者見之、如聚墨也。如來一代、常在戒壇、及仏涅槃、珠亦隨沒。尊者大迦葉結集之時、珠復還來、阿難滅度、此珠

（八九一頁中／下卷一一表）

於壇西南頭、置坐說之（大梵天王於壇南西階道西。化作鉄茎銀龍銀蓮。蓮花開合転関道。対欄上承按高座也）。

（八九一頁中／下卷一表～裏）

前之大鐘劫初時輪王所造。聖人受戒令得通者擊之聲振三千。一切聖人聞皆証果。惡趣聞者皆識宿命智。

（八九一頁下／下卷一三表～裏）

尊者大迦葉從座而起、披鹿布僧伽梨捉尼師壇。至高座前敷尼師壇、礼阿難已又遶三匝。大梵天王持宝蓋覆阿難上。天主帝釈進七宝案置阿難前。魔王波旬持七宝弘授与阿難。魔王帝釈夾侍両辺。四天王侍高座四脚。三十二使在迦葉後。踟跪而止時、大迦葉礼阿難、已右遶三匝至前。問訊如仏無殊。便問阿難

（八九二頁上／下卷一五表～裏）

東西両面有大宝珠。陷在其腹大如五升。八角分曜杜若花形周匝。作十方諸仏初成道像。至日出時鐘上諸仏皆説十二部經。舍衛城中童男童女悉來聽之。聞成聖果。

（八九二頁下／下卷一八裏～一九表）

還去…。

『関中創立戒壇図経』（八〇八頁下）

時大梵王於南面西階道西、化作鉄茎銀龍銀蓮華、開合転関、華葉相接、対鉤欄上、共高座相当、令使登者而無躓礙。

『関中創立戒壇図経』（八〇八頁下）

此之大鐘劫初之時輪王所造。聖人受戒。已得通者擊之。聲震三千。一切聖人聞皆証果。惡趣聞者識宿命。

『法苑珠林』卷九九「鳴鐘部」（一〇一七頁上）

大迦葉從座而起、披鹿布僧伽梨、捉尼師壇、至阿難前、敷尼師壇、礼阿難已、右繞三匝；大梵天王執大宝蓋覆阿難上、忉利天主進七宝案置阿難前、魔王波旬將七宝弘授与阿難、魔王、帝釈夾侍両辺、四天王立侍高座四脚、三十二使者随迦葉後互跪。迦葉礼拜已、至阿難前、問訊起居、如世尊在時不異。迦葉爾時作三千八百問諸有疑事、阿難一一答之。

『関中創立戒壇図経』（八〇八頁上）

東西両面有大宝珠。陷在腹中。大如五升。八角分曜。状若華形。周匝作十方諸仏初成道像。至初日出時。鐘上有諸化仏説十二部經。舍衛城童男童女。悉來聽之聞法証聖。

『法苑珠林』卷九九「鳴鐘部」（一〇一七頁中）

中天竺舍衛国祇洹寺図経（大正蔵四五卷／影印本）

引用文献

次北一院名曰仏衣服院。堂房如上。南門向巷。阿難所止常護仏衣。有一銅磬可受五升。磬子四辺悉黄金。鏤作過去仏弟子。又鼻上以紫磨金為九龍形。背上立天人像。執玉槌用擊磬。聞三千世界。音中亦說諸仏教誡弟子法。磬是梵王造之。及仏滅度娑竭羅龍王收入海宮。

（八九三頁上／下卷二〇裏／二二表）

又曰、至於乾封之際、天神合沓或写祇洹図経付囑儀等。且非寓言於鬼神乎。君不見十誦律中諸比丘尚揚言。目連犯妄。仏言目連隨心想説無罪。仏世猶爾。像季嫉賢斯何足怪也。

（八九六頁中／下卷四八頁下）

東西両面有大宝珠。陷在腹中。如五升瓶。大八角分囉。狀若華形。周匝十方仏初成道像。日初分鍾上有諸化仏説十二部経。舍衛城中有縁采聽」
『釈氏六帖』第一〇（三五〇頁下）
又阿難房前有一銅磬。可受五升。磬子四辺悉黄金鏤。作過去仏教弟子文。鼻上以紫磨金為九龍形。背上立天人像。執椎擊之。磬振三千。音中亦說諸仏教誡弟子法。此磬梵天王造。及仏滅後。娑竭羅龍王亦收入海宮中。

『法苑珠林』卷九九「鳴鐘部」（二〇一七頁中）

至於乾封之際。天神合沓或写祇洹図経付囑儀等。且非寓言於鬼物乎。君不見十誦律中諸比丘尚揚言。目連犯妄。仏言。目連隨心想説無罪。仏世猶爾。像季嫉賢斯何足怪也。

『宋高僧伝』卷一四「道宣伝」（七九一頁中）

そこで、引用が確認される文献をみると、まず『関中創立戒壇図経』（大正四五卷）がある。これは道宣撰述によるものだが、ここには『図経』の本文が三箇所確認される。

また、道世（六〇七～六八三）撰『法苑珠林』（六六八。大正五三卷）については、『図経』の本文を八箇所引用しており、賛

寧（九一九～一〇〇二）撰述の『大宋僧史略』（九九九。大正五四卷所収。以下、『僧史略』）には二箇所、同じく賛寧の『宋高僧伝』（大正五〇卷）には一箇所を確認できる

そして、義楚撰『釈氏六帖』（九五四。柳田聖山・椎名宏雄共編『禪学典籍叢刊』第6巻下、臨川書店、二〇〇一・三）にも『図経』

から一箇所の引用が確認される。

以上のように、巻末の文献一覧で示された以外の引用箇所についても確認することができた。

つぎに、『図経』及び道宣に関する記述が確認できる文献についてみてみると、以下のものが掲載されている。

- ・宋高僧伝第十四曰、有天人云、曾撰祇洹図経。計人間紙帛一百許卷。宣苦告口占一一抄記上下二卷。
- ・資持記曰、図経近日本将至文有兩卷、即祖師撰者。
- ・南山律師撰集録曰、祇桓寺図二卷。乾封二年製未見。
- ・戒壇図経曰、余所撰祇桓図経上下兩卷。修緝所聞統收経律。討論諸伝極有蹤緒。
- ・義楚六帖二十一日、宣律師祇園感通紀云、地八十頃東西十里。須達布金買之（云云）百丈清規（云云）。
- ・往生要集上本曰、病僧聞声苦惱、即除得清凉楽。如入三禪乘生淨土。

ここでは、さきにみた『宋高僧伝』（七九一頁上）や『釈氏六帖』（三五〇頁下）、そして、『関中創立戒壇図経』（八二二頁中）の文献の記述が取り上げられる。

また、元照の撰述である『四分律行事鈔資持記』（大正四〇卷三九九頁中）の記述に加え、『南山律師撰集録』（『芝園遺編』卷三の記述（続蔵二・一〇、二八七右下～左上）が掲載される。

そして、日本の源信（九四七～一〇一七）の撰述である『往

中天竺舍衛国祇洹寺図経』にみえる「典座」の記述について（小早川

生要集』（九八五、大正八四卷四〇頁下）が掲載されている。

四、問題点の考察

問題点①『図経』の本文の引用状況から

まず、本書の成立について考えてみる。さきにみたように『図経』は唐の乾封二年（六六七）の撰述である。

この『図経』について、同じく道宣の撰述である『関中創立戒壇図経』のなかに「戒壇図経に曰く、余の撰する所、祇桓図経上下兩卷なり」（大正四五八二頁中）という記述があることを確認した。

また、【資料①】にある『関中創立戒壇図経』「祇桓図中、戒壇を立て訖る」（八〇八頁下）との記述もあることから、『図経』が道宣自身の撰述であることが確認できる。

そして、道世（六〇七～六八三）撰『法苑珠林』（六六八）では『図経』の本文を八箇所引用していた。同書は道宣没後の翌年の撰述であることから、『図経』は間違いなく道宣当時に存在していたことがわかる。

その後、『図経』を元和元年（八〇六）に書写した湛蒼禪師が将来し、元慶四年（八八〇）に円珍に渡したのである。

これについては、源信撰『往生要集』（九八五）に本書の「病僧聞章苦惱即除。得清凉楽説此偈」（八九三頁下）という記述が引用されていることから、一〇世紀の早い時期に日本で

また、『禪苑清規』（一一〇三）の「典座の職、大衆の齋粥を主る」（統藏二・一六、四四六左下）の記述にあるように、食事を担当する役職であると捉えており、典座の役職には二種類あることが示されているのである。

なお、『僧史略』の記述については、佐々木閑氏により『摩訶僧祇律』卷六「僧殘戒第八」の「衆僧拜典知九事」の記述に基づくことが指摘されるときに、さらに「典座」という用語の初出については義浄（六三五～七二三）撰『根本説一切有部毘奈耶雜事』であることが指摘されている⁵⁾。

さて、本稿は『図経』の「典座所居、凡日造食」という記述を問題点とする。その理由として、仮にこの記述が道宣撰述当時のものであれば、さきにみた義浄に先立つ最古の用例となる訳だが、以下の点について疑問点があることによる。

たとえば、道宣撰述に『統高僧伝』（六四五）がある。ここには五〇〇名以上の僧侶の伝記が収録される。ただし、同書はもとより、他の道宣の撰述書にも「典座」の用例を確認できない点が疑問点として一つある。

また、さきにみたように『僧史略』は『図経』の記述を引用している。『僧史略』卷中「雜任職員」項（二四四頁下～二四五頁上）において「三綱」という役職を取り上げるなかで「典座」の説明がなされている。この説明文こそが『象器箋』が根拠として引用していた「典座者、謂典主牀座。九事拳座一

色、以撰之、乃通典雜事也」という記述である。『僧史略』では、このように「典座」に関する記述を取り上げているにもかかわらず、『図経』の「典座所居、凡日造食」という記述には触れていないということが二つ目の疑問点としてあるのである⁶⁾。

なお、「典座」という用語の用例については、さきの拙稿において他の仏典や『全唐文』の塔銘・碑文を検討している。そして、これらのなかに「典座」という職名を確認することはできたのだが、『図経』の記述のように、具体的に典座が調理を担う役職であるということが判断できるような記述は確認されなかったのである。

問題点③典座が「食を造る」という点

「典座」という用語は『摩訶僧祇律』に由来するものであり、僧侶を管理する役職の一つであった。それは「九事」と称される諸事雑務を担う役職である。それらの役務のなかには「おやつを配分する」ということも含まれており、食の分配に関わっていた役職であったことが伝わる⁷⁾。

しかし、たとえば道宣の撰述による『四分律刪繁補闕行事鈔』卷二には「若自手作食、自磨自舂、種種非法故」（大正藏四〇卷七〇頁上）という記述がみられる。これと同内容の記述は『法苑珠林』卷八九「若仏子、以惡心故為利養販賣男女財

色、自手作食、自磨自舂、占相吉凶、呪術工巧、調鷹方法、和合毒藥、都無慈心、犯輕垢罪」（九四二頁中）としてみられる。これらの記述からもわかるように、そもそも出家者は直接「自ら手づから食を作る」ことはしなかった。そこで、乞食や在家信者からの供養を受けたり、沙弥や淨人（在家者）が調理したものを食としていたのである。

道宣から時代の下がった『宋高僧伝』にも、典座が間接的に食に関わる様子を確認できるが⁽⁸⁾、僧侶が直接食に関わるようになるのは禪宗が登場してからであろう。

禪宗はもともと律宗の寺院に同居していたのだが、やがて独自の活動を展開するにあたり、律院から分かれ、都市部を離れて郊外へと移住している。そして、これまでの生活の規範であった戒律とは異なり、禪宗独自の軌範を定めて活動したのである⁽⁹⁾。その流れのなかで、耕作や調食などにも直接携わるようになったのである⁽¹⁰⁾。

禪宗の灯史である『祖堂集』（九五二）には、飯頭という「飯」を専門に担当する役職が確認できる。ここからも食に僧侶が直接携わる様子が窺われるのである。

そして、禪宗の軌範として『禪苑清規』が制定される訳だが、ここで初めて典座が「大衆の齋粥を主る」と記されるのである。ここに典座が調理を担うことが明文化され、定義されたのである。

小結

以上のことを整理すると以下の通りとなる。

『図経』は、道宣在世時の七世紀にはその存在が知られており、九世紀には日本に傳來され、智証大師円珍の手に渡っている。『図経』の記述は源信撰『往生要集』にみられることから、一〇世紀頃の依用が確認できるものである。

上記により、『図経』が當時を伝える貴重書であるということについては何ら擬議を差し挟むものではない。

ただし、現時点では『図経』の古写本が確認されておらず、また、刊行本の最古のものは天和元年（一六八二）となっている。その跋文で乗春が本文に疑わしき点があることをすでに述べているように、伝承されるなかで誤写のみならず、加筆があったということも十分に考えられる。

そこで、本稿において検討した結果、少なくとも道宣撰述の時点では「典座所居、凡日造食」の記述はなかったと考える。そして、これに関連する記述については『禪苑清規』が制定されて以降、つまり一二世紀以降に付加されたものということになるのである。

なお、本稿では「典座所居、凡日造食」という記述に焦点をあてて検討を重ねたものである。しかし、貴重な文献である『図経』自体の成立を考えるにあたっては、本文全体をさ

らに検討する必要があることは言うまでもない。

この点については、今後の課題としたい。

註

(1) このほかの研究に、黒田彰『中世説話の文学史的環境
続』『Ⅱ軍記と註釈一、平家物語と註釈、1 祇園精舎覺書
― 註釈、唱導、説話集―』二二―頁―二四三頁（一九九
五・四月）がある。

(2) 前出『祇園精舎覺書―鐘はいつ誰が鳴らすのか―』一一
八頁―一二二頁。

(3) 佐藤達玄著『中国仏教における戒律の研究』（木耳社、
一九八六・一二）一二六頁。

(4) 前出『祇園精舎覺書―鐘はいつ誰が鳴らすのか―』一二
〇頁。

(5) 佐々木閑『典座に関する一考察』（『禅文化研究所紀要』
一九、一九九三）

(6) ちなみに『図経』や『僧史略』を引用する『象器箋』に
も「典座所居、凡日造食」の記述は引用されていない。

(7) 「九事」を要約すると、①典次付床座（床座を割り当て
る）、②典次差請会（在家の家に行く者を指名する）、③典
次分房舎（住居を割り当てる）、④典次分衣物（衣を配分
する）、⑤典次分花香（花や香を配分する）、⑥典次分果蔬

〔中天竺舍衛国祇洹寺図経〕にみえる「典座」の記述について（小早川

（果物を配分する）、⑦典次知煖水人（水を暖める役を指名
する）、⑧典次分雜餅食（おやつ類を配分する）、⑨典次知
随意拳堪事人（種々の役に適宜任命する）となる。前掲
佐々木氏論文参照。

(8) 前出、拙稿「中国における典座の成立について」（『曹洞
宗総合研究センター大会紀要』二二―号、二〇二〇所収予
定 参照。

(9) 伊吹敦「戒律」から「清規」へ―北宗の禅律一致とそ
の克服としての清規の誕生―」（『日本仏教学会年報』七四、
二〇〇八）。

(10) 鏡島元隆「百丈古清規変化過程の一考察」（森章司編
『戒律の世界』（溪水社、一九九三・五月）所収五六三頁）
に「原始禅院は自給自足の生活であるから、開墾・耕作・
収穫・採薪・運水・洒掃・調食の一切の勤労が衆僧すべて
に依存し、大衆の普請を要した」とある。

『典座教訓』の漢文的読解について

角 田 隆 真

一、はじめに

一一、「道元禪師の総合的研究」と『典座教訓』について

曹洞宗総合研究センター宗学研究部門には「道元禪師の総合的研究」と題した研究会が存在し、駒澤大学仏教学部名誉教授である石井修道博士にご指導いただき、当部門の研究員を中心として研究活動を行っている。当研究会では平成二十四年度より九年をかけて「『典座教訓』の注釈的研究」を行い、当部門発行の学術誌である『宗学研究紀要』において、(上)〔第二十八・二十九合併号、二〇一六〕、(中)〔第三十二号、二〇一九〕、(下)〔第三十三号(本紀要、二〇二〇)〕の三回に分けてその成果を発表した。

『典座教訓』は、周知のとおり、道元禪師が嘉禎三年(一二三七)春、深草の観音導利院(興聖寺)で撰述したものである。元来一つの独立した著作であり、文亀二年(一五〇二)の書写本では単独の著作として存在しているが、寛本七年(一五六七)に刊行された『日域曹洞初祖道元禪師清規』以降は「赴粥飯法」や「知事清規」などの著作と併せて開版されている。文亀二年の書写本は、従来より光周書写本として知られていたが、高橋秀栄氏の説を受け、光周の筆とする確証はないとの見解から、当研究会では本書を文亀二年書写本(略称、文亀本)と称して用いることとしている。

一二、問題の所在

説明するまでもないが、『典座教訓』は漢文で書かれた著作である。そもそも漢文とは、字句の整った駢文により記述される

のが通常である。鈴木虎雄氏は『駢文史序説』にて

散文は字句に於て何等の制限あることなく、全く自由に如何なる字句をも用うることを得べし。然れども文章の發展進化するやそこに自然に或種の句法の生ずることを免れず、戦国末より此の傾向は著しくなり来れり。（中略）此の趨勢は漢代となりて賦の發達に伴ひて、無制限句は制限句となり、一句の字数は三四五六七字となり、中んづく三字四字は主要なる句となり、散文的自由句法は殆ど文意の展開、連絡、収束等の必要ある場合に於てのみ用ゐらるることとなり。

と述べており、（中略）の部分ではその具体的な句法の説明がされている（一）。

鈴木氏は右引用箇所の前節にて駢文の意義および範圍を述べている。氏の定義する駢文とは韻の有無を問わず「対句を其の主要なる部分となしたる文章」（九頁―一〇頁）であり、文の主要部に對句が用いられているかどうかで駢文か散文かを区分している。ここに於いて散文とは駢文に對する、要するに文の主要部に對句が用いられていないものを指すのであり、一般に韻文に對する散文―即ち不押韻の文を指す―とは異なることは注意しなければならない。この氏の定義に従えば、『典座教訓』は（平仄や押韻を問わなければ）随處に對句が用いられており、この点において駢文と言ふことができると考えられる。

また、道元禪師の著作を見ても、例えば『普勸坐禪儀』は「全体が形の整つた」四六文であることが、秦慧玉氏や熊谷忠興氏により指摘されており（二）、道元禪師が駢文に造詣が深かつたことは明らかである。従つて、もちろん、文章中には右記に述べるところの散文的自由句法が用いられる「文意の展開」等に該当する部分が存在することは否定できないが、意味を考えて明らかに無理のある解釈でなければ、全体として駢文の様式が用いられている文章である以上、形式を重視して読むのが漢文の読みとしては適切であると考ええる。

本論文では、先述の通り、従来からその存在は知られてはいたが、現在刊行されている著作の多くで底本として取り扱われていない、より書写年代が古い文龜本を参照することにより、『典座教訓』の訓読をより自然な漢文的読解により再考することを試みた。

一―三、略号と凡例

以下に、本論文における略号および凡例を掲げる。

文龜本Ⅱ『永平寺史料全書』禪籍篇第一卷（大本山永平寺、二〇〇二年）

寛本Ⅱ『日域曹洞初祖道元禪師清規』（京都婦屋林伝左衛門、寛文七年（一六六七））

冠註Ⅱ『校訂冠註永平清規』（京都柳枝軒、寛政六年（一七九四））

増註Ⅱ古田梵仙増冠傍註『増冠傍註 永平元禪師清規』（京都出雲寺文二郎、明治一七年（一八八四））

青本Ⅱ『道元禪師全集』第六卷（春秋社、一九八九年）二二二五頁

緑本Ⅱ『原文対照現代語訳 道元禪師全集』一五（春秋社、二〇一三年）

紀要（上）・（中）・（下）Ⅱ『宗学研究紀要』第二十八・二十九合併号所収「典座教訓」の注釈的研究（上）（曹洞宗総合研究センター、二〇一六、二八三～三一頁、同第三十二号所収「典座教訓」の注釈的研究（中）（同、二〇一九、九五～一二八頁、本

号所収「典座教訓」の注釈的研究（下）」（本紀要、八三～一二頁）

聞解Ⅱ面山瑞方（一六八三～一七六九）『典座教訓聞解』（貝葉書院（後印）、昭和六年（一七六九））

講談社本Ⅱ中村璋八・石川力山・中村信幸訳注『典座教訓・赴粥飯法』（講談社学術文庫、一九九一年）

※合略仮名と繰り返し仮名はカタカナに改めた。冠註は「佗」に作るが、本論文では「他」で統一した。

※【文龜本】の下には冠註との校異を書くが、この校異は既に紀要において指摘済みであり、本論文内では確認のために書くものである。

※寛本および冠註については、紀要では題簽の名称を用いてあるが、本論文では内題の名称に改めてある。

二、『典座教訓』の漢文の読み方

本論文では、「従来の訓読に擬議を呈する」という性質上、敢えてまず冠註の文章を掲げて従来の訓読を示した上で、文龜本のそれらと比較して、私見を述べるといふ形式を取りたいと思う。

(1) 打得了護惜之如眼睛保寧勇禪師曰護惜眼睛常住物敬重之如御饌草料生物熟物俱存此意

冠註訓読・打得了^テ護^ニ惜^ス之^ヲ如^ニ眼^ニ睛^ヲ保^ニ寧^ス勇^ノ禪^ノ師^ハ曰^ク護^ニ惜^ス眼^ニ睛^ヲ常^ニ住^ス物^ヲ敬^ニ重^ス之^ヲ如^ニ御^ノ饌^ヲ草^ノ料^ヲ生^ニ物^ヲ熟^ス物^ヲ俱^ニ存^ス此^ノ意^ヲ

『典座教訓』の漢文的読解について（角田）

饌草料^ヲ。生物熟物。俱^ニ存^{セヨ}此^ノ意^ヲ。（三〇）

青本…打得し^{らば}、これを護惜すること眼睛のごとくせよ。保寧の勇禪師曰く、眼睛なる常住物を護惜せよと。これを敬重すること御饌草料のごとくせよ。生物熟物、俱にこの意を存せよ。（三―五頁）

緑本…打得し^{らば}、これを護惜すること眼睛の如くせよ。保寧の勇禪師曰く、眼睛なる常住物を護惜せよと。これを敬重すること、御饌草料の如くせよ。生物、熟物、俱にこの意を存せよ。（四頁）

【文亀本】冠註の「生物熟物」を文亀本は「熟物」に作る。

打得し護惜之如眼睛保寧勇禪師曰護惜眼睛常住物敬重之如御饌草料熟物俱存此意

紀要（上）…打得し^{らば}、これを護惜すること眼睛の如くせよ。保寧勇禪師曰く、「眼睛なる常住物を護惜せよ」と。これを敬重すること御饌草料のごとくせよ。熟物とともにこの意を存せよ。（二―一頁）

「御饌」とは、「（御饌米の略 饌米の尊敬語）（『広辞苑第六版』一〇二〇頁）「高貴な人の、食べ物。召し上がり物。みけ。」（『日本国語大辞典』第六卷二四五頁、日本大辞典刊行会 一九七三）とあり、神様に供えるお米、あるいは高貴な人が食べる食事のことである。「草料」とは「まぐさ」（諸橋轍次『大漢和辞典』卷九一六五二頁、大修館書店、一九五八）であり、馬や牛の飼料のことである。「熟物」とは、「熟」がうれる・成熟するの意の他に、火を通して食べる・煮るの意があることから、煮物のことを指すと考えられる。

各本の注釈を見てみると、間解には「コレハ供養三毒ノ物子ナレハ天子ノ供御ト同前ニ敬重セヨトナリ」（三ウ）とあり、「御饌草料」を「天子ノ供御」つまり天子の御膳と解釈しているが、「御饌」の意味はこれで良いとしても、「草料」の意味は全く無視されている。冠註および増註には注釈はない。青本には「○御饌草料―天子に差し上げる食膳の材料」（四頁）とある。「御饌」を「天子に差し上げる食膳」、「草料」を「材料」と解釈しているのだらう。緑本には「御饌草料」「御饌」は天子に差し出される御膳、「草料」は食材。（二二〇頁）とあり、これも青本と同じ解釈である。講談社は「○御饌草料―饌は飲食物。あたかも天子が召しあがる食べ物のように、大切に扱うこと。草料は副食物。」（二八頁）とあり、草料を副食物という解釈をしている。

「御饌草料」という用例は、管見の限り、この部分以外に見ることはできず、「草料」を食材・材料と説明している辞書も

〔典座教訓〕のこの箇所を用例としているもの以外に、見ることができない。

文の構造の面から検討してみよう。「保寧勇禪師曰」の部分は引用箇所であり、これは直前に「護惜之如眼睛」と言っていることを受けて、「護惜」と「眼睛」について言及した古人の説示を引用しているのである。「曰」がどこまで掛かるかであるが、これは従来の出典研究にもある通り、典拠が不明の箇所ではあるが、「曰」以下の「護惜眼睛常住物」の平仄を調べると、「護惜眼睛常住物」となっており、七言絶句の一聯の要件を満たしているため、この部分までで一聯を引用していると考えて良いだろう。よって、文の構造を考える上では括弧で括ってしまつて構わない。すると、「護惜之如眼睛」と「敬重之如○○」が、品詞を見ると対句の關係になつてゐることがわかる。（両者の「之」はともに指示代名詞である。）では、「護惜之如眼睛」と「敬重之如○○」を対句と見た時、○○に入るのにふさわしいのはどの文字までであらうか。まずは單純に文字数だけみれば、二文字であり、「御饌」までが「如」の係る部分として見るのが自然であらう。たしかに、冠註のように「敬重之如御饌草料生物熟物俱存此意」とあれば、「生物熟物」を「俱」の示す二つのものとして見るのも形が良く、「御饌草料」と「生物熟物」が四字四字であり、「これを敬重すること御饌草料の如くせよ。生物熟物、俱にこの意を存せよ」と読むこともできるが、文龜本では「生物」が無く、「如」が指すのは「眼睛」との対句として「御饌」のみと考えるのが自然だろう。これにより、「草料熟物」と「俱存此意」が四字四字となり、文の形として良いものとなり、その結果、「俱」の示している二つが「草料」と「熟物」であると考えられ、内容としても適切な解釈ができるのである。

すなわち、図示すると、以下のようになる。

打得了 — 護惜之如眼睛。保寧勇禪師曰、護惜眼睛常住物。 — 草料熟物俱存此意。
敬重之如御饌。

以上の形式に従つてこれを訓読すると、以下のように読むのが適切であらう。

打得了らば、これを護惜すること眼睛の如くせよ。保寧勇禪師曰く、「眼睛なる常住物を護惜せよ」と。これを敬重すること御饌の如くせよ。草料、熟物、俱にこの意を存せよ。

この訓読（即ち御饌と草料の間で区切る方法）は、管見の限り、従来の研究にはない新しい訓読である。

(2)然則雖向麤全無怠慢雖逢細彌有精進切莫逐物而變心也逐物而變心順人而改詞是非道人也

冠註訓読…然^{アレハ}則^レ雖^レ向^{フト}麤^ニ全^ク無^ク怠^マ慢^{ナク}。雖^レ逢^フ細^ニ彌^ハ有^ル精^シ進^ニ。切^ニ莫^ク逐^テ物^ヲ而^テ變^{ヘル}心^ヲ也。逐^テ物^ヲ而^テ變^{レン}心^ヲ。

順^レ人^ニ而^テ改^ム詞^ヲ。是^レ非^ニ道^ニ人^ニ也。（六オ）

青本…然あれば則ち麤に向うと雖も全く怠慢なく、細に逢うと雖も、いよいよ精進あるべし。切に物を逐うて心を変ずることなかれ。物を逐うて心を変じ、人に順つて詞を改むるは、これ道人にあらざるなり。（九頁）

緑本…然れば則ち麤に向かうと雖も全く怠慢無く、細に逢うと雖も弥よ精進有り。切に物を逐うて心を変ずること莫かれ。物を逐うて心を変え、人に順いて詞を改むるは、是れ道人に非ざるなり。（九頁）

【文龜本】

然則雖向麤全無怠慢雖逢細彌有精進切莫逐物而變心順人而改詞是非道人也

紀要（上）…然れば則ち麤に向うと雖も全く怠慢無く、細に逢うと雖も、弥よ精進有るべし。切に物に逐うて心を変ずること莫れ。（物に逐うて心を変じ、）人に順じて詞を改むるは、是れ道人に非ざるなり。（三〇一頁）

紀要の校異にも指摘のある通り、寛本以降には「逐物而變心」が二回書かれているが、文龜本には一回しかない。「逐物而變心」と「順人而改詞」が対句になっているのは、形を見ても意味を取っても明らかであり、従来もこのような読みがされていた。従来は「逐物而變心」が二回書かれていた文で読みがされていたため、「切莫」は一回目の「逐物而變心」のみに係り、二回目の「逐物而變心」と「順人而改詞」が「是非道人也」に係っていた。従来の読みの構図を図示すると、以下ようになる。

然則 — 雖向麤全無怠慢 — 切莫逐物而變心也。
— 雖逢細彌有精進 — 逐物而變心 — 是非道人也。
— 順人而改詞 —

だが、文龜本のように「逐物而變心」が一回の文になると、対句関係が従来の読みとは変化し、「切莫」が「逐物而變心」と「順人而改詞」まで係る構図の方が対句としては自然な読みになる。図示すると、以下ようになる。

然則――雖向龜全無怠慢――切莫――逐物而變心――是非道人也。

雖逢細弥有精進――順人而改詞――

紀要では従来の読みが尊重されたのであろうか、一回目の「逐物而變心」のみが「切莫」に係る部分とされ、文亀本に無かった二回目の「逐物而變心」が寛本以降によって補われ、「順人而改詞」が「是非道人也」に係るように訓読されている。以上より、文亀本を尊重すれば、この箇所は以下のように読むのが適切であると考ええる。

然れば則ち、龜に向うと雖も全く怠慢無く、細に逢うと雖も弥よ精進有るべし。切に物を逐うて心を変じ、人に順じて詞を改むること莫れ。是れ道人に非ざるなり。

(3) 然而審細弁肯之時下視古先之理定有之也

冠註訓読…然^{アレドモ}而審細弁肯之時^ハ。下^ニ視^{スル}古先^ノ之理。定^テ有^リ之也。(六ウ)

青本…然あれども審細に弁肯する時は、古先を下視するの理、定んでこれあり。(九頁)

緑本…然^{しかれ}而ども審細に之を弁肯する時は、古先を下視するの理、定めて之れ有るなり。(二〇頁)

【文亀本】冠註の「定有之」を文亀本は「定有之有」に作る。

然而審細弁肯之時下視古先之理定有之有也

紀要(中)…然れども審細に之を弁肯する時、古先を下視^{あし}するの理、定めて之れ有るなり。(九九頁)

紀要では、校異でも指摘した通り、冠註等には無い「有」を衍字と解釈して訓読した。

さて、この箇所は対句関係が難しい。なぜならば、文亀本と冠註で異なる「有」の有無によって考えられる対句が異なってくるからである。まずは冠註のように「有」が無い場合を考えてみると、

然而――審細弁肯之時――定有之也
――下視古先之理――

のようになる。これを文亀本のように「定有之有」と見ると、

然而審細弁肯之時、下視 — 古先之理 — 也
 定有之有 —

といった対句関係があると見ることもできる。この場合、「審細に弁肯の時」と読むか、あるいは「審細に之を弁肯する時」と読むかの両方の読みが可能になるが、いずれにせよ、「古先之理」と「定有之有」が対句となっていると考えられる。「下視古先之理」の「之」は諸本共通して「古先を下視するの理」と修飾の助詞として解釈しているため、「定有之有」の「之」も修飾助詞の「の」と解釈すべきだろう。すると「定有の有」のとはどういう意味であろうか。「定有」とは「絶対的に有ること」（中村元『佛教語大辞典』東京書籍、一九八一、七四七頁）であることから、「定有の有」と解釈するならば、これは存在の有無の「有る」という状態を言っていることになる。

ところで、この前段の意味を考えると、「今の人は昔の人に比べて劣っているため、同じ金銭でより良いものを作ろうというのは大変難しいことである」といった内容である。（※「殊劣」は文亀本に従って解釈「しかし」、「理」（道理）と「有」（存在）を下視するのである。」というのでは、意味が取れない。また、この後には「此理必然猶未明了」と続き、「理」は述べられているが「有」は述べられていない。これらのことから、当部分において「理」と「有」が対句となっていると解釈するのは無理があると考ええる。従って、文の形式を重視した上で意味を解釈するならば、「定有之有」の二文字目の「有」は、寛本以降のように、衍字と解釈するのが妥当であると考えられる。

では、「審細弁肯之時」と「下視古先之理」が対句となっているとするとするならば、どのように読むのがより適切であろうか。ここで注目すべきは二カ所にある「之」の解釈である。「下視古先之理」の「之」は、先述の通り、修飾助詞の「の」であるが、問題は「審細弁肯之時」の「之」の解釈である。緑本は「審細に之を弁肯する時」と「之」を代名詞として解釈している。青本は「之」を修飾の助詞として解釈していると考えられるが、「の」とは書いていないため、やや不明瞭である。緑本の解釈に従うと、「之」はその前部分の「其運心道用為体者豈得齊肩者哉」を指しているということである。たしかに、このように「之」を解釈することはできるが、「之」を代名詞として取ると「審細弁肯之時」と「下視古先之理」と品詞上対句ではなく

なってしまうが、ここは文字の数と並びどちらを見ても明らかに対句であり、「之」は修飾の助詞と解釈して内容的にも無理がないため、修飾の助詞と解釈するのが適当だろう。

従って、この箇所は以下のように読むのが適切であると考える。「(紀要(中)は筆者も関与したが、筆者の意見は反映されなかった。)」
然れども審細に弁肯の時、古先を下視するの理、定めてこれ有るなり。

(4) 神通及変化仏事及利生者也

冠註訓読…神通及_レ変化。仏事及_レ利生_{スル}者ナリ也。(六ウ)

青本…神通および変化、仏事および利生するものなり。(九頁)

緑本…神通の変化に及び、仏事の利生に及べばなり。(二〇頁)

【文亀本】冠註の「及」を文亀本は「乃」に作る。

神通及変化仏事乃利生者也

紀要(中)…神通_{じんとう}の変化_{へんげ}に及び、仏事の利生_{りしよう}に及べばなり。(九九頁)

この前段を見てみると、「拈一茎葉作丈六身、請丈六身作一茎葉」となっているが、この両句は明らかに対句である。また、当該部分を見ても「神通及変化」と「仏事及利生」が形式的には対句と見ることが可能である。そこでまずは「仏事」と「利生」の間にある文字が、文亀本の「乃」が妥当なのか、あるいは寛本以降の「及」が妥当なのかという問題であるが、これは内容から判断する他になさそうである。「乃」も「及」も形は似ており書写の段階では誤写もあり得るが、(とは言っても文亀本は明らかに「乃」と書かれているが)「神通及変化」との対句と考えれば、「仏事及利生」とした方がよさそうである。

今、「乃」にも「及」にも動詞と接続詞の両方の用法が存在するが、それぞれの品詞で語の示す方向が若干変わってくる。例えば動詞とした場合、「乃」は断定や類似を示す、いわゆる「Ⅱ(イコール)」の意であるのに対し、「及」は「及ぶ」即ち「↓(前語から後語への変化)」を示すものである。あるいは接続詞で読むと、「乃」は「すなわち」いわゆる「↓」の意であり、「及」は「および」いわゆる「&」の意である。図示すると以下になるが、それぞれ意味が通る文章になるとは考えにくい(一)内は試訳。

・（動詞）神通↓変化、仏事⇌利生（「神通力が自由自在な力になるのは、仏事が衆生利益であるからだ。」）

・（接続詞）神通&変化、仏事↓利生（「神通力も変化も、仏事をしやつと衆生利益になる者だ。」）

また、品詞の対応を無視して読む方法もあり得るが、無視して読んだからといって明快に意味が通る文章とも考えられない。以上のような内容考察により、この箇所は寛本以降のように「仏事及利生」と解釈した方が良いと考える。

聞解には、この前段の「如是調和」以降の部分について、「ココノ一眼ハ一莖菜ヲ見ル兩眼ハ丈六身ヲ見ルコノ眼ヲ開ケハ神通モ変化モ自在無碍ナル仏境界ニテ度衆生ノ力ヲ具ルナリ」（二一ウ）とある。この解釈を見ると、「神通及変化」は神通と変化をする自由自在な仏の空間、その場所において「仏事及利生」すなわち度衆生する力が具わっているということである。聞解には「利生」の下に「スル」というフリガナが振つてあるため、「仏事及び利生する者なり」と読んでいいると考えられる。冠註も青本もこれと同様の読み方であると見て良いだろう。「神通及び変化」を場所と見ているため、敢えて補充しながら読めば「神通および変化において、仏事および利生するものなり」という様になるうか。このように訓読するのであれば、聞解の解釈は考え得る限りの最も妥当なものであるが、原文に対して補っている部分が多すぎ、原文を自然に解釈したというよりは、訓読に合わせて何とか解釈したという感が否めない。

では、先述の通り、文亀本の「乃」は「及」の誤写であると考え、「神通及変化仏事及利生者也」と考えた場合はどのように読むのが適切であろうか。この部分で重要なのは「及」の読み方、つまり「及」は「及び」という接続詞として見た方が良いのか、それとも「及ぶ」という動詞と見た方が良いのかという問題である。結論から言うと、ここは「及ぶ」という動詞で見た方が良いと考える。

冠註の読みだと「及」を接続詞、すなわち「&」の意味で取っている。

形式の面から考えると、前段は「拈一莖菜作丈六身」と「請丈六身作一莖菜」が対になり、この部分は「神通及変化」と「仏事及利生」が対になっていると言いうことができる。図示すると左記のようになる。

拈一莖菜作丈六身	神通及変化	者也。
請丈六身作一莖菜	仏事及利生	

紀要(中)一〇一頁では、対句の形式上の理由しか述べられていないが、現代語訳を考えても、「神通力が自由自在な力となり、仏事が衆生利益となるからである」となり、意味もよく通る。その上、「者」も「神通及変化仏事及利生」が「拈一茎菜作丈六身、請丈六身作一茎菜」の条件句であることを示す語であると位置づけることができるのである。

従って、この箇所は紀要(中)の通りに読むのが適切であると考ええる。

(5) 經一日夜調弁齋粥無虛度光陰有実排備挙動施為自成聖胎長養之業退歩翻身便是大衆安樂之道也

冠註訓読・經一日夜^ヲ。調^ニ弁^シ齋粥^ヲ。無^ニ虚^ク度^ル光陰^ヲ。有^ニ実^ニ排備^ヲ。挙動施為^ス。自成^リ聖胎長養^ノ之業^ト。退歩翻身^{セハ}。便是^レ大衆安樂^ノ之道^{ナリ}也。(七ウハオ)

青本…一日夜^{にちや}を経、齋粥^をを調弁^すし、虚しく光陰^をを度ることなかれ。実の排備^をあらば、挙動施為^を、おのずから聖胎長養^をの業と成らん。退歩翻身^をせば、便ち^{すなわ}これ大衆安樂の道なり。(二二頁)

緑本…一日夜^をを経、齋粥^をを調弁^し、虚しく光陰^をを度ること無かれ。実の排備^を有らば、挙動施為^を、自ら聖胎長養^のの業と成り、退歩翻身^を、便ち^は是れ大衆安樂の道なり。(二二頁―二三頁)

【文龜本】冠註の「度」は文龜本に無し。

經一日夜調弁齋粥無虛度光陰有実排備挙動施為自成聖胎長養之業退歩翻身便是大衆安樂之道也

紀要(中)…一日夜^をを経、齋粥^をを調弁^し、虚しい光陰^{無く}、実の排備^を有らば、挙動施為^をは、自ら聖胎長養^のの業と成り、退歩翻身^をせば、便ち^は是れ大衆安樂の道なり。(二〇六頁)

「挙動施為自成聖胎長養之業」と「退歩翻身便是大衆安樂之道」は、①文字数、②品詞、③意味どれを取っても対応しており、両者が対句の関係にあることは明らかである。細かく見れば、「挙動施為」S(主語)、自成聖胎長養之業「P(述語)」「退歩翻身」S、便是大衆安樂之道「P」の関係にある。この時点で、「經一日夜調弁齋粥無虛度光陰／有実排備挙動施為自成聖胎長養之業／退歩翻身便是大衆安樂之道也」と文を区切っている青本の解釈は不適切ということになる。

前半部分を見てみると、冠註の「無虚度光陰」と「有実排備」は文字数が異なるために対句の関係には見えない。しかし、文龜本では「無虚度光陰」の「度」の字はなく、「無虚光陰」となっている。そのため、「無虚光陰」と「有実排備」について

対句の關係と考えることができる。『典座教訓』にもこの後の部分に「虚度光陰」の語があり、あるいは『参同契』の「光陰莫虚度」に引かれたのであろうか、寛本以降の版本では「無虚度光陰」となっている。紀要（中）の当部分は筆者が担当したが、その註記でも記したとおり、「これについては、「無虚光陰」と「有実排備」が、「無」と「有」の対、「虚」と「実」の対、構文上の対という対句になっているため、「度」がない文亀本に従って読むのが適切と考えられる。」（二〇七頁）となる。図示すれば、以下になる。

經一日夜、調弁齋粥、

「	無虚光陰	」	「	拳動施為、自成聖胎長養之業	」	也
有実排備	「	退歩翻身、便是大衆安樂之道	」			

この部分については、より古い写本の文亀本を底本にすることにより、より自然な対句の文体と考えることができ、従来の版本を底本とする訓読とは異なる、より良い解釈が可能となったと考える。従って、この箇所は紀要（中）の通りに読むのが適切であると考ええる。

(6) 不見麼漿水一鉢也供十号今自得老婆生前之妙功德菴羅半果也捨一寺今能萌育王最後之大善根授記萌感大果雖仏之縁多虚不如少实是人之行也

冠註訓読…不見麼漿水ノ一鉢モ。也供シテ十号ニ今自得老婆生前ノ妙功德ヲ。菴羅ノ半果モ。也捨シテ一寺ニ今能萌育王最後ノ大善根ヲ。授記萌感大果ヲ。雖佛ノ之縁ト。多虚不レ如少實。是レ人之行ナリ也。（二一ウー一二オ）

青本…見ずや、漿水の一鉢もまた十号に供じておのずから老婆生前の妙功德を得、菴羅の半果もまた一寺に捨して、能く育王最後の^{おの}大善根を^{きこ}萌し、記^き萌を授かり、大果を感じ^はぜり。仏の縁と雖も、多虚は少実^はに如かず。これ人の行なり。（二七頁）

緑本…見ずや、漿水の一鉢も也た十号に供して、老婆の生前の妙功德を自得し、菴羅の半果も也た一寺に捨して、能く育王の最後の大善根を萌さしむるを。記^き萌を授かり大果を感じ^はずるは、仏の縁と雖も、虚多きは実少なきに如かざるは、是れ人の行なり。（一九頁～二〇頁）

【文龜本】

不見廢漿水一鉢也供十号兮自得老婆生前之妙功德菴羅半果也捨一寺兮能萌育王最後之大善根授記萌感大果雖仏之縁多虚不如少实是人之行也

紀要（下）…見ずや、漿水の^{しやうすい}一鉢^まも也た十号に供して、自ら老婆生前の妙功德を得、菴羅^{あんら}の半果も也た一寺に捨^{おのずか}して、能く^よ育王最後の大善根を萌^もし、記^き別^{べつ}を授かり、大果を感ず。仏の縁と雖も、多き虚は少なき実^まに如かず。是れ人の行なり。

（八七頁）

この前半部分は「漿水一鉢也供十号兮、自得老婆生前之妙功德」「菴羅半果也捨一寺兮、能萌育王最後之大善根」が対になっており、これは①文字数、②品詞、③意味どれを取っても明らかである。

後半部分であるが、結論から言うと、この部分は「授記萌感大果雖仏之縁」と「多虚不如少实是人之行」を対にして読むのが適切ではないだろうか。冠註の読みでは「授記萌感大果」が前半に係るものとなっており、その他の部分は「雖仏之縁多虚不如少实、是人之行也」となっている。寛本には訓点が付されているが、この訓点だけでは「授記萌感大果」で切るのか、あるいは「授記萌感大果雖仏之縁」までで切るのかは判然としない。この部分は、聞解にも「授記萌感大果」と「雖仏之縁多虚不如少实是人之行也」がそれぞれ見出しとなって注釈が付されていることから、聞解の解釈を取ったものであろう。聞解の「授記萌感大果」には「上ノ三字ハ老婆ニカカル下ノ三字ハ育王ニカカル」とあることから、従来は「老婆生前之妙功德―授記萌」「育王最後之大善根―感大果」と解釈されており、これにより「授記萌感大果」の下で区切りがあるように考えられていた。

筆者も上記「授記萌感大果」の対応関係には全く異議がないが、文の形式を考えた時には「授記萌感大果雖仏之縁」と「多虚不如少实是人之行」を対句と考えた方がよいのではないだろうか。まずはわかりやすい部分として、「雖仏之縁」と「是人之行」の対句が挙げられる。これらは①文字数、②品詞、③意味の全てにおいて対句と言える。上の「授記萌感大果」と「多虚不如少实」だが、これは文字数においては同じ六文字で対となっているものの、品詞は対になっておらず、意味は多少の吟味が必要である。従来の出典研究から言われている通り、「多虚不如少实」は雲門の語として『景德伝灯録』巻一九に出てくるが、同巻二八や『碧巖録』第一九則本則評唱に所収の汾陽無業（七五九―八二〇）の説示にも同語が登場することには言及してお

きたい。雲門の語は初心の参学者に對し、空しく人の説を記すことなく、「精神に著く」ことを求めているものであり、無業の語は「之（心印）を得る者は、愚と智と、凡と聖とを揀ばず。且つ多き虚は少なき実不如かず。」（碧巖錄（上）二五八頁）とある。ここは字義通りに「偽物に多く接するよりも、わずかも本物に接した方がいい」と解釈しよう。

さて、「雖仏之縁」と「是人之行」だが、この「雖…、是…」は構文として前節の内容を反転させて後節を述べるといった役割がある。ここでは、供養物色を調弁する術として、物の細や麁にとらわれずに深く真実の心や敬重の心を持つことが重要とした上で、「授記萌感大果」の縁」という例えどんなに小さな事でも仏の縁となり得るのであるというその一方で、それでもこの人の世に於いてはやはりまがい物には触れない方が良いということ述べていると考えられる。この他に、『典座教訓』における「雖…、是…」の例としては次のものがある。（訓読は例として紀要（下）のものを挙げる。）

耆年晩進其形雖異、有智愚曠僧宗是同。〔耆年と晩進と、其の形異なると雖も、有智も愚曠も、僧宗是れ同じ。〕（九三頁、九四頁、波線太字筆者）

ここでは「耆年」と「晩進」が「其の形」において「異なる」ことと、「有智」も「愚曠」も「僧宗」という点において「同じ」であることが述べられており、両者が「雖…、是…」の構文によってつながることにより、前者が反転されて後者が述べられているという関係性になっている。

以上より、この部分の構図を図示すると、以下ようになる。

不見塵

「漿水一鉢也供十号今自得老婆生前之妙功德」授記萌感大果雖仏之縁
「菴羅半果也捨一寺兮能萌育王最後之大善根」多虚不如少实是人之行也

右図を最もよく反映しているのは例示した訓読の中では緑本である。従つて、この箇所は緑本に近いが、以下のように読むのが適切であると考ええる。（紀要（下）は筆者も関与したが、筆者の意見は反映されなかった。）

見ずや、漿水の一鉢も也た十号に供して、自ら老婆の生前の妙功德を得、菴羅の半果も也た一寺に捨して、能く育王の最後の大善根を萌さしむるを。記別を授かり大果を感じるは仏の縁と雖も、多き虚は少なき実不如かざるは是れ人の行なり。

(7) 応知雖他未曾発心兮若見一本分人則行得其道雖未見一本分人兮若是深発心者則行膺其道

冠註訓読… 応^ニ知^ル雖^ニ他^ニ未^タ曾^テ発^ス心^セ兮。若^シ見^ハ一^ノ本^分人^ヲ。則^レ行^ニ得^{セン}其^ノ道^ヲ。雖^レ未^タ見^ハ一^ノ本^分人^ヲ兮。若^シ是^レ

深^ク発^ス心^セ者^ハ。則^レ行^ニ膺^{セン}其^ノ道^ヲ。(一四〇)

青本… 応に知るべし、他未だ曾つて発心せずと雖も、もし一りの本分人に見えは、則ちその道を行得せん。未だ一りの本分人に見えずと雖も、もしこれ深く発心すれば、則ちその道を行膺せん。(二二頁)

緑本… 応に知るべし、他、未だ曾て発心せずと雖も、若し一の本分人に見えは、則ち其の道を行得し、未だ一の本分人に見えずと雖も、若し是れ深く発心すれば、則ち其の道を行膺せん(二三頁)

【文龜本】「未見」と「本分人」の間に後筆と思われる「一」がある。

応知雖他未曾発心兮若見一本分人則行得其道雖未見本分人兮若是深発心者則行膺其道

紀要(下)… 応に知るべし、他未だ曾て発心せずと雖も、若し一の本分人に見えれば、則ち其道を行得す。未だ一の本分人に見えずと雖も、若し是れ深く発心すれば、則ち其道を行膺せんことを。(九八頁)

ここでは、「未見」と「本分人」の間にある「一」についてが問題となっている。これは内容としては大きな違いではないが、文字数が異なってくるため、対句の関係としては決して小さな違いではない。まず始めに、この箇所を対句の関係で図示すると次のようになる。

応知 ─ 雖他未曾発心兮若見一本分人則行得其道

└ 雖未見本分人兮若是深発心者則行膺其道 ─

「雖」「兮」「若」「則」など、複数の語が同じ箇所に通していることから、「雖」以下の二節が対句であると考えられる。ここで後半部分の「若く道」までは諸本の間で字の異同もなく、①文字数、②品詞、③意味も対になっているため、対句というのは明らかである。ここでは読みの細かい部分になるが、「者」は「レバ」という条件節を示す意味と「もの」という人やモノやコトを指す意味があるが、ここでは「一本分人」との対句から、人を指す意味を明示してもよいのではないだろうか。なお、聞解では「若是深発心者」とあるため、「者」は条件節を示す意味で取っているようである。但し、直後で「則」とあるこ

とから、「若是深発心者」が条件節であることは従来の解釈と変わりない。

そして、前半部分の「雖く兮」までの間に、右に示したように、文亀本と寛本以降の版本との間に異同が確認できる。ここでは先述したように、後筆と思われる「一」が問題となるが、挿入語の揭示方法について、改めて確認してみると、文亀本は一行一四文字の構成であるが、その八字目と九字目の間に「一」の字が書き込まれる形になっている。文亀本には他にも挿入語の部分があるが、他の部分の挿入方法は右に斜線を引き、上または下に文字が書かれている方法となっており、この部分の方法は他の部分の揭示方法とは異なっている。

前半のその他の部分を見ていくと、「雖く兮」は文字数は同じだが、その中の節の構造はやや異なってくる。その結果、両者に共通の否定詞「未」の位置が異なってしまうているが、この部分についてはわざわざ「兮」の助字が書かれていることから、対句と見てしまつて問題ないと考ええる。そして、ここに「本文人」の前に「一」が入ると、その前の「若見一本分人」の「一本分人」を受けることにはなるが、ここは「兮」が書かれていることから考えても、文字数を重視した方が良いと考ええる。

そして、「応知」がその二つの節にかかっている構図になっている。従つて、ここでは紀要（下）の読みをそのまま引きつても、「一」は本文にないものとして（即ち挿入がない文亀本通りに）読んだ方が適切と考ええる。

応に知るべし、他未だ曾て発心せずと雖も、若し一の本分人に見えれば、則ち其の道を行得す。未だ本分人に見えずと雖も、若し是れ深く発心する者なれば、則ち其の道を行膺せんことを。

余論その一…形は似ているが、対句になっていない例

(8)若使彼猿馬一旦退歩返照自然打成一片是乃被物之所転能転其物之手段也

ここでは、諸本間の比較対校を目的とするものではないため、紀要の訓読のみを載せる。

紀要（中）…もし彼の猿鳥をして一旦退歩返照せしめば、自然に打成一片ならん。これ乃ち物の所転を被るとも能くその物を転ずるの手段なり。（九九頁）

この箇所では、文の構造を考えると以下のようなになる。

若使彼猿馬一旦退歩返照自然打成一片。是乃被物之所転也。

「能転其物之手段」

問題になるのは、この後半部分である。「是乃被物之所転」と「能転其物之手段」は①文字数は同じ③意味的には対句であり、「転」や「物」「之」といった共通の字、「能転」と「所転」といった対になる語がある点においても対句の要素は数多く見られる。しかし、②品詞は二節で一致せず、従って読み方も対句にはならない。

余論その2…後代の版本で文字が付加されたことにより、却って違和感のない訓読が可能になっている場合

(9)被引春声兮不遊春沢雖見秋色兮更無秋心

冠註訓読…被^レ引^カ春声^ニ兮不^レ遊^ニ春沢^ニ雖^レ見^ト秋色^ヲ兮更^ニ無^ク秋心^一（二七オ）

青本…春声に引かれて春沢に遊ばず、秋色を見ると雖もさらに秋心なし。（二五頁）

緑本…春声に引かるるも、春沢に遊ばず、秋色を見ると雖も、更に秋心無し。（二八頁）

【文亀本】冠註の「春沢」を文亀本は「春」に作る。

被引春声兮不遊春雖見秋色兮更無秋心

紀要（下）…春声に引かるるも、春沢に遊ばず、秋色を見ると雖も、更に秋心無し。（二〇九頁）

紀要（下）では従来の解釈と同様、文亀本の「春」一字では不自然とみなし、寛本以降の解釈に倣い「春沢」とした。この箇所は助字「兮」が入っていることから、対句であることが明らかである。虚字や字義は対句であることが明らかながらも、平仄は必ずしも対句または律詩の法則には一致しておらず、こちらの方面からの考察は目下手詰まりである。

「心」については、I前句の「被引春声兮不遊春」「雖見秋色兮更無秋」のかかる名詞の他、II次の「競四運於一景」「視銖兩於一目」により説明される語といった場合も考えられるが、その直前の部分に「無偏無黨心也」あるいは「所謂大心者」といった語の役割を説明する補助語があることから、これらの「也」や「者」といった語が何も入っていないこの部分については素直に従来の通り「秋心」という語として読んだ方が良いだろう。「秋心」は熟語や用例が存在しないものではない。

従って、この箇所は、「春」一字よりも「春●」二字の方が自然な形となり、●に「沢」を補った寛本以降の文の方が漢文的には自然な形となる。但し、「春沢」は「秋心」と同様に、熟語や用例としては存在するが、「沢」の字がどこからなぜ来たのか、という点については、今後の課題となるところである。

三、おわりに

本論文では、『典座教訓』の漢文的読解について、代表的なテキストを挙げてその相違を指摘した上で、私見を述べた。『典座教訓』が漢文で書かれた説示である以上、漢文の形式を踏まえた訓読がなされるのが本筋であり、その形式を離れての訓読がなされるためには相応の論証がされるべきだろう。（この点については、例えば道元禪師の他の和文著作の読まれ方であるとか、あるいは問処の道得といった、道元禪師の思想全体を通底する思考が求められる。）

本論文では、より書写年代が古い文亀本を底本にすることにより、より自然な漢文的読解が可能な部分を取り上げて、その読み方を論じた。これにより、そのいくつかの部分では、より漢文的に自然な読みをすることができるようになった。一方で、文亀本には見られなかった文字が寛本以降に付加され、その付加によってより漢文的に違和感のない読みが可能となっている部分もある。禅籍の中には、例えば『登山清規』のように、その書題はそのままとしつつも、後世の編集によって、その当時として文意や形式をより自然と考えられたものに、しかもそれ以前の形式を書き留めることなく、文章が変更されてしまっている例もある。『典座教訓』におけるこれらの付加は、その書写者が何らかの書籍から依用してなされたものなのか、（その場合は何の書籍から依用したのか）あるいは文亀本にも異本の存在が指摘されているように、現在我々が参照することのできない異本からの引用であるのか、異本の発見も含めてその研究が待たれるところである。

〔註〕

（１）鈴木虎雄『駢文史序説』（研文出版、二〇〇七）一三頁～一四頁

（２）秦慧玉「普勧坐禅儀の文体について」（『道元思想大系』8、同朋舎出版、一九九五、九九頁～一〇六頁）、熊谷忠興「天福本普勧坐禅儀提唱く対句偈頌文体の図表化」（二二）（九）（大本山永平寺「傘松」二〇一八年三月号～十一月号）

翻刻『拈評三百則方語解』(二)

——卷中第百二則～卷下第百三則——

秋津秀彰

凡例

一、本稿は、瞎道本光(一二二〇～一七七三)撰『拈評三百則方語解』三卷一冊の翻刻であり、卷中・下の全二百則分を収録した。巻上については、当紀要前号所収の拙稿「翻刻『拈評三百則方語解』(一)——巻上第一則～百則——」を参照されたい。

二、翻刻の底本として使用した『拈評三百則方語解』は、松ヶ岡文庫(神奈川県鎌倉市)が現蔵するもので、石井修道氏よりその写真を借用させて頂いた。この写真は、河村孝道氏が、石井氏を通じて、当時松ヶ岡文庫長の古田紹欽氏の特別許可を得て撮影されたものである。関係各位には誌して感謝申し上げます。

三、本書の書誌情報や採録語彙等については、河村氏が「松ヶ岡文庫蔵『拈評三百則方語解』管見」(松ヶ岡文庫研究年報)第三号、一九八九年二月)において詳細に紹介・論考

しているので、本稿では略した。

四、本書の内容の検討については、拙稿「瞎道本光の依用典籍と著作間の相互関係について——『拈評三百則方語解』を中心として——」(印度学仏教学研究)第六十七巻第二号、二〇一九年三月)を参照されたい。

五、改行位置は、原典の通りとした。一行で収まらない場合は、行末に「」を入れた。訓点については、一二点等における、対応する訓点がない場合もそのまま表記した。但し、写真の都合上、判読が困難な箇所内、本文中のものは□とし、訓点の場合は省略した。

六、丁数は、現在の装丁を尊重して一冊通しとし、各丁最後の行の末尾に「(一オ)」の様に表記した。

七、字体は、反切等の不都合がある場合を除き、原則として新字体に改め、「シテ」「コト」「ナリ」等の合字は開いて示した。□を除き、本文中の●や○等の記号は、全て原典に記されているものをそのまま表記したものである。

八、句読点は、原典に付されていないことや、改行位置を原典に合わせるため、付さなかった。

九、文字の挿入があつた場合はそれを反映して翻刻し、修正は見せ消ちとその右に正しい字を記した。

十、不明字の読解に当たっては、古田梵仙(？)(一八八九)編『冠註拈評三百則不能語』(明治十四年(一八八一)刊)を適宜参照した。

十一、則数が補記されている場合は、元々の位置を示した上で、他の部分と同様の文字の大きさ・位置に改めて配置した。以上の理由から、每半葉十二行、二十字の文字詰めとは異なる場合がある。

十二、則数が付されていない場合は、河村氏の前掲論文を参照しつつ、筆者の判断で補った。また、同一語の注釈が他の則でも行われている場合は、各注の末尾に付記した。そのような、底本にない文字を挿入したり、注記を付したりした場合は、全て()内に入れる形で表記した。

十三、刊本『拈評三百則不能語』との対照の便を図るため、『第一則(二丁表裏)』の様に、則数の下に『永平正法眼藏蒐書大成』十四(大修館書店、一九七六年八月)所収、明和四年(一七六七)刊本の該当部分の丁数を付記した。この丁数は、『拈評三百則不能語』の上・中・下冊毎に改めた。

十四、本稿で付した注記の中には、『方語解』と『大正蔵』等とを比較した場合、文字が異なっている場合に付したものも含まれる。これについては、『方語解』の参照資料の問題である可能性も考えられるため、瞎道が参照した『黄檗版大蔵経』等の原典や、他の瞎道著作中の記載との比較を行うことが必要である。この問題については、前掲拙稿で論じたので、合わせ参照されたい。

十五、翻刻文中には、今日の人権思想からすると問題のある表現が記されている可能性がある。しかし本稿は、あくまで純粹に学術的研究を目的としたもので、差別を是認、あるいは助長する意図は一切ないことをお断りしておく。

●拈評三百則方語解

○第一則(二丁表裏)

説似不中^{縁カ}／＼似ハ音近^{全カ}示不中又俚語^{スルヲ}似不可^ニ為不中^ト
蕭參希通銀引^下在伝成公^ノ二年無能為役杜預^{中不}
中為之役便^ト余冬^{縁カ}余録曰漢^ノ高祖与^ル太子^ニ手敕内^ニ已^ニ
有^ニ不中立^ノ之語^ニ非^ニ自^レ晋始^ニ也^ト上^ニ宗余之中々花本邦
皆為之仲切音衆矢至^レ的曰^レ中之義^ニ二義共^ニ通
昭靈^ノ／＼先尼^カ之計世之所^レ知^ル堅周林中如来破竹^ス爾

後至^二中花^一教家祖室往々^{（隋カ）}隨此計^{（ワ）}是即正宗、學人
恁思吾恁思曰東宗祖弁道話即心是仏卷ノ中等破
斥^{スル}者也

〔偏邪〕 仏陀破斥薩迦耶是々其根本今此亦爾而^{（39オ）}

偏邪見ハ長阿含經第十二梵動品中云破本却本見
未却未見ノ所謂本却ハ過去時也本却ハ未來也未見ハ未
來斷見ナリ本却十八未見^二四十四合^{シテ}六十二也^一謂^二偏

邪^一破十四難モ亦在^二此中^一大乘義章第六中凡楮墟七
又法化義林章四之未開^{（ナ）}全說破^{（ス）}之切^{（ニ）}須^{（レ）}看尋^{（一）}

無異聞^{（一）}猶言^{（ホ）}無異見也所謂一器水瀉一器^{（ミ）}已論
語季氏異聞言同意別莫^{（二）}錯^{（一）}混同^{（スル）}

○第二則（二丁裏一丁裏）

〔作礼讃嘆〕 旧本作礼曰某甲已^{（二）}脱^{（一）}野狐身^{（一）}住^{（二）}在^{（一）}
山後^{（二）}敢告^{（一）}和尚^{（二）}乞依^{（一）}亡僧事例^{（二）}師令^{（一）}維那白椎^{（二）}告^{（一）}衆

云食後^{（二）}送^{（一）}亡僧^{（二）}大衆言議^{（ス）}一衆皆安^{（一）}涅槃堂又無^{（二）}病^{（一）}
人^{（一）}何故^{（二）}如是^{（一）}食後只見師領^{（二）}衆至^{（一）}山後^{（二）}嚴下^{（一）}以^{（レ）}杖指^{（二）}（39ウ）

出^{（ス）}一死野狐^{（二）}乃^{（一）}依法火葬^{（スル）}又而今^{（二）}三光為^{（一）}三學者^{（二）}單^{（一）}
作^{（二）}讚歎^{（一）}

○第三則（二丁裏一丁裏）

〔転側〕 詩経閨雎第三章三四悠悠哉転側反^{（転側カ）}

側伝悠ハ思也箋曰思^{（レ）}之哉思^{（レ）}之哉言ハ已^{（二）}誠思^{（一）}之臥而
不周日輓

〔重玄復妙〕 唐清凉澄觀国師花^{（ケ）}筌^{（ゴンキヤウ）}疏鈔玄談第二

野曰顯^{（二）}德相於重玄之門^{（一）}鈔結曰重々玄者亦即空
空也語借^{（二）}老子曰^{（一）}玄之又玄衆妙之門^{（二）}云云^{（一）}不位認

序云^{（二）}重玄復妙^{（一）}亦借^{（二）}語老子^{（一）}復重也

〔迅雷〕 不及六韜軍勢篇曰迅雷不及掩耳迅雷不
及瞋目亦准目又淮南子共略訓曰迅雷不^{（レ）}及^{（レ）}塞^{（レ）}耳

疾雷不^{（レ）}暇掩^{（レ）}目

○第四則（三丁表一丁裏）

〔枢機〕 易上繫辭伝曰言行君子之枢機謂弩牙^{（ナリ）}詮

枢機ハ制動之主孔子疏曰枢ハ謂^{（ク）}戸枢機謂弩牙^{（ナリ）}言ハ戸

枢之転或明或闇弩牙之発或中或不

少言大言 莊子齊物論

〔千歲檀義〕 尚書說命ノ下篇曰爾^{（ナ）}尚^{（ク）}ハ明^{（ニ）}保^{（レ）}予罔^{（レ）}俾^{（コト）}問

專^{（ニ）}美^{（一）}有商^{（二）}檀^{（一）}自專也而^{（シテ）}備^{（二）}湛然居士從容序

○第五則（四丁表）

〔夜間背手摸枕〕 観音ノ卷曰摸枕手者摸索也^{（ト）}云々

効^{（カ）}仏果^{（二）}手鳴呼^{（一）}

〔夜間ハクラキ道得也尚^{（ワ）}日裡看山ナク用千手千

眼ハ如人○子也別時^{（二）}アラズ^{（一）}只是^{（二）}レ千眼ノ時節ナク

如人ハ仏道ノ平常心ナレバ千眼ヲ皮肉トセリコニ

ヲ以テ譬喩ノミニアラズ枕子モ何形段ナク要

機ナルベクハ背眼スル要機ノアルカ独手眼ノ

辟曆スルカ

臂手千千摸枕万々 〳〵此周二句ハ不レモ避 摸索 〳〵而摹枕
子觀面通徧背手猶 曲肱 〳〵乎可レ知摹 枕現成 〳〵眼睛露
靈

仏手驢 羅胡野録上ニ軒南公凡見ハ僧ヲ必首問ス人也

尽有 〳〵生縁 〳〵作麼生 〳〵是上座生縁次問我手何ソ似ニ仏手ニ
我脚何似ニ驢脚ニ遂成三二偈 〳〵四相逢不免問ニ生縁ヲ一句
當ニ鋒ニ旨最玄ナリ 達磨少林遺 〳〵隻履 〳〵却 〳〵登葱嶺 〳〵不ニ虛伝 〳〵又

(41オ)

曰云々今叢林先仏手脚ニ而シテ後ニ生縁ニ殊乗ク創問ノ之旨ヲ
可レ知ル 弁明哉 〳〵此原 〳〵湖州報本ノ元和尚ノ録ノ次序ニ耳先

二偈者ハ元和尚ノ述也

〇第六則 (四丁表ノ裏)

得牛還馬 〳〵永平広録

存師也在 〳〵会元第五夾山伝師曰見性不レ留 仏ヲ悟

道不レ存 師又第三十卷青林虔禪師僧問正法藏祖

々相伝未審禾上伝ニ付ス何人ヨリ師曰靈苗生 〳〵有レ地大悟

不存師

(第七則、五丁表ノ裏)

光不 〳〵無著造ノ大莊嚴經論第四卷述品第十二之

一偈言説下有ニ二種ノ光ニ而無ニ一光之体ニ是故説ニ色等ノ

有体即無体ト釈曰説有二種光而無ニ二光体者此顯ス

(41ウ)

虛妄分別有テ而モ非ルコト 〳〵有何ヲ以故ニ有トハ者彼ノ二光顯ノ故非

有トハ者彼実体不可得ノ故是故ニ説色等ノ有体即無体トハ者

由ニ此義ニ故ニ説色等ノ有体無体 〳〵偈ニ言無体非無体即体

是故説ニ色等ノ無体無体無ニ二釈曰無体非無体即此レ顯ス

虛妄分別ノ非レテ有而有ニコトヲ 〳〵何以故非有トハ者彼ノ二光無レ体由ルカ

レ無ニキニ実体ニ故而有ハ者彼ノ二光非レ無レ体由ニ光顯現ノ故是故

説ニ色等無体無ニ二者由ルカ此義ニ故説ニ色等無体ト与レ体

而無レ有レルコト 〳〵又曰偈言自界及ニ二光痴ト共諸惑起釈曰

自界謂阿梨耶識ノ種子ナリ 〳〵二光ハ謂ク能取光所種光也

分別影事 〳〵大仏頂經第一卷〇阿難言如來現今

徴ス心ノ所在ニ而我以テ心ヲ推窮尋逐即能推者我將為レ心

仏言咄此非ニ汝カ心ニ阿難憂然トシテ避レ座空掌起立シテ白レ仏此

(42オ)

非ス我心ニ當ニ名ヲ何等トカ告白告ニ阿難ニ此是前塵虚忘ノ相想ニ惑ニ

汝心性ヲ由ニ汝無始ヨリ至ニ於今生ニ認レ賊為レ子失 〳〵汝元常ト故

為ニ輪轉ニ

〇第七則 (五丁裏ノ六丁表ノ八則)

離四純固 〳〵会稽円滂教乘法数第十二卷ニ問常

言離四句純百非 〳〵四句ハ者何ノ答但答ス或答ス一字ヲ便成ニ

四句ト且如ハ有無一対ト作ニ四句ト者有ト無ト亦有亦無非有

非無便是四句也問如何是而非答凡作ニ四句ヲ有ニ本

末ニ三世已起末記種成ニ百非ト皆非レ得レ真故曰ニ百非ト也

人云々凡ソ私見ヲ曰觀ト公所ヲ曰朝曰觀ト曰謁礼ニ大夫聘ニ

于他国ニ公事畢テ其私ヲ請見ト謂ニ之四觀ト曰類書纂要第九卷ニ曰觀一面猶親見也

○第十四則(八丁表裏)

啐啄 北本涅槃經第三十三卷ニ曰獅子吼菩薩

偈ニ言○世間皆處ニ無明殼ニ無レ有ニ智覺ノ能破レ之如来ハ智覺ノ能啄壞ス是故ニ名ニ最大子ト曰楞嚴經義釈要鈔ニ

曰啐啄ハ如雞ノ抱子内啐ノ外啄ニ云々又禪門宝訓音義

下卷如雞ノ抱卵ヲ小雞欲出シ以テ嘴吮声ヲ曰啐母雞憶出ルト以テ嘴嚙レ之曰啄ト云々(44ウ)

○第十五則(八丁裏ノ九丁裏)

胡蘆 本草綱目壺盧時珍曰俗作「胡蘆」者非ナリ矣胡

乃蒜ノ名蘆乃葦ノ属也其円者ハ亦曰瓢周其可中浮レ水如レ泡如レ漂也(八丁表裏)

胡蘆 本草綱目菜部第二十八卷ニ壺盧積名瓜

文説 匏瓜論語時珍曰壺ノ酒器也蘆ノ飲器也此物各象レ其形ニ又可レ為ニ酒飲ノ之器ト因以テ名之ヲ俗作「胡蘆」者非ナリ矣

胡則蒜ノ名蘆乃葦属也其円者ヲ曰匏亦曰瓢因下ナリ其可

以浮レ水如レ泡ノ如シ漂也凡蘆ノ属皆得レ称レ瓜故ニ曰瓢瓢瓜云々和名曰「此佐古」曰由字加保ト

○第十八則(原「取舍」ノ上、十丁表裏)

取舍 信心銘曰良由「取捨所以」不如此ナリ

○第廿則(十一丁表)

明知生是不生 藏經信函仏説長者女菴提遮師

子吼了義経爾時文殊師利問「庵提遮」曰汝今知ニ生死義耶答曰以テ仏力ヲ故ニ知ル又問曰若シ知ハ者生ハ以レ何為

レ義答曰生ハ以ニ不生ノ生ヲ為ニ義又問曰何ソ不生ノ生ヲ為ニ義耶答曰若シ能明ニ知レ地水火風四縁畢竟シテ未曾得レ有レ所

和合一而能隨テ其ノ宜所ニ有所説者以テ為ニ生ノ義又問曰若シ知レ地水火風畢竟シテ不自得レ有レ所和合受ニ生ノ義者即

レ無レ有ニ生相亦何ヲ為ニ生義答曰雖レ在ニ生処ニ而モ無ニ生者一是為ニ正生ト故説レ有ニ義文殊又問云死ハ以レ何為ニ義耶答曰

死以ニ不死ノ死ヲ為ニ義問云何ヲ以ニ不死ノ死ヲ為ニ義耶答曰若シ能明ニ知レ地水火風畢竟シテ不自得レ有レ所散而能隨

其所宜有ニ所説者是一是為ニ死義ト又問曰若シ知レ地水火風畢竟不自得レ有レ所散者即無ニ死相將何為ニ死ノ義ト答曰

雖有死処其心不亡者是一是為ニ正死ト故ニ説レ有ニ義云々(45ウ)

○第廿一則(十一丁裏ノ十二丁表)

座主 據言曰有司謂之座主ト今秋氏取テ字解優膳拔者ノ名座主ト謂ク一座之主ナリ古ノ高僧呼ニ講者ヲ為ニ高座ト或

是高座ノ之主ナリ近見「秋氏要覽」卷ニ(卷上第四則参照)賺過ノ賺倉暗切音暫重壳也錯也六書故ニ「買壳誤」

賺直多少不当也又俗謂テ相欺誰曰賺説文本作賺

○第廿二則（十二丁表（裏）

論語子罕子曰後生可畏也焉知來者之不

如^レ今^レ四^ニ十^{シテ}五^ニ無^レ聞^ニ焉^ニ斯^レ亦^レ不^レ足^レ畏^レ也^ニ已^ニ矣^ニ

天台光明疏三二有二十番釈此箇一二字上一替

下花之妙粃寒心又庇師音十五号十又寄婦伝二卷右廿

懺摩^ノ乃是西音自^二忍義^二悔^二乃東夏之字追悔^ミ為^レ目

乃至レ應說又慧琳音文十慚策ノ反集訓ノ巨自ノ陳過レ也

韻英曰自陳_レ悔也云云往檢

同火異火、医家所謂君火相火爭又仙家作談四

力隨一而己身之計二同少一余外之為レ異又按正俯京

四 云陶紉制計浦 庚金紉曰夕星一軍一萬二千五

百人以三人一為一小一三二百五十少慕類所如レ是

○卷十三 荆（一二）裏

○第十三頁（二三）裏一三三（表）

(46
ウ)

動靜人常○汝家不_レ知_下如来藏中性風真空性空直

風清淨本然周遍法界隨衆性心スルコト應中所量

師僧
梵網經戒品輕戒第九曰若父母師僧弟子

病二天台義疏巨禾上阿闍梨云々上而今單指二衆

僧伽一耳

○第二十四則（十三丁表）

翻刻『拈評二百則方語解』(二)(秋津)

有鯉魚透出
花巖經疏五十要問答曰○乃至唯

有_二因果二位_一及普賢一人_一開見_{シテ}為_二諸有情_一可化衆

生^ノ張^ル大教網^ヲ一^ニ綰^{シテ}生死海^ヲ一^ニ法界^ハ品^ハ漉^ス天人^ノ龍^ノ置^ク涅槃^ノ岸^ニ

句離世間品、文意五教章上卷末引之。又般若灯論

十一
八十
又如^{ニシ}空寂所問經說^{一カ}一切衆生豎^{ニテ}我見^ノ幢^{一ヲ}張^{ニリ}

無明^{ムミョウ}帆^{フナ}處^ニ煩悩^{ハンノウ}風^{フウ}入^ニ生^ル死^シ海^{カイ}諸^{シヨ}仏^{フツ}大^{ダイ}悲^ヒ張^{チヤウ}大^{ダイ}教^{キヤウ}網^{ワウ}撈^{ラウ}

(47才)

瀧天人^一置^二渥^三拌^四岸

○第二十五則（十三丁表）裏

仙真法身
旧金光明經第二卷四天王品偈文

撰註 易經上 聖舌曰擗之而後言 謹之而後重 擗

請以_二煮_一眞麥仁_一。嚙_レ鶴右_レ陰等。

意踰言仁 狻^レ言^レ怍^レ用^レ七

一 族寮 三下平二 曰 寸尋也 三寮下寮八寮也

一、第二十六回（十三下裏、十四下裏）

定動智拔
涅槃經三十一卷獅子吼品曰善男子

菩○薩具足シテ二法能大利益ヲ一ニ定ニ智善男子如下列ニ

菅草^一執急^{ニシテ}則斷^{上カ}菩[○]薩^{修^二モ}修^二是^一法^{一ヲ}亦復如^レ是善男子

(47ウ)

如下拔堅木一先以手動後則易上出菩薩定慧亦復如是

先^レ定^{シテ}動^ニ後^ニ以^{レテ}智^ヲ拔^ト云々

弟子 天台淨名弟子品疏曰夫師有匠成之能學者

資如弟故父子曰回也如余如父余也如回如弟

又南山行事鈔有三之卷三曰弟子學在我後名之

為弟解從我生名之為子資持記曰資名中以師望

資猶子以資望師如兄如父云須檢業疏亦同

習學下 寶藏広照空有品曰夫學道有三其一

謂之真二謂之隣三曰聞習學謂之間絶學謂之

隣過此二者謂之真即

○第二十八則(四丁裏十五丁表)

悲請 勅修清規大衆章第七曰普請之法蓋上

下均ス力也凡安衆処有必合資衆力而弁者庫司先

稟住持一次合行者伝語首座維那二分付堂司行者報

衆掛普請牌仍用小片紙書貼牌上云某或聞魚

木或聞鼓聲各持絆膊搭左臂上趨普請処宣力除

守寮直堂老病外並宜齊赴当思古人一日不作一

日不食之識大慧普説今此略焉

傍見当局 古句曰傍觀者哂当局者迷又韻府作

傍觀者迷審一番下

不施紅粉 所謂燕脂白粉也羅湖野録上瀉山

小秀章偈言孰能一日両梳頭纖得髮根牢便休大(48ウ)

底它還肌骨好不揉紅粉也風流

○第二十九則(十五丁表)

非思量 涉典録引文殊師利所説不思議弘境界

經上一曰世尊非思量境界者是仏境界等云嗚呼

佉物哉北海若老嗚呼局哉北海若老引典相似令

后生不知藥山大師者豈可不悲動乎嗚呼博物哉

肥后老人嗚呼局哉後看説者錯認藥山大師抛此

經以答此僧問嗚呼局哉肥后老羅豈夫同後人乎

○第三十則(十五丁裏)

師子一滴乳 晋本花嚴經第五十九卷入法界品

第三十四至三十五曰譬如大師子吼小師子聞皆悉勇健一

切禽獸遠避竄伏一仏子吼諸菩薩等若聞讚歎菩薩

心聲長養法身安見衆生潛休退散譬如有人用師

子筋以為琴絃音聲既奏余弦斷上一切如來波羅

蜜身出苦提心功德音聲若樂五欲二乘法者聞悉

斷滅則譬如牛馬羊乳合在一器以師子乳投彼

投器中余乳消尽直過無礙上如來師子菩提心乳著二

無量劫所積諸業煩惱乳中皆悉消尽不住聲聞緣

覺法中

一狀領過 万語云衆人同罪(無門関万安鈔)二同句アリ

○第三十一則(十五丁裏十六丁表)

眼華 〳田覺經也楞嚴中諺「翳眼、花」今莫眼花雖レ制

空華、而僧堂ノ爾

〇第三十三則 (十六丁表裏) (49ウ)

台山路上 〳先師隨筆下之下、曰「台山路、驀直去」

是曰「勘破」弥生三人恠而世所謂勘破、以テ州便行見ハ婆

之時、其惑深乎前箭何、不進一步、問「路婆便答、時是尚

逐物、意移、須臾我掌見多少文理、勘破令汝喪車後、

懸葉袋、且世偏趨「勘破」之處、未看老婆不犯「清波」之

下、一鉤彼好箇師僧言、与麼去、能用「錐鉤」殺活臨機

者也、宜哉州之言「勘破」也、又与「老婆」為「十」不「得」二、

云々今日、拈評一言也、無聞不聞勘破了也云々

揚、顯也、正字通說命

因揚 〳大雅江漢第六章虎拜稽首、对「揚王」、休「箋」云

虎、石对答休、義也云々又書託命云々

〇第三十五則 (十七丁表) (50オ)

砌磚引玉 〳書言故「事」二卷曰、以「蜎投」魚、拋「輒引」玉

而、今趙州古仏「語」ナリ、勿「泥」俗語、〇「擊」紀逆、切音戰、広

韻、土擊、未燒、輒、坏也

〇第三十六則 (十七丁裏)

屋漏 〳詩經大雅抑第七章三四、句相「在」爾室、尚「不

愧」庸君子之所「不」可「及」者、其「唯」人「之所」不「見」乎、詩

曰、相在、〇屋漏、狄生曰、承「上」微「頭」而言、君子、慎、独、之

翻刻『拈評三百則方語解』(二)(秋津)

相、視也、爾、爾、室、者、非、他人、室、也、堂、前、室、也、后、為、最深、奥、而

人、不、到、之、處、尚、近、辭、屋、漏、北、北、隅、蓋、以、祭、中、霤、之、神

于、此、焉、謂、不、愧、于、中、霤、之、神、則、其、無、人、可、知、也、深、明、

其、容、德、無、所、愧、作、也、〳釈名五、六、曰、北、北、隅、曰、屋、漏、

礼、每、百、親、死、者、輒、撤、屋、之、西、北、隅、薪、以、爨、竈、煮

沐、供、

諸、喪、用、時、若、值、雨、則、漏、遂、以、名、之、也、必、取、是、隅、者、礼、

既、祭、改、設、饌、西、北、隅、令、撤、毀、之、示、不、復、用、也

〇第三十八則 (十八丁表) (50ウ)

罔母 〳雜譬喻經曰、昔在、一、国、五、穀、豐、熟、絶、兵、無、疫

人民、常、樂、其、人、忽、問、群、臣、曰、我、聞、四、方、有、禍、何、似、对

曰、臣、不、識、王、遣、求、覓、要、見、臣、遂、推、覓、是、時、天、神、化、作、

一、物、似、猪、壳、於、市、中、其、臣、問、名、曰、禍、母、ナリ、四、方、禍、皆、由

之、生、也、問、食、日、食、針、一、升、遂、買、進、王、勅、令、畜、養、飼、針

国、乏、乃、率、民、民、輸、不、堪、逃、移、它、土、有、智、臣、請、殺、乃

至、所、刺、無、能、傷、害、遂、焚、之、身、亦、同、火、躍、走、入、城、一、切

此、買、禍、母、所、致、也、論、比、丘、不、護、戒、身、欲、火、所、燒、身、名

名、俱、失、近、見、要、覽、中、卷、十、七、八、面、

同破斧柯爛 〳列仙全伝第四任訪、迷、異、記、上、往、檢

大明、一、統、志、衢、州、府、下、曰、爛、柯、山、在、府、城、南、二、十、里、

一、名、石、室、下、有、石、橋、晋、樵、者、王、質、入、山、伐、木、見、二、重、

奕、質、運、斧、於、坐、而、觀、童、子、与、質、一、物、如、幘、棧、一、食、之、不

飢局終童子指示之曰汝^カ斧柯爛^ト矣質^ニ歸^ト郷閭已^ニ及^ニ

百歲^ニ無^ニ又時人^一矣

○第三十九則(十八丁表裏)

不斷煩惱等 維摩經卷第二弟子品第二舍利弗

章維摩詰曰不斷煩惱而入涅槃是為宴坐^也大智

度論第七卷^{上九}曰煩惱者能令^一心^ヲ煩^シ能作^レ煩惱故^ニ名^テ為^ニ

煩惱^一○若認及以無是語白毫之染汚慎勿^レ閑看^一

○第四十二則(十九丁表裏)(51ウ)

眞應^ニ身^一 且奉^ス台家^ノ說^フ妙經^ノ文句^{九一}之四十四

枯^レ取意^{シテ}引^レ之曰^ニ身^一如來也成実論^ニ曰^ク乘^ニ如実^一道^一來^テ

成^ニ正覺^一故^ニ名^テ如來^一即^ニ身^一義顯^ル何^{ナレバ}者実^ハ是法如々智

實是法如々境道^ハ是因覺^ハ是果^{ナリ}若單^ニ論^ハ乘^ヲ者如々^ニ無^ニ

所知^一若^シ單^ニ明^ニ実則^ハ如々^ニ無^ニ能智境智和合則有^ニ因果^一

照^レ境未^レ窮名^レ因^レ尽源為^レ果因^レ果滿^ス即^テ是^レ乘^ニ如実^一道

來成^ニ正覺^一此真身^ノ如來也以^テ如実智^一乘^ニ如実^一道^一來生^ニ

三有^ニ示^ニ成^ニ正覺^一即^ニ應身^一如來也又記^ニ三報智冥^一法

名^テ為^ニ直身^一從^レ体^ニ起^レ用^ヲ名^テ為^ニ心身^一但曰^ニ身^一撰^レト法^ヲ周

足^{ナリ}

宗門中^ニ說^ク真應^ニ身^一則因^テ宏智^一而須^ニ知取^一豈^ニ可^ニ異^一

求^フ

○第四十六則(二十丁裏二十二丁表)

種^ニ草^一 雲棲大建禪林宝訓音義曰種草者如^レ農家^ノ

種^レ田相^ニ地^一厚薄^ヲ而投^ス子

○第四十七則(二十二丁表)

瓦解冰消 前漢書主父偃^カ傳^ニ天下之患^一在^ニ于土崩

不^レ在^ニ瓦解^一又淮南^ノ傳^ニ曰百姓離心瓦解

○第四十九則(二十二丁表)

王^ノ言^ヲ論^ニ綽^一 禮緇衣^ニ子曰王言如^レ糸其^ノ出如^レ綽玄註^ニ

言^ニ言出弥大也綽^ニ今有^レ秩耆夫所^レ佩也綽引棺索也

故^ニ大人不倡^一游言^ヲ註游猶^ニ浮也^一不^レ可^レ用^一之言也

晉天率^ニ土^一 詩經小疋北山第二章溥天^ノ下莫^レ非^ニ王^一

土^一率^ニ土^一之溟莫^レ非^ニ王臣^一

○第五十則(二十二丁表裏)(52ウ)

天方之家 莊子秋水

無^レ偏^ニ無^レ頗^一 洪範

天上地下 南泉之語誰為安名雲居之語須^レ敬^ニ礼^一

洞山銀^一

○第五十三則(二十三丁表裏)

老成 書經等^ノ管子曰信^レ之者仁也^一不^レ可欺者智

也既智^ニ且仁是謂^ニ成人^一云々 全書^ノ第四^六十

○第五十四則(二十三丁裏二十四丁表)

入^レ耶^ニ鄞^一 南花經秋水篇曰往^ケ矣且子獨不^レ聞夫壽

陵^ノ余子^カ之字^ニ行^ヲ耶^ニ鄞^一与未^レ得^ニ国能^ヲ又失^ニ其^ノ故行^ヲ矣直^ニ

匍^{シテ}匍^ル而^レ歸^ル耳^也郭象云々英疏耶鄞^ハ趙^ノ郡弱齡未^レ壯

謂^ニ之^ヲ余子^ト趙郡ノ地其俗能^レ行^フ故燕國ノ少年遠未學歩^{（53オ）}
寿陵^ハ燕邑ノ名也

○第五十五則（二十四丁表）裏

尋劍客^ノ周礼考工記劍工^ヲ曰挑氏又典術^ニ曰杭^ハ五
木ノ精厭^ニ伏邪氣^ヲ去^ニ不祥^ヲ檀弓君臨臣喪^ニ以^ニ巫祝桃茢^一
執^レ戈

不疑之地^ノ六韜

橋流^ノ溥大士頌曰空手把^ニ鋤頭^一步行騎^ニ水牛^一人^ハ從^ニ
橋上^一過^ク橋流^テ水不^レ流^{（54ウ）}

棧道陳庫^ノ史漢

○第五十六則（二十四丁裏）二十五丁表

問訊^ノ清拙大鑑清規曰兩掌相合但名^ニ合掌^一若^シ低

頭敬揖此^ヲ名^ニ問訊^一今問ノ人但合掌^ヲ名^ヲ曰^ニ問訊^一此亦錯

（53ウ）

誤ノ伝習也訊ノ問也告也

頭陀^ノ大乘義章十五^ノ軒曰頭陀ハ胡語ノ此方ノ正翻^ハ名

曰^ニ抖擻^一此離著ノ行^{ナリ}從^レ論^ニ名^レ之^ニ如^ニ衣ノ抖擻^一去^ニ塵垢^一

修^ニ習^一

此行^ニ能^テ捨^ス貪著^ヲ故^ニ曰^ニ抖擻^一又玄応音義七^ニ頭陀^ハ

此旧梵訛也正^ク言^ニ杜多^一此^ニ誤^ス洮汰^一體誤或曰^ニ紛彈^一言^ハ

去^ニ塵垢^一也或云^ニ抖擻^一二十八^ノ此^ニ修治^一二十四^ノ

或云^ニ振搖^一亦云^ニ棄除^一歸^ニ一義^一耳皆謂^レ去^ニ其衣服飲食

翻刻『拈評三百則方語解』（二）（秋津）

住处三種ノ欲貪^一也云々広説

料理^ノ晋書第八十二曰桓沖謂^ニ王徽之^一曰在^レ府^ニ日久^シ

此当^ニ相^一料理^ス又類書纂要^ニ曰料理ハ營^ニ理^一其事^ヲ

腹吾腎腸^ノ列子湯問曰魯ノ公扈趙齊嬰^一二人有^レ疾

同^ク讀^ニ扁鵲^一求^レ治鵲曰公扈汝志強^{シテ}而氣弱^{シテ}故足^ニ於謀^一

（54オ）

而寡^シ於斷^ニ齊嬰汝^ハ志弱^{シテ}而氣強^{シテ}故少^{シテ}於慮^一而傷^ニ於專^一

若^シ換^バ汝^カ之心^ヲ則均^ニ於善^一矣遂^ニ飲^ム二人ノ毒酒^ヲ迷死^{（54カ）}

剖^レ胃探^レ心^ヲ易^ク而置^ク之^ニ投^ニ以^ニ神藥^一既^ニ悟^{（54キ）}ト如^レ始^ニ二人辭^一歸^ル

於是公扈齊嬰ノ室^ニ婦^ル齊嬰亦反^ニ公扈ノ室^一共^ニ有^ニ其妻子^一

皆弗^レ識^ニ二室因^テ相^ヒ与^テ訟^フ求^ニ弁^ヲ于扁鵲^一扁鵲弁^ニ其所由^一

訟^ハ乃已^{（54コ）}省略記要^ス張湛註^{ナリ}往檢

○第五十七則（二十五丁表）裏

濁山遂屬及明招^ノ不能記隨筆下^六曰蓋言^ニ二隻

眼^ヲ也猶^ハ如^ニ宝壽謂^ニ胡釘鉸^一曰^ニ中^一已^レ后有^ニ多^一口阿師^一与^ニ汝^一

点破^{（54サ）}而世因^ニ独眼字^一謂^レ言^ニ明招^一今想^ニ不^レ然^一疎^ム則洞山

之子^{ナリ}明招ハ羅山之曾^一見^ニ寿塔^一縁^ニ与^ニ羅山^一同時而為^ニ先

輩^一設有^ニ明招出世^一初与^ニ疎山^一終末年^一相交^ニ是時尚^一不^レ

（54ウ）

知^{（54エ）}大咲^{（笑）}有^ニレト刀^一哉雲曾^{（問脱）}見^ニ疎山^一又山ノ二世元澄ハ嗣^ニ匡仁^一

是人^ハ已^レ見^ニ投子^一大同^ニ問^ニ劔指^一地又匡仁^一曾在^ニ香嚴^一会^ニ

及^ニ肯諾不全^一語^一彼此推究為^レ先^ニ輩乎明招^一也明^ニ矣若^シ

疑^ニ鴻山^{ハカ}咲^ニ見^ニ明招^ニ初^ニ解^ニ其^ニ心^ニ非^ニ疎山^ニ心^ニ別人^ニ疑^ニ笑^ニ者^ハ定^ニ矮^ニ蘭^ニ黎^ニ者^ハ其所^ニ遇^ニ必^ニ非^ニ明招^ニ矣^ハ然^レ而^レ古人^ニ有^ニ頌^ニ拈^ニ之作^ニ一^ニ則^ニ可^ニ疑^ニ其^ニ然^ニ乎^ニ宜^ニ闕^ニ此^ニ事^ニ

笑裡有刀 唐李義府笑中有刀韻府刀下又見事

文類聚後集第二十一卷曰李義府容貌溫茶与レ人

語^レ必^ニ嬉^ニ怡^ニ微^ニ笑^ニ而^モ狡^ニ險^ニ忌^ニ克^ニ故^ニ時^ニ人^ニ謂^ニ義^ニ府^ニ笑^ニ中^ニ有^ニ一^ニ

刀^レ已^ハ唐太宗初名見云々

逃運人友夢叫刀刀 北本涅槃經第八卷迦葉大

士白^レ仏言世尊非聖凡夫有衆生性皆説有我仏言(55オ)

譬^ハ如^ニ二^ニ人^ニ共^ニ為^ニ親^ニ友^ニ一^ニ是^ニ王^ニ子^ニ一^ニ是^ニ貧^ニ賤^ニ如^レ是^ニ二^ニ人^ニ

互^ニ相^ニ往^ニ返^ニ是^ニ時^ニ貧^ニ人^ニ見^ニ是^ニ王^ニ子^ニ有^ニ二^ニ好^ニ刀^ニ淨^ニ妙^ニ第^ニ一^ニナ^ニル

心^ニ中^ニ貪^ニ著^ニ王^ニ子^ニ後^ニ時^ニ捉^ニ持^ニ是^ニ刀^ニ逃^ニ至^ニ它^ニ国^ニ於^ニ是^ニ貧^ニ人^ニ

後^ニ於^ニ它^ニ家^ニ寄^ニ臥^ニ止^ニ宿^ニ即^ニ於^ニ眼^ニ中^ニ寐^ニ語^ニ刀^ニ刀^ニ傍^ニ人^ニ聞^ニ之^ニ

収^ニ至^ニ王^ニ所^ニ時^ニ問^ニ言^ニ汝^ニ言^ニ刀^ニ者^ニ何^ニ處^ニ得^ニ耶^ニ是^ニ人^ニ具^ニ以^ニ上^ニ

事^ニ答^ニ王^ニ云^ニ々

迦梁聲 列子湯問薛譚章秦青 顧^テ謂^テ其^ニ友^ニ曰^ニ昔^ニ

韓娥東方之齊置^ニ糧^ニ過^ニ雍^ニ門^ニ鬻^ニ歌^ニ飯^ニ食^ニ既^ニ去^ニ而^ニ余^ニ音^ニ

繞^ニ梁^ニ欄^ニ三^ニ日^ニ不^ニ絶^ニ左^ニ右^ニ以^ニ其^ニ人^ニ弗^ニ可^ニ去^ニ云^ニ々

刀創 大涅槃經第九卷復次善男子如^ニ下^ニ人^ニ手^ニ瘡^ニ捉^ニ

持^ニ毒^ニ藥^ニ毒^ニ則^ニ隨^ニ入^ニ若^ニ無^ニ瘡^ニ者^ニ毒^ニ則^ニ不^ニ入^ニ一^ニ闌^ニ提^ニ輩^ニ亦^ニ

復^ニ如^ニ是^ニ無^ニ苦^ニ提^ニ因^ニ如^ニ無^ニ瘡^ニ者^ニ毒^ニ不^ニ可^ニ得^ニ入^ニ所^ニ謂^ニ瘡^ニ者^ニ即^ニ

(55ウ)

是無上菩提因縁ナリ也毒者即是第一妙藥也完無瘡者謂一闌提ナリ汝等有瘡不

○第五十八則(二十五丁裏二十六丁表)

塵々三時(記載位置原典ママ)

花嚴經第七冊賢者品第八中明二十三昧門其第三

因陀羅網三昧門文曰或入微塵諸三昧一三昧生

塵等定一塵中現無量刹或現有刹淨不淨一如三微

塵三所示現一切微塵亦如是乃至第十寂用無涯三

昧門中融三三世間器世間又云下一微塵中入三正受二

切微塵三昧起上

○第五十九則(二十六丁表裏)

十身調御 十身ハ仏者花嚴般若若両經有異謂大般

若經第五百六十八卷曰仏告最勝天子言天王当

知諸善多能得如來十身差別云何為十一平等

身二清淨身三無尽身四善修身五法性身六離尋

伺身七不思議身八寂靜身九虛空身十妙智身ナリ花

嚴般晋品曰衆生身国土身業報身声聞身辟支仏

身菩薩身如來身智身法身虚空身之謂解境十仏一

探玄記十四卷下

調御 梵語曇貌秦曰可化婆羅提言調御師仏以

大慈智故有時要美語有時昔切語有時雜語以此

調御令不失道云々大智度論第二卷二十三入室

(56オ)

論論

○第六十一則（二十六丁裏―二十七丁表）

〔行者〕善見律曰有善男子欲求出家未得衣鉢欲

（56ウ）

依寺中住者名畔頭波羅沙道誠云未見詛語○自

晉時已有此行者東林遠下有辟蛇行者宗門行

者黃梅夜半授衣鉢通釈氏要覽力禪林象徴方典拠ト思ワレル

不言化龍雲門以拄杖示衆拄杖子化爲龍吞却

乾坤了也山河大地甚麼処得來來云々

不言枯柴明覺頌化杖第三句云燒尾者不_レ在_レ拏_レ

雲攬霧仏果語云左之右之老僧只管看也只是一

箇乾柴片時有云爛枯柴

自小出家趙州上卷問如何是昆盧円相師云

老僧自小出家不曾眼花又中卷問如何是和尚

家風師云老僧自小出家抖擻破活計

（57オ）

長生地猶言不死不生也好造無縫塔云何見

一坐具地四律五論中於受用坐具分明指示不

遑挑_レ斯

支遣支悟遣去猶言要害謂吾要害_レ它也

○第六十五則（二十七丁裏―二十八丁表）

臨入涅槃北本大涅槃經第四卷文殊

翻刻『拈評三百則方語解』（二）（秋津）

師利白_レ言希有_{ナリ}世尊如來於今臨般涅槃方便_{シテ}轉_セ

無上法輪於乃作如是分別真諦一仏告文殊師利汝

今云何故於如來生涅槃想善男子如來_ハ實_ニ是_ニ常住

不變_{ニシテ}一般涅槃復次善男子譬如_ハ如_ク聖王所有_ノ輪宝_ヲ下_{ヨリ}

上_ニ迴_ニ轉_{スルカ}如來說法_モ亦復如是能令_三下_モ趣諸惡生_{上ニ}

生_ニ人天乃至_ニ仏道_ニ善男子是故汝今不_レ應讚言如來（57ウ）

於此更轉法輪爾時文殊師利白_レ言世尊我_レ於此

義非_レ爲_レ不_レ知所以問者爲_ニ欲利益_ニ諸衆生_ニ故世尊我

已_ニ久_ク知_レ轉法輪者實_ニ是_ニ諸仏如來_ノ境界_ニ非_ニ是_ニ聲聞緣

覺_ノ所知

夏虫豈知氷雪逍遙遊曰朝菌_ハ不_レ知晦朔蟪蛄_ハ不_レ

知春秋此小年也云管子及文子淮南子等

第六十六則（原、行間上欄二補記、二十八丁表）

洮之汰之等○世說十八冊桃調下_下王文度○范

榮期○但爲簡文所要范年大而位小王年小_ニ而位

大_ニ將_ニ前_ニ更_ニ相_ニ推_{シテ}在前_ニ既_ニ移_レ之_ニ王遂_ニ在_ニ范後_ニ王

因_テ謂_テ曰

簸_レ之_ヲ揚_ハ之_ヲ糠粃在_ニ前_ニ范曰洮_レ之_ヲ汰_レ之_ヲ沙礫在_レ後○通

鑑晉_ノ武紀苟_モ才_ニ不_レ周周_ニ皆宣_ニ澄汰_ニ註_ニ以_レ用_レ水_ヲ爲_ニ論_ニ澄

之_レ便_ニ清_ニ而汰_ニ去_ニ其_ノ沙泥_ヲ也（58オ）

自尿自廁僧問趙州急切_ニ処_ニ請_ニ師_ノ道_ニ師云尿_ハ是_ニ小

事須_ニ是_ニ老僧自去_ニ始_ニ得_ニ中_ニ趙州趣

○第六十七則(二十八丁裏)

無余蘊 又作蘊又說文積也左伝凡我同盟ハ母ニト蘊年言ハ無蘊積年穀不_レ分災也又通作_レ温易乾坤其易之温耶

恩速 会元第十七卷大鴻秀云○臨_レ際行計速々

三聖又却_テ恩々云云近見_{タリ}于類聚遷化門

師子吼父子共喪 曹山録_註僧問如何是_レ師

子師曰衆獸近_レ不得僧云如何是_レ師子兒師曰能_ク吞

父母者云既_ニ是衆獸近_レ不得爲_ニ甚麼_一却_テ被_ニ兒_一吞豈不

見_レ道子若_シ哮吼 祖_ニ尽僧云尽_テ後如何師曰全_レ身_ヲ歸_レ父

(58ウ)

僧云未審_シ祖_ニ尽時父_ニ歸何所_一師曰所_モ亦_ス尽僧云前來

爲_レ甚_ニ道全_レ身_ヲ歸_レ父_ニ師曰譬_ハ如_ニ王子_一能_ク成_ニ一_レ國之事_ヲ又

曰闍黎此_レ事不_レ得_ニ孤_一滯_{スル}直_ニ須_ニ枯木上_一更_ニ擦_ニ些_一子_ヲ花_ヲ

○第六十八則(二十八丁裏、二十九丁表)

妙淨明心 大仏頂經_一云常住直心妙淨明体等_{云々}

万派_○消 欲_レ了庵主語又云中峰木上楞嚴經微

心弁見或問六条第五_ノ答終曰列_ニ龍_一群峰_ヲ於_ニ五嶽_一咸_ク

消_ニ高下_一之形_ヲ引_ニ万派_一於_ニ四溟_一共_ニ失_ニ淺深_一之迹_ヲ

○第七十則(二十九丁裏)

外道 三論玄云夫至妙虛通目_レ之_ヲ爲_ニ道_一心遊_ニ道外_一

故_ニ名_ニ外道_一ト_ハ百論疏云裁_ニ起_ニ一毫_一人法生死涅槃等_ノ

見_ヲ即是心行_ニ道外_一名_ヲ爲_ニ外道_一又法藏_ノ十二門論疏云(59オ)

道不_ニ曾_一内外_一隨_ニ人_一行_ニ道_一自_ニ成_ニ内外_一耳

不問有無 唐吉藏法師百論疏云昔有_ニ梵王_一在世_ニ

說_ニ七十二字_一以_ニ教_ニ世間_一名_ニ法婁書_一世間敬情漸_ニ薄_一梵

王貧_ノ惛_ノ心起_テ収_{シテ}取_ニ吞_一之_ヲ唯阿_ニ漚_一兩字從_ニ口_一兩辺_ニ墮_ニ地_一ス

世人責_レ之_ヲ以_ニ爲_ニ字主_一故_ニ取_ニ漚字_一置_ニ四韋陀首_一以_ニ阿字_一

置_ニ広_一主_ニ終_一初_ニ發_一左

臆因馬_○ 斯語甚諦_ニ當_ニ何_一客擬議○莊子達生_ニ云

東野稷_ニ以_ニ御_一見_ニ莊公_一進退中_ニ繩_一左右旋中_ニ規_一莊公以_ニテ

爲_ニ文_一弗_レ過_レ也使_ニ之_一鉤_ニ百_一而反_ニ顔闔_一遇_ニ之_一入_ニ見_一曰

稷_ニ力_一之_ニ

馬將_ニ敗_一不_レ公密_ニシテ_一而_レ不_レ少_ニ焉_一果_ニ敗_一而反_ニ公_一云子何

以_ニ知_一

之_ヲ曰其馬力竭_{シテ}矣而_ニ猶_一求_ニ焉_一故_ニ曰_一敗_ニ上_一誤謬_ニ揆_ニ之_一認

之_ニ勿_レ斃_ニル_一科ト_一吁尚_ニ矣_一斃_ニコ_一也

(七十一則、二十九丁裏、三十丁表)

玄機_一發 弩牙機_ニ發_一如_ニ世所知_一須_ニ檢_一釈名今云玄

機百乎無平

匱_○ 因循也又連接也又逶迤_ニ哀去貌_一作隱曰委

蛇_ハ面掩_ニ地_一而進_ニ若_ニ蛇_一形_ニ云云

正器_一樞 永明心賦云如_ニ王_一索_ニ推_一之器_ヲ言下全

通_ス○註曰王索_ニ宝器_一須_ニ是一_一樞_ニ便_ニ成_一第二_ニ第三_一鎖不

(59ウ)

中^レ進^レ論^一一言之下便^テ契^テ契^テ無^レ生^二不^レ須^二再^レ問^テ便^テ落^二陰界^一不中^ハ不可^ノ俚語^ヲ也今按^ニ大般若經第十一分卷第

五百八十布施度多分伽藍^一舍利弗^二乃至又滿慈子

譬^ハ如金師^一有^ニ持^ニ百金^一求^テ授^テ其^ニ手^一語^ニ曰^ハ此物^ハ王^ニ遺^ニ付^ス

汝^レ令^レ造^ニ種々^一妙莊嚴具^一宜^ニ急^ニ用意^一一^ニ月^一使^レ成^ニ如^ニ斯^一不^レ成^ハ或^ハ復^ニ猶惡^一當^ニ斬^ニ汝^一首^一定^ニ不^レ相^レ救^一金師聞^ニ已^一身^ニ心^一戰

(60才)

怖^シ晝夜精勤^{シテ}竭^ニ思^一營^ニ造^ニ未^レ曾^一暫^一起^ニ諸余^一作意^一唯作^ニ是^一

念^一我^ニ當^ニ云^一何^一如^ニ王^一所^ニ期^一嚴具^一成^ニ弁^ニ其^一人^一乃^ニ至^ニ嚴具^一未

成^ハ中間雖^レ有^ニ飲食等^一事^一而^レ都^ニ不^レ作^ニ飲食等^一想^一但^ニ於^ニ金

所^一心^ニ相^ニ統^一思^ニ措^一變^ニ易^一作^ニ莊嚴具^一何^ニ以^一故^一滿慈子彼

極愛^ニ重^一自^ニ身^一命^一故^ニ於^ニ是^一金師如期^一成^ニ弁^ニ妙莊嚴具^一持^{シテ}

至^ニ王^一所^一而^レ白^ニ王^一言^一王^一所^ニ遣^一作^ニ妙莊嚴具^一今^ニ已^一總^ニ成^一王

見^ニ歡喜^一慰^ニ諭^一彼^ニ言^一汝^一大^ニ勤^一勞^一隨^ニ我^一勅^一應^ニ十^一月^一當^ニ備^一

乃^ニ成^一汝^一一^ニ月^一中^一即^ニ能^一給^ニ弁^一遂^ニ以^一多^ニ物^一而^ニ當^一賜^ニ之^一

○第七十三則 (三十二才裏)

供養^一 十地論第三^一一切供養者有^ニ三種^一供養^一 一

者利養供養謂^ク衣服臥具等^一二^ハ者恭敬供養謂^ク香花

幡蓋等^一三^ハ者行供養謂^ク修行信戒等^一又功德施金剛

論上^ニ云^一何復^ニ名^一有^ニ尸羅^一者^一過^ニ去^一生^一中^一見^ニ無^一

量^一仏^一咸^ニ供^一養^一故^ニ供^一養^一有^ニ三^一種^一一^ハ者給^ニ侍^一左右^一二^ハ者嚴^ニ

弁^一所^ニ須^一三^ハ者詢^ニ承^一法^一要^一能^ニ守^一護^一故^ニ名^一曰^一尸羅^一謂^ク善^ニ能^一

守^ニ六^一情^一根^一故^ニ彼^一復^ニ有^一三^一云^一往^ニ檢

陞^一 漢書注^ニ応劭^一曰^ハ陞^ハ者^一升^ニ堂^一之^ニ階^一王^ハ者^一必^ニ有^一執^一

兵^一陳^ニ於^一階^一陞^ハ之^一側^一群^ニ臣^一与^ニ至^一尊^一言^ニ不^レ敢^一指^ニ斥^一故^ニ呼^一在^ニ

陛^一下^一者^一而^レ告^レ之^一因^ニ卑^一達^ニ尊^一之意^一也高祖五年諸侯上

疏^一始^ニ称^一陞^一下^一書^ニ言^一故事^一第一^一卷^一云^一云^一又^一西陽雜俎

前一^一秦漢以來^一於^ニ天子^一言^一曰^一陞^一下^一於^ニ皇太子^一言^一曰^一殿下^一將^ニ

言^一魔^一下^一使者^一言^一節^ニ下^一轂^一下^ニ二千石^一長吏^一言^一閣^ニ下^一父母^一

言^一膝^ニ下^一通類^一相^ニ言^一於^ニ足^一下^一

偶爾成文^一 大涅槃經第二^一末抄說^一新舊医用乳分 (61才)

別^ニ旧^一医用乳^一未^レ知^ニ其^一法^一執^ニ我^一常^一住^一新^ニ医^一知^ニ用^一含^一乳^一之

時^一於^ニ冷^一病^一捨^ニ於^一熱^一病^一用^ニ仏^一亦^一如^ニ是^一始^ニ鹿^一野^一苑^一捨^ニ常^一住^一

乳^一跋^ニ堤^一河^一辺^一用^ニ常^一住^一乳^一外^ニ道^一旧^一医^一于^ニ常^一住^一乳^一恰^ニ如^一下^一蝕

木^一虫^一作^ニ文^一字^一不^レ識^一字^一不^レ識^一云^一

廣說^一而^レ今^一韓愈^一仏^一光^一非^一言^一恰^ニ如^一下^一虫^一蝕^一偶爾^一成^ニ文^一彼^一終^ニ

不^レ知^一而^レ珊^一瑚^一暈^一彼^一此^一共^ニ微^一々^一莫^ニ錯^一莫^ニ錯^一

○第七十四則 (三十二才裏)

七仏儀式^一 仏祖^一單^一伝^一粥飯^一四^一飯^一皆^ニ是^一七^一仏^一儀^一式^一也^一所

謂^ク七^一仏^一正^一法^一本^一末^一究^ニ竟^一因^一相^一而^レ今^一仏^一祖^一增^ニ一^一阿含

經^一云^一阿^一難^一白^ニ仏^一言^一く^一如^ニ來^一亦^一説^ニ過^一去^一恒^一沙^一諸^一仏^一取^ニ滅^一

度^一者^一如^ニ來^一亦^一知^ニ當^一來^一恒^一沙^一諸^一仏^一方^一便^一來^ニ者^一如^ニ來^一何^一故^一

不^レ説^一爾^一許^一ノ^一仏^一所^ニ造^一今^一但^ニ説^一七^一仏^一本^一末^一告^ニ阿^一難^一皆^ニ有^一

(61才)

因縁ノ本末一故ニ如來說^キ七仏ノ本末一過去恒沙ノ諸仏亦說^キ七仏ノ本末一將來弥勒ノ之徒^モ當^ニ記^ス七仏本末^モ若^モ師子^ノ磨^ハ如來出世ノ時^ニ亦當^ニ記^ス七仏ノ本末^モ若^モ柔順^ノ仏出世ノ時^ニ亦當^ニ記^ス七仏ノ本末^モ若^モ光焰^ノ仏出現ノ世^ニ亦當^ニ記^ス七仏之名^モ若^モ無垢^ノ仏出現ノ世^ニ亦當^ニ記^ス迦葉^ノ仏ノ之本末^モ若^モ寶光^ノ仏出現ノ世^ニ亦當^ニ記^ス釈迦^ノ文之本末^モ由此因縁^ノ故^ニ如來^ハ記^ス七仏ノ名号^ヲ爾^ハ余^ハ外^ニ經疏^ノ如^シ別^ノ處^ニ誌^カ

弟子ノ淨名經弟子品天台疏夫^レ師^ニ有^ニ匠成^ノ之能^ノ學

者^ニ有^ニ資稟^ノ之德^ノ資^ハ則捨^レ父從^ニ師^ヲ敬^ム師^ハ如^シ父^ノ師^ノ之謙讓^ノ處^ニ資^ハ如^シ弟^ノ故^ニ夫子^ノ曰^ク也^ハ也^ハ也^ハ余^ハ如^シ父^ノ余^ハ也^ハ也^ハ回^ニ如^シ弟^ノ今身子ノ之徒從^ニ仏受^テ學^ス即是^ニ師資^ノ故^ニ名^ニ弟子^ト云云又南山行事鈔^{本會}上三之卷^下云弟子學^レ在^ニ我後^ニ名^ニ弟^ト云云^(62才)之^ヲ為^レ弟^ト解^レ從^ニ我生^ス名^ニ弟^ト之^ヲ為^レ子^ト資持^ノ記^ニ云資名中以^ニ師望^ス資^ハ猶^ニ子^ト以^ニ資望^ス師^ヲ如^シ兄^ト如^シ父^ト祖師^ノ義^ハ釈^ノ獨^ノ出^ニ今文^ニ諸宗^ノ製撰^ノ率^ニ多^ク承用^ス業疏^ト記^ト同^シ元照^ノ比丘豈^ニ不^レ見^ニ台疏^ニ乎抑^ニ黨^ス南山^ニ乎

正面^ニ緩^ニ歩^ス宜^レ披^テ檢^ス僧祇^ノ等^ノ四律善見^ノ等^ノ二論^ヲ今

且^ク引^ハ之^ヲ大般若^ノ○多經^ノ第三百二十六卷不退^ノ轉品

第四十九之^二初^ノ曰復次^ニ善現^ノ告^ニ不退^ノ轉位^ノ苦^ヲ薩^ハ

入^レ出^レ往^レ來^レ心^ハ不^レ迷^テ謬^ス恒^ニ時^ニ安^ニ住^{シテ}正^ニ念^ノ正^ニ智^ノ進^ニ止^ノ威儀

行^ニ住^ニ坐^ニ臥^ニ拳^ニ足^ニ下^ニ足^ニ亦^ハ復^ハ如^シ是^ノ諸^ノ所^ノ遊履^ノ必^ニ觀^ス其^ノ地

安祥^{トシテ}繫^テ念^ヲ直^ニ視^ス而^レ運^ニ動^ス語^ハ言^ハ無^ニ卒^ノ暴^ノ善現^ノ若^シ成^ニ就

如^レ是^ノ諸^ノ行^ノ狀^ノ相^ノ當^ニ知^ス是^ハ為^ニ不^レ退^ノ轉^ノ○薩^ト

○第七十五則(三十二丁表裏)

(62ウ)

不^レ審^ノ問^ニ訊^ス略^ニ法^ノ南^ノ海^ノ寄^ニ歸^ス傳^ノ第三卷^ノ法^ノ言^ハ和^ニ南^ノ者

梵^ニ云^ニ畔^ノ睨^ト或^ハ云^ニ畔^ノ憚^ト南^ノ識^ヲ為^ニ敬^ノ礼^ト○合^ニ掌^ノ低^ノ頭^ノシ^テ口^ニ云^ニ云^ニ

畔^ノ睨^ト故^ニ經^ニ云^ニ云^ニ或^ハ復^ハ但^ニ合^ニ掌^ノ乃^ハ至^ニ小^ノ低^ノ頭^ノ即^ハ是^ニ致^ノ敬^ト也

南^ノ人^ハ不^レ審^ニ依^テ倚^ス合^ニ度^ノ向^ニ便^ハ改^テ不^レ審^ニ為^ニ畔^ノ睨^ト斯^レ乃^ハ全^ニ同^ス律教^ニ矣^ハ僧史^ノ略^ス

○第七十七則(三十二丁裏三十三丁表)

閻^ノ市^ノ裏^ノ天^ノ子^ノ云^ニ元^ノ第^ノ五^ノ夾^ノ山^ノ章^ノ四^ノ云^ニ上^ノ堂^ノ百^ノ草^ノ頭^ノ

薦^ニ取^テ老^ノ僧^ノ閻^ノ市^ノ裡^ニ識^ニ取^テ天^ノ子^ノ時^ニ虎^ノ頭^ノ上^ニ座^ニ參^ス云^ニ往^ニ檢^{セヨ}

席^ノ帽^ノ寒^ノ山^ノ曰^ク聞^ニ道^ノ愁^ノ難^ノ遣^ス斯^ノ言^ヲ謂^フ不^レ真^ニ昨^ノ朝^ノ曾^ニ趁^ス

却^ス今^ノ日^ハ又^ハ纏^ニ身^ニ月^ノ尽^ト愁^ノ難^ノ尽^ニ年^ノ新^ノ秋^ノ更^ニ新^ノ誰^ハ知^ス席^ノ帽^ノ

下^ニ元^ハ是^ニ昔^ノ愁^ノ人^ノ王^ノ衍^ニ在^ニ蜀^ニ好^ニ私^ノ行^ノ恐^ニ人^ノ識^ス之^ヲ今^ノ民^ノ載^ニ

大^ノ帽^ノ則^ハ世^ノ俗^ノ之^ヲ謂^フ戴^ニ席^ノ帽^ノ始^ニ敬^ノ王^ノ衍^ノ也^ハ (63才)

○第七十八則(三十二丁表裏)

掩^ニ黑^ノ豆^ノ黑^ノ豆^ハ所^ノ謂^ノ文^ノ字^ノ也^ハ掩^ハ覆^ス也^ハ自^レ己^ノ覆^ニ文^ノ字^ノ耳

又^ハ云^ニ掩^ハ擯^ト同^ニ礼^ト表^ニ記^ス云^ニ篤^ノ以^ニ不^レ擯^ト註^ス擯^ハ猶^ニ困^ノ也^ハ疏^ニ云^ニ

君^ノ子^ノ篤^ニ厚^ニ不^レ便^ニ擯^ト逼^ス被^ニ困^ト追^ニ也^ハ困^ニ文^ノ字^ノ也^ハ困^ニ追^ト困

窮^ニ無^ニ通^ト達^ト

○第七十九則(三十二丁裏三十三丁表)

得^ニ者^ノ不^レ輕^ニ微^ト雲^ノ居^ニ不^レ上^ノ章^ノ云^ニ得^ニ者^ノ微^ノ明^ノ者^ノ不^レ賤

用^ニ識^ノ者^ノ不^レ咨^ニ嗟^ト解^ニ者^ノ不^レ厭^ニ惡^ト從^ニ天^ノ降^ニ下^ス則^ハ貧^ノ窮^ノ從^ニ地

湧出スレハ則富貴^{ナリ}門裡出^リ身^ヲ身裡出^リ門^ヲ難動則埋^リ身^ヲ千丈^ニ
不動則当^ニ処^ニ生^ス苗^ヲ一言廻脱独拔^ス当时言語不^レ要多^ク
多^ク則無^ニ用^ニ処^ニ云云広説会元十三〇行仏卷末引^リ初二語^ヲ

五淵 列子黄帝云鯢旋之潘^モ為^ニ淵^ニ止水流水濫水^ニ (63ウ)

沃水雍水汎^ハ水汙水肥水之潘^モ為^ニ淵^ニ是^ヲ為^ニ九淵^ト焉

余正云云往檢須知(卷上第四十九則・參註「唯仏与仏」卷參照)

箭鋒相拄 列子湯問^{氏張}註本^正 (卷上第五十四則參照)

嘲鏃 瑯渥代醉第十八卷云督君謨善^レ射^ヲ閉^レ目^ヲ而

射^ニ心^シ口^ヲ而中有^ニ王靈智^ル者^ヲ其法^ヲ曲^ニ尽^ス其妙^ヲ欲^ハ射^ニ君

謨君謨時^ニ無^ニ弓矢^ニ執^ニ一短刀^ヲ矢來^ハ輒擊^ス折^レ末^ヲ後^ニ一失^ハ

以^レ口承^レ之^ヲ遂^ニ嚙^ニ其鏃^ヲ謂^ニ靈智^曰學^ヲ射^ヲ三年但末^ヲ教^ニ汝^ニ

嚙鏃^ノ法^ヲ耳

○第八十則 (原、行間上部ニ補記、三十三丁表裏)

落草慈悲 雲門本録中卷語要^ニ師^一曰云古來^ニ老

宿皆^ハ為^ニ慈悲^ノ之^ノ故^ニ有^ニ落草^ノ之^ノ談^ニ隨^ニ語^ニ識^ニ人^ヲ云云

○第八十一則 (三十三丁裏、三十四丁表、八十二則)

阿哪阿哪 古拾遺^ニ曰古語^ニ事^之甚^ク切^{ナル}皆^ナ稱^ニ阿哪^ト云云 (64才)

○第八十二則 (三十四丁表裏、八十三則)

留水 留^ハ伊^ハ岐^ハ切音遙上声説文^ニ扞^レ白^ニ也扞^レ彼^ヲ往^ニ此^ニ

謂^ニ之^ヲ留^ト 正字通未集下^ニ部

○第八十四則 (三十四丁裏)

一 outcomes 伝灯録十四卷^云雲石大師章葉山^ノ乃

又問聞汝解^レ弄^ニ師子^ヲ是^ニ否^ヤ師曰是^ニ曰弄^ニ得^ニ幾^ニ出^ヤ師曰

弄^ニ得^ニ幾^ニ出^ヤ師曰我^ハ亦^ハ弄^ニ得^ニ幾^ニ出^ヤ師曰和尚弄^ニ得^ニ幾^ニ出^ヤ我^ハ弄^ニ

得^ニ一^ニ出^ニ師曰一^ニ即^ニ六^ニ即^ニ一^ニ師後到^ニ一^ニ瀉^ニ山^ニ

○第八十五則 (三十四丁裏、三十五丁表)

摩尼珠 大智度論第五十九卷云^ハ言^ク摩尼宝^ハ者

從^リ龍王^ノ腦中^ニ出^ス有^ニ日^ニ是^ニ帝釈所^ニ執^ニ金剛^ヲ用^テ与^ニ阿修羅^ト

闘^フ時碎^テ落^テ閻浮提^ニ有人^曰諸^ヲ過去^ノ久遠^ノ仏^ノ舍利^ノ法^ニ既^ニ

滅^ス尽^ス也舍利變^{シテ}成^ニ此^ニ珠^ニ以^テ益^ニ衆生^ニ有人^ノ言^ク衆生福因 (64ウ)

縁^ノ故^ニ自然^ニ有^ニ此^ニ珠^ニ譬^ハ如^ニ罪因縁^ノ故^ニ地獄中^ニ自然^ニ有^ニ此^ニ珠^ニ

罪^ノ之^ノ器^ト此^ノ宝^ヲ名^ク如意^ノ無^ニ有^ニ定色^ニ清徹輕妙^{ナリ}四天下^ノ物

皆悉^ク照現^ス第^ニ十二^ニ卷^ニ二十六^ニ云云往檢^ニ莊嚴經^ニ曰月光

摩尼宝^〇如意摩尼宝^〇持海摩尼宝^〇如意摩尼宝^〇持海

摩尼宝^〇正^ニ末^ニ尼^ニ珠^ノ之^ノ総名^{ナリ}此^ノ三^ニ離垢^ト此^ノ宝^ハ下^ニナリ^ト為^ニ垢

染^ノ之^ノ處^ニ染^ノ又^ハ名^ク增長^ト有^ニ此^ニ宝^ニ之^ノ處^ニ增^ニ長^ニ威徳^ヲ又^ハ大毘盧遮

那^ノ經^ニ第七^ニ曰^ク淨菩提心如意宝^ハ滿^ニ世^ニ出世勝希^{ナリ}有^ニ同

疏^ニ第五^ニ曰^ク摩尼珠^ハ円明^ニ照徹^シ能^ク出^ス生^ニ衆物^ヲ給^ニ施^ニ衆人^ニ

此^ハ是^ニ覺宝^ニ四摂利^ノ之^ノ像^{ナリ}又^ハ花嚴經^ニ第三十四卷^ニ宝

王^ハ如来性起品^ニ第三十二^ニ探玄記^ニ第十六卷^ニ初^ニ釈

名^者宝王^ハ是^ニ摩尼宝珠^ニ最^ニ可^ニ珍貴^ト也云々文甚^ニ広博 (65才)

往檢須^レ知

如来藏 〳四卷楞嚴經曰大慧白レテ仏言ク世尊修多羅ニ

説ト如来藏ハ自性清淨ナリ 転シテ三十二相ヲ入ニコト 於一切衆生身

中ニ如シ大伽宝垢衣所レガ纏如来之藏常住不變ナルモ 亦復如

レ是而陰界入ノ垢衣ニ所纏貪欲瞋恚不実妄想塵勞ニ所

汚一切諸仏ノ之所ヲサト 演説スニ云何ノ世尊同ク外道ノ説レ我言レ有ニ

如来藏ニ耶世尊外道 亦説有ニ常作者ニ離ヲ於求那^此周

遍^{シテ}不^モ滅世尊彼説^{ナリ}有レ我仏告ニ大慧ニ我說ニ如来藏ニ不^レ同ニ

外道所説ノ之我ニ大慧自^ラ明^ニ空無相無願如来真際法

性法身涅槃離自性不生不滅本來寂靜自性涅槃

如是等ノ句ヲ説ニ如来藏ニ已^ヌ如来応供等正覺為^レ斷^三愚夫ノ

畏^ニ無我ノ句ヲ故ニ説ニ離妄想無所有境界如来藏門ニ大慧 (65ウ)

未來現在昔〳薩亦不^レ応作^ス我見ノ計著ニ乃至如来於ニ

法無我ニ離ニ一切ノ妄想以^ニ種々ノ智慧善巧方便^ヲ成^ハ説如

来藏^ト或^ハ説^ハ無我以^ニ是^ニ因縁故ニ説ニ如来藏ニ不^レ同ニ外道所

説ノ之我^ヲ名^ス説ニ如来藏開^ヲ引^{スル}計^ス我^ヲ諸ノ外道故ニ説ニ如来

藏^ト令^下離^レ不実我見妄想^ヲ入^{ニテ}三解脱門ノ境界ニ希望^ヲ疾^ク得^中

阿耨菩提^ヲ是^ニ故ニ如来作^ニ如是^ニ説^{コトヲ}如来藏若^ク不^レレ^ハ如是^ニ則

同^ニ外道^ニ是^ニ故ニ大慧為^レ離^ニ外道^ノ見^ニ當依^ニ無我如来藏^ニ已^ニ

論家之説往檢須^レ知

〳第八十六則 (三十五丁表ノ裏)

伎倆 〳書言故事云人智計曰^ニ伎倆^ト人物志流業

篇曰法家之流不^レ能^ニ創思遠図^ヲ而能^ヲ受^ニ一官之任^ヲ錯

レ意施^レ巧是^ヲ謂^ク伎倆^ト

狸奴 〳韻ナリ府ハ狸奴ハ猫也畜^ニ家故ニ曰^レ奴^ト

〳第八十七則 (三十五丁裏ノ三十六丁表)

金峯章 〳餅法詳^ニ于僧祇律第二十九卷^ニ上^ニ号^ス

餠餅 〳劉熙釈名第四飲食^ニ云餅ハ并^{ナリ}也溲^レ麩^ヲ使^ニ合

并^ニ一也胡餅ハ作^ニ之^ヲ大漫沍^ニ也言^ハ以^ニ胡麻^ヲ著^レ上^ニ也又祖庭

事苑云云

〳第八十八則 (三十六丁表ノ裏)

飽学措^ト 〳祖庭事苑云措ハ倉故ノ切置也措^ニ置^ニ天下ノ

之大^ヲ者也一資暇録^ニ云措大措多誤^テ作^レ醋^ニ非^{ナリ}也止^ニ當^ニ

レ作^レ措^ニ以^ニ其能^ヲ措^{スル}大事^ニ也^上今按睦庵及^ニ李濟翁^ノ

説蓋^{ナリ}不^レ親^レ此^ニ按^ニ五雜俎第十一^下曰今人以^ニ秀才^ヲ為^ニ

措大^ト措^ハ者醋^{ナリ}也蓋^シ取^ニ寒酸之味^ヲ云云^上相^ニ応^{コト}飽学^ノ之

(66ウ)

二字ニ者須^レ知

途中受用世諦流布 〳受用ハ本分^{ナリ}流布ハ失^ハ分所謂真

苦ニ諦^ヲ而^レ已^ニ仏言^ニ上^ニ經^ニ無^ニ相勝義諦^ニ体^ニ非^ニ自他^ノ作^ニ因

縁如^レ幻ノ有^ニ亦非^ニ自他^ノ作^ニ上^ニ句^ニ眞^ニ法性^ニ本^ニ無^ニ性勝義諦^ニ空

如^レ眞^ニ諸^ニ有^ニ幻^ノ有^ニ法^ニ諦^ニ俗^ニ無^ニ無^ニ諦^ニ実^ニ無^ニ寂滅勝義^ニ空^ニナリ^眞諸

法因縁有^ニ有^ニ義如^レ是^ニ有^ニ無^ニ本^ニ自^ニ二^{ナリ}譬^ハ如^ニ牛^ノ二角^ノ

照解見^ル無^ニ二^ニ諦^ニ常^ニ不^レ即^ニ自^ノ下^ニ更^ニ有^ニ三^ニ行^ニ有^ニ毎^ニ

本目^ニ二^{ナリ}四句^ニ明^ニ体^ニ二^ニ一^ニ句^ニ一^ニ諦^ニ体^ニ俗^ニ有^ニ眞^ニ無^ニナリ^故三^ニ有

(66オ)

無^レ從^レ本已來性相依持^{シテ}、体非^ニ即離^ニ故云^二自^一、譬^一如^シ句、
者謂^ク真俗諦若^{ナリ}、俗智緣^ス故^ニ見^レ二也、照解^ノ句者明^ニ其真
智離^ニ相^一、絶^レ待証無^二也、不即^ノ句者謂^ク由^テ証解^ニ無^{ナリ}二相
也若^シ真俗有^ハ一可^二相^一、即^ニ真俗^一、諦無^{ナリ}二無^レ所^一、即^ニ良貴註
解記要可^レ知^ニ今云^一、相即^ト外計是也、更^ニ見^ニ大乘義章及^レ
法苑義章第二末^ニ諸等^一爲^ニ休糧^一方^ト

(67オ)

〔不義不防〕天童宏智拈香巖樹上語曰虎頭上座

是^レ箇^ノ惡賊^{ナリ}用^ニ無義^一手^ヲ打^ス不防^ノ家^ヲ直繞^ニ本色^一作家^{ナルモ}往々
做手脚不弁云云

○第八十九則 (三十七丁裏、三十七丁表)

〔清波無透路〕雲間錄第一卷^下對機^{二百一}有^レ官問

仏法^ハ如^ニ水中^一月^ノ是^ヤ否^ヤ師云清波無^レ透路^一進^ニ云和尙從^カ
何得^{タル}師云再問復^タ何^ヲ來^ル進^ニ云正与麼^一時如何^シ師云重
疊^{タリ}関山^ノ路

○九十二則 (三十七丁裏)

〔又安〕父魚既切音詣又爾正父治也書康詰惟民 (67ウ)

其康父云云

〔五岳〕爾正釈山下云江南^ノ華山^ノ花陰^ノ岳^ノ河東^ノ岱^ノ

〔泰山〕河北^ノ恒山^ノ恒山^ノ衡山^ノ周礼職方氏云^ニ山鎮^一鄭註^ニ

云鎮名山安^ニ地德^一者也、大司樂云五岳云云又爾正

〔泰山〕爲^ニ東岳^一華山^ヲ爲^ニ西岳^一霍山^ヲ爲^ニ南岳^一恒山^ヲ爲^ニ北

翻刻『拈評三百則方語解』(二)(秋津)

岳^ト嵩高^ニ爲^ニ中岳^一註疏云云

〔九州〕又曰兩河^ノ間^ヲ曰^ニ冀州^一河^ノ南^ヲ曰^ニ予州^一河^ノ西^ヲ曰^ニ離

州^一漢南^ヲ曰^ニ荊州^一江南^ヲ曰^ニ楊州^一洛河^ノ間^ヲ曰^ニ兖州^一洛東^ヲ曰^ニ

徐州^一燕^ヲ曰^ニ幽州^一齊^ヲ曰^ニ營州^一九州^ノ註疏今略^ス

〔八風〕内經靈樞云四方四雅之風謂^ニ之^一八風^ト曰^ニ天

親造^ノ仏地論^ニ云得^ニ可意事^一名利^ヲ失^ニ可意事^一名利^ヲ衰^レ不現^ニ
前^一誹撥^ノ名^ヲ毀^レ不現^ニ前^一讚美^ノ名^ヲ譽^レ現^ニ前^一讚美^ノ名^ヲ稱^レ現^ニ前^一

(68オ)

誹撥^ノ名^ヲ議^レ逼^ニ身心^一名^ヲ苦^ト適^ニ悅^一身心^ヲ名^ヲ樂^ト起^ニ信義^一
論下末^ニ三利^一ハ謂^ク財榮潤^シ己^ヲ衰^ハ謂^ク損耗侵陵^ス毀^ハ謂^ク越^レ過^ヲ
凶毀^ノ譽^ノ謂^ク越^レ德^ヲ而難^ス稱^ハ謂^ク依^テ實德^ヲ讚^ハ議^ハ謂^ク依^テ實過^ヲ論^ニ
苦^ハ謂^ク逼迫^ノ侵^ノ形^ヲ樂^ハ謂^ク心神適^ニ悅^一ス

○第九十三則 (三十七丁裏、三十八丁表)

〔菩提非等〕六祖及南岳聲

〔袖裡金椎暗動〕林間錄上^四註云達觀禪師嘗^テ竊^ニ笑^ニ

禪者^ノ不^レ問^ニ義理^一如^ニ宗門^一有^ニ四種^一藏鋒^ノ初^ニ曰^ニ就理^一次^ニ曰^ニ

就事^一至^ニ於理事俱藏^一則曰^ニ入就^一俱不^レ涉^ニ理事^一則曰^ニ出

就彼^ト不^レ視^ニ字畫^一輒^ニ易^ニ就理^一作^ニ袖裡^一易^ニ出就^一作^ニ出袖^一易^ニ

入就^ト作^ニ入袖^一就事^ト不^レ可^レ易也則令^レ之^ヲ今德山四家錄^ニ

所^レ載具^ニ存^ス使^ニ晚生末學^一疑^ニ長老^一袖中^ニ必^ニ有^一一物^一出入

(68ウ)

往來^ニ大^ニ可笑也晦堂老人見^ニ禪者^一汗漫^ヲ則笑曰彼出

五三三

史記枚乘伝福生_{コト}有_レ基禍生_{コト}有_レ胎_{上巳}杜詩_ニ結_テ

舌防^ニ讒柄^ニ探^ルレ^ニ腸^ヲ有^ニ禍胎^ニ上^レ如^ニ淨禾^ニ上^レ曰^ク瞿曇ノ賊種叢
林ノ禍胎原^ニ出^ル老子^ニ下篇曰^ク禍^ハ兮福^ヲ所^レ倚^ル福^ハ兮禍^ヲ所^レ伏^{スル}
孰^カ知^ル其極^ヲ云^フ云^フ

（第二則、一丁裏（二丁表）

／ 撞^ハ与^レ鐘^シ同^ニ助^ニ莊^ニ切^ニ音^ニ壯^ニ広^ニ韻^ニ喫^ニ貌^ニ又^ニ食^ニ無^ニ

廉也伝灯作_レ喫_ニ

糟粕／莊子天道篇

(73才)

○第四則（二丁裏、三丁表）

風化、詩經閔睢、小序云○風ハ風也教^{ナリ}風以^テ動^レ之

教以化^レ之^ヲ箋曰風^ハ是^レ諸侯^ノ政教也下^ニ曰^レ所以^シ風^ニ天^ニ下^ニ論語^ニ曰^ク君子之德^ハ風也^ト云云

○第五則（三丁表（裏））

廼分
通鑑注二曰ク曰

卷十一二曰処分ハ區処分別也又居家必用辛集三又処

者至也。定也。分^ハ所当然也。^{左十}（卷上第五十二則參照）

○第六則（三丁裏、四丁表）

本分
荀子^ニ曰見^レ瑞^ヲ不^レ如^レ見^{ニルニ}本分^{一ヲ}○大智度論第三

十二卷九卷法性トハ者法ヲ名ニ涅槃ニ不レ可レ壞不可レ戲論○黃
石中ニ有二金性ニ白石中ニ有二銀性上云法性ヲ名ヲ本分種ニ（73ウ）

乳具 前漢書酈食其伝漢王擊魏豹問食其曰魏

大將誰ソヤ也曰柏直曰ラ口尚乳臭ナリ安ソ能ク当シ吾韓信ニ

○第七則（四丁表、裏）

習禪 四禪初禪・第二禪・第三禪・第四禪 定生喜樂ナリ 三禪 離喜如樂ナリ 四禪
捨念清淨也八定慈・悲・喜・捨・誦・色・受・想・行・識・四等・多・風・色・界 無色界ノ四一・二・三・四 空処二・三・四
識処二・三・四 無所有処四 非想非非想定修禪シテ 後二得ス故三言二

習禪^ト吾祖^ノ坐^ハ者源流一^ニ異^{ナリ}之^ニ須^下參^{シテ}仏祖^一究^中取^ス之^ニ

補袞 袞古本切又袞与卷同音鄭玄曰卷龍衣也

孔云衰之言^八卷也謂龍首卷詩幽風九罭首章^二云衰

衣繡裳東人美_二周公也小雅_ノ菜菔首章玄衮及黼_ハ天

子錫_二來朝_ノ諸侯也

○第十則（五丁裏）

韶紹堯切舜樂也書益稷云簫韶九成○濩

呼誤切音護又湯樂召二大濩_ト

周書畢命云商俗靡々利口惟賢トス孔伝紂以

靡々^ヲ利口^レ惟^{トス}賢^{トス}有^カ曰靡々^ハ者相^ヒ順從之意又淮南

子原道訓云云

蒼天
詩黃鳥彼蒼者天殲我良人○箋曰彼蒼者

天^ハ、^上勗^ニ世^ニ史^ニ正義^ニ夫^レ天^ハ者人ノ始也父母^ハ者人ノ本也

人窮^{スレバ}則反^{ヘシ}本故^ニ勞苦倦極^{スレハ}未^レ嘗不^レ呼^レ天也疾痛慘怛^ニ

未_二嘗不_レ呼_二父母_一也_已上小雅巷伯第五章云蒼天々々

王氏曰蒼天ハ蓋シ以王之不明無レ所二告勸一而告ニ之ヲ於天

○第十一則（五丁裏ゝ六丁表）

永錫爾類
詩大雅生民之什既醉第五章三四句_二
(74ウ)

云不_レ置_レ竭_二永_一錫_二爾_一カ類_二○_一伝_二遺_一ハ竭類_一善也箋_二永_一ハ長孝子之行不_レ有_二竭極之時_一長ク以_二子_一ニ女_一カ之族類_一謂_二広_一之ヲ教_二道_一天下_二也_一春秋伝曰_二穎考叔純孝也_一施_二及_一莊公_一

○第十二則(六丁表裏)

磚飯_一、本作傳徒桓切音團古老或為_二団食義_一又

或_レ作_レ傳此_二広傳_一俗字天童頌古_一稱提_二以為_一広博_一義_二已_一上

說雖_二世流布_一而傳奕_一義亦千古義也予取_二傳奕_一貿_二也_一

雖_レ然理長則就_二耳_一

習氣_一、一如法師撰大明三藏法數第六卷_一省略_二拔_一鼓函_一阿毘曇論第一_一云習氣果亦名_二所依果_一謂_二數_一習_二宿世_一氣分感_二於果報_一也如_二往_一世_一修善_二勝_一故則今世_二為_一

善_二心重_一修惡_二勝_一故_二則為_一惡_二心重_一是_二名_一習氣果_二已_一又大

智度論二十七_一云譬_二如下_一鎖_二脚_一人卒_二得_一解脫_二行時雖_一

無_レ有_二鎖猶鎖習在_一如_二乳母_一衣_二久故_一垢著雖_二以_一淳灰_二淨_一

浣_二無_レ有_二垢垢氣猶在_一衣_二如_一聖人心垢_二如_一諸_二煩惱_一雖_二下_一

智慧水_二浣_一煩惱_二氣猶在_一如是習氣_二諸余賢聖雖_一能_二斷_一

煩惱_二不能_一斷_二唯識論_一八_二日而重_一本識_二起_一自_二功_一

能_二即_一此_二功能_一說_二為_一習氣_二是業_一氣分_二云_一広說又宗鏡錄

第七十六_一曰習氣_二者_一種子_二名異_一体同_二即約_一重習_二時_一

而論_二種子_一即_二對_一現行_二立_一号_二都_一有_二三義_一一_二種子_一名_二習氣_一

氣_二者_一氣分習_二謂_一熏習_二由_一彼_二現行_一熏習_二得_一此_二氣分_一故_二二_一

翻刻『拈評三百則方語解』(二)(秋津)

行_二現_一亦名_二習氣_一謂_二都_一由_二種子_一能_二生_一現行_二是種子_一家之

氣分_二三_一習氣_二名_一習氣_二如_一裏_二香紙_一而有_二氣分_一若身口業

不_レ隨_二智愚_一以下_二從_一煩惱_二起_一不_レ知_二它_一心_二者_一見_二所起_一生_二不_一淨

心_二是_一非_二実_一煩惱_二久_一習_二煩惱_一故_二起_一如_二是業_一大論譬_二如_一

習_二如_一難陀_二姪_一欲_二習_一故雖_レ得_二阿羅漢道_一於_二男女大衆_一中_二

生_二眼_一先_二女家_一而_二与_一言語_二說_一上_二○_一涅槃北本廿三_二南

本廿一_一云何_二名_一為_二煩惱_一習氣_二声_一緣_二覺有_一煩惱_二氣_一謂

所_二我身_一我衣_二我去_一我來_二我_一說_二我_一聽

○第十三則(六丁裏)

禺門千尺句_一、禪林類聚第七冊_一相門_二本_一全又僧伝

第二十八_一卷法昌遇_二禪師_一章大寧寬_二禪頭_一至_二遇_一画

地_二作_一此_二相_一便_二曳_一鑊_二出_一翌日未_二陸座_一謂_二寬_一日昨日_二公

案如何_二寬_一画_二此_一相_二即_一抹_二撒_一之_二遇_一日寬_二禪頭_一名下_二無_一

虛人_一乃陸座_二日忽_一地暗_二天_一靈_二霹_一声_二禺門_一三級浪_二崢嶸_一

幾多_二頭角_一為_二龍_一去_二蝦_一蟹_二依然_一怒_二眼_一睛_二

○第十四則(六丁裏七丁表)

崢嶸_一、崢_二嶸_一俗字_二ナリ_一初耕_二切_一說文_二崢_一也崢_二戸萌_一切音

橫_二山角_一聳也又峻貌_二靈光殿_一賤窳_二參_一料_二以_一崢嶸_二亦作

崢嶸_一楊雄_二甘泉賦_一似_二紫宮_一之崢嶸_二

○第十五則(七丁表裏)

約_一、猶言約我論語子罕顏淵_二夫子循循然喜

五五

誘^レ人博^レ我以^レ文^ヲ約^ニ我^ニ以^レ礼^云

陷^下 \ 扞格^ノ格也音効堅^{シテ}不^レ可^レ入也

見^レ之不^レ取 \ 二句^ノ千古所伝^ノ語而^{シテ}梁武見^ニ初祖^ニ不^レ能^二

薦取^{コト}後悔不^レ薦^ニ先^ニ耳爾後宗師所^ニ取用^ニ明覺頌^ニ桐峯

虎声ノ話^ヲ

○第十六則(七丁裏)八丁表

(76ウ)

糶^苗 \ 或作^レ巢^ニ徒弟^ノ切壳^ノ米穀^ヲ受^レ直也或作^レ糶^ニ非字^{ナリ}

一本作^ニ糶^ニ又^ニ它^ニ歷切音廼市^ノ米入^レ己^ニ左伝^ニ晋荐饌^ニ

乞^ニ糶^ヲ于秦^ニ条棠^ハ俗宗

不利 \ 論語子路篇^ニ子夏為^ニ莒父^ノ宰^ト問^ニ政^ヲ子^ノ曰無^レ欲^{スル}

速^ニ無^レ見^ニ小利^ヲ欲^ニ連則不^レ達見^ニ小利^ヲ則大事不^レ成^上斯

語益^ス五^ヲ

伐氷之家 \ 至^ニ収斂出孟子^ニ大學^ニ孟獻子曰伐氷^ノ之

家^ニ不^レ畜^ニ牛羊^ヲ百乘之家^ニ不^レ畜^ニ聚斂之臣^ヲ与^ニ其有^ニ聚斂

之臣^ニ寧有^ニ盜臣^云狄生^カ解^ニ曰伐氷之家^ハ卿大夫已^上

喪祭用^レ氷^ヲ者也

○第十七則(八丁表)

一頓 \ 野客叢書云云字彙又食一次也唐書打^{コト}汝

(77オ)

一頓云云今謂^ニ一頓猶^レ言^ニ一杖^ト也

喜食悅食 \ 大集經月藏分第九分布閻浮提品十

七曰爾時^ニ世尊告^ニ彼^ノ法食喜食禪食^ヲ諸天^ニ言^ニ又妙

經第四^ニ言^ニ一者法喜食^ニ二者禪悅食^ニ文句^ノ記^ニ云法食^ハ

聞法^{ナリ}也^云喜食聞法歡喜^ス禪食^ハ者謂^ク以^ニ禪法^ヲ自^ラ資^ク不

須^ニ段食^ヲ或可^ニ法^ニ即是食^{ナル}已^上增^ニ一阿含經^ニ二十七^セ云

禪悅食者禪定資^ニ神^ヲ輕安適悅^ヲ即為^ニ食義^ト又清涼云

法喜円充^テ喜受^レ樂故^ニ名^ニ喜食^一

○第十九則(九丁裏)

將^鏡 \ 將^ハ子方^ノ切又送也百南百兩將^ノ之^ノ擲風^ノ之子

于^ニ歸遠^ニ于^ニ將^ニ

○第二十則(九丁裏)十丁裏

(77ウ)

陌^巖 \ 請益錄上^ニ鄂州北巖明哲禪師或曰^ニ陌

巖^ト伝^ニ為^ニ柏顏^ト訛^{ナリ}也今中山府^ノ柏巖山塔寺俱^ニ存^ニ在^ニ唐

界^ニ師嘗^テ有^レ頌曰野寺絶^ニ依念^ヲ空山曾^テ遍行^ス老來披^{シテ}

衲^ヲ重^シ病^ヲ起^テ讀^ニ經生^シ乞^テ食^ヲ嫌^ニ村遠^ヲ尋^テ溪^ヲ愛^ス路^ヲ平^ヲ多年柏

巖^ニ住^{シテ}不^レ記^ニ柏巖^ノ名^ヲ閻仙賈島哭^ニ師詩^ニ曰苔覆^テ石牀新^{ナリ}

吾師占^ニ幾^ク春^ヲ寫^ニ留^ハ行道^ノ影焚^ニ却^ニ坐^ニ禪^ヲ身塔院閑^ニ松雪^一

僧堂鎖^ニ隙塵^ヲ自慚雙泪下^{コトヲ}不^レ是^ニ解^ニ空人^ニ頌詩刻^ニ石^ニ具^ニ

在高僧詩^ニ謂^ニ前篇^ニ乃清塞贈^ニ柏巖^ノ所^ト作^ニ此方^ニ既^ニ号^ニ二栢

巖^ト鄂州宜^レ号^ニ北巖^ト師居^ニ兩^ニ處^ニ故^ニ有^ニ二名^一無^レ足^ニ弁誤^云

觀察使 \ 事文遺集第九卷^ニ曰唐乾元元年改^テ曰^ニ

觀察處置使^ト掌^ニ諸部^ノ善惡^ヲ舉^{コト}中^ニ大綱^ヲ凡^ニ奉請皆属^ニ於

州^ニ安祥符年中詔^ニ觀察使^ニ並帶^シ刺史^ヲ

廊^臺 \ 事文遺集十四卷^ニ云夫幕史之遺有^レ事必^ス

言^ス知^テ無^レ不^レ為^ニ軍府^ノ之要掌^ト在^ニ賓寮^ニ予籌^ニ幕府^ヲ擢^ニ謦兵

(78オ)

謀^レ又書言故事幕職ノ注^二曰出行^テ於外^ニ謂^二之幕^一幕職親信之在^二幕中^ニ也^一同幕^ハ十人^一火同食^云

開齋^ノ丘哀^ノ切又啓也又戰國策^ニ開^二罪^一于魏^ニ注^二開^ハ謂^二始^レ得罪文由^レ茲觀^レ之開^ハ謂^二今晨始^テ喫^ル粥^一乎此^ニ堂^ニ爾豈^ニ開張^一増^二加^{シテ}米水^一而以^レ適^二等^一人数^ニ之義^一トヤ哉

○第廿一則(十丁裏)

倒騎驢^ノ暗^ニ用^二潘閭倒騎驢^一句^ハ潘閭字^ハ逍遙江都人自^ノ詩^ニ曰高^ニ愛^二三峯^一挿^二大虛^一回^レ頭仰望^ニ倒^二騎^一驢^ニ云云彼謫^二于大花山^一遇^二大赦^一還^レ京時便有^二此句^一詳^ニ于夢雞筆談^一韋客揮犀^卷尚友錄又瑯琊代醉^卷等

廿二則(原、上欄外ニ補記、十丁裏ノ十二丁裏)

崑岡^ノ崗^ハ岡^ノ俗字書胤征^ニ曰火炎^ニ崑崙^一玉石俱^ニ焚^一天吏逸德^ハ烈^ニ千猛火^一蓋^シ崑崙山^カ乎

麗水^ノ玉出崑岡金生麗水 千字文注本檢^{シテ}知^レ

合殺^ノ殺^ハ音薩散也 唐崔令欽教坊記^ニ曰宣春院亦有^二三拙^一必扱^二尤者^一為^二首尾^一首既^ニ引^レ隊衆所^レ屬^レ目故^ニ須^二能者^一樂將^レ関^ニ稍失^レ隊^一余^ニ二十許舞^一曲終謂^二之^一合殺^一尤要^ニ快健^一所以^ニ更^ニ須^ニ能者^一也関^ハ丘月切音欽止也訖也

樂終^ニ日^一関

○第廿三則(十二丁裏ノ十二丁表)

無明^ノ死看^ノ此^レハ^ニ是^二十二因縁也^一花嚴^ノ十地及妙法

花大小經論總別明^レ之而今此中^ニ拔^二大涅槃獅子吼^一

翻刻『拈評三百則方語解』(二)(秋津)

文曰善男子十二因縁一切衆生等^ノ共^ニ有^レ之^一亦内亦外^ノ何等^ニ十二^一過去^ノ煩惱^ノ名^ヲ為^二無明^一過去^ノ業者^ハ則名^ヲ為^二行^一現在世^ノ中初^ニ始^レ受^レ胎^一是^ニ名^ヲ為^二識^一入^レ胎^ニ五分^一至^二四根^一未^レ名^ヲ為^二觸^一時是^ニ名^ヲ為^二名^一未^レ別^レ苦樂^一是^ニ名^ヲ為^二觸^一染^レ習^一是^ニ名^ヲ為^二受^一内外^ニ貧求^一是^ニ名^ヲ為^二取^一為^二内外事^一起^ニ身口意業^一是^ニ名^ヲ為^二有^一現在世^ノ如^レ識^ノ名^ヲ未來^ノ生^ニ現在^ニ名色^一六入^ノ觸^ノ受^ノ如^ニ名^一未來^ノ世^ノ老病死^ト也是^ニ名^ヲ為^二十二因縁^一云云往檢

○第廿四則(十二丁表ノ裏)

四種法界^ノ皆曰^二無礙^一「理」性海円融「事」縁起無礙「事」理^ノ相即相入「事」々^ノ是^ニ即清涼寺之所建^一四皆無^レ礙^一ノ十重無^レ尽之義須^レ披^二檢五教章中卷^一九^一及孔目章等^ニ云云云云

○第廿五則(十二丁裏ノ十三丁表)

寒殺^ノ統揚州庵集卷^ノ十四云白樂天半開花詩^ニ曰西日憑輕^ク照^{コト}東風莫^レ殺^ク吹^{コト}自^ノ注^ニ曰殺^ハ去^ニ聲音啞俗語太甚^ニ曰^レ殺^一云云又昆奈耶律卷^ノ七有^二寒凍殺^一炎熱殺^一字^一今案此語^ハ簡^ノ殺^ノ字去入互^ニ通^一莫^ハ強^ニ穿^一穴^一今亦統人語

崖^ニ正偏何必在^ニ安排^一瑠璃古殿照^ニ明月^一忍俊^{タル}韓盧空^ノ上階戰國策^ニ曰肅欲^レ伐^レ魏^一淳于髡說^ニ齊^一威王^ニ曰韓盧^ハ者天下^ノ俊犬也東郭^ハ魏^ハ者海内^ノ狡兔也韓盧逐^二東

郭ノ魏ノ騰^レ山^ニ者五^ニ環^レ山^ヲ者三^{ナリ}兔極^ニ於前犬ハ疲^レ於後各死^ニ其^ノ処^ニ田父見^レ而獲^レ之無^ニ勞苦^ニ而擅^ニ其^ノ功^ヲ今齊魏相^レ持^{シテ}頓^レ丘^ノ弊^ヲ衆恐^ニ強秦大楚乘^ニ其^ノ後^ニ而有^ニ田父^ノ天功^ノ也^一

(80才)

○第二十八則(十四丁表裏)

邈^レ得^ニ邈各切音莫音貌入声六葉^ニ貌^ハ描^ニ画^{スルコト}人物^ヲ讀^{コト}

若^レ莫叶韻^ニ描^ニ画^{スルハ}人物^ヲ當^ニ讀^ム去声^ニ今亦從^レ俗^ニ用^ニ貌音^ヲ莫^ヲ

祖庭事苑ハ正^ニ俗^ニ以^ニ雅音^ヲ云^ニ邈當^ニ作邈^ニ爾今扼^ニ正字^ヲ通^ニ

加愚意^ヲ註^ス也

撞^レ得^ニ玄々甚經^ニ云頂^ハ撞也我^レト彼^トノ之子同路^ヲ直^ニ撞^{シテ}之^ヲ

之^ヲ謂^レ頂^ト而今^ハ俗語^ニ則^ニ触犯^ノ之義^ヲ所謂不遜也

○第二十則(十四丁裏十五丁表)

不^レ魚^ノ之^ノ益^ニ仏祖三經中卷鼈頭拔^ニ婆娑論^ニ而^{シテ}不^レ指^ニ

卷数^ヲ蓋^ニ偽拔乎文鄙野故不^レ志正檢討付^ニ在來日^ニ

勅規鈔第十五卷^ニ六^ニ引^ニ婆娑論^ニ文卑野^ニ長^シ而^{シテ}今所^ニ拔^ク

經苑清規^ニ下^ニ八^ニ右^ニ曰婆娑^ニ曰有^ニ僧違師毀^レ法^ヲ墮^ニ魚^ノ

(80ウ)

身^ニ背上一樹風濤搖擺^ニ出^レ血^ヲ苦痛^ス本師渡^ニ海^ヲ遂^ニ作^{シテ}孽^ヲ

曰汝不^レ教^レ我^ヲ致^ニ墮^ル魚^ニ報^ニ今欲^ニ報^ム怨^ヲ師曰汝名^ハ甚^ニ魚^ノ曰

身^ヲ可^レ將^ニ我樹^ヲ於^ニ寺^ニ以^ニ親^{シク}三^ニ王^ニ師果^{シテ}見^ニ魚樹^ヲ刻^ニ魚形^ヲ俱^ニ掛^{シテ}警^ニ衆^ニ○元^ノ至正七年丁亥撰^レ之後至^ニ明^ノ洪武二十

九年丙子七月^ニ災木^ヲ焉本邦賈鋪既^ニ彫^ニ刻^ス之^ヲ

火抄^ニ楚刀切鈔通^ス以^レレ^ヲ抄^ニ取^ル粒物^ヲ也杜甫詩^ニ飯抄

雲子白^ニ韓愈^ノ詩^ニ匙抄爛飯穩送^レ之^ヲ又案^ニ鈔字^ニ註文^ニ鈔

又取^ニ火中^ノ物^ヲ正字通^ニ猶^ニ言^ニ火杖^ト

不是^ニ苦^ニ類聚田地門劈頭禾山方括^ニ黃檗開田

話^ヲ末句^ヲ

克終^ニ大雅蕩首章^ニ云靡^ニ不^レ有^ニ初鮮^ニ克^ニ有^ニ終^ニ(卷下第三

十五則參照)

(81才)

○第卅二則(十五丁裏)

采^ニ白^ニ正鑊^ニ曹溪大師因^ニ在^ニ黃梅^ノ行者寮^ニ持^ニ五祖來

問米^ニ白也未^ニ六祖曰白也未有^ニ節^ヲ在^ニ五祖以^ニ杖^ヲ打^レ白

三下六祖^ノ箕米^ヲ三鑊^ニ是^ニ時師資道相^ニ投^ニ合^ニ麼卷又

広録中^ニ云米^ニ白由來皮糠先去^ト

○第卅四則(十六丁表裏)

光前絕後^ニ文選第五十九卷沈休文^ノ齊^ノ故^ニ安陵照^ニ

王碑^ノ文^ニ曰応^ニ期^ニ誕^ニ德^ニ絶^ニ後^ニ光^ニ前^ニ良^ニ曰謂^ニ応^ニ五百年

之期^ニ而誕^ニ生賢德^ニ後世當^ニ三^ニ更^ニ無^ニ如^ニレ是^ニ賢者^ニ故^ニ曰^ニ絶後^ト

其賢德光^ニ於^ニ祖考^ニ故^ニ曰^ニ光前^ト也

○第卅五則(十六丁裏十七丁表)

克^ニ有^ニ終^ニ大雅蕩首^ニ云靡^ニ不^レ有^ニ初鮮^ニ克^ニ有^ニ終^ニ(卷下第三

十則參照)

(81ウ)

○第卅六則(十七丁表裏)

節目^ニ礼學記^ニ云善問者如^ニ政^ノ堅木^ノ先^ニ其易者^ヲ後^ニ中^ニ其

翻刻『拈評二百則方語解』(二)(秋津)

道^ニ假令患狀^ニ殊先^ニ須^レ療^ス其^ハ本^ニ參^レ承^レ言^ヲ須^レ令^ス宗^ヲ自勿^レ立^ニ規矩^ヲ可^レ謂^フ夜深^ニ認^シテ得^テ來時路^ヲ不^レ待^ニ天明^ニ便出^テ關^ヲ鳥呼^フ万松^ノ古今操^ニ雪中^ニ

光明幢^ノ觀無量壽經水想觀文^ニ云〇有^ニ金剛七宝^ノ金

幢^ノ擊^ニ琉璃地^ヲ其幢^ハ八方^ノ楞具足^ス一一^ノ方面百宝^ノ所^ニ成^{ナリ}一一^ノ宝珠有^ニ千光明^ニ云云須^レ檢

〇第四十七則(二十一丁裏)

如蛇有足^ノ長短說第四之上^ニ閩王^ノ下^ニ昭陽適^テ

楚^ニ伐^ト齊^ヲ齊王使^ニ陳軫^ヲ見^ニ昭陽^ヲ曰臣竊譬^ク楚王^ニ有^ニ祠者^ノ

賜^ニ其^ノ舍人^ニ卮酒^ヲ舍人相^ヒ謂^フ曰教人飲^ハ之^ノ不^レ足^ニ一人飲^ハ

之^ノ有^ニ余諸画^ニ地^ニ為^ニ蛇^ヲ先^ニ成^ニ者飲^レ酒^ヲ引^レ酒^ヲ且^ニ飲^ト一人蛇

先^ニ成^ニ牙左手持^レ卮^ヲ右手^ニ画^ニ蛇^ヲ曰吾能^ク為^ニ之^ヲ足^ニ未^レ成者

奪^ニ其^ノ卮^ヲ曰蛇固^{ヨリ}無^ニ足^ニ子安^ニ能^ク為^ニ之^ヲ足^ニ今伐^レ齊^ヲ乃^ニ為^ニ蛇

画^ニ足^ヲ耳拈評^ノ所^ニ謂^フ異^{ナリ}戰國策^ニ猶^ニ言^カ有^ニ蛇^ノ的^々

如龍無角^ノ雪竇頌^ニ對^ニ一話^ヲ末^ニ云^ニ閩浮樹下笑呵々

昨夜驪龍拗^レ角^ヲ折^レ須^レ知^ニ全^ク無^ニ的^々的^々的^々

〇第五十則(二十二丁裏)

見機而作^ノ下繫辭伝曰子曰知^ハ幾^ヲ其^ノ神^ハ乎君子^ハ上^ニテ

交^テ不^レ詔^ト下^ニ交^テ不^レ流^ト其^ノ知^ハ幾^ヲ乎幾^ノ者動^ノ之微吉^ノ之先^ニ見^ル

者也君子^ハ見^レ幾^ヲ而作^ル不^レ候^ニ終^ニ日^ヲ易^ニ日^ヲ介^ニ于^ニ石^ヲ不^レ終^ニ日^ヲ

貞吉介^ニ如^ニ石^ノ焉寧^ニ用^ニ終^ニ日^ヲ斷^ル可^レ識^ス也〇易經上雷地予

卦六二

〇第五十二則(二十三丁表裏)

舍胡^ノ徐^カ曰胡^ハ牛領下^ノ垂皮也^ハ上安祿山斷顏果卿^カ

舌^ヲ曰復^テ能^ク罵^ス否^ヤ果卿含^シ胡^ヲ絶^ス五車韻瑞胡字注

万里無雲^ノ会元第十一卷宝寿延沼伝云僧問万

里無雲如何師云青天也^ヲ須^レ喫^レ棒

〇第五十四則(二十四丁表)

卍尊^ニ一^ニ日^ニ慎^ニ句^ヲ根^ニ一^ニ擲^ニ根^ニ一^ニ經^ニ一^ニ論^ニ及^ニ一^ニ録^ニ〇宗門雜

録中王荊公告^ニ仏慧泉^ニ之語雖^ニ最^ニ可^レ然^ル凡^ソ五宗乘^ニ於^ニ

藏乘^ノ語^ニ有^ニ無^レ論^ヲ單^ニ伝^ニ葛藤唯^ニ仏祖^ヲ与^ニ仏祖^ヲ一^ニ面授面受^シ

來^レハ而^シ諸^ノ教乘^ハ仏祖^ノ水草^{ナリ}所以^ニ道^ヲ莫^ニ犯^ニ水草隨分納稅

等^ト誰^ニ是^ニ放^ニ牛^ノ者豈^ニ無^ニ皮髓^ニ乎吼咲

圖^ノ圖^ノ妙經第十六卷隨喜功德品云^ニ鼻^ニ不^レ圖^ニ圖^ニ上^ニ韻

会小補十四^ニ圖^ニ補^ニ典^ニ切^ニ器^ニ之^ニ薄^ニ者^ヲ曰^ニ圖^ニ又^ニ不^レ円^ニ貌

通^シ作^レ扁^ニ前^ニ東夷^ニ伝^ニ三^ニ韓^ニハ兒生^{レバ}欲^ニ其^ノ頭^ヲ扁^シ押^レ之^ヲ以^レ石^ヲ上^ニ

圖^ハ点^ニ低^ニ切^ニ音^ニ梯^ニ方^ニ言^ニ物^ノ之^ニ薄^ニ者^ヲ曰^ニ圖^ニ又^ニ法華經鼻

不^レ圖^ニ圖^ハ謂^フ不^レ蹙^ニ額^ニ也^ハ正^ニ字^ニ通^ニ西域^ニ記^ニ十二^ニ音^ニ義^ニ云

必^ニ典^ニ切^ニ湯^ニ兮^ニ切^ニ圖^ニ圖^ハ薄^ニ也^ハ方^ニ言^ニ物^ノ之^ニ薄^ニ者^ヲ曰^ニ圖^ニ圖^ハ俗

用^ニ編^ニ褌^ニト

〇五十五則(原、行間上欄二補記、二十四丁表裏)

承教有^ニ維摩經觀衆生品文

形從未^ニ實^ニ寶藏論広照空有品文

(85ウ)

○第五十六則（二十四丁裏）

風雷益 周易經下風雷益卦辭曰益利有攸往利

涉大川孔子象伝云益損上益下民說無疆自上下下其道大光利有攸往中正有慶利涉大川大道乃行益動而巽曰進無疆天施地生其益無方凡益之道与时偕行

逐塊 当志二十七号右

○第五十八則（二十五丁裏）

饅頭 三国志演義曰孔明班師回蜀前至瀘水

又不能渡孔明遂問孟獲曰此水原有何神而作禍用七々四十九顆人頭並黑牛白羊以祭之一年內

（85ウ）

自然風平浪靜連年豐稔孔明曰事已定安忍又害生靈吾不為之遂自到瀘水岸边二果見風波洶涌皆不能渡孔明曰吾當親設祭以祭之遂喚行厨宰殺牛馬和麵二塑成人頭內以牛馬肉以代之名曰饅頭当夜瀘水岸边孔明親自設祭令董厥讀祭文讀畢雲收露散風靜浪平蜀兵尽渡瀘水亦曰饅頭上光也愚按饅頭者宰殺牛馬和麵塑成人頭以謾鬼神故名謾頭頭代人頭省言从食饅此欺謾俗壤蘇胡切音素延土象物今俗捏土肖鬼神貌曰塏通作素俗作塑○正字通○饅从謾省从食言以之為頭

欺謾スルノ猊神之謂カ乎

○第六十則（二十五丁裏）

天羹 礼記樂記大饗之礼尚玄酒而俎腥魚大羹

不和有遺味者矣鄭氏註大饗祭先王以腥魚為俎實不膳熟之大羹肉湑不調以塩菜遺猶余也清忌立切說文幽湿也又肉汁不致五味曰大羹大古之羹也

（86オ）

○第六十四則（二十七丁表裏）

師子咬人 大般若經法性品曰邪見外道為求解

脫但欲斷死不知斷生若法不生即無有滅譬如人有塊擲師子師子逐人而塊自息菩薩亦爾但斷其生而死自滅犬唯逐塊不知逐人塊終不息外道亦爾不知斷生終不離死菩薩如是行深般若波羅蜜多善知因緣諸法生滅卷第五百六十九第十六分下

（86ウ）

仏告最勝天王 第六十五則（二十七丁裏）

赤肉团 所謂身色也若由梵語則唵哩陀耶此云

赤肉团 医家難經所論肉团即心藏配火而赤色也

密家云乾黎多唵哩多俱梵音転同心色赤類八葉

耳色所撰也今於話頭不卷林花唯參究而已

為九切等 論語子罕子曰譬如為山未成一簣止

吾止也譬如平地雖覆一簣進吾往也今用明覺

話一修^レ之

封侯^二敷^レ靡^一切音風爵^二諸侯之士^一也

○第六十七則(二十八丁表裏)

汝來何^レ爲^二曹山代^一院主^二曰也知和尚^一不^レ喚^二某甲^一又

(87オ)

代^二第一座^一曰若^シ云若^シ令^ハ侍者^ヲ喚^ハ恐^ハ不^レ來^一(知事清規^二参照^一)

二人同心^二周易繫辭^一傳君子之道或^ハ出^ハ或^ハ處^一或^ハ默

或^ハ語^一二人同心其利斷^レ金^二同心之言其臭如^レ蘭^一王

麋^カ云金^ハ至堅矣同心^一者其利無^レ不^レ入^一蘭^ハ芳物也無^レ不^レ入^一

樂者^ハ言^ハ其同心^一者物^ト無^レ不^レ樂也麋^ハ與^ハ職切

○第六十九則(二十八丁裏二十九丁表)

天義^二左伝曰^一君臣大義^二又涅槃經^一云^二秘要^一大義^一

平字滿字^二南本涅槃經^一第五四相品^二云譬^ハ如^レ長^一者

唯有^二三子^一心常^二憶念^一憐愛^二無^レ已^一台^二將詣^一師^二所欲^一令^レ受^レ業^一

懼^レ不^レ速^一成^二尋便將^一還^二以^一愛念^二故^一晝夜殷勤^二教^一其半字^一

而^{シテ}不^レ教^一誨^二毘羅論^一力未^レ堪^レ故^二言^一半字^一者謂^二九部^一經^一毘

伽羅論者謂^二方等曲^一取意^レ引^レ文^一(87ウ)

○第七十則(二十九丁表裏)

此物^二左伝昭公年^一中^二字今名^一竹篋

干却坐道場^二妙經第三化城^一論品

○第七十一則(二十九丁裏三十丁表)

陀羅尼^二長沙古仏^一是也妙經^二梵贊第十二^一云梵^二云陀

羅尼^一此^二云^一總持^二念慧^一為^レ體以^二少略密無義^一文字^二神力

加^一持威靈莫^レ匹^二摧邪^一殞^二惡樹^一正^レ揚^二善^一故^二名^一陀羅尼^一云

○第七十二則(三十丁表)

先昭^二春秋經^一隱公三年^二傳宋^一穆公^二章^一公曰不可^一先

君以^二寡^一人^二為^一賢^二使^一主^二社穆^一若^シ棄^レ德^二不^レ讓^一是^二廢^一先君之

拳^二豈^一曰^二能^一賢^二光^一昭^二先君之令^一德^二可^レ不^レ務^一乎云云

祖^二己之父^一廟^二稱^一父^二之父^一廟^二尊^一祖^一(88オ)

不^レ續^二虞書大禹謨^一帝曰乃^二至^一子懋^二乃^一德^二嘉^一乃^二丕績^一

孔子^二傳^一丕^二大績^一功^二ナリ^一也

○第七十三則(三十丁表裏)

蹉跎^二說文^一蹉^二跎^一失^レ時也一日^二跌也^一又簡韻^二蹉^一刺^二去

声^二足^一跌^二也^一猶^レ言^二蹉^一跌^二也^一跌^二方言^一蹶也郭璞^二云^一偃也

師^二古曰^一足失^二擲也^一正字通

○第七十四則(三十丁裏三十一丁表)

好仏無^レ先^二先師^一荒田^二隨筆^一定祖^二曰^一洞山之師承

大^二有^一不^レ易^二初^一發^二迹^一南泉^二中^一問^二無情^一說法^二後過^一水逢渠^一

不^レ貴^二一^一得^二解^一速^二至^一特^二効^一精金^二歷^一百^二煉^一故^二不^レ似^一鍮子^一

纔^二出^一炉便^二烟^一燥^二人^一以為^二好^一仏^二而^一無^レ光^二蓋^一世之^二為^一光^一者

洞山之所^二不^レ好^一也世之所^二為^一光如^二夏日^一之可^レ畏^一猛烈

(88ウ)

可^レ知^二之洞山之光^一如^二春日^一可^レ愛^二氣^一氤^二人^一不^レ覺^二其溫^一養^一

也世^二之謂^一為^二光^一者^ハ以^二青黃赤白^一黑^二歟^一以^二色^一心因果^一歟

不_レ望_二報恩_一 右ハ 我作成就_二如_レ是住心_ハ不_レ応_二生故不_レ応_二住

色等生心_ハ者於_二色等果_一不_レ求_二故_一 心者以_レ智

成就_二而_レ不_レ住彼_ニ如_レ是心_ハ 応_二生故_一 中 九

諸法無_二自它性_一 中 四 觀論第一云諸法不_二自_一生_一 亦不_二

從_レ他_一 生不_レ共_二不_レ無_レ因_一 是_レ故_一 說_二無_レ性_一 又無_二著造_一 雜集論

四_ノ卷自種有_二故_一 不_レ從_レ他_一 待_二衆緣_一 故_一 非_二自作_一 無_二作用_一 故_一 不_レ共_二生_一 有_二功能_一 故_一 非_二無_レ因_一 功能_ハ者_一 一法_一 因緣會遇_二時_一

云_二耳_一

○第九十四則 (三十七丁裏)

分_二外_一 本 二叢林盛事上_一 三云尤延作_二哀之侍即_一 ○尤既_二 (92ウ)

至_レ台_ニ以_二寬慈_一 御_レ民_一 民甚愛_レ之_一 右 偈南台_一 平滂易_レ得_二尤骨_一

作_レ詩_一 曰來雨一朝成_二汗漫_一 纔_二晴_一 二日_一 人憂_レ乾向來_二尽_一 道_一

天難_レ做_二天到_一 台州_一 分外難_二詩格第十四卷_一 二註_一 曰分_二去

声

○第九十五則 (三十八丁表)

獼_二猴_一 本 二本草綱目第五十一_一 下 獼孫李時珍曰猴_ハ

似_二胡人_一 故_二云_一 獼猴

○第九十六則 (三十八丁裏)

乾_二坤之內_一 二宝藏論_一 広照空_一 有_二品云_一 夫_レ天地之間形

山_一 識物靈照内外空然寂寞_二難_レ見_一 其_二号_一 玄々勝天王

般若經第三卷法性品第五曰仏告_二勝天_一 王_一 譬_ハ如_二無

価_一 如意宝珠_一 莊嚴_二等_一 治_二皎潔_一 二可_レ愛_一 体円極淨_一 無_二有_一 垢

翻刻『拈評三百則方語解』(二)(秋津)

(93オ)

墮_二泥_一 已_二經多時_一 有_二人拾_一 得_二取_一 而守護_二不_レ令_一 墮_一 落

法性_一 亦爾_一 雖_レ在_二煩惱_一 不_レ為_二所_一 染後復_二顯現_一 天王諸仏

如來悉_二知_一 衆生_一 自性_ハ清淨_一 客塵煩惱_一 之所_二覆蔽_一 不_レ入_二

自性_一 是故_二菩_一薩行_一 般_一 二密_一云云_一 唐經五百六十卷第

六分法性品第六_一 文言宗意一齊如_レ是文字少_一 異_二ナリ_一 最

勝天王会_一 須_レ知

字_二固_一 二下_一 覆_二為_一 字_一 上_二奠_一 二應也_一 為_二宙_一 二三蒼_一 曰上下四方_一 曰

レ宇_一 往古來_一 二今_一 曰_二宙_一

旧_二物_一 二晋書王子敬臥_一 齊中_一 盜_二取_一 物_一 都_二尽_一 王徐_二曰_一 青

氈_一 旧物_一 可_レ置_二之_一 群盜驚_二走_一 近_二見_一 于世說_一 又歐陽子_一 曰

予_一 家藏書卷独昌黎先生集_一 為_二旧物_一 也 敢

因_二情_一 二洞山云_一 人情不_レ可_二斷絶_一 也 ○礼運_一 何_二謂_一 人情_一 (93ウ)

喜_二怒哀懼愛欲_一 人情_一 以_レ為_二田_一 ○故_二人情_一 者聖王_一 之田也

修_二レテ礼_一 以_レ耕_二之_一 二農_一

○第九十八則 (原「靈說」ノ上、三十九丁表(九十九則))

靈_二說_一 至_二三毒_一 二維摩經第六卷_一 不_レ思議品云_レ 如_二シト_一 阿羅

漢_一 三毒_一 言_ハ 無_二學果_一 何_一 有_二シ_一 魔惑_一 畢竟_一 之無_二假說_一 言_レ 如_二ト_一

不_レ說_二如來_一 乃_二至_一 無_二證_一 二大智度論第一卷_一 四_二釈_一 我聞_一

我_一 云_二阿羅漢_一 比丘_一 ○能_レ言_二有_一 吾_一 我_一 二言_一 世界法_一 二中_一 說_二ク_一 我_一

不_二第一義_一 以_レ是_一 故_二諸法_一 空_二無_一 我_一 而_レ說_二我_一 無_二咎_一 復次_二世

界ノ語言^ニ有三根本^一ハ邪^二者慢^三ニハ者名字ナリ^ハ是中^二二種^ハ不淨一種^ハ淨一切凡人^ハ三種ノ語邪ト慢ト名字トナリ^ハ見道學人^ハ二種ノ語慢ト名字トナリ^ハ諸漏尽人^ハ用^二一種ノ語^ハ名字^ト也内心雖^レ不^レ違實法^ニ而隨^二世界人^ハ共^ニ伝^ニ是語^ハ故^ニ除^二世ノ邪見^ハ順^レ俗無^レ諍^{コト}

(94ウ)

只思送客処未懷別家時

古句^ニ冷齋夜話五卷^ニ左

日唐詩有^レ日長因^二送客^ハ処^ニ憶^レ得^二別家^ハ時^一

勸君喫^二一盛^一

王維送^二無^ニ二便^{スル}安西^ニ詩^ニ云渭城^ニ朝雨

浥^二輕塵^ハ客舍青々^{トシテ}柳色新^{ナリ}勸君^ニ尽^レ觴^ヲ一盃^ニ酒西方出^レハ

陽関^ニ無^ニ二故人^一

○第九十九則(三十九丁裏(一百則))

洞山道^ノ拳^ニ了^ル師云^ニ當時不^ニ是^ハ五洩先師^ニ大^ニ難^シ承^一一当然^モ

雖^レ如是猶涉^{コト}途^ニ在^リ

(94ウ)

△而^ル宗録^ノ中^ニ有^二難^レ信者^ハ記^シ誌^ス乎此^ニ三子^ヲ等看誦^{シテ}帰^レ正^ニ

曰古尊宿録第二十九^{号左}九^号仏眼遠上堂如來^ニ無^ニ二種^ハ

語^一諸人如何^{シカ}会^シ如來語^ヲ作麼生^ハ是^レ二種語^ヲ須^ニ明取^{シテ}始^テ

得^二一^ニ離間語^ハ二和合語^ハ無^ニ此^二一^ニ是^ヲ名^ニ如來語^ト能聽法

者雖^レ願^ニ樂^{スト}聽受^{セシ}而^モ所說法者不^ニ為^レ開示^一是^レ名^ニ離間語^ト

能說法者願^ニ雖^レ開示^{シテ}而^モ聽者者不^レ樂^ハ聽受^ト是^レ名^ニ離間

語^ト雖^レ說^ハ無^レ有^ニ能說^ノ可^レ說雖^レ聽^ハ無^レ有^ニ能聽^ノ可^レ聽得^レ如是

者方^ニ名^ニ和合語^ト当^レ觀^ニ此離間語和合語^ハ一^ニ耶^一二^ニ耶^一同^カ

耶異^カ耶如^レ此証知^{シテ}捨^テ離間語^ヲ当^レ得^ニ和合語^ヲ而^モ如來^ニ無^ニ

此二語者^ハ不說不聽^{ノミ}而已然^ニ不說不聽^モ亦有^二二事^一一^ハ凡夫^ハ聖智止^ル如^レ凡夫^ハ無^レ所^ニ聽受^ル冥然^{トシテ}莫^レ覺^ル故^ニ曰^ニ無明^ト亦名^ニ為^ニ無說無聽^ト亡^ニ賓主^一絶^ニ行解^ヲ自^ニ居^ニ究竟^ノ實地^ニ

(95オ)

亦名^ニ無說無聽^ト學者当^ニ善^ク分別^ス勿^レ生^ニ異見^ヲ不^レ可^レ瞞^預預不分^{ナル}上^ト呼^レ此箇^ノ文甚大^ニ有^レ害^ニ乎^ニ仏語心^ニ蓋^シ後人^ノ妄添^{ノミ}

耳^ト爲^レ仏眼之所^ニ照破^{スル}乎^ニ今謂^ク誠諦無^ニ是^レ如來語^{ナリ}

何^ノ煩^ク以^ニ離間和合等^ノ雜談^ヲ而染^{セン}參^ニ如來^ノ語^ニ三子莫^シ

錯^テ認^ニ仏眼^一斯^ノ語北紫^ニ似^レ而大^ニ非^ニ惡^レ奪^レ朱^者參玄後

哲

莫^レ尽^ク信^レ書須^レ開^ニ捫法眼^ヲ

(95ウ)

キーワード・道元禪師・瞎道本光・指月慧印・真字『正法眼

藏』・『正法眼藏三百則』・『拈評三百則不能語』

『正法眼藏抄』『三界唯心』卷

——テキスト、現代語訳と註（三）第一段第二節への註——*

新井 一 光

略号及び参考文献

『菟書大成』 『永平正法眼藏菟書大成』 大修館書店、全三六卷、一九七四―一九八二年。

『大漢和』 諸橋轍次著、鎌田正、米山寅太郎編『大漢和辞典』大修館書店、修訂第一版、一九八四―一九八五年。

大正 大正新脩大藏經〔卷数・文献番号の順で示す。〕

『易経』 高田真治、後藤基巳訳『易経』（上）（下）全二冊、岩波書店、一九六九年。

『参註』 瞎道本光『正法眼藏却退一字参』、『菟書大成』一八所収。

『私記』 安心院（雜華）藏海『正法眼藏私記』、『菟書大成』一九所収。

『弁註』 天桂伝尊『正法眼藏弁註』、『菟書大成』一五所収。

『道元全』 大久保道舟校訂『道元禪師全集』上、下、筑摩書房、一九六九―一九七〇年。

『眼藏（河村）』 河村孝道校訂『道元禪師全集』、春秋社、一九八八―一九九三年。

『眼藏（玉城）』 玉城康四郎『現代語訳正法眼藏』全三冊、大蔵出版、一九九三―一九九四年。

『眼藏（増谷）』 増谷文雄『現代語訳正法眼藏』全八冊、角川書店、一九七三―一九七五年。

『聞解』 斧山玄鋤『正法眼藏聞解』、『菟書大成』一七所収。

*本論は、新井「二〇一八」「二〇一九」の続編である。

新井一光『正法眼藏』『三界唯心』巻に引用される『法華経』『如来寿量品』の経文をめぐって『印度学仏教学研究』六六・

一、二〇一七年、一四〇―一四四頁。

新井一光『正法眼藏抄』『三界唯心』巻―テキスト、現代語訳と註（一）『宗学研究紀要』三二、二〇一八年、一一九―一九一頁。

新井一光『正法眼藏抄』『三界唯心』巻―テキスト、現代語訳と註（二）第一段第一節への註―『宗学研究紀要』三二、二〇一九年、五七―六一頁。

松本史朗『道元思想論』大蔵出版、二〇〇〇年。

山内舜雄『第五 正法眼藏聞書抄の研究』大蔵出版、一九九五年。

第一段

2 云為『正法眼藏』本文に、「タトヒ強為ノ為ナリトモ云為ノ為ナルベシ」とある。この一節について、山内舜雄博士は「大げさにいえば、それは道元禪の基本的性格に、微妙にひびく内容を持っている」（山内『一九九五』四四五頁）と述べておられる。

しかるに、この一節において重要な概念であると思われる「云為」の語について、増谷文雄博士は「おのずからにしてそのなる」（『眼藏（増谷）』五、八頁）、玉城康四郎博士は「おのずからにしてなされたもの」（『眼藏（玉城）』四、二九頁）、水野弥穂子氏は「なすべくしてなしたわざ」（『眼藏（水野訳註）』二二五頁）という現代語訳による解釈を示し、また、河村孝道博士は「おのずからなるはたらき」（『眼藏（河村）』四四三頁）という註を付しておられる。これらはいずれも「おのずから」というような意味が考えられているようであるが、ただ、微細な解釈の相違があるように思われる。この相違は、この『正法眼藏』本文について、近代の諸研究において未だ十分な理解が得られていないことを示しているのではないだろうか。

私は、「云為」の「云」が「おのずから」というような意味で解釈されることに若干の疑問を覚えるのである。「云」の語義は、『大漢和』（四五七―四五八頁）によれば、①いふ、②これ、ここに、③もし、④めぐる、⑤親しむ、⑥遠い、⑦有る、

⑧為す、⑨句末の辞、⑩物のさま、⑪くも、雲、⑬姓とされていて、ここには、「おのずから」という意味は出ていない。ただし、「云為」という語の第一の語義として「言ふことと為すこと。言動」が挙げられて、『易経』の次のような用例が示されている。

是故變化云為、吉事有祥。象事知器、占事知來。〔周易繫辭下伝〕『易経』（下）、二八三—二八四頁

高田真治、後藤基巳訳は次の通りである。

従つて人はまた陰陽變化の法則にのつとつて物を言い事を行へば、吉事にはかならず瑞祥がもたらされるし、卦爻に示された事象にかたどつて器物の形態を知り得るし、物事を占つて未來の吉凶を予知することもできるのである。（同右）この『易経』『周易繫辭下伝』の例に基づくならば、「云為」は、普通、「言うことと為すこと」という意味で理解されるであらう。しかし、すでに見たように、近代の研究者はこの「三界唯心」巻の第一段の「云為」を「言うことと為すこと」という意味で理解していない。

では、近代の諸研究における「おのずから」という解釈はいかなる典拠に基づくのであらうか。『正法眼蔵』の諸註釈を検討してみよう。詮慧は『聞書』において次のように述べている。

云為ト云ハ、タトヒ強為ノ為也トモ、云為ノ為ナルベシト云フ。強為ノ法トテ仏道ニハモチキザルコトナルヲ強為ノ為也トモユルス事ハ、三界ヲ唯一心ト強為セムモ、所詮云為ノ義ニ落居スベキユヘニ、如此トク云為トハ、ヤガテアルベキヲアリト云フ、コレ云為也。〔菟書大成〕二二四頁

詮慧は、「ヤガテアルベキヲアリ」（結局あるべきことをある）、つまり、結果的にそのようになるというような意味で解釈していると一応見なすことができるであらう。ただし、詮慧はここで「おのずから」という解釈を説いてはいない。なお、經豪は「云為」について註釈していない。

天桂は『正法眼蔵弁註』において次のように述べている。

云為字彙与レ營同、又事字注動作云為曰レ事、易蒙引、云言也、為動也。所説広矣、然則日用タトヒ所為之視聽言動ナルモノ以レ別念、人々本然娘生ノ動作云為、他ヨリ習ヒ伝フニアラズ、教外別伝自心ノ全機現ナリト云義ナリ。〔弁註〕三七六頁

ここで、天桂は「云為」の語義について「當」及び「動作」、「云」について「言」、「為」について「動」という意味があることを紹介しているが、天桂の解釈は次のようなものであろう。即ち、人々に元々我が身に備わり母から生じた「云為」、即ち動作は、他から習い伝わったのではなく、経論や文字の外に伝わる、自己自身の心の全き現れである、というのである。天桂の解釈は、「云為」を動作と規定し、それが、自己の心から生じることを述べたものであろう。詮慧の解釈が簡潔に過ぎ、また幾分曖昧な面があったのに対して、動作の因を自己の心と規定した点で、天桂の解釈は詮慧と異なる。父幼老卵は『正法眼藏那一宝』において天桂に準じて解釈しているが、天桂も父幼老卵も、自己の心から動作が生じると説いているのであり、「おのずから」生じるとは解釈していないと思われる。

斧山玄鋤（一七一―一七八九）は『正法眼藏聞解』において、

ヤハリ、法ノ上ノ云動施為デ唯心ノ所造（『聞解』一七二頁）

と述べているが、これは、「云為」が唯心から生じたものであることを意図しているであろう。ここでも「おのずから」という解釈はなされていない。

瞎道本光（一七一〇―一七七三）は『正法眼藏却退一字参』において、次のように述べている。

信而非妄、今汝今吾、久効強為為、自得云為為。（『参註』一二八頁）

この記述では、「久く強為の為を効く」ということに対して、「自ら云為の為を得ん」と対比的に説かれているように見えるが、これは「云為」の解釈に「自ら……得ん」という意味が込められた点で重要であろう。瞎道はこの趣旨を、直後にさらに次のように言い換えているように思われる。

須下休「狐疑心」、以強為「仏祖公案」自云「為唯心現成」。（『参註』一二八頁）

「狐疑心を休て、以て仏祖公案を強て為すべし」の一節は、先の「信にして妄に非ず、……久く強為の為を効く」を言い換えたものであろう。また、次の「自ら唯心の現成を云為せん」とは、「自ら云為の為を得ん」を言い換えたものであろうが、「云為せん」とする対象は「唯心の現成」を意味しているであろう。

問題は、瞎道の「自ら」の解釈であるが、瞎道は「仏祖公案を強て為」したならば、「自ら」「云為の為を得ん」、つまり「唯心の現成を云為せん」と意図しているのであろうか。しかし、「狐疑心を休て、以て仏祖公案を強て為」すことを前提するよ

うな一節として読むことが果たしてできるかどうか。

しかるに、このように読解せず、「狐疑心を休て、以て仏祖公案を強て為」したならば、正に「自ら」^{みずか}努めて、「唯心の現成を云為せん」と理解することもできるであろう。このような観点から見ると、瞎道の註釈も曖昧さを残していると言わざるを得ないが、ここに、後代において、「云為」が「おのずから」と解釈される余地ができたと言えるのかもしれない。

次に、安心院（雜華）藏海（一七三〇—一七八八）の『正法眼藏私記』を検討しよう。

一切法ノ作為、ミナ三界ノ云為ナルヲモテ、タトヒ強為ノ為ナリトモ、云為ノ為ナルベシト結セラルルナリ。云為ハ、任運ニソノコトナルヲイフ。（『私記』七〇二頁上）

ここには、一切法の作用がすべて三界の云為であること、その云為とは、「任運に」、即ち、自然のままに、自己の働きを加えずに、と註釈されている。この註釈が、おそらく近代の解釈に影響を及ぼしたのである。実際、増谷博士が「古註」として言及しているのは（『眼藏（増谷）』一一頁）、この『私記』の記述である。ただし、一切法の作用がすべて三界の云為であるとして、それを「おのずから」と解釈することは適切であろうか。

『正法眼藏』に立ち戻って、その諸巻にこの語を探ってみよう。「三界唯心」巻の例と同様に、「云為」が「強為」と対比的な概念として用いられている例は、『正法眼藏』「洗淨」巻（延応元年（一二三九）十月三日示衆）に認められると思われる。

これ自己の強為にあらず、威儀の云為なり。諸佛の常儀なり、諸祖の家常なり。（『洗淨』『道元全』上、四七三頁）

即ち、仏祖の道場における「洗淨」の仕方は、「強為」、つまり自分自身から強いて為すことではなく、正しい振る舞いの「云為」であるというのである。ここで「云為」は、「強為」と対比的、もしくは対立的な概念を示しているであろう。ただ、この場合には、必ずしも「おのずから」と解釈するのではなく、「威儀」と呼ばれる正しい振る舞いにして、「諸仏の常儀」「諸祖の家常」とされるものが、その人に、「説き（云）、為すこと（為）」であると理解できるのではないであろうか。「正しい振る舞い」が「説き、為すこと」というのは一見奇妙な表現に見えるが、これは、「威儀」という無情なる法が法を説くこと、即ち「無情説法」を示すであろう。道元禪師の「無情説法」の理解について、松本「二〇〇〇」一四二—一五二頁参照。

『正法眼藏』における「云為」という語の用例は、必ずしも多くはないため、『正法眼藏』に見出されるすべての用例を考察しよう。まず「行持 上」巻（仁治三年（一二四二）四月五日書）の記述を検討しよう。

佛祖も恩愛なきにあらず、しかあれどもなげすてきたる。佛祖も諸縁なきにあらず、しかあれどもなげすてきたる。たとひをしむとも、自他の因縁をしるべきにあらざるがゆゑに、われもし恩愛をなげすてずば、恩愛かへりてわれをなげすつべき云爲あるなり。（「行持 上」「道元全」上、一三五頁）

この一節の趣旨は次のようなものであらう。仏祖も「恩愛」や「諸縁」を捨ててきたのである。たとえそれらを惜しんでも、「自他の因縁」は惜しむべきではない。それ故に、もし恩愛を捨てなければ、恩愛が逆に私を捨てるといふ「云為」があるといふような意味であらう。ここでは、「云為」は、「恩愛」といふ無情なる法が、まさに私を捨てることを「説き（云）、為すこと（為）」という意味で用いられているように思われる。

次に、「授記」巻（仁治三年四月二五日示衆）の所説を検討しよう。

おほよそ授記は、一手を挙して授記し、両手を挙して授記し、千手眼を挙して授記し、授記せらる。あるひは優曇華を挙して授記す。あるひは金襴衣を拈じて授記する、ともにこれ強為にあらず、授記の云為なり。内よりうる授記あるべし、外よりうる授記あるべし。（「授記」「道元全」上、一九八頁）

ここでは、鮮明に「強為」を否定し、「授記の云為」を肯定している。つまり、「授記」といふ無情なる法が「説き（云）、為すこと（為）」であると理解されるであらう。

次に、「梅花」巻（寛元元年（一二四三）十一月六日示衆）の所説を検討しよう。

先師古仏云。明歴歴。梅華影裏休相覓、為雨為雲自古今、古今寥寥有何極。

しかあればすなはち、くもをなしあめをなすは、梅華の云為なり。行雲行雨は梅華の千曲万重色なり、千功万徳なり。自古今は梅華なり、梅華を古今と称するなり。（「梅花」「道元全」上、四六四頁）

ここで、「先師古仏」は如浄禅師であるが、「くもをなし、あめをなす」のは「梅花の云為」、即ち「為すこと」であると理解されるであらう。ここでは、「云」は、先の『大漢和』⑧の意味で、「為」の同義語として用いられて、必ずしも「説く」といふ意味を表していないように思われるが、「梅花」といふ無情なる現象的事物が「くもをなし、あめをなす」とされて、

「万徳」（あらゆる功德）がそなわっていることを説くものであらう。

次に、「見仏」巻（寛元元年（一二四三）十一月一九日示衆）の一節を考察しよう。

諸相は如来相なり、非相にあらずと参究見仏し、決定証信して、受持すべし。諷誦通利すべし。かくのごとくして、自己の耳目に見聞ひまなからしむべし、自己の身心骨髓に脱落ならしむべし、自己の山河尽界に透脱ならしむべし。これ参学仏祖の行履なり。自己の云為にあれば、自己の眼睛を發明せしむべからずとおもふことなかれ。（「見仏」『道元全』上、四八一頁）

ここでは、「諸相」が「如来相」と規定されているのは明らかであらう。しかるに、この「如来相」とは、如来の姿、則ち如来の顕現にして真実なるものを意味するであらう。道元禪師は、そのような「諸相」が「如来の顕現」であり、「非相」ではないと参究見仏し、決定して悟り信じて、受け取って、持して、朗誦、通曉しなければならない。このようにして、人は、「諸相」＝「如来の顕現」を、常に、自己の耳目において見聞しなければならないと説くのである。これは道元禪師の実践論の基本主張を述べたものであらう。

この趣旨を道元禪師は繰り返して、「諸相」＝「如来の顕現」を、「自己の身心骨髓」に脱落したものとなるようにさせ、また「自己の山河尽界」に透脱したものとなるようにさせると説いていると思われる。

この一節の中、「自己の」身心骨髓、ないし山河尽界という表現を理解するのは必ずしも容易ではないが、おそらく、この「自己の」とは、参究見仏を為すその人の、という意味であらう。つまり、参究見仏を為す人のそのような方がここで「参学仏祖の行履」であると呼ばれるのである。ただし、その際、道元禪師は、「身心骨髓」と「山河尽界」の二つをともに真実として説いていると言えるであらうか。即ち、「山河尽界」は、例えば『正法眼蔵』「仏性」巻に「山河をみるは仏性をみるなり。」（『道元全』上、一七頁）と説かれるように、無情なる現象的事物を真実としての仏性の顕れと見なすものであらう。それに対し、「身心骨髓」は、無情なる現象的事物ではなく、参究見仏を為すその人を示しているように考えられるから、曖昧な記述となっているように思われるのである。

しかし我々の問題意識から言えば、この一節で何より重要なのは、「自己の云為」を含む一文である。則ち、「参究見仏を為す人が説き（云）、為すこと（為）」において、「諸相」＝「如来の顕現」はすでに顕れているのだから「自己の眼睛」、即

ち、自己の仏性を顕現させないとは思ってはならないのであると説明されたものであろう。ここで、「云為」の内容は、直前に述べられた「参究見仏し、決定証信して受持すべし。諷誦通利すべし」ということを具体的には指すと理解されると思われる。

以上の考察から、道元禪師は、「三界唯心」巻において、「云為」の語を、「おのずから」という意味では用いていないと考えられることが明らかになったと思われる。即ち、従来の研究では、「云為」に「おのずから」為すというように解釈されていたが、しかし、このような解釈は曖昧で不正確なものであろう。私の考えでは、道元禪師は、「云為」を「或るものが」説き（云）、為すこと（為）と理解しているのであり、その真の意図は、無情なる諸法が説法を為すことであると思われる。それ故、「タトヒ強為ノ為ナリトモ云為ノ為ナルベシ」という『正法眼藏』の一節の趣旨は、「三界唯一心、心外無別法、心仏及衆生、是三無差別」という句を釈尊が強いて為して説いたとしても、無情なる諸法が為す、即ち「三界唯心」巻の第二段に説かれる「見成公案」という見えているままに成立している真理が、この句を説き、為したことに違いないのであるというものであろう。というのも、この第二段では、「見成公案」が「よく三界をして発心、修行、菩提、涅槃せしむ」と説かれ、見えているままに成立している真理が三界を発心、修行、菩提、涅槃させるとされるからである。（続）

寛喜の飢饉と道元禅師

永井賢隆

【はじめに】

周知のとおり入宋から帰朝した道元禅師（一二〇〇～一二五三）は、建仁寺に掛錫した後、深草の観音導利院（興聖寺）を再興（一二三六）する。そして寛元元年（一二四三）七月に越前に移るまで、およそ一年間この地において教線を展開する。

本稿では、鎌倉期の社会情勢、特に寛喜二～四年（一二三三～一二三六）を頂点に発生した鎌倉時代における最大規模の飢饉である「寛喜の飢饉」に注目し、教線の展開をはじめた当初の道元禅師に与えた影響について論考したい。

【寛喜の飢饉について】

先に述べたように寛喜の飢饉は寛喜三～四年を頂点に発生した大規模な飢饉であるが、鎌倉時代はそれ以前の嘉禄（一二二五～一二三六）の頃より天変や天然痘（痘瘡）の流行などに度々見舞われ、国内は疲弊していた。朝廷は嘉禄から安

貞、さらに寛喜へと立て続けに災異改元を行うが、その願い空しく大規模な飢饉が発生してしまうこととなる。まずは諸史料からその流れを概観したい。

『吾妻鏡』寛喜二年（一二三〇）の七月十六日の条には、七月一六日乙巳。霜降る。殆ど冬天の如し

（原漢文）（新訂増補国史大系『吾妻鏡』第三卷、九八頁、吉川弘文館、一九七九年、以下、訓読を掲載し頁数のみ記す）

と真夏に霜が降るような極端な冷夏に見舞われてしまう（1）。また公家の日記などの諸記録を抜粋・編集した歴史書である『百鍊抄』の寛喜二年六月八日の条では、

美濃国生津庄内雪降。委地二寸許云々。（新訂増補国史大系『百鍊抄』一六六頁、吉川弘文館、一九八四年）

と美濃国（現在の岐阜県南部）で六cm近い積雪があったことが記される。更に八月八日には、

甚雨大風、夜半に及び休止す。草木の葉枯れ、偏に冬気の如し。稼穀損亡す（『吾妻鏡』、九八頁）

とあり、冷夏にくわえ台風により農作物に深刻な被害が発生

している。『百鍊抄』の十月四日の条（二六七頁）には、

諸国異損の事。普く其事有り。久く雨止まず。風災法を過ぐ云々。
（原漢文）

とあり、全国の耕作地の一〇分の三以上が大きな被害を受けたことを伝える。このように極端な冷夏に加え、台風被害により収穫が著しく減少することとなり、大規模な飢饉が発生することとなる。

『吾妻鏡』の寛喜三年三月一九日の条には、飢饉が実態化したことが記される。

今年世上飢饉。百姓多く以て餓死せんと欲す。仍つて武州伊豆・駿河両国の間、出挙米を施しその飢えを救うべきの由、倉庫を有する輩に仰せ聞かざる。豊前中務の丞これを奉行す。件の奉書御判を載せらるると。今年、世間飢饉の間、人民餓死の由、風聞す。尤も以て不便なり。爰に伊豆・駿河の両国、出挙せしむの輩、施しを始めざるに依つて、いよいよ計略を失うと。早く出挙を施行せしむべきの由仰せ下さるる所なり。兼ねてまた後日も対捍有らば、注し申すに随い御沙汰有るべきの由候なり。
（二〇五頁）

このように飢饉が本格化し餓死者が多く出た事の、対応として出挙米（備蓄米）を貸し出すことが命じられており、貸し倒れをおそれ、貸し渋るものには国^②がその責任を担保するとまで述べている。

飢饉の惨状について、高倉（後堀河天皇までの年代記であ

る『皇帝紀抄』では次のように記される。

五月二日。風聞、近日飢饉甚だしきの間、京中在地の人等、力を合わせ富家に推し入り飲食の後、錢米等を推し借る。数多分配取るの事、所々に多く聞く。（中略）祇園内常行堂の上に、餓死者出来るの間、築地の上を破らしめ取り棄つ。

（原漢文）（『群書類従』第三輯「帝王部」所収、四〇〇頁、続群書類従完成会、一九六〇年）

飢饉により強盗などが頻発し、それでも餓死者が絶えないことが伝えられる。また同様に『百鍊抄』の六月一七日の条にも、

去る春より天下飢饉。この夏、死骸道に満つ。治承以後未だ此の如きの飢饉有らず。
（原漢文）

と、流民や餓死者が溢れたことが記録されている。また藤原定家の日記である『明月記』の七月二日の条でも、

東方明而帰処、飢人且顛仆、死骸滿道、逐日加増、東北院之内不知其数云々。
（三〇〇頁、国書刊行会、一九七〇年）

と、多くの人が飢えから行き倒れ、その死者は数えることが出来ないとして述べられている。

また『吾妻鏡』七月一六日の条では、

今月天下大飢饉、また二月以来洛中・城外疾疫流布し、貴賤多く以て亡卒すと。

とあり、飢饉以外にも疫病の流行により更に死者は増加した

とする。八月一日にはようやく、

天晴風静まる。世上漸く豊饒。死骸餘に散失すと。(一〇九頁)

と記録されるが、実態は定かではない。史料の性質上、街中ではみられなくなったといったものではなからうか。ともあれ飢饉を乗り越えるために借りた出挙米は利子をつけて返却しなければならず、一二三二年(寛喜四年、四月二日改元、貞永元年)の三月九日の条では、

伊豆の国仁科庄の土民等、飢饉に依つて餓死に及ぶの間、意ならず農業の計を抛つ由、武州の御方に愁い申す。仍つて出挙三十石を下し行つべし。もし彼等弁償せざれば、御沙汰として糺返せらるべき由、また矢田六郎兵衛の尉に仰せらる。この事すでに数度に及ぶと。(一一五頁)

と、農業を行えなくなつた農民に更に出挙米を出すことが命じられ、弁償できなければ国が責任を持つとまで述べられている。

このように京都市内までもが流民や餓死者で溢れる大規模な飢饉であり、その爪痕は飢饉が収束したとされる寛喜四年以降も残されていたであろう。事実、民衆の中には富豪の家に仕えたり、妻子や時には自分自身までも売却・質入したりするケースも相次ぎ、社会問題化したとされる⁽³⁾。

【飢饉に際しての仏教界の動静】

次に当時の仏教界がどのような行動をとっていたかを確認したい。当時の日本社会においては、為政者の不徳などによつて災害等がおけると信じられていたのであり、天災などが起こつた時、為政者はそれに対する仏事や徳政などを行わなければならぬと考えられていた⁽⁴⁾。この飢饉が起こつた際も同様に、多くの仏事(法要等)が行われている⁽⁵⁾。

『吾妻鏡』寛喜三年四月十一日の条には、

天変御祈りの御修法これを始行す。(一〇五頁)

とあり、飢饉が実態化した後、すぐさま法要が修されている。次いで四月一九日の条にも

風雨水旱の災難を祈らんが為、諸国国分寺に於いて最勝王經を転読すべきの旨、宣旨状去る夜到着す。(一〇六頁)

と続けざまに修されている。更に五月四日の条には、

去る月の比、或る僧、祇園の示現と称し、夢記を注し洛中に披露す。仍つて殿下より將軍家に送り進せらる。飯令、人別錢五文若くは三文を充て、心經を誦誦すべし。即ち巽方に於いて鬼氣祭を修すべし。然れば今年は世上疾疫と云い餓死と云い除かるべきなり。疫癘の事、五月以後六月十八日以前蜂起すべきなりと。仍つてこの封を懸くべし。隱医王源胤急々如律令。祟突嵐山栢急々如律令。この事を信ぜしめば、人民安穩・天下太平たるべきの由なり。今夜御所の四角四堺の鬼氣御祭等これを行わる。(一〇六頁)

と記される。祇園の八坂神社の御託宣⁽⁶⁾によつて『夢記』

（明恵（一一七三—一二三二）の『夢記』か）の註釈をした僧（伝不詳）が、般若心經の読誦と巽方（南東）での鬼気祭、すなわち仏教儀礼と陰陽師の祭事を行うよう進言し、また呪符を貼ることを勧めている。そしてそれが実際に修されているのである。また五月五日の条には、

論旨に任せ、国分寺に於いて最勝王經を転読すべきの由、関東御分の国々に仰せ下さる。

（一〇七頁）

と、再度関東一帯の国分寺において『金光明最勝王經』の転読が、五月一七日の条には、

申の刻。武州御不例と。またこの間炎旱旬を涉り、疾疫国に満つ。

仍つて天下泰平・国土豊稔の爲、今日鶴岡八幡宮に於いて、供僧已下三十口の僧をして、大般若經を読誦せしむ。また十箇日の程、問答講を修すべきの由定め仰せらる。

（一〇七頁）

と、鎌倉の鶴岡八幡宮において『大般若經』の読誦と問答講が命じられている。

このように多くの仏事が短期的に行われていることから明らかのように、国家が仏教に求めるところは、祈祷を主とした仏事の功德による国家鎮護であり、飢饉に対して仏教寺院がすべき事は、読誦を中心とした仏事功德による除災であると考えられていたのであろう。

【当時の道元禪師の動静】

冒頭に述べたように、道元禪師は入宋から帰朝した後、建仁寺に掛錫するが、寛喜二年より深草に閑居している⁽⁷⁾。寛喜三年（一二三二）八月には、『普勸坐禪儀』に続き二番目の著述である、『弁道話』が著されている。つまり『弁道話』は飢饉の真つ只中に著されたのである。先述した諸史料が伝えることを踏まえれば、道元禪師が飢饉による惨状を目にしていたのは疑いようもない。しかしながら、飢饉に対する直接の行動や言及などは管見の限り残されていない。それでも惨状を目の前にし、何ら影響を受けなかったとは考え難いのではないだろうか⁽⁸⁾。

具体的な言及が無い以上、あくまで推論の域を出ないが、『弁道話』や『正法眼藏随聞記』（以下『随聞記』）といった飢饉直後の著述を中心に、試論を呈示したい。

まず先に見た仏教諸宗の飢饉に対する対応、すなわち読誦を中心とした仏事功德について論考したい。道元禪師は『弁道話』において次のように述べる。

又、読経・念仏等のつとめにうるところの功德を、なんぢ、しるやいなや。ただ、したをうごかし、こえをあぐるを、仏事功德とおもへる、いとはかなし。仏法に擬するに、うたたとほく、いよいよはるかなり。又、経書をひらくことは、ほとけ、頓・漸修行の儀則ををしへおけるを、あきらめしり、教のごとく修行すれば、かならず証をとらしめむ、となり。いたづらに思量念度をつひやして、菩提

をうる功德に擬せん、とにはあらぬなり。おろかに千万誦の口業をしきりにして、仏道にいたらむとするは、なほこれ、ながえをきたにして、越にむかはむ、とおもはんがごとし。又、円孔に方木をいれんとせん、とおなじ。文をみながら、修するみにくらくき、それ、医方を見る人の、合藥をわすれん、なにの益かあらん。口声をひまなくせる、春の田のかへるの、昼夜にながごとし、つひに又、益なし。いはむやふかく名利にまどはさるるやから、これらのことをすてがたし。それ利貧のころ、はなはだふかきゆえに。

（第三問答）傍線部筆者（『全集』二、四六六頁）

従来、この一段は口声念佛思想批判と理解されるが⁹⁾、念仏のみに限定していない事には注意が必要であろう。むしろ力点は「名利にまどはさるるやから」にありはすまいか。そもそも当時の京都では浄土教弾圧が続いており、また基本的に侍や一般民衆に支持された浄土教は、名聞利養に合致しないのである。このことからすればここで批判する対象は、先に見たような国家祭事としての仏事と、それを中心に執り行う寺院・僧侶では無かろうか。繰り返しになるが、『弁道話』が著されるのは、国家が飢饉に際し、「読経・念仏等のつとめにくところの功德」を期待し、多くの仏事を修した直後のことである。筆者はここに読経・念仏と名利を結びつけた批判をおこなう蓋然性があると考えられるものである。このことは『弁道話』の後半部で、次のように述べられることと無関係ではないで

あろう。

おほよそ我朝は、龍海の以東にところして、雲煙はるかなれども、欽明・用明の前後より、秋方の仏法東漸する、これすなはち人のさいはひなり。しかあるを、名相事縁、しげくみだれて、修行のところにわづらふ。いまは、破衣綴孟を生涯として、青巖白石のほとりに茅をむすむで、端坐修練するに、仏向上の事たちまちにあらはれて、一生參学の大事すみやかに究竟するものなり。これすなはち龍牙の誠勅なり、鶏足の遺風なり。その坐禪の儀則は、すぎぬる嘉祿のころ撰集せし普勸坐禪儀に依行すべし。それ、仏法を国中に弘通すること、王勅をまつべしといへども、ふたたび靈山の遺囑をおもへば、いま百万億刹に現出せる王公相將、みなもとにかたじけなく仏勅をうけて、夙生に仏法を護持する素懷をわすれず、生来せるものなり。その化をしくさかひ、いづれのところか仏国土にあらざらむ。このゆえに、仏祖の道を流通せむ、かならずしもところをえらび、縁をまつべきにあらず。ただ、けふをはじめとおもはむや。しかあればすなはち、これをあつめて、仏法をねがはむ哲匠、あはせて道をとらひ雲遊萍寄せむ參学の真流に、のこす。

（傍線部筆者）（『全集』二、四八〇～四八一頁）

禪師はこのように国家の庇護と許可をうけることが必要である事は承知しているが、そもそも全てが仏国土であるから、それを待つ必要はないと述べる。これは封建社会である当時の日本においてはかなり強い言葉であらう。特に「禪宗」は、

建久五年（一一九四年）七月五日、臨濟宗と日本達磨宗が布教禁止の処分を受けた際に、栄西が「禪」は天台宗の教えに違背するものではなく、対立・矛盾するものではないとして『興禪護国論』を著していることから明らかな様に、国家の采配一つで布教の道を簡単に潰すことが出来るのである⁽¹⁰⁾。それでも猶このような言葉を述べるといことは、国家が仏教に求めていることが、このような説誦を中心とした仏事功德中心のものであるという強い認識と、それが仏教の本義から乖離していると道元禪師は考えたからであろう。

続いて『弁道話』における次の一文に注目したい。

然るに、弘通の心を放下せむ激揚の時を待つ故に、暫く雲遊萍寄なり。
（『全集』二一、四六一頁）

ここで禪師はなぜ「待つ」必要があったのであろうか。中世古氏はこの「激揚のとき」は、「正法開演の場を確立し、一処に安住しての『正法眼蔵』宣揚の時」と解釈しており、興聖寺を開堂するまでの間であるとするが⁽¹¹⁾、『随聞記』巻六で、

衲子は雲の如く定れる住所もなく、水の如くに流れゆきて、よる処もなきをこそ僧とは云ふなり。
（『全集』七、一四七頁）

と述べていることや、先に提示した『弁道話』の後半で「仏祖の道を流通せむ、かならずしもところをえらび、縁をまつべきにあらず」と述べている事からすると矛盾してしまっているのではなからうか。筆者は寧ろ飢饉という切迫した社会情勢と、国

家の仏教に対する向き合い方こそ、この一文の背景にあると考える⁽¹²⁾。

また『随聞記』では一貫して「貧」が強調されるが⁽¹³⁾、中でも「食」に関していえば、例え飢えたとしても一心に弁道修行するべきことが述べられるのである⁽¹⁴⁾。さらに一二三七年春に撰述される『典座教訓』では、僧侶の「食」に纏わる「あるべき」意識を鮮明に述べるのであり、この頃の禪師の意識の中に「食」が強く存在していることは疑いようも無いのである。それらを強調する大きな要因として「寛喜の飢饉」を指摘し、擲筆することとする。

『永平広録』をはじめとした他の著述を含めた考察は別稿を期したい。

【註記】

- (1) また十一月一八日の記録では「朝晴。午の刻俄に風雨、申の刻雷鳴。夜に入り暴風雷雨甚だし。冬至の雷殊に変異なり。御慎み有るべし」と（一〇〇頁）とあり、年間を通じて天候不順であったようである。
- (2) 国というよりは、執権であった北条泰時の個人といった方が正しいが、ここでは便宜上、国と表記する。
- (3) これら当時の飢饉の対応については、長又高夫「寛

喜飢饉時の北条泰時の撫民政策」(『身延山大学仏教学部紀要』一四、二〇一三年)に詳し。

(4) 下村周太郎「鎌倉幕府と天人相関説―中世国家論の観点から―」(『史観』第一六四冊、二〇一一年)、「中世前期京都朝廷と天人相関説―日本中世(国家) 試論―」(『史学雑誌』二二一六、二〇一二年)等

(5) ここで注意すべきは、あくまで国家主導の仏事であるということである。仏教者が積極的にこれら仏事を執り行ったかは確認できなかった。一方、『皇帝紀抄』や『百練抄』では、飢饉の前後においても寺領の境界紛争などで紛争を起こしていることが記録されている。

(6) 『撰集抄』巻一ノ二「祇園の御託に依り、ある男発心する事」による。(『大日本仏教全書』九一「芸文部四」一〇二頁、一九七二年)

(7) 中世古祥道『道元禪師伝研究』(二八〇頁、国書刊行会、一九七九年)

(8) 網野善彦『日本社会の歴史(中)』(一三七頁、岩波書店、一九九七年)では、親鸞の「絶対他力」の提唱についてこの飢饉が深く関わっていることを指摘している。少なくとも救生の思いを強くもつ道元禪師が、市中に餓死者がいるような状況で何一つ感じ入るものがないとは考え難い。

(9) 東隆眞「道元の浄土教批判をめぐって」(『道元思想

寛喜の飢饉と道元禪師(永井)

大系』一六所収、同朋舎出版、一九九五年)参照

(10) 道元禪師の護国思想に関しては、西澤まゆみ「道元禪師における祈りの一解釈」(『総研大会紀要』一五、二〇一四年)参照。同氏によると先行業績を含め通底した結論として、道元禪師の護国思想は「坐禅のところに護国が現成している」であるとされる。

(11) この一段の解釈については、中世古祥道「弁道話」の「激揚のとき」について(『新・道元禪師伝研究』所収、一二三―一三一頁、国書刊行会、二〇〇二年)に詳しい。

(12) 鏡島元隆氏は『道元禪師』(春秋社、一九九七年)において、「社会情勢が熟するのを待つというような日和見的な意味ではない」と述べ、中世古氏もこれに同調する。飢饉による餓死者が道に溢れる状況が「日和見」であるのか筆者との見解の相違であろう。

(13) 道元禪師の「貧」に関しては、秋央文「学道における道元禪師の「貧」について」(一―六)(『宗学研究』等、二〇〇三―二〇〇五年)参照

(14) 『随聞記』には「飢え」に纏わる説示が管見した限り一一例記されている。紙幅の都合もありここに提示することは避け、別稿を期したい。

【付記】

飢饉に際した仏教界の動静について史料の中からは主体的に行動したような事実は確認できなかったが、先に述べたように、大規模な飢饉が生じる以前より小規模な飢饉は発生していた。『随聞記』では、そのような際に栄西が飢えた親子に仏像の光背用の銅を施す逸話が掲載される（『随聞記』三（『全集』七、八四頁）。この逸話は道元禪師独自の記事であり、そもそも栄西との相見に関しては未だ不明瞭な点も少なくないが、この逸話は仏教者としてのあるべき姿として示されたのであろう。財産を執着することについて道元禪師は元より否定的であるが、『随聞記』巻四で「我身も田園等を持たる時もありき、亦財宝を領ぜし時もありき。彼の時の身心と此のころ貧ふして衣盂にともしき時とを比するに、当時の心すぐれたりと覚ゆる、是れ現証なり」（『全集』七、一〇九頁）と述べる。いつ頃この私財を放棄したのか定かでなく、入宋費用に充てられた、という意見が有力である。しかしながら、当時の身心を入宋前であるとなると、如浄に相見する以前のそれと現在のそれを私財の有無で比較するのは違和感が残る。栄西の逸話を加味するのであれば、私財をなげうったのはこの飢饉から興聖寺再興の頃ではないだろうか。

共同研究「道元禪師の総合的研究」

「典座教訓」の註釈的研究（下）

石井修道 監修
曹洞宗総合研究センター宗学研究部門 編

底本および校本

文龜本Ⅱ『永平寺史料全書』
 禪籍篇第一卷（大本山永平寺、二〇〇二年）

寛本 Ⅱ 『永平寺元禪師清規』（京都婦屋林伝左衛門、寛文七年（一六六七））

冠註 Ⅱ 冠註 永平元禪師清規
(京都柳枝軒、寛政六年(一七九四))

增註 古田梵仙增冠傍註『增冠傍註 永平元禪師清規』(京都出雲寺文二郎、明治一七年(一八八四))

參考資料

Ⅱ 「典座教訓」の註釈的研究(上)〔『宗学研究紀要』第二八・二九合併号所収、二〇一六年〕

〔中〕
Ⅱ 〔「典座教訓」の註釈的研究（中）〕（『宗学研究紀要』第三二号所収、二〇一九年）

講談社本
Ⅱ 中村璋八・石川力山・中村信幸訳注『典座教訓・赴粥飯法』（講談社学術文庫、一九九一年）

春秋社本
Ⅱ『道元禪師全集』一、七（春秋社、一九八八—一九九三年）

春秋社訳註本
Ⅱ『原文対照現代語訳 道元禪師全集』一～一七（春秋社、一九九九～二〇一三年）

秋月本
 〓 秋月龍珉『道元禪師の『典座教訓』を読む』(大法輪閣、一九八五年)

教育社本
|| 佐藤達全訳『典座教訓』(教育社、一九八八年)

駒沢学園本
Ⅱ 『口語訳 道元禪師の典座教訓』(菅原昭英監修、駒沢学園、二〇〇九年)

二 〔訳註禪苑清規〕（曹洞宗宗務庁、一九七二年）

大正 Ⅱ 『大正新脩大藏經』 (大正卷數・頁數 a 等と表記)

五、国書刊行会、一九九七年

『典座教訓聞解』
 二面山瑞方（一六八三—一七六九）『典座教訓聞解』（貝葉書院〈後印〉、明和六年（一七六九））

石井本上
Ⅱ 石井修道編『禪籍善本古注集成 宏智錄上』(宋版)(名著普及會、一九八四年)

『宗門統要集』
Ⅱ 柳田聖山・椎名宏雄編『禪學典籍叢刊』第一卷（臨川書店、一九九九年）

II 『景德伝灯録』(東禪寺版)(禪文化研究所、一九九〇年)

『榘英集』
 柳田聖山・榘名宏雄編『禪學典籍叢刊』第二卷（臨川書店、一九九九年）

- 大慧『正法眼藏』
 中文出版社本
 『碧巖破関撃節』
 『聯灯会要』
 『禪学大辞典』
 『禪語辞典』
- 〓 柳田聖山・椎名宏雄編『禪学典籍叢刊』第四卷（臨川書店、二〇〇〇年）
 〓 柳田聖山編『無著校写 宋本古尊宿語要』（中文出版社、一九七三年）
 〓 永平正法眼藏蒐書大成刊行会編『道元禪師真蹟関係資料集』（大修館書店、一九八〇年）
 〓 椎名宏雄編『五山版中国禪籍叢刊』第二卷上（臨川書店、二〇一四年）
 〓 『新版禪学大辞典』（大修館書店、一九八五年）
 〓 入矢義高・古賀英彦編『禪語辞典』（思文閣出版、一九九一年）

凡 例

- 一、本稿は、道元禪師著『典座教訓』の註釈的研究で（上）および（中）の続編であり、凡例・原文・訓読・語註・出典一覧表・出典対照表によって構成されている。本研究の趣旨は（上）を参照されたい。
- 一、本稿における文字は、通用の新字体に統一した。
- 一、本稿では、全体を適当な段落に区切り、各段落に内容を示すタイトルを新たに付した。
- 一、『典座教訓』原文の底本には、文亀本を用い、寛本・冠註・増註の三本と対校した。底本との間に異同がある場合は、原文右に「※」を付け、原文末に一字下げで示した。
- 一、原文は、文亀本に基づき、明らかに誤字・脱字と思われる箇所は他本で改め、校異・語註にて指摘した。
- 一、原文の頁数は、『永平寺史料全書』禪籍篇第一巻にしたがい、複数頁にわたる場合は（〇〇頁左～〇〇頁右）のように記載した。

一、句読点・語註は、略号で列挙した文献を参照して作成した。訓読は、寛本を参照しながら文意に応じて改めた。

一、出典一覧表は、目次と索引を兼ねたもので、事項名・出典・備考・頁数よりなる。頁数は本稿のものを記した。

一、出典対照表は、上段に『典座教訓』の引用箇所及び『永平寺史料全書』禅籍篇第一卷の頁数、下段に引用典籍の相当箇所を示した。道元禅師の他の著述における関連箇所は、上段に一字下げで示した。

一、引用典籍は、冒頭に略号を設けた。略号の内容は次に示す通りである。

a Ⅱ 道元禅師が引用したと思われる出典（第一出典）

b Ⅱ 第一出典とは断定できないが同内容と思われる出典（第二出典）

c Ⅱ 参考資料

一、本論文には、現在の人権的観点からは不相当と考えられる表現が存在しますが、純粹に學術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図するものではありません。

本研究会参加者

講師……………石井修道（駒澤大学名誉教授）

研究員……………澤城邦生、角田隆真、秋津秀彰、新井一光、永井賢隆

5 典座の現状と誠め

(1) 食事供養の心術

原文

誠夫当職、先聞・現証、在眼、在耳、有文字、有道理。可謂正^③的^④歟。縦^④忝^④粥飯頭之名、心術亦可同之也。禪苑清規云、二時粥飯、理合精豐^⑩。四事供須、無令闕少^⑨。世尊二十年遺恩、蓋覆^⑪兒孫、白毫光一分功德、受用不^⑨尽。然則、但知奉衆、不可憂貧^⑫。若無有限之心、自有無窮之福。蓋是供衆住持之心術也。

調弁供養物色之術、不論物細、不論物麁、深生真実心・敬重心為詮要。不見^⑭麼、漿水一鉢也供十号^⑮兮、自得老婆生前之妙功德、菴羅半果也捨一寺兮、能萌育王最後之大善根、授記^⑯前、感大果。雖仏之縁、多虚不如少実。是人之行也。

(四八五頁右～四八六頁右)

※十……寛本・冠註・増註ハ「千」二作ル。

訓読

誠に夫れ当職は、先聞・現証、眼に在り、耳に在り、文字有り、道理有り。謂つ可し、正^③的^④と。縦^④い粥飯頭の名を忝^④うせば、心術も亦た之に同ずべし。禪苑清規に云く、「二時の粥飯、理^⑩すること合に精豐^⑩なるべし。四事の供須^⑩、闕少^⑨せしむること無かれ。世尊二十年の遺恩、兒孫を蓋覆^⑪し、白毫光一分の功德、受用して尽さず」。然れば則ち、「但だ衆に奉ることを知りて、貧を憂うべからず」。若し有限^⑫の心無くば、自ら無窮の福有り」。蓋し是れ、衆に供するは住持の心術なり。

供養の物色を調弁するの術は、物の細を論ぜず、物の麁を論ぜず、深く真実の心・敬重の心を生ずるを詮要と為す。見ずや、漿水の一鉢^⑮も也た十号に供して、自ら老婆生前の妙功德を得、菴羅の半果も也た一寺に捨して、能く育王最後の大善根を萌し、記前^⑯を授かり、大果を感ず。仏の縁と雖も、多き虚は少なき実^⑮に如かず。是れ人の行なり。

※貧……文龜本ニナシ。

※是……文龜本ハ「是是」ニ作ル。

語註

①先聞・現証……「先聞」は、灯史等に残されている、優れた典座の姿を示した先人の実例のことで、「現証」は、前段で道元禪師が示したような、在宋に出会った優れた典座と、そこから得た教訓のこと。

②在眼、在耳、有文字、有道理……この文と「先聞」・「現証」との関係については、(1)『典座教訓聞解』(三丁表)以来の、「先聞」が「在耳」・「有文字」に、「現証」が「在眼」・「有道理」に呼応するという解釈の他に、(2)「先聞」が「在眼在耳」に、「現証」が「有文字有道理」に呼応するという解釈、(3)「先聞」・「現証」がそれぞれ「在眼」「在耳」「有文字」「有道理」の全てと呼応しており、特定の関係を定めることは難しいという三通りの解釈が考えられる。本稿では(3)の解釈が妥当と判断し、そのように句読点を付した。

③正的歟……「正的」は、間違いなく正しいこと。仏法に適っていること。「歟」は、疑問ではなく、感嘆を示す。

④粥飯頭……住持のこと。『知事清規』に「雲衆水衆不能自治^{それがし}。為^レ之立^二粥飯頭^一、以統^二理之^一」(春秋社本六・一四六頁)とあり、また『正法眼蔵』「行持」(下)巻に「某甲、そのかみ径山に掛錫するに、光仏照、そのとき粥飯頭なりき」(春秋社本一・一九七頁)とある。

⑤心術……心構え、用心すること。『正法眼蔵』「溪声山色」巻に「学道るとき、見聞することかたきは、正法の心術なり。その心術は、仏仏相伝しきたれるものなり。これを仏光明とも、仏心とも相伝するなり」(春秋社本一・二八〇頁)とある。

⑥禅苑清規云々自有無窮之福……出典は、『禅苑清規』巻八「亀鏡文」。出典対照1参照。但し一部中略あり。

⑦二時粥飯……朝・昼の食事(小食・中食)のこと。

⑧四事供須……四事供養のことで、在家者が飲食・衣服・臥具(寝具)・医薬を出家者に提供すること。「供須」は、供養(巴・梵 puja、(上)二九〇頁語註⑤、(中)一一五頁語註③参照)に同じ。『禅苑清規』や講談社本等は、「須」を再読文字と解

釈し、「四事の供は、須らく闕少せしむること無かるべし」(講談社本九三・九四頁)のように訓読しているが、本稿では対句關係を重んじ、寛本や春秋社本等のように訓読した。

⑨世尊二十年遺恩、蓋覆兒孫……所謂「捨多寿行」のことを指し、「百年の寿命を八十年に、あるいは五十年に縮め、いわば其の代償として富の異熟果を求むる」(国訳一切經 毘曇部十三、大東出版社、一九三二年、二一八頁)こと。この逆に、一定の条件を満たした阿羅漢が、衣鉢等を捨て、寿命を延ばす「留多寿行」と合わせて「二寿行」とも称される。『阿毘達磨大毘婆沙論』卷一二六では、「二寿行」について説明され、「捨多寿行」については、「云何苾芻捨多寿行。答謂、阿羅漢成就神通、得心自在、如前布施。施已發願、即入迦勝第四靜慮、從定起已心念口言、諸我能感壽異熟業、願此轉招富異熟果。時彼能招壽異熟業、則轉能招富異熟果(云何んが苾芻の捨多寿行なるや。答へて謂く、阿羅漢にして神通を成就し、心の自在を得、前の如く布施す。施し已りて發願し、即ち迦勝第四靜慮に入り、定從り起ち已りて心に念じて口に言く、諸の我能く壽の異熟業を感ず、願くは此れ轉じて富の異熟果を招かんと。時に彼の能く壽の異熟業を招くは、則ち轉じて能く富の異熟果を招く)』(大正二七・六五六頁c)と説明されており、また釈尊の捨多寿行について、「若說諸仏捨第三分寿者、彼說世尊釈迦牟尼壽量應住百二十歲、捨後四十但受八十(若し諸仏の第三分の壽を捨てると説かば、彼は世尊釈迦牟尼の壽量は應に百二十歲を住むべきに、後の四十を捨て但だ八十を受くと説く)として、一二〇歳の壽命の内、その三分の一の四〇歲を捨てたとする説と、「彼說世尊釈迦牟尼所感壽量應住百歲、捨後二十但受八十(若し諸仏の第五分の壽を捨てると説かば、彼は世尊釈迦牟尼の所感の壽量は應に百歲を住むべきに、後の二十を捨て但だ八十を受くと説く)として、一〇〇歳の壽命の内、その五分の一の二〇年分を捨てたとする説が紹介され、そのため八〇歲で入滅したとされている(同前六五七頁b)。「典座教訓」の後段にある「大師釈尊、於分二十年之仙壽、而蔭末世之吾等」(本稿一〇八頁)や、『正法眼藏隨聞記』卷一(長円寺本)に「白毫の一相、二十年の遺思、歴劫に受容すとも、尽くべきに非ず」(春秋社本七・五三頁、『永平広録』七、四七三上堂に、「我仏如来道、為蔭滅後遺法弟子故、留在白毫一相功德。又云、為利益遺法弟子故、留与二十年仙壽蔭覆弟子」(春秋社本四・五八頁)の記載も参照。寛本等は「二千年」としているが、『典座教訓聞解』(二二二裏)及び冠註は、澄觀(七三八・八三九)『華嚴演義鈔』卷三五(大正三六・二六五頁a)等を引用して、これが誤りであることを論じている。寛本等が「二千年」としている理由として、第一に、『禪苑清規』の校異(二七七頁)にもある通り、その古版本・写本中に「二

千年」とするものがあり、『勅修百丈清規』巻下（『永平寺史料全書』禪籍編第四巻、大本山永平寺、二〇〇七年、八二頁）等も「二千年」になっているため、それらを踏まえて寛本の開版時に改めたということが考えられる。第二に、瑩山禪師（一二六四～一三二五）『洞谷記』「元応二年庚申除夜小参」に、「欲伝通芙蓉家訓、知事運大心、供十方僧。典座調三徳、修二福田。积尊、二千年之遺恩、尽大地受用之無窮。且問大衆、無窮福業、又如何。良久云、幽洞谷不拘閑鎖意、往来那涉両頭人（芙蓉の家訓を伝通せんと欲はば、知事大心を運び、十方の僧に供せよ。典座三徳を調へ、二福田を修せよ。积尊二千年の遺恩、尽大地之を受用するに窮無し。且く大衆に問ふ、無窮の福業、又如何。良久して云く、幽洞閑鎖の意に拘らず、往来那ぞ両頭に涉る人ならん）」（『諸本対校瑩山禪師『洞谷記』、春秋社、二〇一五年、翻刻一四頁、へ）内は割註、傍点筆者）とあり、この語の前面に見える「白毫覆育之恩恵、遺弟受用之喫飯人喫飯（白毫覆育之恩恵、遺弟受用の喫飯人喫飯なり）」（同前翻刻三頁）の語等も考慮すると、瑩山禪師は『典座教訓』のこの一節を踏まえていると推定される。そのため、瑩山禪師が参照した『典座教訓』には「世尊二千年遺恩」とあり、寛本もこれと同一の本文が記されている『典座教訓』に基づいた可能性も考えられる。但し、『洞谷記』内においても、「洞谷十境」では、大乘寺流布本以外は「埋死谷（中略）二十年遺恩是厚、白毫相覆養雲孫（二十年の遺恩是れ厚く、白毫の相雲孫を覆養す）」（同前翻刻二二頁）としており、一定していない。

⑩ 蓋覆……覆い尽くすこと。

⑪ 白毫光一分功德……「白毫」は、仏が持っている優れた身体的特徴を示す三十二相の一つで、眉間に右巻きの白い一本の毛が生えており、常に光を放っているとされる。『随聞記』巻一（前註⑨）参照。『典座教訓問解』は、『仏藏經』巻四に「舍利弗、如来滅後、白毫相中百千億分、其中一分供養舍利及諸弟子」（大正一五・八〇二頁a）とあるのを指摘している（二三丁表）。

⑫ 不可憂貧……文龜本には「貧」字がないが、脱字と考えられるため、『禪苑清規』及び寛本等により補った。

⑬ 有限之心……小さな心のこと。

⑭ 無窮……「有限」に対応し、その逆の意味で、限りがないこと。

⑮ 調弁……前出。（上）二九九頁語註④参照。準備すること。

⑯ 龜……前文の「細」に対応し、その逆の意味で、あらうこと、粗末なこと。

⑰ 不見麼……「不見道」（『禪語辭典』一〇六頁）と同義で、下に成語を伴い、「……というではないか」の意。「コノ三字ハ諸人ニ対シテ挙スル詞」（『典座教訓聞解』一三三頁裏）。

⑱ 漿水一鉢、妙功德……釈尊と阿難が婆羅門城に入った際に、城主が釈尊らと関わることを禁じたが、ある老婆が米のとぎ汁を外に捨てようとした際に信心が起り、それを釈尊の鉢に入れて供養したところ、釈尊から来世では必ず仏となるであろうと予言された、という故事に基づく。『大智度論』卷八（大正二五・一一五頁a～b）、『大藏一覽集』卷二（『禪学典籍叢刊』六、臨川書店、二〇〇一年、二一四～二一五頁）、『典座教訓聞解』（二二三頁裏～二四丁表）等参照。「漿水」は、米のとぎ汁のこと。「十号」は、如来、応供、正遍知、明行足、善逝、世間解、無上士、調御丈夫、天人師、仏世尊という仏の十種の徳相のことで、仏の異名としても用いられる。

⑲ 菴羅半果、大善根……晩年の阿育王（アショーカ王、インドマウリヤ朝三代、在位紀元前二六八～二三三頃）が、大臣らの反対を押し切って、自身の使っていた金や銀の食器等を僧団に布施し、遂に最後に残った半分のアンマロクの実も僧団に供養したが、それによって将来に成仏することを約束された、という故事に基づく。『雜阿含經』卷二五（大正二・一八〇頁a～一八二頁a）、『阿育王經』卷五（大正五〇・一四七頁c～一四九頁b）、『大藏一覽集』卷二（『禪学典籍叢刊』六・二〇九頁上丁下）、『典座教訓聞解』（二四丁表裏）等参照。また『正法眼蔵』『菩提薩埵四摂法』巻にも、「阿育大王の半菴羅果、よく数百の僧衆に供養せし、広大の供養なりと証明する道理、よくよく能受の人も学すべし」（春秋社本二・五一頁）とある。「菴羅」は、菴摩羅果（阿摩落伽、アーマラカ、梵 amalaka）の略で、アンマロク（ユカン）のこと。インドにおいては食用・薬用共に用いられる。マンゴー（アムラ、梵 amla）のことではない。中村元編著『仏教植物散策』（東京書籍、一九八六年、一五七～一六二頁）参照。

⑳ 授記別……釈尊が、その人の来世が仏であるという予言を与えることで、前註⑱に呼応する。

㉑ 感大果……大いなる果報を感じることで、前註⑲に呼応する。

㉒ 多虚不如少実……雲門文偃（八六四～九四九）の語。出典対照2参照。多くの虚偽りよりも、少しの真実のほうが良いということ。『建誓記』に記されている、如浄の五箇条の垂誡の四番目に、「不_レ要_二雲集閑人_一。多_レ虚_{不_レ如_レ少_レ実_一。撰_二取真箇道人_一、以為_レ伴」（瑞長本、河村孝道『諸本校対永平開山道元禪師行状建誓記』、大修館書店、一九七五年、三二頁）とある。}

②③是人之行也……文龜本には、「是」字が一三丁表の最後と同丁裏の最初に記されていることから、誤って二度書写してしまったものと思われるため、寛本・冠註・増註により改めた。

5 典座の現状と誠め

(2) 醍醐味と莆菜味

原文

所謂調醍醐味、未必為上。調莆菜羹、未必為下。捧莆菜扱莆菜之時、真心、誠心、淨潔心、可準醍醐味。所以者何。朝宗于仏法清淨大海衆之時、不見醍醐味、不存莆菜味、唯一大海味而已。況復長道芽養聖胎之事、醍醐与莆菜、一如無二如也。有比丘口如竈之先言。不可不知。可想、莆菜能養聖胎、能長道芽。不可為賤、不可為輕。人天之導師、可為莆菜之化益者也。

(四八六頁右)左

語註

① 醍醐味……醍醐は、牛乳から精製される最上の製品。乳↓酪↓生酥↓熟酥↓醍醐の順に上等とされる。最上の味を意味し、仏性や涅槃の喩えとしても用いられる。

② 莆菜羹……前出。(上)三〇三頁語註⑤参照。ごくありふれた野菜で作った粗末な汁物のこと。

訓読

所謂、醍醐味を調うるも、未だ必ずしも上と為さず。莆菜羹を調うるも、未だ必ずしも下と為さず。莆菜を捧げ莆菜を扱ふの時、真心、誠心、淨潔心もて、醍醐味に準ずべし。所以は何ん。仏法清淨大海衆に朝宗するの時は、醍醐味を見ず、莆菜味を存せず、唯だ一大海の味のみなり。況んや復た、道芽を長じ、聖胎を養うの事は、醍醐と莆菜とは、一如にして二如無きをや。比丘の口は竈の如しの先言有り。知らざるべからず。想うべし、莆菜も能く聖胎を養い、能く道芽を長ずることを。賤しと為すべからず、輕しと為すべからず。人天の導師は莆菜の化益を為すべきものなり。

③ 朝宗……諸侯が宮中に参内すること。河水が海に集まり注ぐこと。

④ 仏法清浄大海衆……仏弟子の総称。大海に入ったように多くの川も海に入れば平等となり清浄であることに出家者を喩える。衆生が大海に入ったときは、の意。

⑤ 長道芽養聖胎之事……「道」は、菩提、悟りの意。従つて、「道芽」とは、「聖胎」、即ち無漏種子から生じた無漏果を意味する。ここでは、「聖胎」とは、無漏の種子を宿す容れ物として、肉体の意で用いられているようである。なお、大乘では、「聖胎」とは菩薩の位である十住、十行、十回向の三賢位を指す。

⑥ 比丘口如竈之先言……竈がいかなるものでも受け入れ、燃やすように、修行僧も選り好みなく食べることを意味する。『雑宝藏經』第九には「夫れ身口は、譬えば竈の如し。梅檀も亦た焼き、糞穢も亦た焼く。身口も亦た爾り。食に麤細無く、飽足するを限りと為す」とある。出典対照3参照。

⑦ 人天之導師、可為莆菜之化益者也……人間界と天上界の導師は、莆菜が修行僧を教化して、利益するものとなすべきである、の意。「莆菜之化益」とは、直前の文「莆菜も能く聖胎を養い、能く道芽を長ずること」の言い換えである。

5 典座の現状と誠め

(3) 人を差別の目で見ない

原文

又不可見衆僧之得失、不可顧衆僧之老少。自猶不知自之落処、他爭得識他之落処。以自之非為他之非、豈不誤乎。耆年晚進、其形雖異、有智愚矇、僧宗是同。

訓読

また、衆僧の得失を見るべからず、衆僧の老少を顧みるべからず。自すら猶お自の落処を知らず、他も争でか他の落処を識ることを得んや。自の非を以て他の非と為すこと、豈に誤らざらんや。耆年と

随亦昨非今是、聖凡誰知。^④ 禪苑清規云、僧無凡聖通会十方。若有一切是非莫管之志氣、那非直趣無上菩提之道業耶。如錯向來一步、便乃对面蹉過。古人之骨髓、全在作慙功夫之処也。後代掌当職之兄弟、亦作慙功夫始得。百丈高祖囊聖之規繩、豈虚然乎。

(四八六頁左〜四八七頁右)

※他……冠註・増註ハ「佗」ニ作ル。以下コノ異同ハ校異セズ。

※嚬……寛本・冠註・増註ハ「嚬」ニ作ル。

※随……寛本・冠註・増註ニナシ。

※高……コノ右下ニ「古仏イ」アリ。

※囊聖……寛本・冠註・増註ニナシ。

語註

①耆年晩進……「耆年」は年老いた者のこと。(中) 一一五頁語註④参照。「晩進」は、年をとってから學問を始めた者と後輩の學者の二つの意があるが、ここでは「其の形異なる」とあることから、年長者に対して、後輩の學者の意に取るのが適切であろう。

②有智愚嚬……「有智」は智慧が備わっているさま。「愚嚬」は道理に暗いさま。ここでは、前文の見た目が異なっているさまを反転させて、智慧のある者も無い者も僧はみな同じであるという意である。

③僧宗……「僧宗」は、一般の修行僧の意。『典座教訓問解』では、「宗」は古写本にある「宝」の方がよいと指摘している(二六丁表)。

晩進と、其の形異なると雖も、有智も愚嚬も、僧宗是れ同じ。随いて亦た昨は非なるも今は是、聖凡誰か知らん。禪苑清規に云く、僧は凡聖と無く十方に通会すと。若し一切の是非管すること莫しの志氣有らば、那んぞ直に無上菩提に趣くの道業に非ざらんや。如し向來の一步を錯らば、便乃ち对面するも蹉過せん。古人の骨髓、全く慙のごとき功夫を作すの処に在るなり。後代当職を掌るの兄弟も、亦た慙のごとき功夫を作して始めて得し。百丈高祖囊聖の規繩、豈に虚然ならんや。

④ 禪苑清規云々十方……出典は『禪苑清規』卷八「龜鏡文」。出典対照1参照。

⑤ 若有一切ノ道業耶……寛本は「若有一切是非莫^レ管^{コト}」之志氣那非^中直^ニ趣^ニ無上菩提^ニ之道業^上耶」、冠註は「若有一切是非莫^レ管^{スル}コト」之志氣那非^下直趣無上菩提^ノ之道業^上耶」と訓読し、増註も冠註にならつて訓読している。この部分は、冠註や『典座教訓聞解』等で指摘されている通り、李遵勗の頌を踏まえていると考えられるが（出典対照4参照）、冠註ではこの指摘が反映されておらず、『典座教訓聞解』では「若有一切^ノ是非莫^レ管^ス之志氣那非^ニ直趣無上菩提^ノ之道業^一耶」（二六丁裏）とこの指摘を踏まえた訓読がされている。文章の構造も「若有一切是非莫^レ管^ス之志氣」と「那非直趣無上菩提之道業」が対句となっており、冠註等よりも『典座教訓聞解』の読みを参照するのが適切であると考えられる。

⑥ 向來一步……「向來」は、「過去の」あるいは「今までの」の意。（中）一一八頁語註④参照。「対面」は、「目の前で」あるいは「その場で」の意。ここでは、今までの仏祖が歩んできた道の考えを誤れば、その場で真実とすれ違つてしまふことである。

⑦ 百丈高祖曩聖之規繩……「百丈」は百丈懷海（七四九―八一四）のこと。「高祖」「曩聖」は尊敬すべき祖師のこと。「規繩」は、「規矩準繩」で、「てほん」「きまり」の意。

本稿と同じく「曩聖」を記載する文亀本を底本としている諸本のうち、講談社本と秋月本は、百丈懷海のみを指すと解釈しているのに対し、『典座教訓の参究』は「百丈禪師などの清規」（一八八頁、傍点筆者）と他の仏祖も含めるという解釈をしている。但し、この「曩聖」という語は道元禪師の他の著作には見られず、他の著作では「曩祖」という語が用いられており、この「曩祖」という語は、達磨・石頭・薬山・雲巖といった達磨から石頭系の禪者の称号として使用されている。このため、馬祖系の百丈に対して「曩聖」という語が敬称として用いられている―すなわち「規繩」が百丈懷海の清規のみを指す―と考えるよりは、「百丈」と「高祖」「曩聖」は別のものを指していると考え、「規繩」については百丈懷海が定めた清規以外の規則も指していると考えるべきだろう。寛文本以降で「曩聖」の語が見られないのは、「高祖曩聖」を「百丈」の敬称として解釈し、二重に用いられた敬称を削除したと考えることができる。

5 典座の現状と誠め

(4) 建仁寺の典座の現状

原文

山僧帰国以降、駐錫於建仁一兩三年。彼寺愁置此職、唯有名字、全無人実。未識是仏事。豈敢弁肯道。真可憐憫、不遇其人、虚度光陰、浪破道業。曾看彼寺此職僧、二時齋粥、都不管事。帶一無頭腦無人情奴子、一切大小事、惣説向他。作得正、作得不正、未曾去看。如隣家有婦女相似。若去得見他、乃恥乃瑕。結構一局、或偃臥、或談笑、或看經、或念誦、日久月深、不到鍋辺。況乎買索什物、諦觀味数。豈存其事乎。何況兩節九拜、未夢見在。時至教童行也未曾知。

(四八七頁右、四八八頁左)

※惣……寛文・冠註・増註ハ「総」ニ作ル。

※局……寛文ハ「局」ニ作ル。

※教……文龜本ハ「散」ニ作り、註ニ「教敷」トアル。

訓読

山僧帰国してより以降、錫を建仁に駐すること一兩三年。彼の寺、愁かにも此の職置けども、唯だ名字のみ有って、全く人の実無し。未だ是れ仏事なることを識らず。豈に敢えて道を弁肯せんや。真に憐憫すべし、其の人に遇わずして、虚しく光陰を度り、浪りに道業を破ることを。曾て彼の寺の此の職僧を看るに、二時の齋粥に、都て事を管せず。一人の無頭腦無人情の奴子を帶して、一切の大小の事、惣て他に説く。正を作し得るも、不正を作し得るも、いまだ曾て去つて看ず。隣家に婦女が有るが如くに相似たり。若し去つて他を見ることを得ば、乃ち恥とし、乃ち瑕とす。一局を結構して、或いは偃臥し、或いは談笑し、或いは看經し、或いは念誦して、日久しく月深けれども、鍋辺に至らず。況や什物を買索し、味数を諦觀せんや。豈に其の事を存せんや。何を況や兩節九拜、未だ夢にも見ざる在り。時至つて童行を教うるも、また未だ曾て知らず。

語註

- ①建仁……東山建仁寺のこと。京都五山の一つで、明庵栄西（一一四一～一二二五）が開山。道元禪師は嘉禄三年（一二二二）の帰国後、当寺にとどまった。
- ②愁……『典座教訓問解』では「愁ハ愁ノ写誤」と指摘している（二七丁裏）。「愁」は、「なまじいに」「強いて」の意。
- ③名字……前出。（中）一〇八頁語註①参照。ここでは「実」に対する名目・名称の意。
- ④弁肯……前出。（中）一〇〇頁語註⑤参照。「弁」はわきまえること、「肯」はうけがうこと。ここでは体得の意。
- ⑤憐憫……あわれむこと。
- ⑥其人……ここでは真の禅僧を意味している。
- ⑦道業……「道」は仏道、「業」はいとなみの意。つまり仏道修行のこと。
- ⑧無頭脳無人情……「頭脳」は能力、「人情」は思慮分別の意。つまり知覚才覚もなく気もきかないこと。
- ⑨奴子……前出。（上）三〇二頁語註⑭参照。食事を作るために雇われた人。
- ⑩説向……「向」は、一字の動詞のあとについて一定の方向を表す。
- ⑪作得……「得」は、動詞のあとについて、可能・完成をあらわす。
- ⑫結構一局……「結構」は組み立てること、「局」は区画や間切りした部分などを意味する。ここでは典座寮の部屋を構えるという意。
- ⑬鍋辺……鍋のあたり、つまり典座が食事を作る現場を指す。
- ⑭什物……前出。（上）二九七頁語註⑥参照。ここでは食事の材料等を指す。
- ⑮味数……味や数量のこと。（上）二九二頁に用例あり。
- ⑯両節九拝……前出。（中）一〇七頁語註④参照。朝・昼二時の粥・飯における僧食九拝のこと。
- ⑰童行……童子行者。出家を志して寺に入っているが、まだ得度をしていない少年のこと。

5 典座の現状と誠め

(5) 無道心の人

原文

可憐可悲。無道心之人、未曾遇見有道德之輩。雖入宝山兮空手而歸、雖到宝海兮空身而還。応知、雖他未曾發心兮、若見一本分人、則行得其道。雖未見一本分人兮、若是深發心者、則行膺其道。既以兩闕、何以一益。

(四八八頁右)左

※到……文亀本デハ「雖」ト「宝」ノ間ニ右側ヨリ斜線ヲ付シ頭註ノ「到」字ノ挿入アリ。

※一……「後筆」ト思ワレル。

語註

① 遇見……偶然出会うこと。巡り会うこと。

② 入宝山兮空手而歸、到宝海兮空身而還……宝山・宝海は無量の功德を有する世界の喩え。冠註・増註等では前半部の出典を『大智度論』卷一としているが、『摩訶止観』卷四が第一出典であると思われる。出典対照5参照。後半部の出典について、増註では『大悲經』であると指摘されるが不詳である。ただし前半部と同様の内容を示しており、智顗

訓読

憐れむべし悲しむべし。無道心の人、未だ曾て有道德の輩に遇見せざることを。宝山に入ると雖も空手にして歸り、宝海に到ると雖も空身にして還ることを。應に知るべし、他未だ曾て發心せずと雖も、若し一の本分人に見えれば、則ち其道を行得す。未だ一の本分人に見えずと雖も、若し是れ深く發心すれば、則ち其道を行膺せんことを。既に兩闕を以てせば、何を以てか一益あらん。

の説をうけた上での言葉であらう。

③ 本分人……本来人とも。優れた指導者。『正法眼蔵』『梅華』巻には「先師古仏、たやすく僧家の討掛搭をゆるさず。よのつねにいはいく、無道心慣頭、我箇裏不可也、すなはちおいいだす。出了いはく、不一本分人、要作甚麼。かくのごときの狗子は騷人なり、掛搭不得といふ」(春秋社本二、七一頁)とある。

④ 行膺……「膺」はあたる、うける。典座の職の重要さを理解し行じること。

⑤ 両闕……「両」は「本分人」と「深発心」を指し、二つの要素のどちらか一つでも失えば、何の利益も得る事が出来ない、といった意味。

5 典座の現状と誠め

(6) 三般の住持

原文

如見大宋国諸山諸寺、知事・頭首居職之族、雖為二年之精勤、各存三般之住持、与时宮之、競縁勵之。已如利他、兼豐自利。一興叢席、一新高格。齊肩競頭、繼踵重蹤。

⑨ 於是応詳、有見自如他之痴人、有顧他如自之君子。古人云、三分光陰二早過、靈台一点不揩磨、貪生逐日^⑫区々去、喚不回頭爭奈何。須知、未見知識、被人情^⑬奪。可憐、愚子運出長者所伝之家財、徒作他人面前之

訓読

大宋国の諸山諸寺の、知事・頭首の職に居るの族を見るが如きは、一年の精勤を為すと雖も、各三般の住持を存し、時に与りて之を営み、縁を競いて之に励む。已に如し利他すれば、兼て自利を豊かにす。叢席を一興し、高格を一新す。肩を齊べ頭を競い、踵を繼ぎ蹤を重ぬ。

是に於て応に詳にすべし、自を見ること他の如くするの痴人有り、他を顧みること自の如くするの君子有ることを。古人の云く、「三分の光陰、二は早や過しに、靈台の一点も揩磨せず、生を貪り日を逐て、区々として去り、喚べども頭を回らざるは争奈何せん」

塵糞。今乃不可然耶。

(四八八頁左／四八九頁右)

※見……文亀本ニナシ。

※々……寛本・冠註・増註文ハ「区」ニ作ル。

語註

- ① 知事……前出。(上)二九〇頁語註③参照。六知事に代表される、禪林で役職についた者を指す呼称のこと。
- ② 頭首……前出。(中)一〇六頁語註⑪参照。六頭首等の、六知事と共に禪林を管理する役職のこと。
- ③ 一年之精勤……一年の勤めを果たすこと。『禪苑清規』卷三「下知事」に「執事一年」(二二〇頁)とあり、一年で知事の役職を退いて交代することが記されている。
- ④ 各存三般之住持……「住持」は、ここでは「仏に代わって法を伝え、仏の慧命を相續させること」(『禪学大辞典』四八五頁)。中国の知事が、仏法を持もつたために行っていることを三つ挙げたもので、それを各自が意識して仕事に励むべきことが述べられている。従来は「住持」を「一寺の住職」の意味とし、「三通りの住持と同じ心構え」(講談社本一一七頁)のように解釈してきたが、意味の上から改めた。また「三般」について、冠註に指摘されている通り、瞎道本光(二七一〇～二七七三)は、本段落の「(1)已如利他、兼豐自利。(2)一興叢席、一新高格。(3)齊肩競頭、繼踵重蹤」を指しているとするが、面山は『典座教訓聞解』で、後出の「喜心・老心・大心」を指しているとしている(三〇丁表)。本稿では、三心であるとするには文脈上無理があると考えられることから、瞎道の説の方が妥当であると判断した。
- ⑤ 与時營之、競縁勵之……「与」は、ここでは役職に就くことで、役職に就いた際はそれに従事すること。後半の「競縁勵之」は、役職における仕事の機会を探してそれに励むこと。
- ⑥ 高格……高い風格のこと。
- ⑦ 齊肩競頭……優れた先人たちと肩を並べ、それを追い越すよう務めること。

と。須く知るべし、未だ知識に見えざれば、人情に奪はるることを。憐れむべし、愚子、長者の伝えし所の家財を運出して、徒らに他人面前の塵糞と作すことを。今は乃ち然あるべからざるか。

⑧有見自如他之痴人……文龜本には「見」字が無いが、次句の「有顧他」との関係を考慮し、寛本等により補った。

⑨古人云く争奈何……出典は、雪竇重顕（九八〇～一〇五二）『祖英集』巻下「道を為せば日に損す」（九九頁）。また本語は『如浄語録』『清凉寺語録』にも引用されている。共に出典対照6参照。但し『如浄語録』の到来は、『典座教訓』撰述から五年後の仁治三年（一二四二）であるため（永平広録一・一〇五上堂）、『祖英集』からの直接引用である。『祖英集』については、（中）一一九頁参照。

⑩霊台……「莊子注二、霊台、心也」（『典座教訓聞解』三〇丁裏）。

⑪揩磨……磨きあげること。「揩」は、こすること、拭う意。

⑫区々……小さいこと、つまらないことの意で、ここでは、あくせくすること。

⑬知識……ここでは、善知識（優れた指導者）のこと。

⑭人情……ここでは、世間的な迷いの情のこと。

⑮愚子く塵糞……法華七喻の一つで、『妙法蓮華經』「信解品」に見える「長者窮子」喻のこと（大正九・一六頁b～一七頁b）。ある長者の息子が、自らの迷いから、全てを擲って家出したものの、後に浮浪者となり、出自等も忘れた状態となつてしまつたが、その状態の息子を発見した長者は、使用人として雇ひ、最期に自分の息子であることを告げ、自身の全財産を譲り渡した、という故事。『正法眼蔵』「行持」上巻（春秋社本一・一四六、一六九頁）、「礼拝得髓」巻（同前三〇五頁）、「三界唯心」巻（同前四四五頁）、「見仏」巻（春秋社本二・九九頁）、「三十七品菩提分法」巻（同前一四九頁）等にも引用されている。『典座教訓聞解』では、「コ、マデハ建仁ノ典座ノコトラ呵責シテ今日ノ遠孫等ヲ誡メラ」れ、次句の「今乃不可然耶」で、そうであつてはならないと述べているとして（三〇丁裏）。

5 典座の現状と誠め

(7) 慕事耽道の足跡

原文

嘗観^①、当職前来有^②道、其掌^③其德^④自符。大瀉悟道典座之時也。洞山麻三斤亦典座之時也。若可貴事者、可貴悟道之事。若可貴時者、可貴悟道之時者歟。慕事耽道之跡、握沙而為宝、猶有其驗、摸形而作礼、屢見其感。何況、其職是同、其称は一。其情其業、若可伝者、其美其道、豈不來乎。

(四八九頁左～四九〇頁右)

※其……文龜本ニナシ。

語註

①嘗観……「嘗」は「常」の意で、常に観じておくこと、肝に銘じておくこと。道元禪師著作中の用例として、『弁道話』の「嘗観すべし、身心一如のむねは、仏法のつねの談ずるところなり」(春秋社本二・四七四頁)、『普勸坐禪儀』(流布本)の「嘗観超凡越聖、坐脱立亡、一二任此力一矣」(春秋社本五・六頁)、『知事清規』の「嘗観」演古仏之操行、古今之無比倫也」(春秋社本六・一二二頁)が挙げられる。

②其掌……ここでは、典座の仕事のこと。文龜本には「其」字が無いが、次句の「其德」との関係を考慮し、寛本等に

訓読

嘗観すべし、職に当る前来の有道、其の掌、其の德、自ら符うことを。大瀉の悟道は典座の時なり。洞山の麻三斤も亦た典座の時なり。若し事を貴ぶべき者ならば、悟道の事を貴ぶべし、若し時を貴ぶべき者ならば、悟道の時を貴ぶべき者か。慕事耽道の跡は、沙を握りて宝と為すも、猶お其の驗有り、形を模して礼を作すも、屢其の感を見る。何に況んや、其の職と是れ同じく、其の称はれ一なるをや。其の情、其の業、若し伝うべき者ならば、其の美、其の道、豈に來らざらんや。

より補った。

③大瀧悟道典座之時也、洞山麻三斤亦典座之時也……『典座教訓』冒頭の、「昔日瀉山・洞山等勤之」(上)二八九頁)を具体的に示した語。「大瀧悟道」は、『知事清規』の「典座時発明大事」例の最初に挙げられている、瀉山靈祐(七七一～八五三)が百丈懷海(七四九～八四二)より認められて嗣法することを得、さらに大瀌山同慶寺の開山となることを認められた際に、典座を勤めていたという話のこと(春秋社本六・一〇七～一〇八頁、『永平元禪師清規』『知事清規』の出版研究「上」、『宗学研究紀要』第三号、二〇一〇年、一二四～一二五頁参照)。「洞山麻三斤」は、洞山守初(九一〇～九九〇)の、「僧問洞山、如何是仏。山去、麻三斤」という問答を踏まえる。「麻三斤」は、「衣一着分が作れる麻糸」(『禪語辭典』四三三頁、入矢義高「麻三斤」、『増補自己と超越―禪・人・ことば―』、岩波書店、二〇一二年参照)。そしてここでは、『碧巖録』一二則の本則評唱に解釈の一つとして示されている、「洞山是時庫下秤麻」(『碧巖破関撃節』八一八頁)の語に基づいて、「麻三斤」の問答が「典座之時」に行われたとしている。

④慕事耽道之跡……瀉山・洞山のような、悟道の事実を慕い、仏道を深く信じ、いそしんだ例のこと。「耽道」は、「行持」上巻に、「しかあれども、四海五湖の雲栖霞袂、この会に掛錫するをねがふところとせり。耽道の人おほきことをよろこぶべし」(春秋社本一・一五九頁)とある。

⑤握沙而為宝……二人の小児が釈尊と阿難に出会った際に、釈尊の三十二相を見て、その一人が、仏鉢に糗(干し飯)の代わりに砂を捧げて供養したところ、釈尊がこの子供は後に阿育王として生まれ変わるであろうと予言されたという逸話を指す。『阿育王経』巻一(大正五〇・一三二頁c～一三三頁a)、『経律異相』巻二四(大正五三・一三五頁a)、『典座教訓聞解』(三二丁表裏)参照。

⑥摸形而作礼……『典座教訓聞解』(三二丁裏)では『仏説作仏形像経』(大正一六・七八八頁a～c)を挙げているが、本稿では、『増一阿含経』巻二八(大正二・七〇五頁c)に見られる、仏が説法のために天に登り、帰ってこなかったので、波斯匿王(梵Prasenajit)と優填王(梵Udayana)が釈尊のことを慕って牛頭梅檀で仏像を作らせ、後に世尊が天から戻った時に、この像に末世の教化を嘱したという話があり、こちらのほうがふさわしいと判断した。両者共に『経律異相』巻六(大正五三・二九頁c)も参照。

⑦其感…仏と衆生の感応道交の働きのこと。

⑧其情其業…典座の心得、用心と、その仕事内容のこと。

6 三種の心

(1) 喜心、老心、大心を保持すべし

原文

凡諸知事頭首、及当職^{*}作事作務之時節、可保持喜心^①
老心大心者也。

(四八九頁左)

※作事…文龜本ハ「作事作事」ニ作ル。

訓読

凡そ諸の知事、頭首の、職に当たるに及びて、作事作務の時節、
喜心、老心、大心を保持すべきものなり。

語註

①喜心老心大心…これ以下、喜心、老心、大心が説明される。後代、『典座教訓聞解』(三二丁右)においてこれらの三つは「三心」と呼ばれるが、『典座教訓』に典拠がある呼び方ではない。道元禪師は「三種心」と表された。

6 三種の心

(2) 喜心

原文

所謂喜心者、喜悅心也。可想、我若生天上、著樂無間。不可發心。修行未便。何況可作三宝供養之食耶。万法之中、最尊貴者、三宝也。最上勝者、三宝也。天帝非喻。輪王弗比。清規云、世間尊貴、物外優閑、清淨無為、衆僧為最。今吾幸生人間、而作此三宝受用之食、豈非大因緣耶。尤以可悅喜者也。

又可想、我若生地獄・餓鬼・畜生・修羅等之趣、又生自余之八難處、雖有求僧力之覆身、手自不可作供養三宝之淨食。依其苦器而受苦、縛身心也。今生既作之、可悅之生也、可悅之身也、曠大劫之良緣也、不可朽之功德也。願以万生千生而撰一日一時、可弁之、可作之。為能使千万生之身結於良緣也、如此觀達之心、乃喜心也。誠夫縱作轉輪聖王^⑩之身、非作供養三宝之食者、終其無益。唯是水沫泡餓之質也。

(四八九頁左―四九〇頁右)

※閑……冠註、増註ハ「間」ニ作ル。

訓読

いわゆる喜心とは、喜悅の心なり。想うべし、我れ若し天上に生ぜば、樂に著して間無し。發心すべからず。修行未だ便ならず。何に況んや三宝供養の食を作るべけんやと。万法の中、最尊貴なるは三宝なり。最上勝なるは三宝なり。天帝も喻うるに非ず。輪王も比するなし。清規に云く、「世間の尊貴、物外の優閑、清淨無為なるは、衆僧を最となす」と。今、吾れ、幸いに人間に生まれて、此の三宝受用の食を作る、豈に大因緣に非ずや。尤も以つて悦喜すべきものなり。

又想うべし、我れ若し地獄・餓鬼・畜生・修羅等の趣に生じ、又自余の八難處に生ずれば、僧力の覆身を求むること有りと雖も、手自ら三宝に供養するの淨食を作るべからざることを。其の苦器に依りて苦を受け、身心を縛すればなり。今生既に之を作る、悦ぶべきの生なり、悦ぶべきの身なり、曠大劫の良緣なり、朽つべからざるの功德なり。願わくは万生千生を以て一日一時に撰し、之を弁ずべく、之を作るべし。能く千万生の身をして良緣を結ばしめんが為なり。此の如き觀達の心、乃ち喜心なり。誠に夫れ縱い轉輪聖王の身と作るも、三宝に供養するの食を作るに非ざるは、終に其れ益無し。唯だ是れ水沫泡餓の質なるのみなり。

①未便……『永平広録』卷八・法語一四参照。「誰謂功夫未便」(春秋社訳註本一二・一三七頁)。「便」とは「都合が良い機会」という意味。

②三宝……仏教徒が敬い従うべき三種の宝、即ち仏宝、法宝、僧宝。仏陀、その教え、僧伽(仏教修行者の集団)を宝に例えた呼び方。『正法眼蔵』『帰依仏法僧宝』巻参照。

③天帝……梵(Sakro devanam indra)帝釈天。ヴェーダ神話における最も有力な神であったが、後に仏教に取り入れられ、梵天とともに仏教の守護神とされた。切利天(三十三天)を統治する。天帝釈。

④輪王……(梵Cakravartian) 転輪聖王のこと。インド神話で、正義によって世界を治める理想的帝王。

⑤物外優閑……世俗を離れて、ゆったりと静かに過ごすこと。

⑥地獄・餓鬼・畜生・修羅等……六道のうち、とくに苦しみばかりの四つの世界。総じて「四悪趣」とも言う。前節で「我れ若し天上に生ぜば」「今、吾れ、幸いに人間に生まれて」と天上界と人間界の様子を説き、ここでは六道のうち残りの四つに言及している。

⑦自余之八難処……「八難処」は、仏を見、法を聞き、仏道を修行することが困難な八種の難処の意。『律宗新学名句』巻中は、(1)「地獄」、(2)「餓鬼」、(3)「畜生」、(4)「長寿天」、(5)「北州」、(6)「仏前後」、(7)「世智弁聡」、(8)「諸根不具」の八つを挙げる。(統蔵五九・六八九頁)「八難処」については『正法眼蔵』『発菩提心』巻(春秋社本二・三三三頁)も参照されたい。「自余」は、その他、それ以外の意であり、「自余之八難処」で、①以外の八難処―すなわち(4)から(8)まで―をいう。

⑧苦器……四悪趣の世界において苦しみを受ける器、肉体のこと。

⑨曠大劫……「曠」は広い、大きい意。「劫」は非常に長い時間の意。「劫」を喩えた主なものとして、「芥子劫」と「盤石劫」の二種がある。「芥子劫」とは、一由旬(長さ一四・四キロ)立方の城に芥子粒を満たし、百年に一度その中の一粒を取り去り、その全部を取り尽くしてもなお終わらないという時間であり、「盤石劫」とは、一由旬平方の石を百年に一度ずつ白氈びやくせんで払って、その石が磨滅してもなお終わらないという時間である(中村元「仏教語大辞典」三九二頁参

照。『雜阿含經』卷三四（大正二・二四二頁b）には「一由旬」とあるが、『大智度論』卷三八（大正二五・二三九頁b）およびそれを引用している『祖庭事苑』卷五（續藏六四・三八一頁a）には「百由旬」とあり、同様の喩えにも諸説あることが伺える。

⑩ 轉輪聖王……一〇六頁語註④参照。ここでは文亀本に残されている書き込みから「轉輪」を誤写したものであると考えた。

⑪ 水沫泡燄之質……『妙法蓮華經』「隨喜功德品」（大正九・四七頁b）に「世皆不牢固、如水沫泡焰、汝等咸應當、疾生厭離心（世は皆、牢固ならざること、水の沫・泡・焰の如し。汝等よ、咸く應當に、疾く厭離の心を生ずべし）」（坂本幸男、岩本裕『法華經（下）』（岩波文庫、一九六七、八四頁）とある。「質」は形の意であり、「水沫泡燄之質」で、はかない形の意である。

6 三種の心

(3) 老心

原文

所謂老心者、父母心也。譬若父母念^②於一子。存念^①三寶如念一子也。貧者窮者強愛育一子。其志如何。外人^③不識。作父作母方識之也。不顧自身之貧富、偏念^④吾子之長大也。不顧自寒、不顧自熱、蔭^⑤子覆子。以為親念^⑥切切之至。發其心之人能識之。慣其心之人方覺之者也。然乃看水看穀、皆可存養子之慈懇者歟。大師^⑦積尊^⑧於分二十年之仙壽、而蔭^⑨末世之吾等。其意如何。唯垂父母心而已。如來全不可求果、亦不可求富。

訓読

いわゆる老心とは、父母の心なり。たとえば、父母の一子を念うがごとくするなり。三宝を存念すること、一子を念うがごとくせよ。貧しい者、窮している者、あながちに一子を愛育す。その志如何。ほかの人識らず。父となり、母となり、方にこれを識るなり。自身の貧富を顧みず、ひとえに吾が子の長大ならんことを念うなり。自らの寒きを顧みず、自らの熱きを顧みず、子を蔭い、子を覆う。もって、親念切切の至りとなす。その心を発すの人、能くこれを識る。その心に慣うの人、方にこれを覺る者なり。然らばすなわち、

(四九一頁右へ左)

※於……寛本・冠註・増註ハ「猶」ニ作ル。
 ※十……寛本・冠註・増註ハ「千」ニ作ル。

水を見るも、穀を見るも、皆、子を養うの慈懇を存すべき者か。大師釈尊、二十年の仏寿を分かつに於りて、末世の吾らを蔭う。その意如何。ただ父母の心を垂るのみ。如来は全く果を求むべからず、また富を求むべからず。

語註

- ①老心……三種心の一つ。父母の心のこと。自己を忘れて他を愛する切実な心。親心。
- ②念……記憶して忘れない心のはたらき。常に思い出して心の中に保っていること。
- ③長大……大きくなること。成長すること。
- ④蔭子覆子……「蔭」も「覆」も、おおうの意。前者は木陰のようになって、熱さから子を守り、後者は外套ようになって、寒さから子をまもること意味する。
- ⑤親念切切……「切切」は、はげましあうさま、差し迫ったさま、深く憂うさま、心をこめたさまの意。親が子を念う気持ちがとても強いさまを意味する。なお冠註・増註では「論語註二切々ハ懇到也」と指摘している。
- ⑥覚……はつきりとわかること。
- ⑦大師釈尊於分二十年之仏寿……前出。八九頁語註⑨参照。釈尊が、自分の寿命であった一〇〇歳から、二〇年分を後世の人々の福德のために提供したため、八〇歳で入滅したという伝承のこと。
- ⑧末世……正・像・末の三時の一つ。末法の時代。仏法の衰えた時代。教のみがあり、行も証もない時代とされる。なお仏滅後の千年間は正法の時代で、教・行・証があるとされ、さらにその後の千年間は像法の時代で、教・行のみとなつて、もはや証を得る修行者がいなくなるとされる。仏滅に関しては、『景德伝灯録』では「穆王五十二年壬辰歲（紀元前九四九年）」（禪文研本三頁）とされ、当時の日本では、『扶桑略記』に「永承七年（中略）今年始入『末法』」（『新訂増補 国史大系一二』「扶桑略記」、吉川弘文館、二〇〇七年、二九二頁）とあるように、永承七年（一〇五二）より末法に入ったという説が一般に信じられていた。道元禪師も寛元三年（一二四五）に示衆された『安居』巻において「すでに二千一

百九十四年（当日本寛元三年乙巳歲）なり」（春秋社本二・二二〇頁）とあるように、当時が末法の時代であるとの認識を持つていたと思われる。なお道元禪師は末法に關して、『弁道話』では「なほ大乘実教には、正・像・末法をわくことなし、修すれば、みな得道すといふ」（春秋社本二・四七六頁）、あるいは『正法眼藏随聞記』では「仏教に正像末を立事、しばらく一途の方便也。真実の教道は、しかあらず。依行せん。皆、うべき也」（春秋社本七・二二六頁）等の見解を示している。

6 三種の心

(4) 大心

原文

所謂大心者、大山于其心、大海于其心、無偏無儻^{*}心也。提錮^{*①}而不為輕、扛鈞^{*②}而不可重。被引春声^{*③}兮不遊春沢、雖見秋色兮更無秋心。競四運^{*④}於一景、視錮^{*⑤}銖^{*⑥}於一目。於是一節、可書大之字也、可知大之字也、可學大之字也。夾山之典座若不學大字者、不覺之一笑莫度大原。大瀉禪師不書大字、取一茎柴不可三吹。洞山和尚不知大字、拈三斤麻^{*⑦}莫示一僧。

応知、向來大善知識、俱是百草頭上學大字來、今乃自在作大声、説大義、了大事、接大人、成就者箇一段

訓読

所謂、大心とは、其の心を大山にし、其の心を大海にして、偏無く儻^{いゝめ}無き心なり。錮^{ちう}を提げて軽しと為さず、鈞^かを扛^かげて重しとすべからず。春声に引かるるも、春沢に遊ばず、秋色を見ると雖も、更に秋心無し。四運を一景に競わしめ、銖錮を一目に視る。是の一節に於いて、大の字を書くべく、大の字を知るべく、大の字を學ぶべきなり。夾山の典座、若し大の字を學ばずんば、不覺の一笑もて、大原を度すること莫からん。大瀉禪師、大の字を書かずんば、一茎柴を取りて、三たび吹くべからざらん。洞山和尚、大の字を知らずば、三斤の麻を拈^とりて、一僧に示すこと莫からん。

応に知るべし、向來の大善知識は、俱に是れ百草頭上に大の字を學び來りて、今乃ち自在に大声を作し、大義を説き、大事を了じ、

大事因縁者也。^⑨

住持・知事・頭首・雲衲^⑪、阿誰忘却此三種心者哉。^⑫

于豈嘉禎三年王春、記示後來學道之君子云爾。^⑬^⑭^⑮

觀音導利院住持、伝法沙門道元記。

文龜二年三月廿六日、書之。

(四九一頁左〜四九二頁左)

※儻……寛本・冠註・増註ハ「黨」ニ作ル。

※錮……寛本・冠註・増註ハ「兩」ニ作ル。

※春沢……文龜本ハ「春」ニ作ル。

※視錮銖……視ノ下ニ「〇」、錮ノ下ニレ点アリ。寛

本・冠註・増註ハ「視銖両」ニ作ル。

※度……文龜本ハ「慶」ニ作り、ソノ右側ニ「度坎」

ノ書キ込ミ有リ。

※王……寛本・冠註・増註ハ「丁酉」ニ作ル。

※爾……寛本・冠註・増註ハ「爾」ナシ。

※院……寛本・冠註・増註ハ「興聖宝林禪寺」ニ作ル。

語註

①錮……重さの単位。時代によつて異なり、宋代における一両も約三七・三〜四〇グラムと諸説ある。ここでは比較的軽い物の喩え。『翻訳名義集』(大正五四・一一〇六頁b)によると「二十四銖為両」とある。

大人を接し、者箇一段の大事因縁を成就する者なることを。

住持・知事・頭首・雲衲、阿誰か此の三種の心を忘却する者ならんや。

豈に嘉禎三年王春、記して後來學道之君子に示すとしか云う。

觀音導利院住持、伝法沙門道元記す。

文龜二年三月廿六日、之を書す。

②鈞……重さの単位。宋代の一鈞は四八〇両の重さ。ここでは比較的重い物の喩え。『翻訳名義集』（大正五四・一一〇六頁）によると「十六両為斤。三十斤為鈞」とある。

③四運……春夏秋冬の四季のこと。

④銖……重さの単位。宋代の一銖は一両の二四分の一の重さ。ここでは特に軽い物の喩え。

⑤夾山之典座……『碧巖錄』九九則（『碧巖破関撃節』九〇七頁）に、大原が『涅槃經』を講義したところ、夾山の典座に失笑されたため、後で理由を尋ね、典座の導きによつて大悟した話が見える。夾山は、湖南省澧州石門の東南にある、靈泉禪院のことであるが、この典座の詳細は不明。あるいは夾山善会（八〇八～九〇八）の下で典座であつた人物か。また「大原」は、雪峰義存（八二二～九〇六）の法嗣、大原（太原）孚上座（生没年不詳）のこと。寺院の住持になることがなかつたので上座と呼ばれる。

⑥大瀉禪師……前出。一〇三頁語註③参照。『聯灯会要』卷七に、自分の師である百丈懷海より火を持つて来いと言われた瀉山靈祐が、一本の柴を三度吹いて渡し、百丈に力量を認められた話が見える（『五山版中国典籍叢刊』二上・二七八頁）。
⑦洞山和尚（三斤麻……前出。一〇三頁語註③参照。洞山守初（九一〇～九九〇）が、「仏とはなにか」との問いに、「麻三斤」と答えたことによる。「麻三斤」は袈裟一着分の糸の量である。

⑧百草頭……あらゆる物事、すべての事象の意。

⑨大事因縁……仏道修行をする上での一大眼目。仏がこの世に出現された目的、仏道の真実のこと。

⑩頭首……前出。（中）一〇三頁語註⑪参照。首座・書記・藏主・知客・浴主・庫頭の六つを六頭首という。

⑪雲衲……叢林で修行中の僧侶のこと。雲は雲水を意味する。「行雲流水」の略であり執着のない自由な禪の境地をいう。衲は衲衣のこと（粗末な衣（繕われた着物）で僧侶の着るもののこと）。

⑫阿誰……「阿」は接頭語。だれの意。

⑬嘉禎三年……一二三七年。深草の興聖寺が完成したのが、前年の嘉禎二年（一二三六）秋であり、『典座教訓』は年明け早々に撰述された。

⑭王春……一月のこと。古代中国では、王朝ごとに暦法を異にしていたので、孔子がその天下一統を「春秋」に示すに

あたって、周王朝の暦を用い、これを「春、王の正月」と表現したことによる。「正月」の異名。王春月。王正月とも。

⑮云爾……「しか云う」と訓読し、上に述べた通りである、といった意味。

⑯観音導利院……道元禪師が帰国後最初に建立した寺院。嘉禎二年（一二三六）開堂。極楽寺の旧趾。寺史では万安英種（二五九一～一六五四）を中興とするが、禪師在世当時における場所とは異なる。山号は仏徳山。道元禪師は約一一年間ここで教線を展開した。『永平広録』卷一、一一八上堂（寛元元年（一二四三）四月一五日）によると、「当寺、後、興聖宝林と号す」（春秋社本三・六四頁）と割注（詮慧の筆と目される）に残していることから知られるように、後に「観音導利興聖宝林寺」と改称された。

⑰伝法沙門……仏祖の大法を伝えてきたという自負からの言葉。『普勸坐禅儀』（天福本）や『弁道話』、『正法眼蔵』「伝衣」巻、「嗣書」巻などでも用いられる。

⑱文亀二年……一五〇二年。道元禪師二五〇回大遠忌の年。永平寺一五世光周（二四三四～一五二二頃）によって書写されたものであると目される。光周の没年に関しては不詳であるが、「義雲木像胎内銘」に「永正九壬申年」当山前住二十世光周記之」（『永平寺史料全書』文書編第三卷、大本山永平寺、二〇一九年、一九六頁）とあり、この頃までは存命であったことが確認される。

出典一覧表

	事項名	出典	備考	頁数
1	若無有限之心、自有無窮之福 僧無凡聖、通会十方	a 『禪苑清規』卷八「亀鏡文」	上記事項二つは同一箇所からの出典	一一四頁 一一四頁
2	多虚不如少実	a 『雲門匡真禪師語録』卷上 a 『景德伝灯録』卷一九「雲門文偃章」		一一四頁
3	比丘口如竈	c 『雜宝藏經』第九		一一四頁
4	一切是非莫管・直趣無上菩提	b 『聯灯会要』卷一三「李遵勗章」 b 『嘉泰普灯録』卷二二「李遵勗章」		一一五頁
5	入宝山兮空手而帰	a 『摩訶止観』卷四 b 『大智度論』卷一		一一五頁
6	三分光陰二早過	a 『雪竇明覚大師語録』第二冊「祖英集」卷下 c 『如浄語録』「清凉寺語録」		一一六頁
7	世間尊貴	a 『禪苑清規』卷八「亀鏡文」		一一六頁

「典座教訓」出典对照表（下）

1、若無有限之心、自有無窮之福・僧無凡聖、通会十方

禪苑清規云、二時粥飯、理合精豐。四事供須、無令闕少。世尊二十年遺恩、蓋覆兒孫、白毫光一分功德、受用不尽。然則、但知奉衆、不可憂貧。若無有限之心、自有無窮之福。

（四八五頁右）

禪苑清規云、僧無凡聖、通会十方。

（四八六頁左、四八七頁右）

2、多虛不如少実

雖仏之縁、多虛不如少実、是人之行也。

（四八五頁左、四八六頁右）

3、比丘口如竈

a 二時粥飯、理合精豐。四事供須、無令闕少。世尊二十年遺

蔭、蓋覆兒孫。白毫光一分功德、受用不尽。但知奉衆、不可憂貧。僧無凡聖、通会十方。既曰招提。悉皆有分。豈可妄生分別輕厭。客僧且過寮三朝權住。尽礼供承。僧堂前暫爾求斎。等心供養。俗客尚猶照管。僧家忍不逢迎。若無有限之心、自有無窮之福。（『禪苑清規』卷八「龜鏡文」、二七六～二七七頁）

a 若是初心後学、直須擺動精神、莫空記說。多虛不如少実。

（『雲門匡真禪師広録』卷上、『五山版中国禪籍叢刊』六・一六六頁）

a 若是初心後学、直須著精神、莫空記人說。多虛不如少実。

（『景德伝灯録』卷一九「雲門文偃章」、禪文研本三八三頁）

有比丘口如竈之先言。

(四八六頁右)

c 後王問尊者言、我所施食、不問麤細、皆言充足。此事何謂也。尊者迦梅延即答王言、夫身口者、譬如於竈。梅檀亦燒、糞穢亦燒、身口亦爾。食無麤細、飽足為限。(雜寶藏經)第九、大正四·四八九頁c)

4、一切是非莫管・直趣無上菩提

若有一切是非莫管之志氣、那非直趣無上菩提之道業耶。

(四八七頁右)

b 公、謁石門聰禪師問出家事。聰云、昔崔趙公、參國一禪師問曰、弟子欲出家得否。一云、出家是大丈夫事。非將相之所能為。公於言下大悟。作頌云、學道須是鉄漢、著手心頭便判、直趣無上菩提、一切是非莫管。(聯灯会要)卷一三「李遵勗章」、「五山版中国禪籍叢刊」二上・三七五頁)

b 都尉李遵勗居士、字用和。探索宗要有年。聞慈照所學因緣、頓明大法。述偈曰、參禪須是鉄漢、著手心頭便判、直趣無上菩提、一切是非莫管。照詰而印之。(嘉泰普灯録)卷二「李遵勗章」、「五山版中国禪籍叢刊」一・六四七頁)

5、入宝山兮空手而歸

雖入宝山兮空手而歸、雖到宝海兮空身而還。

(四八八頁右)

a 莫以睡眠因緣失二世樂。徒生徒死無二可獲。如入宝山空手而歸。(摩訶止觀)卷四、大正四六·四五頁b)

6、三分光陰二早過

古人云、三分光陰二早過、靈台一点不揩磨、貪生逐日區々去、喚不回頭爭奈何。

(四八八頁左、四八九頁右)

b 經中說信為手、如人有手、入宝山中、自在能取。若無手、不能有所取。有信人亦如是、入佛法無漏根、力、覺、道、禪定宝山中、自在所取。無信如無手、無手人入宝山中、則不能有所取。無信亦如是、入佛法宝山、都無所得。(『大智度論』卷一、大正二五・六三頁a)

a 三分光陰二早過。靈台一点不揩磨。貪生逐日區々去。喚不回頭爭奈何。(『雪竇明覺大師語錄』第二冊「祖英集」卷下、『禪學典籍叢刊』二・九九頁上)

c 上堂。三分光陰二早過。遲日江山麗。靈台一点不揩磨。春風花草香。貪生逐日區々去。泥融飛燕子。喚不回頭爭奈何。沙暖睡鴛鴦。大衆、清涼夾頰念詩。還有綱宗眼目麼。啞。杜鵑啼不徹。血流山竹裂。(『如淨語錄』「清涼寺語錄」、鏡島元隆『天童如淨禪師の研究』一六二頁)

7、世間尊貴

世間尊貴、物外優閑、清淨無為、衆僧為最。

a 世間尊貴、物外優閑、清淨無為、衆僧為最。(『禪苑清規』卷

付記

『典座教訓』の註釈的研究」の完了に際して、当研究会参加者を中心に、曹洞宗総合研究センター第二一回学術大会の、曹洞宗総合研究センター発足二〇周年記念シンポジウム「食と禅に学ぶ」において、「曹洞宗と食と禅に学ぶ」と題して発表を行った。発表内容は、『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二一回（二〇二〇年刊行予定）に掲載される。なお、発表者及び論題は以下の通りである。

小早川浩大「中国における典座の成立について」

角田隆真「文亀本『典座教訓』について」

新井一光「『典座教訓』の出典註釈研究における成果」

永井賢隆「道元禅師在世当時における食の諸相」

秋津秀彰「道元禅師以降の『典座教訓』の伝播と受容——中世・瑩山禅師より近代・戦前期にかけて——」

澤城邦生「戦後から現代における『典座教訓』の展開——特に宗門外での動向について——」

共同研究「瑩山禪師の総合的研究」

『瑩山清規』の研究（二）——「日中行事」の翻刻——

志部憲一 監修

曹洞宗総合研究センター宗学研究部門 編

共同研究「瑩山禪師の総合的研究」——『瑩山清規』の研究—— 解題

一、本研究の趣旨と目的

共同研究「瑩山禪師の総合的研究」は、当センター志部憲一所長の指導の下、瑩山禪師に関するこれまでの研究成果を踏まえつつ、伝記や著作、思想などの総合的な考察を通じて、瑩山禪師研究の進展を目標に定めている。

平成二九年度までは、瑩山禪師に関係する論文を蒐集し、曹洞宗宗務庁内の刊行物として過去に発表された論文を整理し、論文集とすることで一つの成果とした。平成三〇年度からは、それらの作業を継続しつつ、新たに、「『瑩山清規』の総合的研究」という副題を付し、研究を進めていくこととした。

『瑩山清規』は『永平清規』と並んで、曹洞宗の行持・儀礼を体系的に規定した、宗門における最重要典籍の一つである。一般に清規には、各時代の実情に合わせる形で、内容が徐々に変遷していくという特徴があり、『瑩山清規』もその例に漏れるものではない。そのことから、底本とした本によつては研究の結論が異なる可能性もある。近年、『瑩山清規』の現存最古の写本である禪林寺所蔵本（以下、禪林寺本）の影印が、翻刻とともに公刊された。しかしながら、それ以外の古写本を参照し、研究に利用するのは容易ではないというのが現状である。

そのような特徴と状況を踏まえ、本研究では、知られている限りの『瑩山清規』の諸本を蒐集し、系統別・時代別の定本を作成し、発表していくこととした。そして、これらの古写本を、多くの方が容易に参照・利用できるようにすることで、宗門内外における『瑩山清規』の研究の進展を図ることを現時点での目的としたい。また、瑩山禪師の教えが、各時代においてどのように受容されていたのかを明らかにすることは、令和六年に迫った瑩山禪師七〇〇回大遠忌に向けての報恩行にもなると思われる。

そのために、所蔵者各位のご理解・ご協力を得て、『瑩山清規』の写本・刊本を調査させて頂き、蒐集した史料を翻刻し、随時発表・紹介する予定である。さらに、翻刻が完了した後には、『瑩山清規』の註釈的研究を行うことも検討したい。

二、清規史上における『瑩山清規』の意義と位置づけ

今、瑩山紹瑾禪師（二二六四～二三二五）^{（二六八）}が著した、『瑩山清規』の前後に成立した日中の諸清規を年代順に列举すれば以下のようになる（鏡島元隆「清規史上における『瑩山清規』の意義」以下、「鏡島論文」六六六～六七頁）。

- 一 『禪苑清規』（中国、崇寧二年（一一〇三）、長蘆宗頤）
- 二 『入衆日用』（中国、嘉定二年（一二〇九）、無量宗寿）
- 三 『永平清規』（日本、道元禪師）
- 四 『入衆須知』（中国、景定四年（一二六三）頃、撰者不詳）
- 五 『叢林校定清規総要』（中国、咸淳一〇年（一二七四）、后湖惟勉）
- 六 『禪林備用清規』（中国、至大四年（一二三二）、沢山式咸）
- 七 『幻住庵清規』（中国、延祐四年（一二三二）、中峰明本）
- 八 『慧日山古清規』（日本、文保二年（一一三二）、円爾）
- 九 『瑩山清規』（日本、元亨四年（一一三四）、瑩山紹瑾禪師）
- 一〇 『大鑑清規』（日本、嘉暦二年（一一三二）、清拙正澄）
- 一一 『勅修百丈清規』（中国、至元四年（一二三二）、東陽德輝）

最古の清規は、百丈懷海（七四九～八一四）が制定したと言われているが、現在それが成文化されたものは確認されておらず、僅かに百丈撰とされる『禪門規式』（景德伝灯録 卷六、『禪苑清規』卷一〇所収）が知られている。そのため、現在我々が見ることが出来る最古の清規は、長蘆宗頤（一一〇四頃～一一〇九頃）が制定した『禪苑清規』ということになる。

三 『永平清規』については、道元禪師（一一〇〇～一二五三）の撰述した、『典座教訓』・『弁道法』・『赴粥飯法』・『衆寮箴規』・『対大已夏闍梨法』・『知事清規』の六書を、江戸時代の寛文七年（二六六七）に、永平寺（福井県吉田郡永平寺町）三〇世光紹智

堂（一六〇一―一六七〇）が、『日域曹洞初祖道元禪師清規』として二冊にまとめて刊行したものである。そのため、列挙した中には編集年代は記していないが、これらの六書は、すべて二『入衆日用』と四『入衆須知』の間に著されているため、ここに列次した。

「鏡島論文」では、『瑩山清規』所依の清規として、『禪苑清規』によるもの、『永平清規』によるもの、『慧日山古清規』によるもの、『勅修清規』によるものの四つを挙げている（六六八―六七七頁）。「鏡島論文」は昭和四九年（一九七四）に書かれたもので、従来の研究では、四『勅修清規』によるものに基づく偽撰説が存在したが、これが明確に否定されたことは、昭和六三年の禪林寺本発見の大きな意義であった。

研究史を『曹洞宗関係文献目録』Ⅰ―Ⅲによつてたどると、昭和一五年の榎林皓堂氏の論文など、古くからの研究があるが、平成一九年までの論文数を見ても、四五件しかない。昭和四九年は、瑩山禪師の六五〇回大遠忌正当であったこともあり、この年は論文数が七件と多く、また昭和六三年の禪林寺本の発見で、平成の初めは翻刻や考察が盛んであったが、総じて研究論文数は、その文献の重要度に鑑みると、必ずしも十分な量とは言えないであろう。

三、『瑩山清規』の成立と全体の概要

『瑩山清規』の原型は、瑩山禪師が永光寺（石川県羽咋市）に住持していた、元亨四年頃に成立したと考えられている。この頃の瑩山禪師の行状について、尾崎正善氏は以下のようにまとめている。

瑩山禪師が海野三郎夫婦より永光寺の寺域を寄進されたのは、正和元年（一二三二）であり、翌年の八月に仮の庫裡を建立している。そして、文保元年（一二三七）八月に方丈建立、十月二日に入院の儀式を行い、永光寺最初の結制安居を行った。これにより実質的な永光寺運営が始まったと言える。

さらに元応元年（一二三九）十二月八日、『洞谷山尽未来際置文』を撰述し、永光寺における掟を定めた。元亨二年（一二三二）四月三日に仏殿の建設に取りかかり、八月八日には上棟を行い、六月十八日には勝蓮峰に円通院を建立した。翌三年（一二三三）四月八日に五老峰、そして九月二十八日、伝灯院が完成した。

元亨四年（一二三四）の二月九日には、永光寺法堂の地引を始め、いよいよ伽藍整備も大詰めを迎えた。四月八日、開堂法儀をおこなっている。

これにより、永光寺の整備も完成を迎え、これに合わせて諸行事の次第も整備する必要に迫られたのであろう。これが『瑩山清規』の原形と考えられ、この年号が禪林寺本『瑩山清規』にも散見されるのである。（『中世禅籍叢刊』六・七八一頁）。

これによれば、『瑩山清規』は、永光寺の伽藍が整いつつあった時期に行われていた行持の記録である。そして、尾崎氏も続けて指摘する通り（同前七八一頁、瑩山禅師は、行持の記録を『瑩山清規』だけでなく『洞谷記』にも記しており、特に「年中行持」については、両者を合わせることでほぼ完全な記録を再現することができる。つまり『瑩山清規』は、元々は行持の備忘録であるが、それが後に規則として取り扱われるようになったものである）。

詳細は後述する通り、『瑩山清規』には諸本があり、これらによってその順序は異なるが、いずれも「日中行事」・「月中行持」・「年中行事」・「回向」（書誌によってはその一部により構成されていることがわかる）。

「鏡島論文」では『瑩山清規』の特質として、「日分・月分・年分の三分法による清規の組織的体系が打ち立てられたこと」（六七七頁）、「三時の諷経を取り入れたこと」（六七九頁）、「その中に神祇思想と五行思想が濃厚に示されていること」（六八一頁）、「叢林における儀式のもつ形式的意味に重点がおかれていること」（六八二頁）という四点を挙げている。

一点目に関して言えば、この三分法により行持が示されていることは、まさに従来の清規になかった、『瑩山清規』の特質と言って良いであろう。たしかに、日・月・年の三分法が登場するのは、『瑩山清規』以前で言えば、例えば七『幻住庵清規』にも見ることができる。『幻住庵清規』の「日資」・「月進」・「年規」は、「日資」こそ『瑩山清規』の「日中行事」と同質のものであれ、「月進」は一年間のそれぞれの月に行われる行持が書かれている。しかし、『瑩山清規』の「日中行事」・「月中行事」・「年中行事」は、例えば「月中行事」であれば、一ヶ月の内何が行われるかを具体的に記したものであり、一日から晦日までの一日単位で、毎月行われる行持が記されており、「日中行事」は、一日の行持が時刻単位で記されている。そして「年中行事」は、『幻住庵清規』の「月進」に相当する。このように、中国撰述の清規と『瑩山清規』では三分法（日・月・年）の意味が違うのである。

二点目に關しては、三時諷経の導入は、四時坐禅等の修行を疎かにするものである、という夢窓疎石（一二七五～一三五一）や塩山拔隊（拔隊得勝、一三三七～一三八七）の憂いもあれば（『鏡島論文』六八〇頁）、「この清規は、日中三時の諷経や祈祷回向などが多くとりいれられた結果として、あたかも坐禅、修行がないがしろにされてしまっているかのような評価が、一部に行われて

いるのは、まさにいわれのない誤解である」(鏡島元隆監修、東隆眞訓註解『瑩山禪師清規』二四九～二五〇頁)という主張もある。

三点目については、これは「回向」の部分を中心にして顕著に見られるが、尾崎正善『慧日山東福禪寺行令規法』についても、八『慧日山古清規』との比較において詳述されている(六八～七五頁)。「回向」に関しては、『瑩山清規』諸本間で異同が多い部分であり、また尾崎氏前掲論文でも指摘されているが、各清規間でも内容が大きく異なり、典拠も目下未詳の部分が多いことから、これらに対する思想方面からの研究が今後期待される。

四点目については、「儀式作法の内面的意義というよりも、外面的意義を尊重している」、「法要儀式の形式的既定がますます詳細となり、図解図示の方法が多く示されている」(『鏡島論文』六八二頁)とある。図解図示については、『校定清規』以降に見られるようになった形式であるが、『校定清規』はその冒頭にまとめて図示がされているのに対し、個別に図示されている『瑩山清規』の形式は、『校定清規』よりも『備用清規』に近いものがある。

四、『永平清規』と『瑩山清規』の関係

曹洞宗を代表する清規として、『瑩山清規』の他に、道元禪師が著した『永平清規』がある。その関係性については諸種の捉え方があるが、最も一般的なのは、両者は補完関係にあるということであろう。それについて本稿では、まず「清規」というものの定義について、鏡島元隆氏の考え方を示してみたい。鏡島氏は、近世後期において、黄檗宗の影響を受けて行われた、卍山道白(一二三六～一七一五)らの初期古規復古の規矩を誇っていた大乘寺(石川県金沢市)を、黄檗宗の影響の排除を主張する永平寺五〇世玄透即中(一二九一～一八〇七)が批判して争った、いわゆる「古規事件」の論点を総括して以下のように述べている。

宗義の恒常性に対し、清規の時代的可変性がどこまで許されるかという問題である。清規は宗義の実践と言われるが、宗義は恒常不変であるのに対し、清規は時代とともに絶えず変転していくものである。ただ古清規であるからといってこれを墨守すれば、宗義は時代にとり残されて形骸化することを免れないが、単に時代に迎合して改変していけば宗義は見失われてしまうおそれがある。その辺のかね合いをどうするかということがいつの時代にあっても古くて新しい問題として提起されるのである。(『道元思想のあゆみ』三・一三頁)

この考え方によれば、「清規」は、それぞれの時代の状況に合わせてある程度の改変が認められるが、その根底にある「宗

義」は恒常不変のものである。そしてこれは、行持の改訂の際など、現代的な課題として常に問われ続ける問題であり、この両者のバランスが重要なのである。鏡島氏が例に挙げている古規事件も、それが問題になった一例であり、野乃花香藏（関口道週）氏は、これを評して以下のように述べている。

もともと「時代的適応性における感覚」というのが、月舟時代と玄透時代では、曹洞一宗において、かなり変容をとげてきているのも事実であり、それが曹洞僧団史上にける歴史的事情を指すのであれば、月舟・円山における古規復古はともかくとしても、無学・萬圭・仏山等が、月舟時代の古規復興をそのまま継承し墨守しようとするなら、かえって、大乘寺側の時代適応性がなく、寛政・享和期においては矛盾が生じていたというべきであろう（『玄透即中の思想とその誓願』続篇・五二―五三頁）。

そして鏡島氏の定義に従えば、『永平清規』は、宗義と清規のいずれを説いているのか、という疑問が生まれる。

つまり『瑩山清規』は、元々永光寺内で行われていた行持の備忘録であるが、それが後に規則として取り扱われるようになったものである。やがて、『瑩山清規』が總持寺（現在神奈川県横浜市、当時石川県輪島市）や正法寺（岩手県奥州市、龍泰寺（岐阜県関市）等に伝来すると、瑩山禪師の頃との時代的差異や、寺院所在地域の実情を踏まえて改変が施され、その改訂版『瑩山清規』が、やがて各寺の清規として使用されるようになっていく。後述する、①禪林寺本の内題は、これを意図しているものと考えられる。『正法清規』や『龍泰寺行事次序』（共に『続曹洞宗全書』所収）が具体例として挙げられる。そのため『瑩山清規』は、時代的・地域的可変性を許容しているので、先の鏡島氏の定義に従えば、「清規」に分類される。しかし『永平清規』の場合、例えば中世の文亀二年（一五〇二）に書写された『典座教訓』・『知事清規』は、後に刊行された寛文本と比較しても、九割以上が一致しており、それは同じく中世期に書写された『衆寮箴規』『対大己夏闍梨法』においても大差はない。「清規は宗義の実践」である以上、時として行持を通じて宗義を説いている場合も考えられるのであるが、『永平清規』は、清規ではなく、恒常性を求められる宗義を説いた書であると捉えることも可能であろう。

道元禪師著作の内、例えば『正法眼蔵』の中にも、宗義を説く巻もあれば、「洗浄」・「洗面」・「安居」巻など、清規に分類することもできる巻も存する。そのような事情を鑑みると、『永平清規』は、清規でもあり、宗義を説く書でもある、単純に割って分類することのできない、多面性を持った著作であると言える。道元禪師は、「清規云」として典籍を引用する場合、その典拠のほぼ全てが『禪苑清規』であることから、修行生活の基本は『禪苑清規』に依拠することを求めており、実際に道元

禪師の清規系の著作は、それを補足・解説しているようなものである場合が多い。そして後代において、道元禪師が様々な著作において説く宗義・清規を基本としつつも、それをより時勢に合わせた形で具体的に実践する清規・規則が別途求められるようになり、それが『瑩山清規』であつたとも考えられることから、『永平清規』と『瑩山清規』は補完関係にあると言える。以上から、『瑩山清規』は、道元禪師の説く宗義を実際の修行生活において実現した記録でもあり、実現するための書でもある。そのような点から見ると、中世における『瑩山清規』と、古規事件において問題となつた、叡山が定めた『栴樹林清規』、玄透が定めた『永平小清規』は、それぞれの時代における、基礎的な修行法の基準書としての位置付けで考えると、同列の流れの著作であるとも考えられる。

五、翻刻底本の書誌情報概説

『瑩山清規』の諸本について、尾崎氏の紹介（『中世禪籍叢刊』六・七八二頁）に基づきつつ、現状に合わせて一部改変の上で列挙すると、①から⑨までの資料がある。また、関連資料として⑩⑪の二点が挙げられている。

- ① 禅林寺本『瑩山清規』（永和二年・一三七〇）書写本―年中・日中・月中・回向
- ② 大乘寺蔵永享六年本（永享六年・一四三四）書写本―年中ノミ
- ③ 大乘寺蔵愚休書写本（文明八年・一四七六）書写本―日中・月中・回向ノミ
- ④ 永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年・一五〇二）書写本―日中・月中・回向ノミ
- ⑤ 山上氏旧蔵『瑩山清規』（麟広本）と元来一本―年中ノミ
- ⑥ 永光寺蔵光椿書写本（文亀三年・一五〇三）書写本―日中・月中・回向・年中
- ⑦ 月舟開版『瑩山清規』（延宝五年・一六七七）刊本―日中・月中・回向・年中
- ⑧ 叡山開版『瑩山清規』（延宝八年・一六八〇）刊本―日中・月中・回向・年中
- ⑨ 叡山開版『瑩山清規』（延宝九年・一六八二）刊本―日中・月中・回向・年中（⑧に『坐禪用心記』等を加える）
- ⑩ 『洞谷記』（永享四年・一四三二）書写本

⑪『正法清規』（永正六年・一五〇九 書写本―年中・日中・月中・回向

先に関連資料について見ると、⑩『洞谷記』は、大乘寺に所蔵されるもので、瑩山禪師が記録した永光寺の日記である。先述の通り、『瑩山清規』とは相互補充関係にあることが知られているので、本研究においても、必要に応じて該当箇所を示すようにしたい。また⑪『正法清規』は、正法寺に所蔵されているもので、後述する通り、禪林寺本発見以前は、本書が『瑩山清規』の最も古い内容を残すものと考えられていた。本研究では紙幅の都合により翻刻は行わなかったが、近年『続曹洞宗全書』所収本の翻刻の問題点が指摘されているので、今後機会があれば、調査やより正確な翻刻研究を行うことを目指したい。

その他の異本を示唆する記載として、面山瑞方（二六八三―一七六九）『僧堂清規行法鈔』凡例に、「瑩山祖師行事次第、世二刊行三本アリ。能州洞谷山永光寺行事之次第ト題シテ、開闢瑩山紹瑾記トアル本一冊、六十幅アリ」（『曹洞宗全書』清規三〇頁）とあり、⑦⑨以外に、「能州洞谷山永光寺行事之次第」という題で刊行された一本が存在しているとする。さらに、「現ニ永平寺ノ藏ニ古来ノ写本一冊七十紙アルハ、曹洞宗年中行規并毎月勤行之次第ト題シテ、開闢瑩山紹瑾編集トアリ。先ノ題号ヲ少改セリ」（同前三〇―三二頁）として、永平寺にも『瑩山清規』の写本が存在し、「マタ写本ニ越前慈眼寺ノ清規一冊アリ、コレハ洞谷ノ行事ヲ題スカヘシノミ」（同前三二頁）というものも存在したとされている。

そして本稿では、①から⑨までの諸本について、書誌的な問題を中心に解題を行う。内容の相違や比較については、翻刻研究の終了後に再度論じるか、あるいは注釈的研究を行う際に譲りたい。

①禪林寺本『瑩山清規』（永和二年・一三七六 書写本―年中・日中・月中・回向

所蔵者…禪林寺（福井県福井市）、数量…二冊、丁数…二六丁（天冊）、二六丁（地冊）、装丁…袋綴（総裏打済）、法量…縦24・5cm×横16・5cm、外題…題簽…「禪林開山普済大和尚真筆 天」（天冊）、「禪林開山普済大和尚真筆 地」（地冊）、内題…「州山 寺行事次序」（天冊、地冊一〇丁表）、文字数…行数…每半葉二一行、二〇―二六文字、書写者…普済善救（二三四七―一四〇七、禪林寺開山、總持寺二世）、書写年…永和二年（一三七六）、書写地…浄住寺（石川県金沢市）。

禅林寺本は、昭和六三年三月に、禅林寺が火災に遭った際に灰燼の中より奇跡的に発見され、紹介されるに至ったものである。書写者の普済善救については、佐藤秀孝『普済善救禅師の生涯』に詳しく、その発見の経緯についても「あとがき」に記載されている。

本書の歴史的意義は、既に先学の論考があるので、詳細は本稿所収の参考文献一覧を参照願うとしつつ、本稿においてもそれを踏まえつつ、その概要のみを略述しておきたい。

本書発見以前、最も古形を残している『瑩山清規』の写本は、⑪『正法清規』（永正六年、寿雲良椿（？）一五一六、正法寺九世）写であると考えられていた（山端昭道「瑩山清規」と『正法清規』）。しかし、それ以降の、本稿の番号で示すと、②から⑥までの『瑩山清規』の写本は、全て太容梵清（一三七八―一四三九頃、玉雲寺〈京都府船井郡京丹波町〉開山、總持寺四五世）による改訂を経たものであり、また⑦は、③を底本に出版されたもので、⑧⑨は、梵清に加えて中山の改訂を経ている。そして⑪『正法清規』も、正法寺にて行われていた儀礼が多数追加されており、厳密な古形を有しているとは言い難い。しかし、禅林寺本は、瑩山禅師没後わずか五一年で書写された写本であることから、現存最古の写本であるということに留まらず、その内容も、山端氏が前掲論文で推定した古形が正しいことを証明することになった。例えば、「年中・日中・月中・回向」という排列は、禅林寺本と『正法清規』のみに見られることから、これが『瑩山清規』の元々の排列であることが明らかにになった。そのため、禅林寺本は瑩山禅師の時代の行持に最も近い内容を残していると考えられ、重大な意義を持つこととなったのである。因みに、普済と梵清は交流があったようであり、普済が「同門梵清知蔵、夏末欲帰関西」に際して、求めに応じて「偈三首」を贈っている（『普済和尚語録』卷下、『大正蔵』八二・五一九頁上段）。

なお、本書の書誌情報は、影印・翻刻が収録されている『中世禅籍叢刊』六のものを原則転載したが、装丁及び地冊の内題については筆者の判断で訂正し、写真で判断できるものは補った。内題について補足すると、地冊の冒頭部は、天冊に引き続いて年中行事が記されていることや、装丁については、火災前後で、修補の関係で変化している可能性があるため、日中行事の冒頭に記されているものを内題とした。実際に、地冊では錯簡が生じており、『中世禅籍叢刊』六では写真掲載に際してこれを訂正している。

②大乘寺藏永享六年本（永享六年・一四三四）書写本

所藏者…大乘寺、石川県立美術館寄託保管（共に石川県金沢市）、旧藏者…徳巖養存（？）（一七〇三）↓徳巖法孫某和尚（常陸積善寺住持）↓大乘寺、数量…一冊、丁数…六二丁（冒頭の白紙四丁、跋文後の白紙五丁含む）、装丁…袋綴（総裏打拵）、紙質…楮紙、法量…縦24・9 cm×横15・7 cm、外題…題簽…「洞谷清規 全」（題簽）、「瑩山和尚清規（大□）（祖カ）親筆」（帙題簽）、内題…「能州洞谷山永光禪寺行事次序」、文字数…行数…每半葉一〇行、一九文字、書写者…不明、本文冒頭三丁は徳巖養存が補写、書写年…永享六年（一四三四）、補写年不詳、書写地…共に不詳。

本書以降の『瑩山清規』の写本は、先述の通り、梵清本の流れを汲むものである。梵清は、応永二九年（一四三二）に總持寺に四五世として住持し、応永三〇年一月に『瑩山清規』を書写し、總持寺紀綱寮（維那寮）に納めている。参考に、⑤永光寺蔵光椿書写本末の梵清の識語を挙げておく。

洞谷第一祖瑩山大和尚、為後昆所設也。然当山紀綱寮常住之旧本、字画漫滅、編次不正、愚概念之久矣。 粵応永寅冬十一月、愚蒙同門諸老之尊命、領当山之主盟焉。仍拜瞻此行記、而以備紀綱寮之公用者也。愚喜儼素志矣。雖然、刁刀・東東・手丰・毫毫之謬、只恐家醜外揚、貽誚傍人焉。不勝惶懼戰栗之臻。伏覲、後覽君子、穿鑿改正、而為予雪屈矣。勿袖慈愍之手幸甚。 肯応永三十年歲次癸卯春正月吉日、当山開闢瑩山祖師五世玄孫比丘梵清謹誌。

そして、梵清本系『瑩山清規』の最古写本が本書であり、永享六年二月に書写されたものであるが、書写者は不明である。梵清は、永享六年四月に『丹霞子淳禪師語録』を書写しているため、本書は梵清の生前に書写された写本である。そのことから、梵清が改定した時点の内容を忠実に残した写本であると考えられる。

本書が大乗寺に至った縁由については、大乘寺三七世慈麟玄趾（一六九〇（一七六四））の跋文に詳しい。概要は「旧藏者」項に記載した通りであるが、徳巖が冒頭三丁の欠損部分を補写したこと、その法孫が本書を大乘寺に寄進したこと、慈麟が帙を作成して納めたことが記されている。ただし、徳巖以前の伝来は一切不明である。

本書は、既に『曹洞宗全書』宗源下の「補遺」として翻刻がなされており、本稿においても適宜参照しながら進めた。

③ 大乘寺藏愚休書写本（文明八年・一四七六）書写本―日中・月中・回向ノミ

所蔵者…大乘寺、石川県立美術館寄託保管、数量…一冊、丁数…四四丁（冒頭の白紙二丁含む）、装丁…袋綴、紙質…楮紙、法量…縦23・9 cm×横18・5 cm、外題…題簽…『瑩山清規』（題簽…箱書）、内題…『能州洞谷山永^{光禪寺}□□行事次序』、文字数・行数…每半葉一〇行、一九文字、書写者…愚休（伝不詳）、書写年…文明八年（一四七六）、書写地…總持寺。

本書は、大乘寺に旧来より所蔵されていたと目される本である。その理由として、尾崎氏が「瑩山清規」の変遷について―徳泉寺藏「延宝五年本」について―において指摘するように、本書が延宝五年刊本の底本となっているためである。そのため大乘寺には、延宝五年以前より所蔵されていたと考えられるのである。

なお、今回の写真撮影によって、月中行持の尾題「能州洞谷山永光寺月行事終」（一六丁裏）の「能州洞谷山永光寺」の上に、「加州相樹林大乘護国禪寺」という付箋が貼られていることが確認された。この付箋の通り読むと、延宝五年刊本の月中行持の尾題と一致する。また、一六丁表の本文にもそれと同様の付箋が貼られているため、本書が延宝五年刊本の底本であることが補強されるのである。延宝五年刊本は、その開版に際して、本書が原稿として書肆の中野小左衛門に預けられ、その際に年中行持に相当する下冊が紛失してしまった可能性もあろう。本書の内容は、延宝五年本とほぼ同一であるが、訓点等の一部相違が見られる。本稿においては、比較の便を図るため、敢えて本書の翻刻を延宝五年本と同頁に掲載したので、具体的な相違点については翻刻を参照されたい。

④ 永光寺藏麟広書写本（明応一〇年・一五〇一）

所蔵者…永光寺、旧蔵者…能州太岳山祥園寺→西明寺（平等心王院、京都府京都市）→（中間未詳）→永光寺、数量…一冊、装丁…袋綴、法量…縦27・1 cm×横20・2 cm、外題…題簽…ナシ、内題…『能州洞谷山永光禪寺行事次序』、丁数…五二丁（末尾の白紙一紙含む）、文字数・行数…每半葉一〇行、一七―二三文字、書写者…巨岳麟広（伝不詳）、書写年…明応一〇年（文亀元年、一五〇一）、書写地…祥園寺。

⑤ 山上氏旧蔵『瑩山清規』

所蔵者…現在不詳、旧蔵者…太岳山祥園寺↓西明寺↓（中間未詳）↓山上嘉久氏、数量…一冊、装丁…袋綴、法量…縦27・0 cm×横20・3 cm、外題・題簽…「能州洞谷山永光禪寺行事次序」（外題、内題…外題に同じ、丁数…五九丁、文字数・行数…每半葉一〇行、一七～二二文字。（以下同前）

⑤山上氏旧蔵本の書誌情報については、田島柏堂氏の一連の資料紹介に詳しく、本稿においてはそこから転載した。また、④と⑤は、元来一本として取り扱われるべきものであるため、田島氏の論考は④⑤で共通する部分が多い。

太岳山祥園寺は、能登に所在し、無端祖環（？～一三八七）の開山地の一つであるが、現在は廃寺である。本書も梵清本系の一本であるため、梵清が總持寺で書写した後、無端―瑞巖韶麟（一三四三～？、總持寺二三世、永光寺三〇世）下のいずれかの人物が總持寺にて書写して祥園寺に持ち込み、それを麟広が書写したものであろう。

本研究に際して、⑤山上氏旧蔵本を底本のひとつとすべく、大本山總持寺祖院監院鈴木永一老師のご協力を得て、平成三〇年四月に、門前の山上家に伺って史料調査をさせて頂いた。その結果、田島氏が山上氏所蔵として紹介している、能登總持寺版『碧巖録』や『瑩山帝尊問答』等は確認できたものの、『瑩山清規』については所在が確認できなかった。また、田島氏の住職地の桂芳院（愛知県名古屋市）に、本書の写真が残されているかを問い合わせた所、現住職田島毓堂老師より、所蔵していないとのご回答を頂いた。本書の記載内容は年中行事であるため、翻刻は次年度以降に行う事となる。そのため、今後その搜索を継続し、何らかの発見があり次第、追記を行いたい。

④については、やや写誤が多く、それを書写者とは別の人物が、異本と校正の上、注記を記入している場合が散見される。参照に当たっては、この点を留意されたい。

⑥永光寺蔵光椿書写本（文龜三年・一五〇三）書写本

所蔵者…永光寺（石川県羽咋市）、数量…一冊、装丁…袋綴、法量…縦25・8 cm×横17・8 cm、外題・題簽…ナシ、内題…「能州洞谷山永光禪寺行事次序上」（上冊部分）、「能州洞谷山永光禪寺行事次序下」（下冊部分）、丁数…四五丁（上巻部分）・五五丁（下巻部分、年中行事は五二丁）、文字数・行数…每半葉一〇行、一九文字、書写者…大仲光椿（生没年不詳、永光寺三三七世）、書写年…文

龜三年（一五〇三）、書写地：永光寺カ。

本書は、書写より現在まで永光寺に所蔵され、かつ元来は二冊本であつたと考えられる。その理由として、巻上の冒頭に「本書四十五丁」、巻下の冒頭に「本書五十二丁」とそれぞれ記載されており、かつその墨書が、「日本永祿七年（一五六四）甲子已得二千五百十八年載」（二八丁表）という墨書と同筆であると考えられること、貞享二年（一六八五）二月に加賀藩に提出された『寺社由来』に、「一、洞谷清規 二冊」（加越能寺社由来）上・一六四頁）とあるためである。

書写者の大仲光椿については、下冊末の光椿の識語部分に、永光寺四八五世雪溪安宅（？）一七一六が記したと思われる、以下の墨書が参考になる。

大仲光椿和尚者、洞谷二百三十七世、受業於總持南窓和尚、嗣法於澄江和尚。長享二年^{戊申}歲四月四日入院、三日住也。能州大津人事也。從長享二年、到宝曆七年、二百一十五年也。

これは『永光寺住山記』に基づいた記載で（『加能史料』戦国五・二二五頁）、光椿は永光寺二三七世で、受業師は總持寺一七一世南窓奇薫、嗣法師は永光寺一二九世澄江徳清である。永光寺には長享二年（一四八八）四月四日に入り（『永光寺住山記』では二日四日）、三日住であつた。出身は現在の石川県七尾市大津町である。

本書には訓点が付されている。但し、本文や、先に挙げた「本書四十五丁」等とは墨の濃さが異なり、明らかにこれらよりも後の時代に加筆されたものと考えられる。

⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年・一六七七）刊本

上冊：所蔵者：駒澤大学図書館（東京都世田谷区、請求記号：E162.143）、数量：一冊、装丁：袋綴（総裏打済）、法量：縦27・0 cm ×横18・1 cm、外題：題簽：ナシ、内題：「加州相樹林大乘護國禪寺行事次序」（二丁表）、「瑩山清規卷上」（版心）、丁数：四六丁、文字数：行数：每半葉一〇行、一九文字、開版者：月舟宗胡（一六一八～一六九六、大乘寺二六世）、開版年：延宝五年（一六七七）、版元：寺町通五条橋上ル町中野小左衛門。

下冊：所蔵者：石川県立図書館森田文庫（石川県金沢市、請求記号：Z185.23）、旧蔵者：徳翁寺（石川県七尾市）↓森田平次（号柿

園、一八三―一九〇八、数量…一冊、装丁…袋綴、法量…縦27・3 cm×横18・2 cm、外題・題簽…「加州栴樹林大乘護国禪寺行事次序」(題簽、内題…「加州栴樹林大乘護国禪寺行事次序」(二丁表)、「瑩山清規卷下」(版心、丁数…五九丁。(以下同前))

本資料の存在は田島氏によって示唆され、また中山も⑨の序文で、「方丈老人」が開版した本の存在を述べ、自身の開版本は「重刻」であると記している(本稿末【附載】参照)。しかし、その現物は、『曹洞宗報』五八五号(一九八四年六月)において、徳泉寺(新潟県上越市)所蔵本が曹洞宗文化財調査委員会によって紹介されるまで確認されていなかった。これを受けて、尾崎氏が詳細に論考し、③大乘寺蔵愚休書写本と密接な関係有していることが明らかにされた。また、尾崎氏は駒澤大学図書館に上冊が所蔵されていることも紹介しているが、近年、石川県立図書館に下冊が所蔵されていることが確認された。

本研究における翻刻底本は、当センターに所蔵されている徳泉寺本のマイクロフィルム複写本を用い、駒澤大学図書館本、石川県立図書館本は必要に応じて参照する形とした。但し、巻頭・巻末写真については、石川県立図書館本を収録した。なお、書誌情報については、駒澤大学図書館本、石川県立図書館本の現物を、それぞれ直接調査した上で記載した。そのため、共通部分を除いて、書誌情報は上下冊で個別に立項した。

石川県立図書館森田文庫本の「徳翁寺」については、底本の末にある「徳翁寺什勿」という墨書が、鶴見大学図書館に所蔵される、延宝九年本『瑩山清規』(請求記号:T888.25 上巻末にも同一・同筆の墨書が確認され、さらに鶴見大学図書館本上冊見返しには「天満山徳翁寺常什物 三巻之内」という墨書があることによって、石川県七尾市に所在する徳翁寺であると特定できた。

⑧ 石山開版『瑩山清規』(延宝八年・一六八〇) 刊本―日中・月中・回向・年中

⑨ 石山開版『瑩山清規』(延宝九年・一六八一) 刊本―日中・月中・回向・年中

所蔵者…永光寺、数量…一冊(三冊を合本)、装丁…袋綴、法量…縦35・8 cm×横18・1 cm、外題・題簽…「改正瑩山和尚清規」(題簽)、内題…「瑩山和尚清規卷之上」(上冊部分)、「瑩山和尚清規卷之下」(下冊部分)、「坐禪用心記」(下之三冊部分)、「瑩山清規卷上(下)」・「坐禪記」(版心、丁数…五〇丁(上冊部分、序三丁含む)・五七丁(下冊部分)、一二丁(下之三冊部分、序二丁含む)、文

字数・行数・毎半葉一〇行、二一文字、開版者…卍山道白（一六三六―一七一五、大乘寺二七世）、開版年…延宝八年（一六八〇）または延宝九年、版元…風月莊左衛門（下之二冊末に記載）。

本書が、所謂『瑩山清規』の流布本に位置付けられ、全国各地に所蔵されている他、『曹洞宗全書』宗源下や『大正新脩大藏經』第八二卷、『常済大師全集』所収本等の底本となっている。本稿で永光寺本を底本としたのは、印刷の状態が比較的良好で、⑥光椿書写本との校異が記載されている。永光寺本は、弘化四年（一八四七）に永光寺五〇五世葆巖本光（？―一八五〇）が施入したものであるが、本によつては「風月莊左衛門」の刊記が無いものもある（前掲鶴見大学図書館本等）。また、昭和四九年（一九七四）に大法界閣書店から刊行された複製本は、「風月莊左衛門」の刊記が無く、出雲寺松栢堂の奥付が付されている。これらは江戸末期に刷られた、比較的后印の本と考えられ、後に出雲寺文次郎と改名後、明治期にも刷られているので、永光寺が購入した後頃に、出雲寺松栢堂に版木が移ったのであろう。

卍山は、その開版の経緯について、先にも挙げた「瑩山和尚清規序」において、⑦延宝五年本に文字や順序の誤りが多いことを問題視し、それを修訂して改めて開版し直した、と述べている。その中に見られる、「昔、瑩山没而此書隱。此書隱而叢林廢。今、和尚出而此書顯、此書顯而叢林興」（三丁表）という一節は著名である。

本稿で確認してきたとおり、『瑩山清規』諸写本は、その書名を「能州洞谷山永光禪寺行事次序」等と題し、また延宝五年刊本は「加州梶樹林大乘護国禪寺行事次序」と題していたが、それを「瑩山和尚清規」と改めて名付けて刊行した。これによつて、瑩山禪師の名を世に広く知らしめたのが、本書の功績の一つである。そのためか、『諸嶽開山二祖禪師行録』（元禄四年刊）では、「師、一生垂語・拈提不許編録、清規・坐禪用心記等僅存」（曹洞宗全書）史伝上・二三頁とあり、瑩山禪師のほぼ唯一の著作として取り扱われている。

またこの改名は、寛文七年に光紹が開版した『日域曹洞初祖道元禪師清規（永平清規）』を多分に意識したものであったと思われる。つまり、この改名は、本書が曹洞宗両本山の一角の開山が著した清規であるということ強く打ち出すためのもので、それによつて、永光寺や大乘寺内の規則という性格から、曹洞宗門一般の規則という性格への転換を図ったのである。このことは、本書のもう一つの重大な功績である、当時、一世を風靡した黄檗宗の清規である『黄檗清規』等に対して、曹洞宗の独

自性を見出す古規復古運動において、『永平清規』と共に、その理論的基盤を提供したという功績にも直結する。但し、円山は瑩山禪師没後に撰述された『勅修百丈清規』によって、「仏事次序」に念誦を追加するなど、一部の規則を改めているが、この点は後に大きく批判されることとなり、また『瑩山清規』の親撰・偽撰問題を生むこととなった。

本書については、『瑩山清規』上下冊以外にも、「下之二」として、『坐禪用心記』・『三根坐禪説』が付されている。これらの序跋について見ると、上冊に延宝六年の円山の序、下冊に延宝六年の月舟の跋文と「延宝九年歲在辛酉仲春穀旦」の記載、下之二冊に延宝八年の円山の序文・跋文がある。下之二冊の跋文が二月に著されていることから考えると、延宝九年に、上冊・下冊・下之二冊を合わせた三冊本で刊行されたのが初であると見るべきであろう。そのため本稿では、⑧延宝八年本は存在しなかったものと考えたい。

六、『瑩山清規』関係主要著作・論文目録

※総論的なものを中心に、解題で引用した文献を合わせて列挙した。その他の文献に関しては、当センター刊『曹洞宗関係文献目録』Ⅰ・Ⅲ、『宗学研究紀要』各号所収「曹洞宗関係文献目録」、曹洞禅ネット内「曹洞宗関係文献目録オンライン検索」等を参照されたい。

原文・訓註

『曹洞宗全書』宗源下（曹洞宗全書刊行会、一九三〇年初版、一九七一年再版）

孤峰智璨編『常済大師全集』（代々木書院、一九三七年初版、一九六七年再版）

鏡島元隆・佐藤達玄・小坂機融『訳註禅苑清規』（曹洞宗宗務庁、一九七二年）

鏡島元隆監修、東隆眞訓註解『瑩山禪師清規』（大法界閣、一九七四年）

光地英学・松田文雄・新井勝龍・佐藤達玄編著『瑩山禅』第六・七卷 瑩山清規講解（上）（下）（山喜房佛書林、一九八八年）

『中世禅籍叢刊』六 禅宗清規集（臨川書店、二〇一四年）

Shohei ICHIMURA, *Zen Master Keizan's Monastic Regulations* 瑩山禪師（和尙）清規, translated and edited, Daihonzan

Sojii, Tsurumi, Japan / North American Institute of Zen and Buddhist Studies, U.S.A., 1994

研究論文・関係書籍

田島柏堂「山上氏所蔵写本の『瑩山清規』について」(『印度学仏教学研究』第七卷第一号、一九五八年)

小坂機融「清規変遷の底流(一)・(二)」(『宗学研究』五・六号、一九六三・一九六四年、『日本名僧論集』八道元、吉川弘文館、一九八三年)

再録

山端昭道「瑩山清規」の写本について」(『宗学研究』第一五号、一九七三年)

『加越能寺社由來』上(石川県図書館協会、一九七四年)

鏡島元隆「清規史上における『瑩山清規』の意義」(『瑩山禪師研究』、瑩山禪師奉讃刊行会、一九七四年、『道元禪師とその周辺』、大東出版

社、一九八五年再録、引用前者)

田島柏堂「山上氏蔵『瑩山清規』と愛知学院大学図書館「瑩山示寂祭文」について」(『瑩山禪師研究』所収)

野乃花香蔵(関口道潤)『玄透即中の思想とその誓願』続篇(玄透禪師顕彰会、一九七六年)

山端昭道「瑩山清規」と『正法清規』」(『印度学仏教学研究』第二七卷第二号、一九七九年)

佐藤達玄「瑩山清規考」(『駒澤大学仏教学部研究紀要』第四三号、一九八五年)

佐藤達玄「中国仏教における戒律の研究」(木耳社、一九八七年)

佐藤秀孝「普濟善教禪師の生涯―通幻派拠点の維持に努めた禪匠―」(私家版、一九八九年)

竹内弘道「新出の禅林寺本「瑩山清規」について」(『宗学研究』第三三号、一九九〇年)

尾崎正善「相樹林清規」について―瑩山清規との比較において―」(『宗学研究』第三四号、一九九二年)

小坂機融「清規の変遷」(『道元思想のあゆみ』二 南北朝・室町時代、吉川弘文館、一九九三年)

鏡島元隆「総説」(『道元思想のあゆみ』三 江戸時代、吉川弘文館、一九九三年、『道元禪師とその宗風』、春秋社、一九九四年再録)

小坂機融「清規論の展開」(『道元思想のあゆみ』三 江戸時代)

尾崎正善「瑩山清規」の変遷について―徳泉寺蔵「延宝五年本」について―」(『宗学研究』第三五号、一九九三年)

尾崎正善「『瑩山清規』の変遷について（二）―諸本の系統に関する覚書―」（『宗学研究所紀要』第六号、一九九三年）

尾崎正善「翻刻・禅林寺本『瑩山清規』」（『宗学研究所紀要』第七号、一九九四年）

尾崎正善「『慧日山東福禅寺行令規法』について」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第三六号、一九九九年）

竹内弘道「禅林寺本『瑩山清規』の考察―発見の意義とその後の研究動向について―」（『宗学研究』第四六号、二〇〇四年）

『加能史料』戦国五（石川史書刊行会、二〇〇六年）

『曹洞宗文化財調査目録解題集』七 北信越管区編（曹洞宗事務庁、二〇〇七年）

東隆眞監修、『洞谷記』研究会編『諸本対校瑩山禅師『洞谷記』』（春秋社、二〇一五年）

秋津秀彰「太谷梵清に関する研究の現況と課題」（『印度学仏教学研究』第六六卷第一号、二〇一七年）

尾崎正善「『正法清規』再考（一）―『統曹全』翻刻の問題点と諸本との関係―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第一九回、二〇一八年）

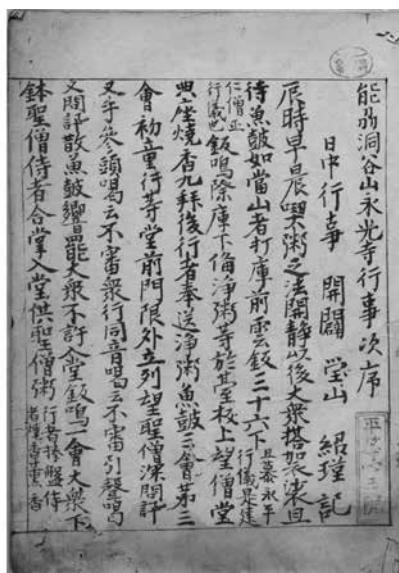
尾崎正善「『正法清規』再考（二）―回向文・偈文の特徴―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二〇回、二〇一九年）

「曹洞宗と食…『典座教訓』を中心として」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二二回所収、「曹洞宗総合研究センター」発足二〇周年記念シンポジウム「食―禅に学ぶ―」、二〇二〇年刊行予定）

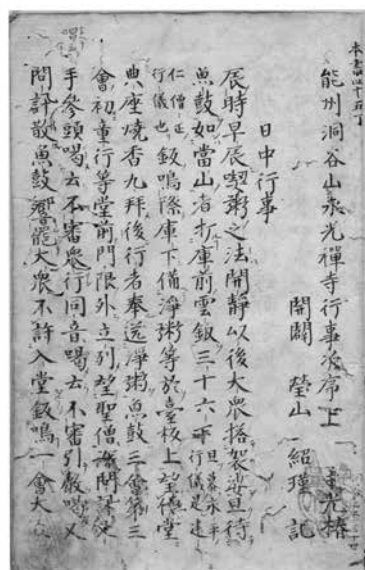
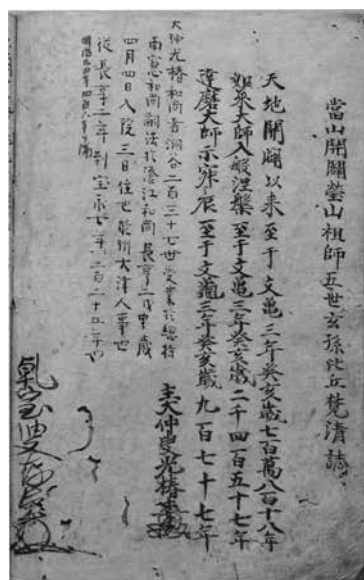
七、『瑩山清規』主要写本・刊本巻頭・巻末写真

※本稿において底本とした諸本の内、②③④⑥⑦⑨の巻頭部分、及び書写・開版年時の記される巻末部分の写真を掲載した。
①については『中世禅籍叢刊』六を、⑤については田島柏堂「山上氏蔵『瑩山清規』と愛知学院大学図書館『瑩山示寂祭文』について」の口絵をそれぞれ参照されたい。

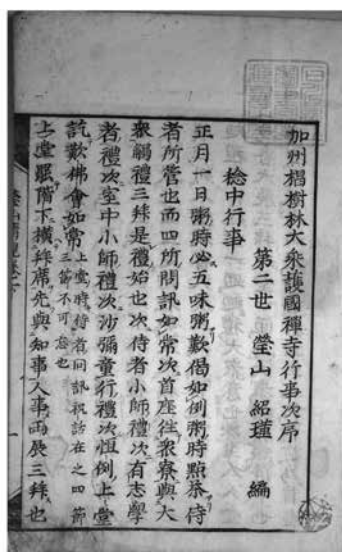
付記 写真掲載に際して、所蔵史料の使用をご許可頂きました、大乗寺東隆眞老師、永光寺屋敷智乗老師、石川県立図書館様には誌して感謝申し上げます。



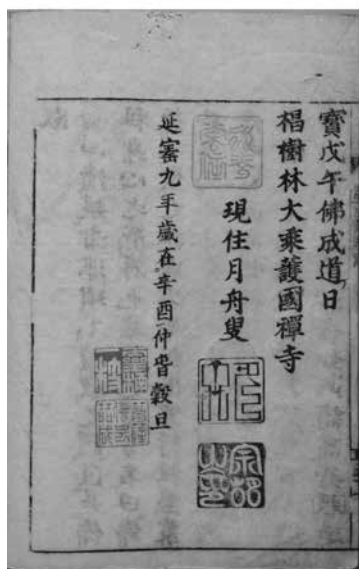
④永光寺藏麟広書写本



⑥永光寺藏光椿書写本



⑦月舟開版『瑩山清規』下冊（石川県立図書館所蔵本）



⑨己山開版『瑩山清規』（永光寺所蔵本）

共同研究「瑩山禅師の総合的研究」——『瑩山清規』の研究—— 凡例

一、本稿は、『瑩山清規』諸本の「日中行持」の全文を翻刻掲載するものである。

一、翻刻に際しては、以下に掲げる底本七本の内、「日中行持」が収録される六本を、三段組みの対照表を二点作成して示した。冒頭の数字は、各本の書写・開版年時順に付したもので、「解題」に付した番号と一致する。

① 禅林寺本『瑩山清規』（永和二年・一三七六）書写本——年中・日中・月中・回向

② 大乘寺蔵永享六年本（永享六年・一四三四）書写本——年中ノミ

③ 大乘寺蔵愚休書写本（文明八年・一四七六）書写本——日中・月中・回向ノミ

④ 永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年・一五〇二）書写本——日中・月中・回向ノミ

⑥ 永光寺蔵光椿書写本（文龜三年・一五〇三）書写本——日中・月中・回向・年中

⑦ 月舟開版『瑩山清規』（延宝五年・一六七七）刊本——日中・月中・回向・年中

⑨ 卍山開版『瑩山清規』（延宝九年・一六八二）刊本——日中・月中・回向・年中

一、底本は、①は『中世禅籍叢刊』六 禅宗清規集（臨川書店、二〇一四年）を参照し、②③は大乘寺（石川県金沢市）所蔵本（石川県立美術館寄託保管）、④⑥⑨は永光寺（石川県羽咋市）所蔵本を、所蔵者の許可を得て撮影した写真を、⑦は当センターが所蔵する、徳泉寺（新潟県上越市）所蔵本のマイクロフィルム複写本をそれぞれ用いた。

一、対照表は、①④⑤の表を先に、③⑦⑨の表を後に掲載した。この排列の理由は、③と⑦の比較の便を図るためである。

一、『瑩山清規』に関する概説や、底本の書誌情報、対照表の排列の理由等の詳細については、「解題」にまとめて記したので、合わせ参照されたい。

一、本文は比較対照の便宜上、内容を考慮した上で段分けしたが、原典のものとは異なる場合がある。

一、丁数は各段の末に「（一〇ウ）」と表記し、二冊以上の場合には「（■冊一〇ウ）」と表記した。なお、①禅林寺本は、地冊に錯簡が見られるが、底本はそれを訂正した上で掲載しているため、本稿においては修正後の丁数を記載した。

一、原典の改行位置には「」を入れ、丁数変更を伴う改行位置には『」を入れて示した。

一、句読点は全て、写本毎に訓点等に応じて、本研究会における検討の上で付したものである。

一、旧字・異体字は、原則として全て新字に改めた。

一、原典の訓点・ルビ・繰り返し符号（「く」等）は原典に従って表記したが、連続符・音合符・訓合符は省略し、「シテ」「コト」等の合字は開いて示した。

一、割注は「へ」に入れて示し、割注内の折返しは「／」で示した。

一、文字が判読不能の場合は□で示し、欠字が他本で補える場合は□とし、推定して補った場合は□と表記した。

一、原典が明らかに誤字で、正しい字が分かる場合は●とし、衍字等の訂正出来ない場合は●と表記した。

一、注記や文字の修正等がある場合は、該当字の右に「※」を付し、事項を各段の丁数の後に「※」を付して記した。

付記 本研究に際して、所蔵史料の使用をご許可頂きました、大乘寺東隆眞老師、永光寺屋敷智乗老師、調査にご協力頂きました、大本山總持寺祖院監院鈴木永一老師、桂芳院田島毓堂老師、石川県立美術館村瀬博春様、当センター講師尾崎正善老師、山上家様に誌して感謝申し上げます（所属・肩書は二〇二〇年当時）。

本研究会参加者

講師……………志部憲一（当センター所長・宗字研究部門主任研究員）

専任研究員……………小早川浩大（宗字研究部門副主任研究員）、石原成明

研究員……………澤城邦生、角田隆真、秋津秀彰、新井一光、永井賢隆

※講師・専任研究員の指導の下、翻刻は研究員五人が行い、「解題」は一・四・五・六を秋津が、二・三を角田がそれぞれ分担執筆し、参加者全員で検討した。

①禪林寺本『瑩山清規』（永和二年書写）	州 山 寺行事次序 洞谷開山 瑩山 紹瑾 記 日中行事 辰時。早晨喫粥之法、開靜以後、大衆搭袈裟、且待魚一鼓。如当山者、打庫前雲板三十六（且慕永平行儀、／是建仁僧正行儀）。飯鳴際、庫下備淨粥等於台板上、望僧堂、典座焼香九拜後、行一者奉送淨粥。魚鼓三会。第三会初、童行等、堂前門限外立列、望聖僧深問訊又手。參頭喝云、不審。衆行同音一喝云、不審（引声／喝）。又問訊散。魚鼓響罷、大衆不許入堂。飯一鳴一会、大衆下鉢。聖僧侍者、合掌入堂、供聖僧粥（行者捧／盤、侍者焼香／薰香）。供了、行者、經聖僧龕後、到南頬板頭。聖僧侍者、再問訊合掌、寄槌刃去複楸子、而問訊合掌、当面問訊出堂、就侍者下位。厨
④永光寺藏麟広書写本（明応一〇年書写）	能州洞谷山永光寺行事次序 日中行事 開闢 瑩山 紹瑾 記 辰時。早晨喫粥之法、開靜以後、大衆搭袈裟、且待魚鼓。如当山者、打庫前雲板三十六下（且慕永平行儀、是建仁僧正／行儀也）。飯鳴際、庫下備淨粥等於台板上、望僧堂、典座焼香九拜後、行者奉送淨粥。魚鼓三会。第三会初、童行等、堂前門限外立列、望聖僧深問訊又手。參頭喝云、不審。衆行同音喝云、不審。引声喝。又問訊散。魚鼓響罷、大衆不許入堂。飯鳴一会、大衆下鉢。聖僧侍者、合掌入堂、供聖僧粥（行者捧盤、侍者焼香薰香）。供了、行者、經聖僧龕後、到南頬板頭。聖僧侍者、再問訊合掌、寄槌刃去複楸子、而問訊合掌、当面問訊出堂、就侍者下位。厨前雲
⑥永光寺藏光椿書写本（文龜三年書写）	能州洞谷山永光寺行事次序上 主光椿開谷二百廿世 記 日中行事 開闢 瑩山 紹瑾 記 辰時。早晨喫粥之法、開靜以後、大衆搭袈裟、且待魚鼓。如当山者、打庫前雲板三十六下（且慕永平行儀）。是建仁僧正／行儀也。飯鳴際、庫下備淨粥等於台板上、望僧堂、典座焼香九拜後、行者奉送淨粥。魚鼓三会。第三会初、童行等、堂前門限外立列、望聖僧深問訊又手。參頭喝云、不審。衆行同音喝云、不審。引声喝。又問訊散。魚鼓響罷、大衆不許入堂。飯一鳴一会、大衆下鉢。聖僧侍者、合掌入堂、供聖僧粥（行者捧盤、侍者焼香薰香）。供了、行者、經聖

前雲鼓、三會。第三會、堂前小鍾子」
鳴、住持入堂。大衆下床問訊接揖。主人不赴堂時、大衆不」下床。侍者入主人棹。維那入堂、白槌如常。聞展鉢槌、喝食」童行入堂。聖僧主人、首座前問訊罷、經聖僧後、到南類」板頭問訊、待首座施食呪願了、喝食如常。遍槌後、童行」入堂、當面問訊又手、兩三人同音誦僧堂記等（或諸祖／法語等）。讀」了、問訊出堂。粥了、下堂槌後、維那引後唄、処世界梵（是永平儀、／僧正旧儀也）。後唄後、鳴放參鐘三下、主人出、淨人等問訊。侍者隨從出。」知事者、待首座等出、問訊散。首座出堂時、淨人同問訊。」如上堂牌掛者、不放參。如施主齋時所請陸堂者、放參。」如粥次大殿及諸堂諷經者、三下鐘次打鐘。一会三會、隨時。」如遇祝聖諷經者、雖不打三下鐘、必打鐘三會、就大殿諷經。」粥罷、大衆隨意諸堂燒香。

（地冊五一〇オ―一一オ）

鼓、三會。第三會、堂」前小鍾子鳴、住持入堂。大衆下牀問訊接揖。主人不赴堂」時、大衆不下牀。侍者入主人卓。維那入堂、白槌如常。」聞展鉢槌、喝食童行入堂。聖僧主人、首座前」問訊罷、經聖僧後、到南類板頭問訊、待首座施」食呪願了、喝食如常。遍槌後、童行入堂、當面問訊」又手、兩三人同音誦僧堂記等（或法語／祖訓等）。讀了、問訊出」堂。粥了、下堂槌後、維那引後唄、処世界梵（是永平／儀也、）僧正旧／儀云々。後唄後、鳴下堂鐘三下、主人出、淨人等問訊。侍者隨出。知事行者、待首座等出、問訊散。首座出」堂時、淨人同問訊。如上堂牌掛者、不放參。如施主」齋時所請陸堂者、放參。如粥次大殿及諸堂諷經」者、三下鐘必鐘。一会三會、隨時。如遇祝聖諷經者、雖」不打鐘、必打鐘三會、就大殿諷經。粥罷、大衆隨意」諸堂燒香。」

（二オ―二オ）

僧ノ龕ノ後、到」南類ノ板頭。聖僧侍者、再」問訊合掌シテ、寄」槌邊、去」テ複楸子ヲ、而問訊合掌シテ、當面」問訊シテ出堂。就侍者ノ下位。厨前雲鼓、三會、第三會、堂前」小鍾子ヲ鳴シテ、住持入堂。大衆下牀問訊接」揖主人。不」赴レ堂時、大衆不」下レ牀。侍者ハ主人棹。維那ハ入堂シテ、白」槌シテ如常。聞展鉢ノ槌、喝食童行入堂。聖僧主人、首座」前」問訊罷、經」聖僧ノ後」到」南類ノ板頭」問訊シテ、待」首座ノ施」食呪願了、喝食如常。遍槌後、童行入堂シテ、當面」問訊」又手シテ、兩三人同音」誦」僧堂記等」或、諸祖ノ法語等ナリ。讀了、問訊」出堂。粥了、下堂ノ槌ノ後、維那引」後唄、処世界梵（是永／平儀、）僧正旧／儀也。後唄後、鳴」放參ノ鐘ヲ三下、主人出。淨人等問」訊。侍者隨出。知事行者、待」首座等ノ出、問訊シテ散。首座」出堂時、淨人同

① 禪林寺本『瑩山清規』	已時。 早晨坐禪。 粥罷有少頃、維那
④ 永光寺藏麟広書写本	已時。 早晨坐禪。 粥罷有少頃、維那掛 ※能州洞谷山永光寺行事次序…一オ上欄外ニ朱印「印文不詳」アリ、「行事次序」ノ下ニ朱印「平等心王院」アリ。 ※必…右、「ヒ」(抹消符)、上欄外ニ「打」アリ。
⑥ 永光寺藏光椿書写本	已ノ時。 早晨坐禪。 粥罷有少頃、 訊ス。如^ハ上堂^マ牌掛^ル者ハ、不^レ放參^セ。如^ニ施^ニ主斎時所^レ請^ニ陸堂^マ者ハ、放參ス。如^レ粥^ノ次^ニ大殿及^ニ諸堂^マ諷^ニ經^上スルカ者ハ、三下^マノ鐘^ヲ次^ニ打^レト鐘^ヲ一会三会、随^レ時^ニ。如^レ遇^ニ祝聖諷^ニ經^ニ者、雖^レ不^レ打^ニ三下鐘^ヲ、必^ス打^レト鐘^ヲ三会。就^ニ大殿^ニ諷^ニ經^ヲ。粥^ヲ罷^テ、大衆随意諸堂^ヲ焼香^{セヨ}。」(一オ―二オ) ※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。 ※喝^{シテ}(二箇所)…右上ニ〇ヲ付シ、上欄外ニ「唱^トヘテ云ク」イニトアリ。 ※ス…「ル」ノ上ニ記シテ訂正ス。 ※ニ…「ス」ノ上ニ記シテ訂正ス。 ※ノ…「ヲ」ノ上ニ記シテ訂正ス。 ※ク…「テ」ノ上ニ記シテ訂正ス。 ※ノ…「ヲ」ノ上ニ記シテ訂正ス。 ※ノ…「ニ」ノ上ニ記シテ訂正ス。

掛坐禪牌於堂」前。已始、堂司供司童行等、先報首座、寮前打板長打三」下（大悲呪三遍／諷誦程間也）。三下間、大衆皆入堂、面壁打坐。三下後、又稟」首座、而打首座寮前板三下、首座入堂燒香、巡堂一匝、檢」点諸衆入堂也。打庫前板者、寮前長打板三下後也。東」廊山門西廊諸寮前板者、衆寮前板鳴之前也。方丈前」板者、首座寮前板鳴之後也。坐禪中、香長短及始終者、」聖僧侍者之所管也。凡坐禪者、首座之管領也。已香欲」了時、聖僧侍者、問訊首座。是稟放禪也。即庫前雲板」三下鳴、是称火板。是坐禪罷也。主人首座大衆、同時合」掌、着襪下床、而待斎時也。火板鳴、從庫下諸寮前、邊寺」振火鈴也。」（地冊一〇ウ）

坐禪牌於」堂前。已始、堂司供司童行等、先報首座、寮前打板」長打三下（二打間、大悲呪三反／諷誦裡也。如此三下）。三下間、大衆皆入堂、面壁打坐。三下後、又稟首座而打首座寮前板三下、首座」入堂燒香、巡堂一匝、檢点諸衆入堂也。打庫前板者、」寮前長打板三下後也。東廊山門西廊諸寮前板」者、衆寮前板鳴之前。方丈前板者、首座寮前板」之後也。坐禪中、香長短及始終者、聖僧侍者之所管」也。凡坐禪者、首座管領也。已香欲了時、聖僧侍者、問訊首座。是稟放禪也。即庫前雲板三下、聖僧」侍者鳴之、是称火板。是坐禪罷也。主人首座大衆、同」時合掌、著襪下床、而待斎時也。火板鳴、從庫下諸」寮前、邊寺振火鈴也」

（二〇ウ）

維那掛「坐禪」牌於堂」前。已始、堂司供司童行等、先報首座、寮前打板長打三」下（一打間、大悲呪三遍／諷誦程也。始此三下）。三下間、大衆皆入堂」面壁打坐。三下後、又稟首座而打首座寮前板三下、首座」入堂燒香、巡堂一匝、檢点諸衆入堂也。打庫前板者、」寮前長打板三下後也。東廊山門西廊諸寮前板者、衆寮前板鳴之前也。方丈前板者、」首座寮前板鳴之後也。坐禪中、香長短及始終者、聖僧侍者之所管也。凡坐禪者、首座之管領也。已香欲了時、聖僧侍者、問訊首座。是稟放禪也。即庫前」雲板三下鳴、是称火板。是坐禪罷也。主人首座大衆、同時合掌、著襪下床、而待斎時也。火板鳴、從庫下諸寮前、邊寺振火鈴也」

（二〇一三オ）

① 禪林寺本『瑩山清規』	午時。齋時也。火飯鳴後、火鈴遶寺之後、庫前鼓三下、報「齋時也。次鳴大鐘十八聲、是称齋鐘。此際就大殿、誦尊勝」陀羅尼七遍、是日月中。諷誦了後、大衆入堂。庫前板長打「三十六、庫前台盤并供物、望僧堂、典座燒香九拜。之間、」諸行兩行立列。拜了後、奉送供物於僧堂前。仏聖供物、同「供諸尊也。殿主供仏供。薫香供養、各礼三拜。土地前唯燒」香而已。三十六及魚鼓間、堂内堂外諸衆、集來堂外、兩班「各望聖僧、問訊着座。魚鼓第三会初、首座入堂、問訊」聖僧着座。從前門南頰入也。魚鼓後、雲板長
④ 永光寺藏麟広書写本	午時。齋時也。火鈴^飯鳴後、火鈴遶寺後、庫前鼓三下、「報齋時也。次鳴大鐘十八聲、是称齋鐘。此間就」大殿、誦尊勝陀羅尼^{七反}、是云日中。諷誦了後、大衆「入堂。庫前板長打三十六、庫前台盤并供物、望」僧堂、典座燒香九拜間、諸行兩行立列。拜了後、奉送「供物於僧堂前。仏餉供物、同供諸尊也。殿主供仏供。」物於僧堂前。仏餉供物薫香供養、各礼三拜。土地前「唯燒香而已。三十六及魚鼓間、堂内堂外諸衆、集來堂外、」諸衆兩班各望聖僧、問訊著座。魚鼓第三会初、首座「入堂、問訊聖僧著座。從前門南頰
⑥ 永光寺藏光椿書写本	午ノ時。齋時也^リ。火飯鳴^テ後、火鈴遶寺^{レテ}後、庫前ノ鼓三下、「報^ス齋時^ヲ也。次^ニ鳴^ニ大鐘^ヲ十八聲、是^レ称^ニ齋鐘^ニ。此ノ間就^テ大^ニ殿^ニ、誦^ニ尊勝陀羅尼^ヲ七遍^{セヨ}、是^レ云^フ日中^ト。諷誦了^シ後、大衆^一入堂。庫前ノ版長打三十六、庫前ノ台盤^ニ并^ニ供物^ヲ、望^ニ僧堂^ニ、典座燒香九拜ノ間、諸行兩行立列^ス。拜了^テ後、奉^レ送^ニ供物^ヲ於僧堂前^ニ。仏聖ノ供物、同^ク供^ル諸尊^ニ也。殿主供^ニ仏^ニ供^フ、薫^レ香^ニ供養^ス。各^々礼^{コト}三拜。土地ノ前ハタ、唯燒香而已^{ナリ}。三十六及^ニ魚鼓ノ間、堂内堂外ノ諸衆、集^{シテ}來^ニ堂外^ニ、諸衆兩班^一各^々望 ※始…右、「^{〔抹僧也〕}ヒ」上欄外ニ「如」アリ。 ※庫…右、「^{〔抹僧也〕}ヒ」、上欄外ニ「座」アリ。 ※ル…「ント」ノ上ニ記シテ訂正ス。 ※ント…「ル」ノ上ニ記シテ訂正ス。 ※ト…「ヲ」ヲ抹消シテ訂正ス。

打一會、大衆」下鉢。次庫前雲鼓三會。第三會、堂前小鐘合鳴。報主人」入堂也。堂内堂外大衆、一時下床、接揖主人問訊。主人当面」問訊、向椅問訊、順轉而与首座揖、問訊而着椅。首座、与」大衆揖問訊、各上床收鞋坐定。維那入堂、白槌等如例。」已下、如粥時儀。凡粥罷齋罷、寮中衆歸寮問訊喫茶。」

(地冊一一ウ一二オ)

未時。若方丈前板鳴三會、知有法益、或随意赴參、或一衆」赴參。或衲衣、或掛子、隨人意。随意不審、虚心聽

入也。魚鼓後、雲飯長」打一會、大衆下鉢。次庫前雲鼓三會。第三會、堂前」小鐘合鳴。報主人入堂也。堂内堂外大衆、一時下座、」接揖主人問訊。主人当面問訊、向椅問訊、順轉而」与首座揖、問訊而着椅。首座、与大衆揖問訊、各上」牀收鞋坐定。維那入堂、白槌如例。已下、如粥時儀。凡」粥罷齋罷、寮中衆歸寮、問訊喫茶。」

(三オウウ)

未時。若丈前版鳴三會、知有法益、或随意赴參、」或一衆趣參。或衲衣、或掛裸、随意不審、虚心聽法。」諸經諸

ニテ聖僧ニ、問訊シテ著座ス。魚鼓第三會初メニ、首座入堂シテ、問」訊聖僧著座ス。從レ前門ノ南類一入ル也リ。魚鼓後、雲版長打」一會、大衆下レ鉢ヲ。次ニ庫前ノ雲鼓三會ナリ。第三會ニ、堂前ノ小鐘合セ鳴ス。報ニスル主人ノ入堂也。堂内堂外ノ大衆、一時ニ下レ床ヲ、一接」揖主人問訊。主人当面ニ問訊シテ、向レ椅ニ問訊シテ、順轉シテ而」与レ首座揖シテ、問訊シテ而着椅。首座与レ大衆揖シテ問訊シテ、各」上ル」レ牀ニ收メテ鞋ヲ坐定ス。維那入堂、白槌等如レ例。已下ハ如ニハ粥ノ時」儀凡、粥罷齋罷、寮中衆歸レ寮ニ問訊シテ喫茶。」

(三オウウ)

※ヘテ「ス」ヲ抹消シテ訂正ス。

未ノ時。若、方丈前ノ版鳴コト三會セハ、知レ有」法益、或ハ随意赴レ參ニ。或ハ一衆赴レ參。或ハ衲衣、或ハ掛子、隨

① 禪林寺本『瑩山清規』	④ 永光寺藏麟広書写本	⑥ 永光寺藏光椿書写本
法。諸經諸」録、隨衆望。集時、各問訊、散時、普同問訊。如無急要者、輒勿」起座。不可雜談。』(地冊一二オウ) 申時。晡時。從申香半、至酉香半、諸寮打板三下、袂衣着」轆入堂、面壁打坐。是時出蒲団後、至□□齋罷不收之、是」常儀也。 禪林公用」 (地冊一二ウ)	録、隨衆望。集時、各問訊、散時、普同問訊。』如無急要者、輒勿起座。不可雜談。』 (三ウ、四オ) 申時。晡時。從申香半、至酉香半、諸寮打板三下、袂」衣着襪入堂、面壁打坐。是時出蒲団後、至明日齋」罷收之、是常儀也。』 (四オ) 西時。放參。時至、聖僧侍者、問訊而報首座、々々出堂。或首」座寮前、或衆寮前、打板三下。若堂外諸衆、及打坐諸衆、」着襪、打袈裟出摺單、向牀縁坐。童行上方丈、稟云、掛放」參牌。主人報云、放參。童行問訊、而下	人ノ意。隨意、不審シテ、虚心」聴法ス。諸經諸録、隨」衆ノ望ニ。集時、各ノ問訊シテ、散時、普同問」訊。如レハ無急要者、輒勿レ起座。不レ可ニ雜談ス。』 (三ウ、四オ) ※輒：右、「スミヤカニ」後筆アリ。 申ノ時。晡時。從申ノ香ノ半ハ、至酉ノ香ノ半ニ、諸寮ノ打板三下、袂」衣ニシテ、著レ襪入堂、面壁打坐。是ノ時出蒲団後、至明日ノ齋」罷ニ收之、是レ常ノ儀也。』 (四オ) 西ノ時。放參。時至レハ、聖僧侍者、問訊シテ、而報」首座ニ、首座出」堂。或ハ首座寮ノ前、或ハ衆寮ノ前、打板三下。著」堂外ノ諸衆、及打坐ノ諸衆、著レ襪、打袈裟出レ摺單、向レ牀縁ニ坐スルカ。童行」上方丈ニ、稟云、掛

堂前、掛放參牌、上暖^ニ簾等。首座入堂、燒香巡堂、而同向床緣坐。童行入堂、当面^ニ問訊了、又問訊首座。又手云、和尚放參。首座默許。童行問訊、經過龕後、到当面、深問訊又手、引声喝云、放參。又問訊出堂前、鳴小鐘三下、是云放參。大眾同時下床揖、問訊云、珍重。粥罷、衆寮問訊次云、和尚放參。次大殿諷經在者、打鐘一会、或三会。隨主人意。□^或楞嚴呪^ハ長日^ハ、或大悲呪、消災^ニ呪。夏中、其後歸寮問訊。參後參前、詣諸寮、必搭袈裟。是常儀也。或為請暇參禪白事、方丈及諸寮首座、并首座等寮者、不拘時候、必搭袈裟也。」

(地冊二二ウ一二三才)

下堂前、掛放參牌、上暖簾等。首座入堂、燒香巡堂、巡堂而同向床緣坐。童行入堂、当面問訊了、又問訊首座。又手云、和尚放參。首座默許。童行問訊、經過龕後、到当面、深問訊又手、引声唱云、放參。又問訊出堂前、鳴小鐘三下、是云放參。大眾同時下床揖、問訊云、珍重。粥罷、衆寮問訊次云、和尚放參。次大殿諷經在者、打鐘一会、或三会。隨主人意。或楞嚴呪、長日、或大悲呪、消災呪。夏中、其後歸寮問訊。參後參前、詣諸寮、必搭袈裟。是常儀也。或為請暇參暇參禪白事、方丈及諸寮首座等寮者、不拘時候、必搭袈裟也。」

(四オ一四ウ)

※主人報云、掛放參牌：別筆ニテ行間ニ補筆ス、「牌」ノ下、「イ」アリ。

放參ノ牌^ヲ。主人ニ報シテ云ク、放參ト。童行問訊シテ、而下^ニ堂前^ニ、掛放參ノ牌^ヲ、上^ニ暖簾等^ヲ。首座入堂、燒香巡堂^{シテ}、而同向^ニ牀緣^ニ坐ス。童行入堂、当面^ニ問訊シテ、又問訊^{シテ}首座^ニ、又手^{シテ}云ク、和尚放參ト。首座默許ス。童行問訊シテ、經^ヘ過^テ龕^ス後^マ、到^ニ当面^ニ、深問訊又手^{シテ}、引^レレ声^ヲ唱^テ云ク、放參ト。又問訊シテ、出^ニ堂前^ニ、鳴^ニ小鐘^ニ三下^ニ、是^レ云^ニ放參^ト。大眾同時^ニ下^レ床^ヲ揖^{シテ}、問訊^{シテ}云ク、珍重ト。粥罷、衆寮^ニ問訊^{シテ}次^ニ云ク、和南放參ト。次^ニ大殿^ニ諷經^{シテ}在者^ハ、打鐘一会、或^ハ三会。隨^ニ主人^ノ意^ニ。或^ハ楞嚴^ニ呪^ハ、長日^{ナラハ}、或^ハ大悲呪、消災呪。夏中^ハ、其^ノ後歸寮問訊^{シテ}、參^{シテ}後參前^ハ、詣^ニ諸寮^ニ、必^ス搭^レ袈裟^ヲ。是^レ常^{ナリ}儀也。或^ハ為^ニ請暇參^ニ、暇^ノ參禪白事^ハ、方丈及^ヒ諸寮首座等寮^ハ者、不拘^レ時候^ニ、必^ス搭^レ袈裟^ヲ也。(四オ一ウ)

※著：右、「ヒ」上欄外ニ「若」アリ。

① 禪林寺本『登山清規』	戊時。蟻腰尚見時。衆寮前板、鳴者 「三下」、衆僧搭袈裟、」入堂各著被位、 面壁打坐、如早晨。聞板鳴、寮主打 併、衆僧行履、而待明旦。打鐘行者 「古多者」沙弥主之、淨口手、而到鐘 樓、燒香合掌」鳴曰、三塗八難、息苦 停酸、十方法界、聞声悟道。然後打」 鐘。緩十八声、緊十八声、為一会。又 緩十八声、緊十八声、為二会。初会 間、大衆入堂。二会終、首座入堂、燒 香巡堂。三会」如前。三会終、主人入 堂、燒香巡堂、如早晨。三会終後、庫 前」打鼓三会。先以鼓槌擬鼓唇三下、 □以左□小打、以右槌」大打。緩声三 打、又以左槌小打、以右槌連打、如此
④ 永光寺藏麟広書写本	戊時。蟻腰尚見時。衆寮前版、鳴者三 下、衆僧搭袈」裟。入堂各著被位、面 壁打坐、如早晨。聞版鳴、寮主」打 併、衆僧行履、而待明旦。打鐘行者 「古多者沙」弥主之也、淨口手、」而 到鐘樓、燒香合掌唱之、三塗八難、息 口停酸、十方」世界、聞声悟道。然後 打鐘。緩十八声、緊十八声、為」一 会。又緩十八声、緊十八声、為二会。 初会間、大衆」入堂。二会終、首座入 堂、燒香巡堂。三会如前。三会」終、 主人入堂、燒香巡堂、如早晨。三会終 後、庫前打鼓」三会。先以鼓槌擬鼓唇 三下、後以左槌小打、以右槌大」打、 緩声三打、又以左槌小打、以右槌連
⑥ 永光寺藏光椿書写本	戊ノ時。蟻腰尚見^{ユルナリ}時ナリ。衆寮ノ前、 版、鳴^{ルコト}者ハ三下、衆僧搭^{ツケテ}袈裟[※]、 入堂各^ク著^テ被位^ニ、面壁打坐^ス。如^{シハ} 早晨ノ聞^キ版ノ鳴^ヲ、寮主」打併^{ヒン}シ、衆 僧行履^{シテ}、而待^{ニツツ}明旦ノ打鐘^ヲ。行者 「古多^ヘ者^{クハ}」沙ノ弥主之也、淨^キ口手^{メテ}」 而到^ニ鐘樓^ニ、燒香合掌^{シテ}唱^テ 云ク、三塗八難、息苦停^{ヒン}酸、十方世 界、聞鐘悟道^ト。然^{シテ}後^チ打鐘。緩^{ユル}十 八声、緊^ツ十八声^ヲ為^レ一会、又緩^{ユル} 十八声、緊^ツ十八声^ヲ為^レ二会^ト。初会 ノ間、大衆入堂。二会ノ終^ニ、首座入 堂、燒香巡堂。三会如^{（モウ）}前。三会ノ 終^ニ、主人入堂、燒香巡堂、如^{レシ}早晨 ノ。三会終^テ後、」庫前ノ打^{レト}鼓三会。 ※テ：「ヲ」ヲ抹消シテ訂正ス。 ※当：右ニ「〇」ヲ付シ、上欄外ニ「堂左」 アリ。 ※娑：右、「ヒ」、上欄外ニ「娑」アリ。 （扶世尊）

三打後、」自緩至緊為一会。三会如前、又擬鼓唇三下一打、名為一更、」打板為一点。初更、必三打。次、戌半時計欲過時、先打一更」三点。三遍後、鳴大鐘十八聲、是称定鐘。是時、主人出堂。首」座面壁、疊袈裟、曩被巾、安函櫃上。披被、着用隨意。聖僧」侍者、下聖前等灯籠。大衆随意出堂、或打坐任意。戌終、」一更四点、一更五点打之。

(地冊一三オウ)

打。如此三打後、」自緩至緊為一会。三会如前、又擬鼓唇三下打鼓」一打為一更、打鉦一打為一点。初更、必三打。次戌半」時計欲過時、先打一更三点。三遍後、鳴大鐘十」八聲、是称定鐘。是時、主人出堂。首座面壁、疊」袈裟、裏被巾、安函櫃上。披被、着用隨意。聖僧侍」者、下聖前等灯籠。大衆随意出堂、或打坐任意。」戌終、一更四点、一更五点打之。」(四ウ五ウ)

先ッ以^レ鼓槌ヲ擬^レ鼓唇三下ノ後、以^レ左槌」小打シ、以^レ右槌ヲ大打スルコト。緩声ニ三打、又以^レ左槌ヲ小打シ、以^レ右」槌ヲ連打。如此三打シテ後、自^レ緩至^レ緊為^レ一会ト。三会如^レ前、又擬^二鼓唇一三下シテ一打スルヲ、名^二ケテ為^レ一更ト、打コトヲ版^二為^レ一点ト。初更、一必ス三打。次^二戌半時計^一欲^レ過^二時^一キ、先ッ打一更ノ三点ヲ。三」遍シテ後、鳴^二大鐘一十八聲、是^レヲ称^二定鐘ト。是ノ時、主人出堂。首」座面壁、疊^二袈裟一ヲ裏^レ被巾ニ、安^二函櫃ノ上ニ。披^レ被ヲ、著用スルコト。随意ナリ。聖僧侍者、下^二聖前等^一灯籠。大衆随意ニ出堂、或^ハ打坐」任意ニ。戌ノ終、一更ノ四点、一更ノ五点打^レ之。」(四ウ五ウ)

※姿…右、^(抹裙背)「ヒ」、右ニ「裟」アリ。

※下…「テ」ヲ抹消シテ右ニ「ヲロス」ト傍記ス。

① 禪林寺本『瑩山清規』	亥初、打二更一点如前。二更二点後、振火鈴、呼照顧火燭、遶寺自三門至方丈、還庫下、打二更三点。首座披枕头打眠、大衆一時打眠。留坐無礼。恣勿往非処、須堂裏打眠。即亥半計也。亥半計臥、而寅半起也。打眠儀者、一衆必右脇臥、勿左脇并仰臥覆臥。或両手作外縛、安領下、両脚少曲眠。或右手少曲、安領下、左手直舒、安左脛上。或左脚大拇指、安右内腓上眠。右袖左袖、俱直舒而眠也。 (地冊二三ウ一四オ)
④ 永光寺藏麟広書写本	亥初、打二更一点、三打。二更二点後、振火鈴、呼昭顧火燭、遶寺自三門至方丈、還庫下、打二更三点。首座披枕头打眠、大衆一時打眠。留坐無礼。恣勿往非処、須堂裏打眠。即亥半計也。亥半臥、而寅半起也。打眠儀者、一衆必右脇臥、勿左脇并仰臥覆臥。或両手作外縛、安領下、両脚少曲眠。或右手少曲、安領下、左手直舒、安左膝上。或左脚右拇指、安右内腓上眠。右袖左袖、俱直舒而眠也。 (五ウ一六オ)
⑥ 永光寺藏光椿書写本	亥初、打二更一点如前。二更二点後、振火鈴、呼照顧火燭。遶寺自三門至方丈、還庫下、打二更三点。首座披枕头打眠、大衆一時打眠。留坐無礼。恣勿往非処。須堂裏打眠。即亥半計也。亥半計臥、而寅半起也。打眠儀者、一衆必右脇臥、勿左脇并仰臥覆臥。或両手作外縛、安領下、両脚少曲眠。或右手少曲、安領下、左手直舒、安左膝上。或左脚右拇指、安右内腓上眠。右袖左袖、俱直舒而眠也。 (五ウ一六オ)

子丑者、睡眠時也。或主人、半夜巡堂、檢点衆有無。」
(地冊一四才)

寅時 半、庫前鼓、打四更三点。是時、振火鈴邊寺。諸寮「前打板四更。榜子三点。首座寮前板鳴、大衆一時起且坐、」而首座巡堂過後、各々抽身而趣後架。^(增)爵楊枝、洗面。首座者、「先起置枕头、而鳴之。大衆聞之、一時起打坐。首座先洗面、搭袈裟、焼香巡堂、檢点大衆起不起。四更四点五點間也。大衆」等坐、而待主人巡堂。五更一点鳴者、主人入堂、焼香巡堂、呵噴大衆坐睡。五更三点後、鳴大鐘如黃昏鐘。夜鐘罷、庫前五更四点

子丑者、睡眠時也。或主人半夜巡堂、檢点衆有無。」
(六才)

寅時半、庫前鼓、打四更三点。是時、振火鈴邊寺。諸寮前打板四更。榜子三点。首座寮前版鳴、大衆一時起且坐、而首座〇堂巡過後、各々抽身而趣後架。嚼楊枝、洗面。首座者、先起置枕头、而鳴之。大衆聞之、一時起打坐。首座先洗面、搭袈裟、巡堂、檢点大衆起不起。四更四点五點間也。大衆等坐、而待主人巡堂。五更一点鳴者、主人入堂、焼香巡堂、呵貴大衆坐睡。五更三点後、鳴大鐘如黃昏鐘。後夜鐘罷、庫前五更四点後、庫前

※ルハ：「テ」ヲ抹消シテ訂正ス。
※ニ：下、「ス」アルモ抹消ス。
※ニシテ：右、「スルコト」アルモ抹消ス。
※シテ：「ス」ヲ抹消シテ訂正ス。

子丑者、睡眠時ナリ也。或ハ主人半夜ニ巡堂、檢点ス衆有無。」
(六才)

寅ノ時ノ半ハニ、庫前ノ鼓打ニ四更ノ三点ヲ。是ノ時、振^テ火鈴^ヲ邊寺^ヲ。諸^ノ寮ノ前ノ打^レ版^ハ四更ナリ。榜子ハ三点ナリ。首座寮ノ前ノ版鳴^{サハ}、大衆一^ニ時^ニ起^テ且坐^シ、而首座ノ巡堂過^テ後、各々抽身^{シテ}而赴^ニ後架^一。嚼^レ楊枝^ヲ、洗面。首座ハ者、先^ツ起^テ置^テ枕头^ヲ、而鳴^レ之。大衆聞^テ「レ」之ヲ、一時^ニ起^テ打坐^ス。首座先^ツ洗面^{シテ}、搭^テ袈裟^ヲ、巡堂^{シテ}、檢点^ス大衆起不起^一。四更ノ四點五點ノ間也。大衆等坐^{シテ}、而待^ニ主^一人ノ巡堂^一。五更ノ一点鳴^{レハ}者、主人入堂、

①禪林寺本『瑩山清規』	④永光寺藏麟広書写本	⑥永光寺藏光椿書写本
後、庫前板鳴三会、名小開靜。行者齊起也。」 (地冊一四オ―一四ウ)	版鳴三会、名「小開靜。行者 (齊カ) 起也。」 (六オ―ウ)	焼香巡堂シテ、呵ニ責ス」大衆ノ坐睡ヲ。五更ノ三点ノ後、鳴ニト大鐘ヲ如ニ黄昏ノ鐘。後夜ノ鐘」罷テ、庫前ノ五更ノ四点ノ後、庫前ノ版鳴 コト 三会、名 ナツ 小開靜。行」者齊 モ 起ル也。」 (六オ―ウ)
卯時、將終、五更五点後、鼓板擊動。寺中諸寮板、同擊」動、長打三会也、名大開靜。大衆摺被摺單、着鞆取袈娑、」包被巾安被上、覆被後着鞆了、頂戴袈娑、誦偈合掌曰、」大哉解脫服、無相福田衣、披奉如來教、」廣度諸衆生。三遍誦」後、搭袈娑、向床緣坐、而待粥時。往後架洗面、往東司厠屎。」各待大衆隙、勿競諍。是常儀也。十二時中行履、如弁道法、赴粥」飯、洗面法、洗淨法、并寮中清規、參大已事師等委曲也。悉」可暗之。」 (地冊一四ウ)	卯時、將終、五更五点後庫前版鳴、鼓版一同擊動。」寺中諸寮版、同擊動、長打三会也、名大開靜。大衆」摺被摺單、著鞆取袈娑、包被巾安被上、覆被後」著鞆了、頂戴袈娑、誦偈合掌曰、大哉解脫服、無相」福田衣、披奉如來教、廣度諸衆生*。三遍誦後、搭袈娑、」向床緣坐、待粥時。往後架洗面、往來司厠屎。各待大」衆隙、勿競諍。是常儀也。十二時中行履、如弁道法、赴粥飯、洗面法、洗淨法、并寮中清規、參大已事師」法等委曲也。悉可諳之。」	※点：右下、訓点「ノ」アルモ抹消ス。 卯ノ時、將終リテ、五更ノ五点ノ後、鼓版擊動ス。寺中諸寮ノ版、同ク」擊動シマ長打三会也、名ニ大開靜ト。大衆摺被ヲ摺レテ單ヲ、著襪」取ニ袈娑ヲ、包ニ被巾ヲ安ニ被ノ上ニ、覆レ被ヲ後著襪了テ、頂戴シテ袈娑ヲ」誦レテ偈ヲ、合掌シテ曰ク、大哉解脫服、無相福田衣、披奉如」來教、廣度諸衆生。三遍誦シテ後、搭ニ袈娑ヲ、向ニ牀緣ニ坐シテ」而待ニ粥ノ時ト。各往ニ後架ニ洗面シ、往ニ東司ノ厠屎ス。各待ニ大衆ノ隙ヲ」勿レ競イ諍コト。是常儀也ナリ。十二時中行裏、如ニ弁道法ヲ、

卯ノ時、將終リテ、五更ノ五点ノ後、鼓版擊動ス。寺中諸寮ノ版、同ク」擊動シテ、長打三会也、名ニ大開靜ト。大衆摺被摺單ヲ、著鞆ニ取ニ袈娑ヲ、包ニ被巾ヲ安ニ被ノ上ニ、覆レ被レ後著鞆了テ、頂戴シテ袈娑ヲ」誦シテ偈ヲ、合掌シテ曰ク、大哉解脫服、無相福田衣、披奉如」來教、廣度諸衆生。三遍誦シテ後、搭袈娑ヲ、向ニ牀緣ニ坐シテ」而待ニ粥ノ時一。往ニ後架ニ洗面、往ニ東司ニ厠屎ス。各ク待ニ大衆ノ隙」勿ニ競諍コト。是ノ常ノ儀也ナリ。十二時中ノ行裏、如ニ弁道法、

日中行事終

(六ウゝ七オ)

※生…「衆」ノ下ニ「○」ヲ付シ、右ニ傍記
シテ補ウ。

赴^ハ粥」飯^ニ、洗面ノ法、洗淨ノ法、并^ニ
寮中ノ清規、参大已事師法等ノ」委曲
也^リ。悉^ク可^レ諳^レ之^ヲ。」

日中行事 終

(六ウゝ七オ)

③大乘寺藏愚休書写本（文明八年書写）	龍州洞谷山永（光禪寺カ）行事次序 開闢 瑩山 紹瑾 記 日中行事 辰ノ時。早晨喫粥ノ之法ハ、開靜以後、大衆搭袈裟ヲ、且待ツ魚鼓ニ。如シ當山ノ者、打ツ庫前ノ雲板ヲ三十六下ス（且慕ミ永平ノ行儀ヲ。是ハ建ノ仁僧正ノ行儀ナリ也）。飯鳴ル際、庫（庫下カ）備ニ淨粥等ヲ於ニ台板ノ上ニ、望ミ僧堂ヲ、典座焼香九拜ヲ後ニ、行者奉レ送ニ淨粥ヲ。魚鼓ハ三會ナリ。第三ニ會（ツクアン）初メニ、童行等、堂前ノ門限ノ外ニ立列シテ、望ミ聖僧ニ深ク問訊シテ又ハ手ヲ參頭喝ヘテ云ク不審シ。衆行同音ニ喝ヘテ云ク、不審。引レ聲喝ナリ。又ハ問訊シテ散ス。魚鼓響キ罷テ、大衆不レ許ニ入ス堂（スルコトヲ）、飯鳴コト一會スレハ、大衆下レ鉢ヲ。聖僧侍者、合掌入堂シテ、供ニ聖僧ノ粥ヲ（行者ハ捧レ盤、侍ノ者ハ焼香シテ薰香ス）。供シ了テ、
⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年開版）	加州栴樹林大乘護國禪寺行事次序 第二世 瑩山 紹瑾 編 日中行事 辰ノ時。早晨喫粥ノ之法ハ、開靜以後、大衆搭袈裟ヲ、且待ツ魚鼓ニ。如シ當山ノ者、打ツ庫前ノ雲板ヲ三十六下ス（且慕ミ永平ノ行儀ヲ。是ハ建ノ仁僧正ノ行儀ナリ也）。飯鳴ル際、庫下ニ備ニ淨粥等ヲ於ニ台板ノ上ニ、望ミ僧堂ヲ、典座焼香九拜ヲ後ニ、行者奉レ送ニ淨粥ヲ。魚鼓ハ三會ナリ。第三ニ會（ツクアン）初メニ、童行等、堂前ノ門限ノ外ニ立列シテ、望ミ聖僧ニ深ク問訊シテ又ハ手ヲ參頭喝ヘテ云ク不審シ。衆行同音ニ喝ヘテ云ク、不審。引レ聲喝ナリ。又ハ問訊シテ散ス。魚鼓響キ罷テ、大衆不レ許ニ入ス堂（スルコトヲ）、飯鳴コト一會スレハ、大衆下レ鉢ヲ。聖僧侍者、合掌入堂シテ、供ニ聖僧ノ粥ヲ（行者ハ捧レ盤、侍ノ者ハ焼香シテ薰香ス）。供シ了テ、
⑨比山開版『瑩山清規』（延宝九年開版）	瑩山和尚清規卷之上 行事次第 日中行事第一 辰ノ時。早晨喫粥ノ之法ハ、開靜以後、大衆搭袈裟ヲ、且待ツ魚鼓ニ。如シ當山ノ者、打ツ庫前ノ雲板ヲ三十六下ス（且慕ミ永平ノ行儀ヲ。是ハ建ノ仁僧正ノ行儀ナリ也）。版（鳴ル）際、庫下ニ備ニ淨粥等ヲ於ニ台盤上ニ、望ミ僧堂ヲ、典座焼香九拜ヲ後ニ、行者奉レ送ニ淨粥ヲ。魚鼓ハ三會ナリ。第三ニ會（ツクアン）初メニ、童行等、堂前ノ門限ノ外ニ立列シテ、望ミ聖僧ニ深ク問訊シテ又ハ手ヲ參頭喝ヘテ云ク不審シ。衆行同音ニ喝ヘテ云ク、不審。引レ聲喝ナリ。又ハ問訊シテ散ス。魚鼓響キ罷テ、大衆不レ許ニ入ス堂（スルコトヲ）、版鳴コト一會スレハ、大衆下レ鉢ヲ。聖僧侍者、合掌入堂シテ、供ニ聖僧ノ粥ヲ（行者ハ捧レ盤、侍ノ者ハ焼香シテ薰香ス）。供シ了テ、行者、

行者、經テ聖僧ノ龕ノ後^一、到^ニ南類ノ板頭^一。聖僧侍者、再^ヒ問訊合掌シテ、寄^ニ槌邊^一、去^テ複楸子ヲ、而問訊合掌シテ、当面ニ問^ニ訊出堂シテ、就^ツ侍者ノ下位^一。厨前ノ雲鼓、三^ニ会ナリ。第二^ニ会、堂前ノ小鐘子鳴^レハ、住持入堂ス。大衆下^レ牀ヲ問訊シテ接^シ揖ス。主人不^レサ^ルレ赴^テ堂ニ時キハ、大衆不^レ下^レ牀ヲ。侍者ハ入^ニ主人ノ卓^一。維那ハ入^ニ堂シテ、白^ニ槌如常^一。聞^ニ展鉢ノ槌^一、喝食童行入堂シテ、聖僧主人、首座ノ前^ニニシテ問訊罷^テ、經^テ聖僧ノ後^一、到^ニ南類ノ板頭^一ニ問訊シテ、待^ニ首座ノ施^一食呪願ノ了^ルヲ、喝^ルコト食^レ如常^一。遍^ニ槌ノ後^一、童行入堂シテ、当面ニ問訊^ニ又手シテ、兩三人同^ニ問訊^一。讀^ニ僧堂記等^一（或^ハ諸祖ノ法語等ナリ）。讀^ミ了^テ問訊シテ出^ニ堂^一。粥^レ下^ニ堂^一。後、維那引^ニ後唄^一、処^ニ世界ノ梵^一（是ハ永ノ平ノ儀、僧正ノ旧ノ儀也）。後唄ノ後、鳴^{コト}放參ノ鐘^ニ三下^一スレハ、主人出^ツ。淨人等問^ニ訊^一。侍者ハ隨^ニ出^一。知事行者ハ、待^ニ首座等ノ出^一ルヲ、問訊シテ散

行者、經^テ聖僧ノ龕ノ後^一、到^ニ南類ノ板頭^一。聖僧侍者、再^ヒ問訊合掌シテ、寄^ニ槌邊^一、去^テ複楸子ヲ、而問訊合掌シテ、当面ニ問^ニ訊出堂シテ、就^ツ侍者ノ下位^一。厨前ノ雲鼓、三^ニ会ナリ。第二^ニ会、堂前ノ小鐘子鳴^レハ、住持入堂。大衆下^レ牀ヲ問訊シテ接^シ揖ス。主人不^レサ^ルレ趣^ニ堂ニ時キハ、大衆不^レ下^レ牀ヲ。侍者ハ入^ニ主人ノ卓^一。維那ハ入^ニ堂シテ、白^ニ槌如常^一。聞^ニ展鉢ノ槌^一、喝食童行入堂シテ、聖僧主人、首座ノ前^ニニシテ問訊罷^テ、經^テ聖僧ノ後^一、到^ニ南類ノ板頭^一ニ問訊シテ、待^ニ首座ノ施^一食呪願ノ了^ルヲ、喝^ルコト食^レ如常^一。遍^ニ槌ノ後^一、童行入堂シテ、当面ニ問訊^ニ又手シテ、兩三人同音^ニ讀^一僧堂記等（或^ハ諸祖ノ法語等ナリ）。讀^ミ了^テ問訊シテ出^ニ堂^一。粥^レ下^ニ堂^一。後、維那引^ニ後唄^一、処^ニ世界ノ梵^一（是ハ永ノ平ノ儀、僧正ノ旧ノ儀也）。後唄ノ後、鳴^{コト}放參ノ鐘^ニ三下^一スレハ、主人出^ツ。淨人等問^ニ訊^一。侍者ハ隨^ニ出^一。知事行者ハ、待^ニ首座等ノ出^一ルヲ、問訊シテ散

經^ニ聖僧ノ龕ノ後^一、到^ニ南類ノ版頭^一。聖僧侍者、再^ヒ問訊合掌シテ、倚^ニ槌ノ邊^一、去^テ複楸子ヲ、而問訊合掌シテ、当面ニ問訊出堂、就^ツ侍者下位^一。厨前ノ雲鼓、三^ニ会ナリ。第三^ニ会、堂前ノ小鐘子鳴^レハ、住持入堂。大衆下^レ牀ヲ問訊シテ接^シ揖ス。主人不^レ赴^ニ堂ニ時^一ハ、大衆不^レ下^レ牀ヲ。侍者ハ入^ニ主人ノ卓^一。維那入堂シテ、白^ニ槌如常^一。聞^ニ展^一鉢ノ槌ヲ、喝食童行入堂シテ、聖僧主人、首座ノ前^ニニシテ問訊罷^テ、經^テ聖僧ノ後^一、到^ニ南類ノ版頭^一ニ問訊シテ、待^ニ首座ノ施^一食呪願ノ了^ルヲ、喝^ルコト食^レ如常^一。遍^ニ槌ノ後^一、童行入堂、当面問訊又手シテ、兩三人同音^ニ讀^一僧堂記等（或^ハ諸祖ノ法語等ナリ）。讀^ミ了^テ問訊シテ出^ニ堂^一。粥^レ下^ニ堂^一。後、維那引^ニ後唄^一、処^ニ世界ノ梵^一（是ハ永ノ平ノ儀ニシテ、而^ニ僧正ノ旧儀^一也）。後唄ノ後、鳴^{コト}放參ノ鐘^ニ三下^一、主人出^ツ。淨人等問訊ス。侍者隨^ニ出^一。知事行者ハ、待^ニ首座等ノ出^一ルヲ、問訊シテ散。首座出堂時キ、淨

③大乘寺藏愚休書写本	ル。首座「出堂」時、淨人同ク問訊ス。 如 ^ニ 上堂 ^一 、牌掛 ^カ 者ハ、不 ^ニ 放参 ^一 。如 ^ニ 施 ^一 主斎時 ^ニ 所 ^ニ 請 ^{スル} 陸堂 ^一 者ハ、放参ス。 如 ^ニ 粥次大殿及諸堂 ^一 經 ^{スル} 者ハ、三下ノ鐘ノ次 ^ニ 打 ^{コト} 鐘 ^一 、一會ニ云、随レ時。如 ^ニ 遇 ^キ 祝聖諷 ^一 經 ^{スル} 者ハ、雖 ^レ 不 ^レ 打 ^{コト} 三下ノ鐘 ^一 、必 ^ス 打 ^{コト} 鐘 ^一 三會 ^ニ シテ、就 ^ニ 大殿 ^一 諷經。粥」罷 ^テ 、大衆随意諸堂ノ焼香スヘシ。 (一オ―二オ)	
⑦月舟開版『磬山清規』	座等ノ出 ^ル 、問訊 ^シ 散 ^チ ル。首座「出堂」時、淨人同ク問訊ス。如 ^ニ 上堂 ^一 、牌掛 ^カ 者、不 ^ニ 放参 ^一 。如 ^ニ 施 ^一 主斎時 ^ニ 所 ^ニ 請 ^{スル} 陸堂 ^一 者、放参ス。如 ^ニ 粥次大殿及諸堂 ^一 經 ^{スル} 者、三下ノ鐘ノ次 ^ニ 打 ^{コト} 鐘 ^一 、一會ニ云、随レ時。如 ^ニ 遇 ^キ 祝聖諷 ^一 經 ^{スル} 者、雖 ^レ 不 ^レ 打 ^{コト} 三下ノ鐘 ^一 、必 ^ス 打 ^{コト} 鐘 ^一 三會 ^ニ シテ、就 ^ニ 大殿 ^一 諷經。粥」罷 ^テ 、大衆随意 ^ニ 諸堂 ^一 ノ焼香スヘシ。 (上冊一オ―二オ)	
⑨卍山開版『磬山清規』	人同ク問訊ス。如 ^ニ 上堂 ^一 、牌掛 ^カ 者、不 ^ニ 放参 ^一 。如 ^ニ 施 ^一 主斎時 ^ニ 所 ^ニ 請 ^{スル} 陸堂 ^一 者、放参ス。如 ^ニ 粥次大殿及諸堂 ^一 經 ^{スル} 者、三下ノ鐘ノ次又 ^ニ 打 ^{コト} 鐘 ^一 。一會或 ^ハ 三會、随レ時。如 ^ニ 遇 ^キ 祝聖諷經 ^一 者、雖 ^レ 不 ^レ 打 ^{コト} 三下ノ鐘 ^一 、必 ^ス 打 ^{コト} 鐘 ^一 三會。就 ^ニ 大殿 ^一 諷經。粥」罷 ^テ 、大衆「随意 ^ニ 諸堂 ^一 ノ焼香ス。」 (上冊一オ―二オ)	
巳 ^ミ ノ時 ^キ 。早晨ノ坐禪ハ、粥罷 ^テ 有 ^ニ テ少頃	巳 ^ミ ノ時 ^キ 。早晨ノ坐禪ハ、粥罷 ^テ 有 ^ニ テ少頃	巳 ^ミ ノ時 ^キ 。早晨ノ坐禪ハ、粥罷 ^テ 有 ^シ ハ少頃 ^一 、

、維那掛^{ツク}坐禪ノ牌^ヲ於堂^ニ前^ニ。已^ミ始^{ハシ}メニ、堂司^ス供司^{ツク}童行^{アン}等、先ッ報^ニシテ首座^ニ、寮前^ノ打^{コト}鉢^ヲ長^ヲ打^三下^スへ一打ノ間、大悲呪三遍ノ誦^{ホト}誦^{スル}程也。如^レナルコト此^ノ三下^ヘ。三下ノ間、大衆皆入堂^{シテ}、一面壁打坐^ス。三下ノ後、又^タ裏^{ウラ}座^ニ、而打^{コト}首座寮前ノ版^ニ三下スレハ、首座入堂焼香、巡堂一匝^{シテ}、檢^ニ点^{スル}諸衆ノ入堂^ヲ也。打^{コト}ハ庫前ノ版者^ハ、寮前長打版^ニ三下ノ後也。東廊山門西廊ノ諸寮前ノ版者^ハ、衆寮前ノ版鳴^{ナラ}レ^ス之前^{マヘ}也。方丈前ノ版者^ハ、首座寮前ノ版鳴^{ナラ}レ^ス之後^{ナリ}也。坐禪中、香ノ長短及^ヒ始終^ハ者、聖ノ僧侍者ノ之所管^{ナリ}也。凡^ソ坐禪者、首座ノ之管領也。已^ミノ香^ニ欲^{スル}了^{ント}時^キ、聖僧侍者、問^ニ訊^ス首座^ニ。是^レ裏^{ウラ}放禪^ヲ也。即^チ庫前ノ雲版三下鳴^{ナラ}ス、是^レ称^フ火版^ニ。是^レ坐禪ノ罷也。主人首座大衆、同時^ニ合掌^{シテ}、著^ケ襪^ヲ下^ニ、而待^ニ齋時^ヲ也。火版鳴^テ、從^ニ庫下^ニ諸寮前、遶^{レテ}寺振^ニ火^ニ鈴^ヲ。〔二オ一三オ〕

、維那掛^{ツク}坐禪ノ牌^ヲ於堂^ニ前^ニ。已^ミ始^{ハシ}メニ、堂司^ス供司^{ツク}童行^{アン}等、先ッ報^ニシテ首座^ニ、寮前^ノ打^{コト}鉢^ヲ長^ヲ打^三下^スへ一打ノ間、大悲呪三遍ノ誦^{ホト}誦^{スル}程也。如^レナルコト此^ノ三下^ヘ。三下ノ間、大衆皆入堂^{シテ}、一面壁打坐^ス。三下ノ後、又^タ裏^{ウラ}座^ニ、而打^{コト}首座寮前ノ版^ニ三下スレハ、首座入堂焼香、巡堂一匝^{シテ}、檢^ニ点^{スル}諸衆ノ入堂^ヲ也。打^{コト}ハ庫前ノ版者^ハ、寮前長打版^ニ三下ノ後也。東廊山門西廊ノ諸寮前ノ版者^ハ、衆寮前ノ版鳴^{ナラ}レ^ス之前^{マヘ}也。方丈前ノ版者^ハ、首座寮前ノ版鳴^{ナラ}レ^ス之後^{ナリ}也。坐禪中、香ノ長短及^ヒ始終^ハ者、聖ノ僧侍者ノ之所管^{ナリ}也。凡^ソ坐禪者、首座ノ之管領也。已^ミノ香^ニ欲^{スル}了^{ント}時^キ、聖僧侍者、問^ニ訊^ス首座^ニ。是^レ裏^{ウラ}放禪^ヲ也。即^チ庫前ノ雲版三下鳴^{ナラ}ス、是^レ称^フ火版^ニ。是^レ坐禪ノ罷也。主人首座大衆、同時^ニ合掌^{シテ}、著^ケ襪^ヲ下^ニ、而待^ニ齋時^ヲ也。火版鳴^テ、從^ニ庫下^ニ諸寮前、遶^{レテ}寺振^ニ火^ニ鈴^ヲ。〔二庫一〕

維那掛^{ツク}坐禪ノ牌^ヲ於堂^ニ前^ニ。已^ミ始^{ハシ}メニ、堂司^ス供司^{ツク}童行^{アン}等、先ッ報^ニシテ首座^ニ、寮前^ノ打^{コト}版^ヲ長打^三下^スへ一打ノ間、大悲呪三反誦^{ホト}誦^{スル}程^{ナリ}也。如^レナルコト此^ノ三下^ヘ。三下ノ間、大衆皆入堂、一面壁打坐^ス。三下ノ後、又^タ裏^{ウラ}座^ニ、而打^{コト}首座寮前ノ版^ニ三下スレハ、首座入堂焼香、巡^ニ堂^ニ一匝^{シテ}、檢^ニ点^{スル}諸衆ノ入堂^ヲ也。打^{コト}ハ庫前ノ版者^ハ、寮前長打版^ニ三下ノ後^{ナリ}也。東廊山門西廊諸寮前ノ版者^ハ、衆寮前ノ版鳴^{ナラ}レ^ス之前^{マヘ}也。方丈前ノ版者^ハ、首座前ノ版鳴^{ナラ}レ^ス之後^{ナリ}也。坐禪中、香ノ長短及^ヒ始終^ハ者、聖僧侍者ノ之所管^{ナリ}也。凡^ソ坐禪者、首座ノ之管領^{ナリ}也。已^ミノ香^ニ欲^{スル}了^{ント}時^キ、聖僧侍者、問^ニ訊^ス首座^ニ。是^レ裏^{ウラ}放禪^ヲ也。即^チ庫前ノ雲版三下鳴^{ナラ}ス、是^レ称^フ火版^ニ。是^レ坐禪ノ罷也。主人首座大衆、同時^ニ合掌^{シテ}、著^ケ襪^ヲ下^ニ、而待^ニ齋時^ヲ也。火版鳴^テ、從^ニ庫下^ニ諸寮前、遶^{レテ}寺振^ニ火^ニ鈴^ヲ。〔上冊二オ一ニウ〕

③大乘寺藏愚休書寫本	午ノ時。齋時也。火版鳴^ナ後、火鈴^{ネウ}遶寺ノ後、庫前ノ鼓三下^{シテ}、「報^{スル}齋時^マ也。次鳴^{コト}大鐘^ヲ十八声、是^ラ称^イ齋鐘^ト。此ノ間就^デ大^ニ殿^ニ、誦^{コト}尊勝陀羅尼^ヲ七遍、是^ラ云^ニ日中^ト。諷誦^テ了^チ後、大衆^ス入堂^ス。庫前ノ版長打三十六^{スレハ}、庫前ノ台盤^ニ并^ニ供物^ヲ、望^テ僧^ニ堂^ヲ、典座焼香九^ス拜^ヲ間^ヲ、諸行^{アン}兩行^{カウ}立^マ列^ル。拜^テ了^チ後、奉^レ送^リ供物^ヲ於^テ僧堂前^ニ。仏聖ノ供物、同^ク供^{スル}諸尊^ニ也。殿主供^ニ仏^ニ供^ス。薰^{シテ}香^ニ供^{シテ}養^{シテ}、各礼三^ス拜^ス。土地前^ハ唯^タ焼香^{スル}而^モ已^ミ。三十一^ニ六^ニ及^ヒ魚鼓ノ間、堂内堂外ノ諸衆、集^{シテ}来^ニ堂外^ニ、諸衆兩班^ヲ」各望^テ聖僧^ヲ
⑦月舟開版『磬山清規』 (上冊二ウ一三オ)	午ノ時。齋時^{ナリ}也。火版鳴^テ後、火鈴^{ネウ}遶寺ノ後、庫前ノ鼓三下^{シテ}、「報^{スル}齋時^マ也。次鳴^{コト}大鐘^ヲ十八声、是^ラ称^イ齋鐘^ト。此ノ間就^デ大^ニ殿^ニ、誦^{コト}尊勝陀羅尼^ヲ七遍、是^ラ云^ニ日中^ト。諷誦^テ了^チ後、大衆^ス入堂^ス。庫前ノ版長打三十六^{スレハ}、庫前ノ台盤^ニ并^ニ供物^ヲ、望^テ僧^ニ堂^ヲ、典座焼香九^ス拜^ヲ間^ヲ、諸行^{アン}兩行^{カウ}立^マ列^ル。拜^テ了^チ後、奉^レ送^リ供物^ヲ於^テ僧堂前^ニ。仏聖ノ供物、同^ク供^{スル}諸尊^ニ也。殿主供^ニ仏^ニ供^ス。薰^{シテ}香^ニ供^{シテ}養^{シテ}、各礼三^ス拜^ス。土地前^ハ唯^タ焼香^{スル}而^モ已^ミ。三十一^ニ六^ニ及^ヒ魚鼓ノ間、堂内堂外ノ諸衆、集^{シテ}来^ニ堂外^ニ、諸衆兩班^ヲ」
⑨叵山開版『磬山清規』	午ノ時。齋時^{ナリ}也。火鈴遶寺ノ後、庫前ノ鼓三下、報^{スル}齋時^マ也。次^ニ鳴^{コト}大鐘^ヲ十八声、是^ラ称^イ齋鐘^ト。此ノ間就^テ大^ニ殿^ニ、誦^{コト}尊勝陀羅尼^ヲ七^ニ遍、是^ラ云^ニ日中^ト。諷誦^テ了^チ後、大衆入堂^ス。庫前ノ版長打三十六^{スレハ}、庫前ノ台盤^ニ并^ニ供物^ヲ、望^テ僧^ニ堂^ヲ、典座焼香九^ス拜^ヲ間^ヲ、諸行^{アン}兩行^{カウ}立^マ列^ル。拜^テ了^チ後、奉^レ送^リ供物^ヲ於^テ僧堂前^ニ。仏聖ノ供物、同^ク供^{スル}諸尊^ニ也。殿主供^ニ仏^ニ供^ス。薰^{シテ}香^ニ供^{シテ}養^{シテ}、各礼三^ス拜^ス。土地前^ハ唯^タ焼香^{スル}而^モ已^ミ。三十六版及^ヒ魚鼓ノ間、堂内堂外諸衆、集^{シテ}来^ニ堂外^ニ、諸衆兩班^ヲ各望^テ聖僧^ヲ、問訊

一、問訊シテ著座ス。魚鼓ノ第三会ノ初メ、首座入堂シ、問「訊聖僧」著座ス。從二前門ノ南頬ニ入ル也。魚鼓ノ後、雲版長打「一会スレハ、大衆下ス鉢ヲ。次ニ庫前ノ雲鼓三会スルナリ。第三会ニ、堂前ノ小」鐘合鳴ラス。報ニ主人ノ入堂也。堂内堂外ノ大衆、一時ニ下レ床ヲ、一接二揖シテ主人ノ問訊ス。主人当面ニ問訊シテ、向レ椅ニ問訊シテ、順ニ転シテ而「首座一揖シテ、問訊シテ而著レ椅ニ。首座、与ニ大衆一揖シテ問訊シテ、各ノ上」レ牀ニ収レ轆ヲ「与鞋／同」坐定スレハ、維那人堂、白槌等如シ例。已下ハ如シ粥ノ時ノ儀。凡ソ粥罷斎罷、寮中ノ衆帰寮、問訊シテ喫茶。」（三オウウ）

※拝一ト下ニ「〇」ヲ付シ、上欄外ニ「拜イ」トアリ。

未ノ時。若シハ丈前ノ版鳴ナルコト三会スルカ、知レテ有ニ法益、或ハ随意赴参シ、或ハ一衆赴参。或ハ袈衣、或ハ掛子、随ニ

各望テ聖僧ヲ、問訊シテ著座ス。魚鼓ノ第三会ノ初メ、首座入堂シテ、問「訊聖僧」著座ス。從二前門ノ南頬ニ入ル也。魚鼓ノ後、雲版長打「一会スレハ、大衆下ス鉢ヲ。次ニ庫前ノ雲鼓三会スルナリ。第三会ニ、堂前ノ小」鐘合鳴ラス。報ニ主人ノ入堂也。堂内堂外ノ大衆、一時ニ下レ床ヲ、一接二揖シテ主人ノ問訊ス。主人当面ニ問訊シテ、向レ椅ニ問訊シテ、順ニ転シテ而「首座一揖シテ、問訊シテ而著レ椅ニ。首座、与ニ大衆一揖シテ問訊シテ、各ノ上」レ牀ニ収レ轆ヲ「与鞋／同」坐定スレハ、維那人堂、白槌等如シ例。已下ハ如シ粥ノ時ノ儀。凡ソ粥罷斎罷、寮中ノ衆帰寮、問訊シテ喫茶。」（上冊三オウ四オ）

未ノ時。若シハ丈前ノ版鳴ナルコト三会スルカ、知レテ有ニ法益、或ハ随意趣参シ、或ハ一衆趣参。或ハ袈衣、或ハ掛子、随ニ

著座。魚鼓第三会ノ初、首座入堂、問訊シテ聖僧著座ス。從二前門ノ南頬ニ入ルナリ也。魚鼓ノ後、雲版長打「一会スレハ、大衆下ス鉢ヲ。次ニ庫前ノ雲鼓三会ス。第三会ニ、堂前ノ小鐘合セ鳴ス。」報ニ主人ノ入堂也。堂内堂外大衆、一時ニ下レ床ヲ、接二揖シテ主人ノ問訊ス。主人当面ニ問訊シ、向レ椅ニ問訊シテ、順ニ転シテ而「首座一揖シテ、問訊シテ而著レ椅ニ。首座与ニ大衆一揖シテ問訊シ、各上レ牀ニ収レ轆ヲ「与鞋／同」坐定レハ、維那人堂、白槌等如シ例。已下ハ如シ粥ノ時ノ儀。凡ソ粥罷斎罷、寮中ノ衆帰寮、問訊シテ喫茶。」（上冊二ウ一三ウ）

未ノ時。若シハ方丈前ノ版鳴ナルコト三会スレハ、知レテ有ニ法益、或ハ随意趣参シ、或ハ一衆趣参。或ハ袈衣、或ハ掛子、随ニ

③大乘寺藏愚休書写本

人意、随意^ニ不審^{シテ}、虚心^ニ聴法^ス。諸経諸録、随^ニ衆望^ニ。集時^キ、各問訊^シ、散^ル時^キ、普同問^ニ訊^ス。如^レレハ無^ニ急要^ニ者[、]輒^ニ勿^レ起^レ座^ヲ不^レ可^ニ雜談^ス。」

(三ウ〜四オ)

申^{サル}ノ時。晡時^ホ。從^リ申^ノ香半^一、至^テ西^トノ香^ノ半^ニ、諸寮^ノ打版^三下^{スレハ}、袂^一衣^ニ著^レ袂^ヲ入堂、面壁打坐^ス。是時出^{シテ}蒲団^ヲ後、至^三明日^ノ齋^一罷^ニ収^ム之、是^レ常^ノ儀也^{ナリ}。」

(四オ)

酉^トノ時。放參。時至^{レハ}、聖僧侍者、問訊^{シテ}而報^{スレハ}首座^ニ、首座出^{リヤウ}寮^ス。或^ハ首座寮^ノ前、或^ハ衆寮^ノ前、打版^三下^ス。若^コ下^ハ堂外^ノ諸衆、及^ヒ打坐^{シテ}諸衆著^レ袂、打^シ袈裟^ヲ出^テ摺^ミ單^ヲ、向^ニ牀縁^ニ坐^上スルカ。童行^{ツウエン}上^ニ方丈^ニ、稟^{ウケテ}云^ク、

⑦月舟開版『磬山清規』

人意、随意^ニ不審^{シテ}、虚心^ニ聴法^ス。諸経諸録、随^ニ衆望^ニ。集時^キ、各問訊^シ、散^ル時^キ、普同問^ニ訊^ス。如^レレハ無^ニ急要^ニ者[、]輒^ニ勿^レ起^レ座^ヲ不^レ可^ニ雜談^ス。」

(上冊四オ〜ウ)

申^{サル}ノ時。晡時^ホ。從^リ申^ノ香半^一、至^テ西^トノ香^ノ半^ニ、諸寮^ノ打版^三下^{スレハ}、袂^一衣^ニ著^レ袂^ヲ入堂、面壁打坐^ス。是時出^{シテ}蒲団^ヲ後、至^三明日^ノ齋^一罷^ニ収^ム之、是^レ常^ノ儀也^{ナリ}。」

(上冊四ウ)

酉^トノ時。放參。時至^{レハ}、聖僧侍者、問訊^{シテ}而報^{スレハ}首座^ニ、首座出^{リヤウ}寮^ス。或^ハ首座寮^ノ前、或^ハ衆寮^ノ前、打版^三下^ス。若^コ下^ハ堂外^ノ諸衆、及^ヒ打坐^{シテ}諸衆著^レ袂、打^シ袈裟^ヲ出^テ摺^ミ單^ヲ、向^ニ牀縁^ニ坐^上スルカ。童行^{ツウエン}上^ニ方丈^ニ、稟^{ウケテ}云^ク、

⑨卍山開版『磬山清規』

人意^ニ。随意^ニ不審^{シテ}、虚心^ニ聴法^ス。諸^ニ経諸録、随^ニ衆望^ニ。集時^キ、各問訊^シ、散^ル時^キ、普同問訊^ス。如^レレハ無^ニ急要^ニ者[、]輒^ニ勿^レ起^レ座^ヲ不^レ可^ニ雜談^ス。」

(上冊三ウ)

申^{サル}ノ時。晡時^ホ。從^リ申^ノ香^ノ半^一、至^テ西^トノ香^ノ半^ニ、諸寮打^レ版^ヲ下^{スレハ}、大衆袂^一衣^ニ著^レ袂^ヲ入堂、面壁打坐^ス。是時出^{シテ}蒲団^ヲ後、後至^三明日^ノ齋^一罷^ニ収^ム之、是^レ常^ノ儀也^{ナリ}。」

(上冊三ウ)

酉^トノ時。放參。時^キ至^テ、聖僧侍者、問訊^{シテ}而報^{スレハ}首座^ニ、首座出寮^ス。或^ハ首座寮^ノ前、或^ハ衆寮^ノ前、打版^三下^ス。若^コ下^ハ堂外^ノ諸衆、及^ヒ打坐^{シテ}諸衆、著^レ袂、打^シ袈裟^ヲ出^テ摺^ミ單^ヲ、向^ニ牀縁^ニ坐^上スルカ。童行^{ツウエン}上^ニ方丈^ニ、稟^{ウケテ}シテ

掛^ケツト放參ノ牌^ヲ。主人^ニ報^{シテ}云ク、放參^ト。童行問訊^{シテ}、「而下^ニ堂前^ニ、掛^ケ放參ノ牌^ヲ、上^ニ暖簾等^ヲ。首座入堂、焼香巡^ル」堂^{シマ}、而同^ク向^テ牀縁^ニ坐^ス。童行入堂、当面問訊^{シテ}了^テ、又問^ニ訊^{シテ}「首座^ニ、又手^{シテ}云ク、和尚放參^ト。首座默^{モク}許^ス。童行問訊^{シテ}、經^ニ過^{シテ}」龜^{カメ}後^ヲ、到^ニ当面^ニ、深問訊^{又手^{シテ}}、引^{レテ}声^ヲ喝^{ヘテ}云ク、放參^ト。又問訊^{シテ}出^ニ堂前^ニ、鳴^ニ小鐘^ヲ三下^ス、是云^ニ放參^ト。大衆同時^ニ下^{レテ}牀^ヲ揖^{シテ}、問訊^{シテ}云ク、珍重^ト。粥罷^テ、衆寮^ノ問訊^ノ次^ニ云ク、和南放參^ト。次^ニ大^ニ殿^ニ諷^ニ經^ニ在^{レハ}者、打^{レト}鐘^一会、或^ハ三^ニ会。随^フ主人^ノ意^ニ。或^ハ楞嚴^ノ呪、長日^ハ、或^ハ大悲呪、消災呪。夏中^ハ、其^ノ後^ニ、歸寮問訊^{シテ}。參^ニ後參前[、]詣^ニ諸寮^ニ、必^ニ搭^ニ袈裟^ヲ。是^レ常^ノ儀也。或^ハ為^ニ請^ニ暇參^ニ」暇參禪白事^ヲ、方丈及^ヒ諸寮^ノ首座等^ノ寮^{ナリ}者、不^レ拘^ニ時^ニ候^ニ、必^ニ搭^ニ袈裟^ヲ也。」

(四オウウ)

々、掛^ケツト放參ノ牌^ヲ。主人^ニ報^{シテ}云ク、放參^ト。童行問訊^{シテ}、「而下^ニ堂前^ニ、掛^ケ放參ノ牌^ヲ、上^ニ暖簾等^ヲ。首座入堂、焼香巡^ル」堂^{シマ}、而同^ク向^テ牀縁^ニ坐^ス。童行入堂、当面問訊^{シテ}了^テ、又問^ニ訊^{シテ}「首座^ニ、又手^{シテ}云ク、和尚放參^ト。首座默^{モク}許^ス。童行問訊^{シマ}、經^ニ過^{シテ}」龜^{カメ}後^ヲ、到^ニ当面^ニ、深問訊^{又手^{シテ}}、引^{レテ}声^ヲ喝^{ヘテ}云ク、放參^ト。又問訊^{シテ}出^ニ堂前^ニ、鳴^ニ小鐘^ヲ三下^ス、是云^ニ放參^ト。大衆同時^ニ下^{レテ}牀^ヲ揖^{シテ}、問訊^{シテ}云ク、珍重^ト。粥罷^テ、衆寮^ノ問訊^ノ次^ニ云ク、和南放參^ト。次^ニ大^ニ殿^ニ諷^ニ經^ニ在^{レハ}者、打^{レト}鐘^一会、或^ハ三^ニ会。随^フ主人^ノ意^ニ。或^ハ楞嚴^ノ呪、長日^ハ、或^ハ大悲呪、消災呪。夏中^ハ、其^ノ後^ニ、歸寮問訊^{シテ}。參^ニ後參前[、]詣^ニ諸寮^ニ、必^ニ搭^ニ袈裟^ヲ。是^レ常^ノ儀也。或^ハ為^ニ請^ニ暇參^ニ」暇參禪白事^ヲ、方丈及^ヒ諸寮^ノ首座等^ノ寮^{ナリ}者、不^レ拘^ニ時^ニ候^ニ、必^ニ搭^ニ袈裟^ヲ也。」

(上冊四ウ五オ)

云、掛^{ツト}放參ノ牌^ヲ。主人報^{シテ}云ク、放參^ト。童行問訊^{シテ}、「而下^ニ堂前^ニ、掛^ケ放參ノ牌^ヲ、上^ニ暖簾等^ヲ。首座入堂、焼香巡^ル」堂^{シマ}、而同^ク向^テ牀縁^ニ坐^ス。童行入堂、当面問訊^{シテ}了^テ、又問^ニ訊^{シテ}「首座^ニ、又手^{シテ}云ク、和尚放參^ト。首座默^{モク}許^ス。童行問訊^{シテ}、經^ニ過^{シテ}」龜^{カメ}後^ヲ、到^ニ当面^ニ、深問訊^{又手^{シテ}}、引^{レテ}声^ヲ喝^{ヘテ}云ク、放參^ト。又問訊^{シテ}出^ニ堂前^ニ、鳴^ニ小鐘^ヲ三下^ス、是云^ニ放參^ト。大衆同時^ニ下^{レテ}牀^ヲ揖^{シテ}、問訊^{シテ}云ク、珍重^ト。粥罷^テ、衆寮^ノ問訊^ノ次^ニ云ク、和南放參^ト。次^ニ大^ニ殿^ニ諷^ニ經^ニ、打^{レト}鐘^一会、或^ハ三^ニ会。随^フ主人^ノ意^ニ。或^ハ楞嚴^ノ呪、長日^ハ、或^ハ大悲呪、消災呪。夏中^ハ、其^ノ後^ニ、歸寮問訊^{シテ}。參^ニ後參前[、]詣^ニ諸寮^ニ、必^ニ搭^ニ袈裟^ヲ。是^レ常^ノ儀也。或^ハ為^ニ請^ニ暇參^ニ」暇參禪白事^ヲ、方丈及^ヒ諸寮^ノ首座等^ノ寮^{ナリ}者、不^レ拘^ニ時^ニ候^ニ、必^ニ搭^ニ袈裟^ヲ也。」

(上冊三ウ四ウ)

③大乘寺藏愚休書写本	戌ノ時。蟻^{アリ}腰尚見^ミユル時ナリ。衆寮ノ前ノ版、鳴^{コト}者^ニ下^{スレハ}、衆僧搭袈裟^ヲ。入^ヲ堂^{シテ}、各著^ニ被位^ニ、面壁打坐^ス。如^シ三^ハ早晨聞^{カガ}版ノ鳴^ヲ寮主、打併^{タビシ}衆僧行履^{アンリ}シテ、而待^{マツ}明旦^ニ。打鐘ノ行者^{キョウ}〔古^コハ多ク者沙ノ弥主^{ツカサト}之^レ也〕、淨^ニ口手^ヲ、而到^ニ鐘樓^ニ、焼香合掌^{シテ}唱^テ云ク、三塗八難、息苦停^{サン}酸^ヲ、十方世界、聞鐘悟道^ト。然^ニ後^チ打^ツ鐘^ヲ。緩^{ユル}ク十八声、緊^{キビシ}ク十^ハ八声、為^ニ一^ハ会^ト、又緩^{ユル}ク十八声、緊^{キビシ}ク十八声、為^ニ二^ハ会^ト。初会^ニノ間^{タニ}、大衆入堂^ス。二会^ニノ終^ニ、首座入堂^{シテ}、焼香巡堂^ス。三^ハ会^{シテ}ノ如^シレ前^ノ。三^ハ会^ノ終^ニ、主人入堂^{シテ}、焼香巡堂^{スルコト}、如^シ早辰^ニ。三^ハ会^ノ終^ニ
⑦月舟開版『瑩山清規』	戌ノ時。蟻^{アリ}腰尚見^ミユル時ナリ。衆寮ノ前ノ版、鳴^{コト}者^ニ下^{スレハ}、衆僧搭袈裟^ヲ。入^ヲ堂^{シテ}、各著^ニ被位^ニ、面壁打坐^ス。如^シ三^ハ早晨聞^{カガ}版ノ鳴^ヲ寮主、打併^{タビシ}衆僧行履^{アンリ}シテ、而待^{マツ}明旦^ニ。打鐘ノ行者^{キョウ}〔古^コハ多ク者沙ノ弥主^{ツカサト}之^レ也〕、淨^ニ口手^ヲ、而到^ニ鐘樓^ニ、焼香合掌^{シテ}唱^テ云ク、三塗八難、息苦停^{サン}酸^ヲ、十方世界、聞鐘悟道^ト。然^ニ後^チ打^ツ鐘^ヲ。緩^{ユル}ク十八声、緊^{キビシ}ク十^ハ八声、為^ニ一^ハ会^ト、又緩^{ユル}ク十八声、緊^{キビシ}ク十八声、為^ニ二^ハ会^ト。初会^ニノ間^{タニ}、大衆入堂^ス。二^ハ会^ノ終^ニ、首座入堂^{シテ}、焼香巡堂^ス。三^ハ会^{シテ}ノ如^シレ前^ノ。三^ハ会^ノ終^ニ、主人入堂^{シテ}、焼香巡堂^{スルコト}、如^シ早辰^ニ。三^ハ会^ノ終^ニ後^チ、
⑨叵山開版『瑩山清規』	戌ノ時。蟻^{アリ}腰尚見^ミユル時ナリ。衆寮ノ前ノ版、鳴^{コト}者^ニ下^{スレハ}、衆僧搭袈裟^ヲ。入^ヲ堂^{シテ}、各著^ニ被位^ニ、面壁打坐^ス。如^シ三^ハ早晨。聞^{カガ}版ノ鳴^ヲ、寮主、打^ツ併^{シテ}衆僧ノ行^ヲ履^ヲ、而待^{マツ}明旦^ニ。打鐘行者^{キョウ}〔古^コハ多ク者沙ノ弥司^{ツカサト}之^レ也〕、淨^ニ口手^ヲ、而到^ニ鐘樓^ニ、焼^ク香合掌^{シテ}唱^テ云ク、三塗八難、息苦停酸^ヲ、十方世界、聞鐘悟道^ト。然^ニ後^チ打^ツ鐘^ヲ。緩^{ユル}ク十八声、緊^{キビシ}ク十八声、為^ニ一^ハ会^ト、又緩^{ユル}ク十八声、緊^{キビシ}ク十八声、為^ニ二^ハ会^ト。初会^ニノ間^{タニ}、大衆入堂^ス。二^ハ会^ノ終^ニ、首座入堂^{シテ}、焼^ク香巡堂^ス。第三^ハ会^{シテ}ノ如^シレ前^ノ。三^ハ会^ノ終^ニ、主人入堂^{シテ}、焼香巡堂^{スルコト}、如^シ早^ニ晨^ニ。三^ハ会^ノ終^ニ後^チ、庫前^ニ打^ツ

後、」庫前ニ打^レト鼓^ヲ三^ニ会^ス。先ツ以^ニ鼓^ヲ槌^ニ擬^ス。鼓^ヲ唇^ヲ三^ニ下^{シテ}後、以^ニ左^ニ槌^ヲ小^ニ打^シ、以^ニ右^ニ槌^ヲ大打^ス。緩聲^ニ三打^{シテ}、又以^ニ左^ニ槌^ヲ小^ニ打^シ、以^ニ右^ニ槌^ヲ連打^ス。如此三打^{シテ}後、自緩至^レ緊^ニ爲^ス一^ニ会^ト。三^ニ会^ニ如^{シテ}前、」又擬^ス鼓^ヲ唇^ヲ三^ニ下^{シテ}一打^{スルヲ}、名^ヲ爲^ス一^ニ更^ト、打^{コトヲ}コト^ヲ版^ヲ爲^ス一^ニ点^ト。初更^ノ、必^ス三打^ス。次^ニ、戌半^ノ時^キ許^リ欲^{スルヲ}過^シ過^シ時^キ、先打^ツ二^ニ更^ノ三^ニ点^ヲ。三^ニ遍^ノ後、鳴^ス大鐘^ヲ十八^ニ聲^ト、是^ヲ称^ス定鐘^ト。是^ノ時^キ、主人出堂^ス。首^ハ座^ハ面壁^{シテ}、疊^ニ袈裟^ヲ、裹^テ被^巾ニ、安^シ函櫃^ノ上^ニ、披^レ被^ヲ、著^用ル^{コトヲ}随意^{ナリ}。」「聖僧侍者、下^ニ聖前等^ノ灯籠^ヲ。大衆随意^ニ出堂^ス。或^ハ打坐^ニ任意^ニ。戌^ノ終^リニ、一更^ノ四^ニ点^ト、一更五^ニ点^ト打^レ之^ヲ。(四ウ^ノ五ウ^ノ)

※名：下ニ「○」ヲ付シ、右ニ「為^ス」トアルモ、「為^ス」ヲ抹消ス。

※為：同行末「更」ノ下ニ「為^シ」トアル指

示ヲ反映シテ移ス。

庫前ニ打^レト鼓^ヲ三^ニ会^ス。先ツ以^ニ鼓^ヲ槌^ニ擬^ス。鼓^ヲ唇^ヲ三^ニ下^{シテ}後、以^ニ左^ニ槌^ヲ小^ニ打^シ、以^ニ右^ニ槌^ヲ大打^ス。緩聲^ニ三打^{シテ}、又以^ニ左^ニ槌^ヲ小^ニ打^シ、以^ニ右^ニ槌^ヲ連打^ス。如此三打^{シテ}後、自緩至^レ緊^ニ爲^ス一^ニ会^ト。三^ニ会^ニ如^{シテ}前、」又擬^ス鼓^ヲ唇^ヲ三^ニ下^{シテ}一打^{スルヲ}、名^ヲ爲^ス一^ニ更^ト、打^{コトヲ}レ^ト版^ヲ爲^ス一^ニ点^ト。初更^ノ、必^ス三打^ス。次^ニ、戌半^ノ時^キ許^リ欲^{スルヲ}過^シ過^シ時^キ、先打^ツ二^ニ更^ノ三^ニ点^ヲ。三^ニ遍^ノ後、鳴^ス大鐘^ヲ十八^ニ聲^ト、是^ヲ称^ス定鐘^ト。是^ノ時^キ、主人出堂^ス。首^ハ座^ハ面壁^{シテ}、疊^ニ袈裟^ヲ、裹^テ被^巾ニ、安^シ函櫃^ノ上^ニ、披^レ被^ヲ、著^用ル^{コトヲ}随意^{ナリ}。」「聖僧侍者、下^ニ聖前等^ノ灯籠^ヲ。大衆随意^ニ出堂^ス。或^ハ打坐^ニ任意^ニ。戌^ノ終^リニ、一更^ノ四^ニ点^ト、一更五^ニ点^ト打^レ之^ヲ。(上冊五オ^ノ六オ^ノ)

レト鼓^ヲ三^ニ会^ス。先ツ以^ニ鼓^ヲ槌^ニ擬^ス。鼓^ヲ唇^ヲ三^ニ下^{シテ}後、以^ニ左^ニ槌^ヲ小^ニ打^シ、以^ニ右^ニ槌^ヲ大打^ス。緩聲^ニ三打^{シテ}、又以^ニ左^ニ槌^ヲ小^ニ打^シ、以^ニ右^ニ槌^ヲ連打^ス。如此三打^{シテ}後、自緩至^レ緊^ニ爲^ス一^ニ会^ト。如^{シテ}前、三^ニ会^ニ終^テ、」又擬^ス鼓^ヲ唇^ヲ三^ニ下^{シテ}一打^{スルヲ}、名^ヲ爲^ス一^ニ更^ト、打^レレ^ト版^ヲ爲^ス一^ニ点^ト。初更^ノ、必^ス三^ニ打^ス。次^ニ戌半^ノ時^キ許^リ欲^{スルヲ}過^シ過^シ時^キ、先打^ツ二^ニ更^ノ三^ニ点^ヲ。三^ニ遍^ノ後、鳴^ス大鐘^ヲ十八^ニ聲^ト、是^ヲ称^ス定鐘^ト。是^ノ時^キ、主人出堂^ス。首^ハ座^ハ面壁^{シテ}、疊^ニ袈裟^ヲ、裹^テ被^巾ニ、安^シ函櫃^ノ上^ニ、披^レ被^ヲ、著^用ル^{コトヲ}随意^{ナリ}。」「聖僧侍者、下^ニ聖前等^ノ灯籠^ヲ。大衆出堂^ス、或^ハ打坐^ニ任意^ニ。戌^ノ終^リニ、一更^ノ四^ニ点^ト、一更五^ニ点^ト打^レ之^ヲ。(上冊四ウ^ノ五オ^ノ)

③大乘寺藏愚休書寫本

※十八：「十」ヲ抹消シテ訂正ス。
※首：下、「入」トアルヲ抹消ス。

亥ノ初^イメニ、打^{コト}二更ノ一点^ツ如^レ前。
二更ノ二点^ツ後、振^テ火鈴^ヲ、呼^フ照顧
火燭^ト。邊寺^{シテ}」自^ニ三門^一至^ニ方丈^ニ、
還^ニ庫下^一、打^ツ二更^ニ三点^ツ。首座^披マ
椅子^ニ打眠^{レハ}、大衆一時^ニ打眠^ス。留^マ
坐^{スルハ}無礼^{ナリ}。恣^ニ勿^レ往^ニ非処^ニ、須^ク
堂^ニ裏^ニ打眠^ス。即^チ亥ノ半計^{ナリ}也。亥ノ
半計^ニ臥^{シテ}、而寅ノ半^ニ起^{ルナリ}也。打眠
儀者^ハ、一衆必^ス右脇^ニ臥^{フセ}、勿^レ左
脇^ニ仰^ニ臥^シ、覆^ニ臥^{コト}。或^ハ兩手^ニ
作^ニ外縛^一、安^シ領^{ノ下ニ}、兩脚少^キ曲^テ
眠^ル。或^ハ右手少^シ曲^テ、安^シ領^{ノ下ニ}、
左手直^ニ舒^テ、安^シ左^{ノ膝ノ上ニ}、或^ハ左^ノ
脚^{ノ右ノ}拇指^ヲ安^{シテ}右^{ノ内ノ}踝^{ノ上ニ}眠^ル。
右^ノ袖左^ノ袖、俱^ニ直^ニ舒^テ而眠^{ルナリ}
也。」(五ウ〜六オ)

⑦月舟開版『瑩山清規』

亥ノ初^イメニ、打^{コト}二更ノ一点^ツ如^レ前。
二更ノ二点^ツ後、振^テ火鈴^ヲ、呼^フ照顧
火燭^ト。邊寺^{シテ}」自^ニ山門^一至^ニ方丈^ニ、
還^ニ庫下^一、打^ツ二更^ニ三点^ツ。首座^披マ
椅子^ニ打眠^{レハ}、大衆一時^ニ打眠^ス。留^マ
坐^{スルハ}無礼^{ナリ}。恣^ニ勿^レ往^ニ非処^ニ。
須^ク堂^ニ裏^ニ打眠^ス。即^チ亥ノ半計^{ナリ}也。
亥ノ半計^ニ臥^{シテ}、而寅ノ半^ニ起^{ルナリ}也。
打眠儀者^ハ、一衆必^ス右脇^ニ臥^{フセ}、勿^レ
左^ノ脇^ニ仰^ニ臥^シ、覆^ニ臥^{コト}。或^ハ兩
手^ニ作^ニ外縛^一、安^シ領^{ノ下ニ}、兩脚
少^キ曲^テ眠^ル。或^ハ右手少^シ曲^テ、安^シ領^{ノ下ニ}、
左手直^ニ舒^テ、安^シ左^{ノ膝ノ上ニ}、或^ハ左^ノ
脚^{ノ右ノ}拇指^ヲ安^{シテ}右^{ノ内ノ}踝^{ノ上ニ}眠^ル。
右^ノ袖左^ノ袖、俱^ニ直^ニ舒^テ而眠^{ルナリ}
也。」(上冊六オ〜ウ)

⑨叺山開版『瑩山清規』

亥ノ初^イメニ、打^{コト}二更ノ一点^ツ如^レ前。二更
二点^ツ後、振^テ火鈴^ヲ、呼^フ照顧^一火燭
ト。邊寺^{シテ}」自^ニ三門^一至^ニ方丈^ニ、還^ニ庫
下^一、打^ツ二更^ニ三点^ツ。首座^披マ椅子^ニ
打眠^{レハ}、大衆一時^ニ打眠^ス。留^マ坐^{スルハ}
無礼^{ナリ}。恣^ニ勿^レ往^ニ非処^ニ。須^ク堂^ニ
裏^ニ打眠^ス。即^チ亥ノ半計^{ナリ}也。亥ノ半計^ニ
臥^{シテ}、而寅ノ半^ニ起^{ルナリ}也。打眠儀
者^ハ、一衆必^ス右脇^ニ臥^{フセ}。勿^レ左^ノ脇^ニ
仰^ニ臥^シ、覆^ニ臥^{コト}。或^ハ兩手^ニ作^ニ外縛^一
、安^シ領^{ノ下ニ}、兩脚少^キ曲^テ眠^ル。或^ハ
右手少^シ曲^テ、安^シ領^{ノ下ニ}、左手直^ニ舒^テ、
安^シ左^{ノ股ノ上ニ}、或^ハ左^ノ脚^{ノ大}拇指^ヲ
安^{シテ}右^{ノ内ノ}踝^{ノ上ニ}眠^ル。右^ノ袖左^ノ
袖、俱^ニ直^ニ舒^テ而眠^{ルナリ}也。」(上冊五オ〜ウ)

※左ノ「安」ノ下ニ「○」ヲ付シ、同行末

「上」ノ次ニ「左」トアリ、「左」ノ字ノ上

ニ「○」ガ付サレテイル指示ヲ反映シテ移ス。

※上ニ本文ハ虫食イデ損傷シテオリ、右下ニ

「上」ト記シテ補ウ。

子丑者、睡眠ノ時ナリ也。或ハ主人、半
夜ニ巡堂シテ、檢「点ス衆ノ有無」。(六オ)

寅ノ時ノ半ニ、庫前ノ鼓、打テ四更ノ三
点ニ、是ノ時キ、振テ火鈴ヲ遶寺シテ、諸
寮ノ前ニシテ打版ヲ四更ナリ。榜子ハ二
点ナリ。首座寮ノ前ノ版鳴レハ、大衆一
時ニ起テ且ク坐シテ、而首座ノ巡堂過
テ後チ、各各抽身シテ而趣ニ後架ニ、
嚼ミ楊枝ヲ、洗面ス。首座ハ者、先
起テ疊ニ枕子ヲ、而鳴ラス之ヲ。大衆
聞テ「レ」之ヲ、一時ニ起テ打坐ス。
首座先洗面シテ、搭ケ袈裟ヲ、巡堂
シテ、檢「点ス大」衆ノ起不起。四更ノ
四点五點ノ間タ也。大衆等ハ、坐シテ
而待ニツ主「人」ノ巡堂ヲ。五更一
点鳴レハ、主

子丑ハ者、睡眠ノ時ナリ也。或ハ主人、半
夜ニ巡堂シテ、檢「点ス衆ノ有無」。

(上冊六ウ)

寅ノ時ノ半ニ、庫前ノ鼓、打テ四更ノ三
点ニ、是ノ時キ、振テ火鈴ヲ遶寺シテ、諸
寮ノ前ニシテ打版ヲ四更ナリ。榜子ハ二
点ナリ。首座寮ノ前ノ版鳴レハ、大衆一
時ニ起テ且ク坐シテ、而首座ノ巡堂過
テ後チ、各各抽身シテ而趣ニ後架ニ、
嚼ミ楊枝ヲ、洗面ス。首座ハ者、先
起テ疊ニ枕子ヲ、而鳴ラス之ヲ。大衆
聞テ「レ」之ヲ、一時ニ起テ打坐ス。
首座先洗面シテ、搭ケ袈裟ヲ、巡堂
シテ、檢「点ス大」衆ノ起不起。四更ノ
四点五點ノ間タ也。大衆等ハ、坐シテ
而待ニツ主「人」ノ巡堂ヲ。五更一
点鳴レハ、主

子丑ハ者、睡眠ノ時ナリ也。或ハ主人、半
夜ニ巡堂シテ、檢「点ス衆ノ有無」。(上冊五ウ)

寅ノ時ノ半ニ、庫前ノ鼓打ニ四更ノ三
点ニ、是ノ時キ、振テ火鈴ヲ遶ス。諸寮前
ニシテ打版ヲ四更ナリ。榜子ハ二点ナ
リ。首座寮ノ前ノ版鳴レハ、大衆一時
ニ起テ且ク坐シテ、而首座ノ巡堂過
テ後チ、各各抽身シテ而趣ニ後架ニ、
嚼ミ楊枝ヲ、洗面ス。首座ハ者、先
起テ疊ニ枕子ヲ、而鳴ラス之ヲ。大衆
聞テ「レ」之ヲ、一時ニ起テ打坐ス。
首座先洗面シテ、搭ケ袈裟ヲ、巡堂
シテ、檢「点ス大」衆ノ起不起。四更ノ
四点五點ノ間タナリ也。大衆等ハ、坐
シテ、而待ニツ主「人」ノ巡堂ヲ。五
更一点鳴レハ、主

③大乘寺藏愚休書寫本

人入堂、焼香巡堂^{シテ}、呵^{シヤク}責^ス」大衆ノ坐睡^ニスルヲ。五更^ニ三点^ノ後^ニ、鳴^ニスコト大鐘^ニ如^シ黃昏ノ鐘^ノ。後夜ノ鐘^ノ罷^テ、庫前ノ五更^ノ四点^ノ後^ニ、庫前ノ版鳴^{ナルコト}三会^{スレハ}、名^ニ小開靜^ト。行^ハ者^ヲ齊^ニ起^セ也。」

(六オウウ)

卯^ウノ時、將^レニ終^{ント}、五更^ノ五点^ノ後^ニ、鼓^ハ版^ハ擊^ハ動^ス。寺中諸寮ノ版、同ク」擊動^シテ、長打三会^{スル}也、名^ニ大開靜^ト。大衆摺^ミ被^レ摺^ミ單^ヲ、著^レ襪^ヲ」取^リ袈裟^ヲ包^ミ、被^ミ巾^ヲ安^ニ被^ノ上^ニ、覆^レ被^ニ後^ニ、著^レ鞆^ヲ了^テ、頂^ニ戴^{シテ}袈裟^ヲ、誦^ス偈^ヲ。合掌^シテ曰、大哉解脫服、無相福田衣、披奉如^ニ」來教、広度諸衆生。三遍誦^{シテ}後^ニ、搭^カ袈裟^ヲ、向^ニ牀縁^ニ坐^{シテ}、而待^ツ粥^ノ時^ヲ。往^ニ後架^ニ洗面^{シテ}、往^ニ東司^ニ厠^ス。各待^ニ大衆^ノ隙^ヲ、勿^レ競^イ諍^ハ。是^レ常ノ儀也。十二時中ノ行

⑦月舟開版『瑩山清規』

人入堂、焼香巡堂^{シテ}、呵^{シヤク}責^ス」大衆ノ坐睡^ニスルヲ。五更^ニ三点^ノ後^ニ、鳴^ニスコト大鐘^ニ如^シ黃昏ノ鐘^ノ。後夜ノ鐘^ノ罷^テ、庫前ノ五更^ノ四点^ノ後^ニ、庫前ノ版鳴^{ナルコト}三会^{スレハ}、名^ニ小開靜^ト。行^ハ者^ヲ齊^ニ起^セ也。」

(上冊六ウー七オ)

卯^ウノ時、將^レニ終^{ント}、五更^ノ五点^ノ後^ニ、鼓^ハ版^ハ擊^ハ動^ス。寺中諸寮ノ版同ク」擊動^{シテ}、長打三会^{スル}也、名^ニ大開靜^ト。大衆摺^ミ被^レ摺^ミ單^ヲ、著^レ襪^ヲ」取^リ袈裟^ヲ包^ミ、被^ミ巾^ヲ安^ニ被^ノ上^ニ、覆^レ被^ニ後^ニ、著^レ鞆^ヲ了^テ、頂^ニ戴^{シテ}袈裟^ヲ、誦^ス偈^ヲ。合掌^{シテ}曰、大哉解脫服、無相福田衣、披奉如^ニ」來教、広度諸衆生。三遍誦^{シテ}後^ニ、搭^カ袈裟^ヲ、向^ニ牀縁^ニ坐^{シテ}、而待^ツ粥^ノ時^ヲ。往^ニ後架^ニ洗面^{シテ}、往^ニ東司^ニ厠^ス。各待^ニ大衆^ノ隙^ヲ、勿^レ競^イ諍^ハ。是^レ常ノ儀也。十二時中行履、

⑨叡山開版『瑩山清規』

人入堂、焼香」巡堂^{シテ}、呵^{シヤク}責^ス大衆ノ坐睡^ニスルヲ。五更^ニ三点^ノ後^ニ、鳴^ニスコト大鐘^ニ如^シ黃昏ノ鐘^ノ。後^ニ夜ノ鐘罷^テ、庫前ノ五更^ノ四点^ノ後^ニ、庫前ノ版鳴^{ナルコト}三^ニスルヲ、名^ニ小開靜^ト。行^ハ者^ヲ齊^ニ起^セ也。」

(上冊五ウー六オ)

卯^ウノ時、將^レニ終^{ント}、五更^ノ五点^ノ後^ニ、鼓^ハ版^ハ擊^ハ動^ス。長打三会^也、名^ニ大開靜^ト。大衆摺^ミ被^レ摺^ミ單^ヲ、包^ミ被^ヲ。巾^ヲ安^ニ被^ノ上^ニ、覆^レ被^ニ後^ニ、著^レ鞆^ヲ了^テ、頂^ニ戴^{シテ}袈裟^ヲ、合掌誦^{シテ}偈^ヲ曰、大哉解脫服、無相福田衣、披奉如^ニ」來教、広度諸衆生。三遍誦^{シテ}後^ニ、搭^カ袈裟^ヲ、向^ニ牀縁^ニ坐^{シテ}而待^ツ粥^ノ時^ヲ。往^ニ後架^ニ洗面^{シテ}、往^ニ東司^ニ厠^ス。各待^ニ大衆^ノ隙^ヲ、勿^レ競^フ。是^レ常ノ儀也ナリ。十二時中行履、如^ニ弁道ノ法^ノ、赴粥飯ノ法、洗面ノ法、洗淨ノ法、

履、如^レ弁道ノ法^ハ、赴^フ粥一飯、洗面ノ法、洗淨ノ法、并ニ寮中ノ清規、参大已事師法等^{イキヨク}委曲也。悉^{カニ}可^レ諳^ソ之ヲ。日中行事終

如^レ弁道ノ法^ハ、趣粥一飯、洗面ノ法、洗淨ノ法、并ニ寮中ノ清規、参大已事師法等^{イキヨク}委曲也。悉^{カニ}可^レ諳^ソ之ヲ。日中行事終

法、并ニ寮中ノ清規、参大已事師法等^{イキヨク}委曲也。悉^{カニ}可^レ諳^ソ之ヲ。日中行事終

【附載】⑨ 叡山開版『瑩山清規』（延宝九年開版）所収「瑩山和尚清規序」

瑩山和尚清規序

古ニ云ク、人心^ハ如鉄ノ、官法^ハ似^レタリ^ニ。善哉^ヤ言^{コト}也。夫、「鉄ノ之経^セノハハ紅^ニ、紅^ニノ者、能^ク成^テ種種ノ器^ト、其ノ用不^レ窮。」若不爾者、頑然鈍然^トシテ与^ニ瓦礫^ニ不^レ殊。人心^モ亦爾ナリ。以^ニ官法^ニ正^スレ^キハ之^ヲ、則無^レ有^ルコト偏私^一。否^{ナル}ト^キハ則、多ク墮^ス一曲ニ。一曲ノ之土^ト与^ニ頑鈍^ノ之鉄^ト、共^ニ不^レ足^レ用^ルニ也。官法者、不^三但^タ言^フニ王制^ヲ。三千ノ威儀、八^一万ノ細行^ハ、是^レ仏門ノ之官法ナリ也。大雄ノ礼楽、永^ニ平ノ規繩^ハ、是^レ祖門ノ之官法也。法ノ之正^スレ^キハ人心^ヲ、王也仏也祖也。異名同体、不^レ可^ニ須^モ與^モ離^レ也。可^レ離^レ非^レ法^ニ也。今茲^{コト}之冬、北遊千里、登^ル加陽^ニ之相樹林^ニ、拜^ス堂頭和尚^ヲ。幸^ニ許^ニ安居^ノ列^ニ。堂中ノ清規与^ニ古仏曩祖^ト相^レ表裏^{シテ}、而井^ニ井^トシテ可^レ觀^ル也。所謂^ル仏祖ノ之官法、無^レ可^ニ以^テ加^フ。宜^{ナル}ガ^ナ哉、海衆ノ之能^ク調^テ其^ノ心^ヲ、而成^ニ大器^ヲ矣。衆^ノ執事、告^テ予^ニ云ク、今此ノ清規、是^レ我^ノ瑩山大師、於^ニ山洞谷ノ所^ニ行^ニ、而其^ノ書^ハ兩卷、条条悉^ク折^ニ中^ニ於^ニ仏祖^ニ、毫^モ無^レ過^レ不^レ及^ニ之差^ヲ。方丈老人、一時得^ニ之^ヲ於^ニ古篋^ノ中^ニ、行^ニ之^ヲ於^ニ一堂^ノ中^ニ、中^ニ興^ススルコト叢林ヲ、數^ニ年^{アリ}於^ニ茲^ニ。我^ノ輩^ヲ、竊^ニ瞻^ニ一写^{シテ}之^ヲ、倉卒^ニ三梓行^ス。字纔^ニ經^テ一写^{シテ}、烏^ノ焉成^レ馬^ト、編次雜亂^{シテ}、前後易^ルモ^テ位者、往往^ニ有^リ焉^ヲ、偶得^ニ好本^ヲ、点^ニ対^ニ校照^{シテ}、粗^ホ歸^ス至^ニ當^ニ。但^ニ文^ノ字^ノ間^ニ、質勝^テ而野^{ナリ}。若^シ不^ニ潤色^セ、見^ル者、或^ハ忽^レ之^ヲ不^レ信^セ。請^フ、從^ニ事^ニ於^ニ東里ノ子^ニ。予^ニ云ク、文^ハ雖^レ似^{タリ}ト^レ野^ニ、義^ヲ自分^ニ明、渾金璞玉、識^ル者知^ル宝^{ナル}コトヲ。豈^ニ謾^ニ施^{シテ}功^ヲ、而傷^レ真^ヲ彫^レ文^ヲ、而喪^レ德^ヲ哉。如^シ用^ノ之^ヲ、則^ニ吾^ノレ從^ニ野^ニ也。衆執事皆^ニ云、善^シ矣。當^ニ重^ニ刻^テ以^テ流通^ス。願^ハ公、作^ニ序^ヲ弁^{シメ}メヨ卷首^ニ矣。嗚呼、斗筭ノ之才、安^ニ足^ニ當^ニ其^ノ需^ヲ。然^モ、黃四娘^ノ之托^ニ杜^ニ詩^ニ、而^レ不^レ朽^ル古今^ノ之所^レレ

羨、是レ、予之所_下以_{ナリ}忘_ニ僭越_一、而_ニ緘綵_一破綻_{スル}也。謹_テ按_{スル}ニ、昔シ、瑩山没_{シテ}而_レ此_ノ書隱_ル。此_ノ書隱_{レテ}而叢林廢_ス。今マ、和尚出_テ而_レ此_ノ書顯_ル。此_ノ書顯_テ而叢林興_ル。人_ノ之出沒、書_ノ之隱顯、實_ニ叢林興廢_ノ之所_レシテ、係_ニ而施_ニストキハ之_一棗_ニ、梓_ニ、則書_ノ之慧命、不_レ泯、人_ノ之法身、常_ニ存_ス。凡_ソ有_レ志_ニ宗門_ニ者、誰_カ不_ニシヤ歡喜踊躍_一哉。我_レ今マ作_テ「_レ序、首先_ニ隨喜_ス。以_テ誦_シ以_テ行_シ、当_ニ告_ニ同志_一。同志_」隨喜_{シテ}マ又告_ニ其_ノ同志_一、五十展轉、豈_ニ独_リ法華_ノミナランヤ。」抑_モ、是_レモ亦_タ禪苑_一部_ノ之法華_カ歟。如_レ是之法_」諦聽諦聽_。

延宝第六龍次戊午臘月穀旦

白石山和南撰

（黒印文通白之印）

（黒印文歌氏中山）

※以下ニ『正山広録』卷二九所収本（元文元年（一七三六）刊、四ウ（六オ））トノ校異ヲ記ス。訓点ノ異同ハ略シタ。

梶樹：松寿、方丈：堂頭、篋：篋、中：重、義：理、延宝：岢延宝、龍次：年、穀旦：和南撰：仏成道ノ日某序

〈編集後記〉

◆曹洞宗総合研究センター宗学研究部門の研究報告誌『宗学研究紀要』第三十三号をお届け致します。本号には、当部門に在籍する研究員等によって執筆された個人研究論文六篇と共同研究論文三篇を掲載いたしました。

『共同研究』『典座教訓の註釈的研究(下)』は、二〇二二年度から文亀本『典座教訓』を底本として研究を重ねているもので、従来の出典研究に翻刻・語義研究を加味したものであり、当紀要第二十八・二十九合併号所収「典座教訓の註釈的研究(上)」(二〇一六年)および同第三十二号所収「典座教訓の註釈的研究(中)」(二〇一九年)の続編となります。本年度で『典座教訓』の註釈的研究は完結し、来年度からは『弁道法』に着手する予定です。

『共同研究』『瑩山清規』の研究(二)―「日中行事」の翻刻―は、前年度より研究を開始したもので、『瑩山清規』の諸本を翻刻し、比較対照できるようにすることで、時代別底本を策定することを第一の目標に定めております。本年度は、研究の序論としての『瑩山清規』の解題と、翻刻が完了した日中行事の全文を掲載しました。来年度は、月中行事の

翻刻を掲載する予定です。

「曹洞宗関係文献目録(25)」は二〇一七年度に発行された曹洞宗関係の書籍・論文・文献を中心に書誌情報を収集・掲載したものです。なお、曹洞宗公式ウェブサイト「曹洞禅ネット」(<http://www.sotozen-net.or.jp/>)において目録情報はオンライン検索可能ですので、併せてご活用頂ければ幸いです。

◆当部門の研究活動につきましては、「曹洞宗総合研究センター報」に詳細を報告しておりますが、研究員一同は共同研究や個人研究に加え、『正法眼蔵』『伝光録』等の宗典のデータベース化など、当センターが設置する各プロジェクトに参加しつつ、宗務庁の委託業務にもかかわっています。

◆本号の掲載論文には、現在の人権的観点からは不適当と考えられる表現が存在する場合がありますが、純粹に學術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図するものではありません。

◆本紀要は研究員それぞれが日々研鑽を重ねた成果の一部です。当センターの研究環境をお整え下さっております全国の

御寺院様、学恩を賜っております諸先生方をはじめ、関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。今後も精進に励んで参る所存ですので、変わらぬ御指導・御鞭撻の程、重ねてお願い申し上げます。

◆本紀要を企画・編集するなかで、中西道瞻先生、小坂機融先生の御遷化の報に接しました。心より哀悼の意を表します。

（編集担当 角田隆真 九拜）

宗学研究紀要 第三十三号

二〇二〇年三月二十五日 印刷

二〇二〇年三月三十一日 発行

編集発行人 曹洞宗総合研究センター所長 志部 憲一

発行所 曹洞宗総合研究センター

〒一〇五-八五四四 東京都港区芝二-五-二 曹洞宗宗務庁内

電話 〇三(三四五四) 七二七〇番

FAX 〇三(三四五四) 七二七一番

数は12,542ヶ寺である。

- 19 『宗勢 2005』曹洞宗宗務庁。2018年。99頁。
- 20 『宗勢 2015』曹洞宗宗務庁。2017年。16頁。
- 21 浄土宗総合研究所編（2016）『研究成果報告書 過疎地域における寺院に関する研究』など。
- 22 相澤秀生（2019）「過疎地域における曹洞宗寺院の現況」『岐路』相澤秀生・川又俊則編著。法蔵館。47頁。
- 23 例えば『宗勢 1985』（60頁）『宗勢 1995』（77頁）では、「法人収入」と「後継者の有無」とのクロス集計を行っているが、法人収入が多いほど、「後継者あり」とする回答が多くなる傾向となっている。
- 24 『宗勢 2015』曹洞宗宗務庁。2017年。120～121頁。
- 25 相澤秀生（2019）「過疎地域における曹洞宗寺院の現況」『岐路』相澤秀生・川又俊則編著。法蔵館。60～61頁。
- 26 『宗勢 2015』曹洞宗宗務庁。2017年。7頁。

項目の記載は『宗勢 1965』では「住職後継者」、『宗勢 1975』では「住職後継予定者」、『宗勢 1985』『宗勢 1995』『宗勢 2005』では「住職後任候補者」となっているが、本稿では「後任候補者」と表記する。また『宗勢 1965』『宗勢 1975』には年齢が一桁代の「後任候補者」が存在しているが、得度が可能な年齢は10歳以上であり、「僧侶」とはみなせないため人数からは差し引いた。なお『宗勢 1985』では同様の処理が不可能なため、同年の集計は対象外とした。」

- 6 註2論文 141 頁。
- 7 註2論文 140 頁。例えば『宗勢 2015』では、寺院後継の可能性を有する宗侶（5,016 人）のうち「曹洞宗寺院出身者」の割合は88.9%（4,507 人）であった。
- 8 註2論文 140 頁。
- 9 註2論文 139～137 頁。
- 10 例えば『宗勢 1975』『宗勢 1985』『宗勢 1995』では、後継者人数が宗務所別に集計されている。
- 11 日本の地方区分は種々存在するが、本稿では「北海道」「東北」「関東」「甲信越」「北陸」「東海」「近畿」「中国」「四国」「九州沖縄」の区分を用い、これらを「地方」と称する。
- 12 寺院データには、寺院名・所在地・寺格・住職区分や各種登録年月日等の寺院の基礎情報とともにその寺院の寺族代表者・後任候補者・副住職等の登録情報も記載されている。このように当該データには個人情報も含まれているが、本稿では個人が特定されることのないように統計的処理を行った。なお当該データの使用に当たっては、曹洞宗の後継者問題を考察する上で必要であると判断し、曹洞宗宗務庁総務部へ使用並びに掲載許可申請を行い、その承諾を頂いた。ここに、所管部署である曹洞宗宗務庁総務部に対して、深謝の意を表する。
- 13 表2・表3における後任候補者登録寺院はあくまで「寺院（数）」であり、後任候補者の人数ではないことは注意を要する。副住職を例にとれば、A 寺院の住職である者が B 寺院の副住職を兼ねている場合も存在する。
- 14 本稿でいう「本務（寺院）」とは、2019 年 12 月 5 日時点において登記上、住職が存在している寺院を指す。「兼務（寺院）」も同様に兼務住職が存在している寺院を指す。
- 15 「住職不在（寺院）」とは、2019 年 12 月 5 日時点において登記上、代務・特定代務を除いて、住職や兼務住職が存在していない寺院を指す。
- 16 特別寺院（海外寺院）を除く、日本国内における曹洞宗寺院数。
- 17 梶龍輔（2019）「宗勢調査からみえてくる曹洞宗寺院の経済事情―地域別分析を中心に―」『岐路』相澤秀生・川又俊則編著。法蔵館。206 頁。
- 18 『岐路』では、法人収入が「0 円～500 万円」を「低収入寺院」、「500 万 1 円～1,000 万円」を「中収入寺院」、「1,000 万円 1 円以上」を「高収入寺院」としている。なお基

に差異はほとんどみられなかったという。これらのことから、後任候補者登録寺院の割合に大きな影響をあたえるのは、過疎化という要因よりも先の寺院規模といえるではなかろうか。

以上、本稿では「後任候補者登録寺院」を指標として、その地域間比較を試みた。過去の『宗勢』の報告に基づけば、寺院後継者は減少しているといえよう。しかし、それは一概にいえるわけではない。本稿で検討したように、後任候補者登録寺院に限っていえば、地域間格差が厳然と存在するわけである。それは「西低東高」という図式であったが、これは曹洞宗の教線に沿っているともいえる。曹洞宗は他の伝統仏教教団と比較した場合、北海道・東北・関東・甲信越・東海地方で強い教線を張っている²⁶。つまり後任候補者登録寺院の割合が低い地域とは、曹洞宗の教線が弱い地域ともいえるのだ。曹洞宗では、2019年4月より伝道部に「過疎地域等における宗門寺院の問題に関する対策準備室」を設置し、過疎地域寺院の現地視察や情報収集を行っている。宗門として過疎対策に本腰を入れ始めたわけだが、こと後任候補者問題に焦点を当てるならば、過疎地域という視点のみならず、寺院規模や地域差を考慮した施策が求められるであろう。

註

- 1 「法人収入」「檀戸数」「過疎地域」の数値に関しては、『『岐路に立つ仏教寺院—曹洞宗宗勢総合調査 2015 年を中心に—』（以下『岐路』）相澤秀生・川又俊則編著。法蔵館。2019 年」のデータを用いる。本書は「宗勢調査 2015」のデータを基に過疎地域・非過疎地域や都道府県別の集計を行っており、『宗勢 2015』を補完・発展させたものといえる。なお本稿で使用する表 2・3 のデータとは性質が異なることを予めお断りしておく。
- 2 詳細なデータに関しては、『澤城邦生（2019）「曹洞宗における後継者問題—得度年齢の分析を通して—」宗学研究紀要 32 号』を参照のこと。
- 3 註 2 論文 143 頁。
- 4 「後継者がいる」との回答は、「後任候補者として登録している」と同義では無いことには注意を要する。つまり「後継者がいる」と回答している場合であっても、それが「徒弟」「副住職」などの僧籍を有する存在を指していないことも当然、想定される。
- 5 註 2 論文 134 頁では以下の註が付される「『宗勢』では「在籍区分（住職・副住職・徒弟等）」に関する設問が設けられているが、『宗勢 1965』から『宗勢 2005』までは「後任候補者」の選択項目が存在する。「後任候補者」は宗制上、住職の後任候補として登録されているものを指すが、その申請資格には得度以上の法階が必要とされている。そのため本稿では、「後任候補者」を「寺院後継の可能性を有する僧侶」とみなす。選択

くなっている。特に四国においては過疎地寺院の割合が全国で最も高いことがわかる。そして中国・四国・九州沖縄地方の自治体LVに着目すると、岡山県と大分県という極めて過疎地寺院の割合が高い地域を有しているのである。この過疎地寺院の割合の高さは、北海道・東北地方のそれと共通しているが、寺院規模や後任候補者登録寺院において両者には大きな開きがあると指摘できる。

7. 地域間比較にみる後継者問題

本稿では後任候補者登録寺院を検討対象として、その地域間比較を行った。まず曹洞宗においては、後任候補者登録寺院の割合は東日本に立地する寺院で高く、西日本に立地する寺院で低い傾向が認められたのである。そこで兼務寺院・法人収入・檀戸数と後任候補者登録寺院との関連を検討した。まず後任候補者登録寺院の割合が高い地方においては、兼務の割合が低い傾向が認められた。兼務寺院に後任候補者が存在していることが稀であるならば、この結果は当然といえよう。

それでは寺院規模との関連はどうであったか。まず法人収入との関連では、後任候補者登録寺院の割合が低い自治体の多くは、低収入寺院の割合も高いという結果が得られた。このことは、これまで『宗勢』で語られてきたことの傍証といえよう²³。『宗勢 2015』では寺院護持継承の意識に関して検討を加えているが、法人収入が少なくなるのにしたがって、護持運営に消極的あるいは判断を保留する住職の割合が上昇するという結果が報告されている²⁴。さらに法人収入の多寡に影響を与える大きな要因となる檀戸数と後任候補者登録寺院との関連をみると、やはり法人収入と同様、後任候補者登録寺院の割合が低い自治体の多くは、一ヶ寺あたりの檀戸数も平均より少ない傾向であることが判明した。換言するならば、経済的な規模が大きい寺院ほど後継者を擁立しやすいわけである。

一方、過疎地との関連はどうであったか。寺院後継者問題は過疎化との流れで語られることが多いのは上述の通りである。しかし5章で検討したように、過疎地と後任候補者登録寺院の割合との関連は、寺院規模との関連に比してより薄いといえる。過疎地域に立地する寺院の割合が高い上位3県（大分県 84.5%・岡山県 84.3%・秋田県 81.1%）を例にとれば、大分・岡山県では後任候補者登録寺院の割合が前者 10.2%、後者 7.3%と両者とも1割前後にとどまっているに対し、秋田県は28.4%と3割にせまる数値を示しているのである。相澤（2019）²⁵は「寺院継承に対する住職の意識」「寺院護持の後継予定者の有無」に関して、過疎地域と非過疎地域の二者を比較しているが、両者

は、東と西で好対照の結果をなしているわけである。

6. 地方別の考察

これまでは後任候補者登録寺院と兼務寺院・寺院規模・過疎地域寺院との関連の全体的傾向をみてきた。そこで本章では地方ごとにその関連をみてみよう。まず北海道・東北・関東地方は後任候補者登録寺院の割合が高いことは既にのべた通りであるが、北海道・東北地方では過疎地寺院の割合が高いが、総じて法人収入が高く、また檀戸数も多いことがわかる。過疎地に立地する寺院といえども、その寺院規模は大きく、結果として後任候補者を擁立しやすいと推測できるのである。一方で関東地方に目を移すと、この地方を構成する全ての自治体において過疎地寺院の割合が低くなっている。また千葉県を除いて、法人収入が高く檀戸数も多い傾向であることがわかる。つまり当該地域の曹洞宗寺院においては、現在のところ過疎化も進展しておらず、また寺院規模も大きいため、後任候補者登録寺院の割合が高いという推測が成り立つのである。

次に後任候補者登録寺院の割合が低い地方をみていこう。まず兼務寺院の割合が高い甲信越・北陸・東海・近畿地方に注目すると、北陸地方のみ後任候補者登録寺院の割合が一桁台となっている。北陸地方では、総じて過疎地寺院の割合は低いのであるが、法人収入や檀戸数はいずれの自治体においても低いことがわかる。特に一ヶ寺あたりの檀戸数に関しては北陸に含まれるどの自治体も50戸を下回っているのだ。たとえ過疎地に立地していなくとも、その寺院規模は小さく、結果として後任候補者の擁立が困難であると考えられるのである。また抱える寺院数が全国で最も多い東海地方においては、静岡・愛知県では高収入寺院の割合が高いが、岐阜・三重県では低収入寺院の割合が高いことがわかる。

この様な同一地方内における地域間格差は近畿地方にも認められる。当該地方では、過疎地寺院の割合・法人収入・檀徒数のいずれもが低い傾向であるが、唯一大阪府のみ高収入寺院の割合が高く、後任候補者登録寺院の割合も3割に迫る数値を示している。また大阪府は、神奈川・香川県と並んで過疎地域に立地する寺院が存在していない。近畿を構成するいずれの自治体も一ヶ寺あたりの檀戸数は二桁台であるが、その中で大阪府のみは法人収入が高いことは興味深い結果といえる。大阪府という日本有数の大都市であることが、法人収入や後任者登録寺院の割合の高さに繋がっているのであろうか。

さらに目を西に移して中国・四国・九州沖縄地方をしてみると、これらの地方はいずれも過疎地寺院の割合が高くかつ後任候補者登録寺院の割合が低

表 6 都道府県別にみた過疎地寺院の分布

都道府県	寺院数 (ヶ寺)	過疎地 寺院 (ヶ寺)	割合 (%)	都道府県	寺院数 (ヶ寺)	過疎地 寺院 (ヶ寺)	割合 (%)	都道府県	寺院数 (ヶ寺)	過疎地 寺院 (ヶ寺)	割合 (%)
北海道	458	321	70.1	新潟県	732	257	35.1	岡山県	140	118	84.3
青森県	166	60	36.1	富山県	210	12	5.7	広島県	176	91	51.7
岩手県	294	180	61.2	石川県	127	50	39.4	山口県	261	90	34.5
宮城県	450	159	35.3	福井県	274	25	9.1	徳島県	19	14	73.7
秋田県	333	270	81.1	岐阜県	239	41	17.2	香川県	4	0	0.0
山形県	703	391	55.6	静岡県	1113	66	5.9	愛媛県	167	125	74.9
福島県	452	170	37.6	愛知県	1128	65	5.8	高知県	21	16	76.2
茨城県	186	8	4.3	三重県	411	145	35.3	福岡県	158	34	21.5
栃木県	177	12	6.8	滋賀県	191	39	20.4	佐賀県	225	64	28.4
群馬県	332	59	17.8	京都府	354	174	49.2	長崎県	121	85	70.2
埼玉県	512	7	1.4	大阪府	129	0	0.0	熊本県	88	51	58.0
千葉県	306	37	12.1	兵庫県	396	36	9.1	大分県	174	147	84.5
東京都	340	13	3.8	奈良県	70	43	61.4	宮崎県	63	27	42.9
神奈川県	353	0	0.0	和歌山県	62	45	72.6	鹿児島・ 沖縄県	13	5	38.5
山梨県	487	114	23.4	鳥取県	195	71	36.4	合計	13,645	4,083	
長野県	528	143	27.1	島根県	307	203	66.1	平均			29.9

※『相澤秀生（2019）「過疎地域における曹洞宗寺院の現状」『岐路』相澤秀生・川又俊則編著。法蔵館』47頁より一部抜粋

※全国平均より高い都道県には網掛けが施されている

の割合と照らし合わせると、まず過疎地寺院の割合が低い地方（関東・甲信越・北陸・東海・近畿地方）では、関東を除く全ての地方で後任候補者登録寺院の割合が低くなっている。つまり、非過疎地域であつても後任候補者登録寺院の割合が高いとはいえないのである。一方で、過疎地寺院の割合が高い地方のうち、北海道・東北地方では、後任候補者登録寺院の割合が高いが、中国・四国・九州沖縄地方ではその割合が低いことがわかる。このように過疎地寺院の割合が高い地域において

表 7 地方別にみた過疎地寺院の割合

地方	寺院数 (ヶ寺)	過疎地寺 院数 (ヶ寺)	過疎地寺 院の割合	後任候補者 登録寺院の 割合
北海道	458	321	70.1%	25.6%
東北	2,398	1,230	51.3%	24.2%
関東	2,206	136	6.2%	27.7%
甲信越	1,747	514	29.4%	16.8%
北陸	611	87	14.2%	8.2%
東海	2,891	317	11.0%	14.0%
近畿	1,202	337	28.0%	13.1%
中国	1,079	573	53.1%	12.8%
四国	211	155	73.5%	11.3%
九州・沖縄	842	413	49.0%	15.9%
合計	13,645	4,083	29.9%	18.4%

※『相澤秀生（2019）「過疎地域における曹洞宗寺院の現状」『岐路』相澤秀生・川又俊則編著。法蔵館』47頁を地方単位で再集計

※「後任候補者登録寺院の割合」は表2より抜粋

※「過疎地寺院の割合」に関して全国平均を上回る地方には網掛けを施した

※「後任候補者登録寺院の割合」に関して全国平均を下回る地方には網掛けを施した

一ヶ寺あたりの檀戸数が全国平均より高いのは11都道県であり、6割強に相当する。

これらのことから、後任候補者登録寺院の割合が低い自治体の多く（約8割）は、一ヶ寺あたりの檀戸数も全国平均より少ない傾向にあると指摘できるのである。

5. 過疎地域との関連

さて曹洞宗のみならず、過疎問題は伝統仏教教団が直面している課題であるが、寺院後継者問題に関しても当該問題の中で語られることが多い²¹。では曹洞宗においては、過疎地域ほど後継者不足がより深刻といえるのであろうか。そこで本章では、過疎地域と後任候補者登録寺院の割合を照らし合わせ、そのことを確認していく。そのためにはまず、曹洞宗において過疎地に立地する寺院の割合を都道府県別にみる必要がある。

相澤（2019）²²は「宗勢調査2015」のデータを基にして、都道府県別に過疎地に立地する曹洞宗寺院の割合を算出している（表6）。それによれば、曹洞宗において過疎地に立地する寺院の割合は29.9%（4,083ヶ寺）となり、約3割の寺院が当該地域に存在していることがわかる。過疎地に立地する寺院の割合が最も高いのは大分県84.5%（147ヶ寺）、次いで岡山県84.3%（118ヶ寺）・秋田県81.1%（270ヶ寺）となっている。一方、最も割合が低いのは神奈川・大阪・香川県となり、いずれも0%（0ヶ寺）であった。

ではこれまでと同様に、後任候補者登録寺院の割合と過疎地に立地する寺院の割合を照らし合わせてみよう。まず後任候補者登録寺院の割合が全国平均（18.4%）より低い29府県のうち、過疎地に立地する寺院の割合が全国平均（29.9%）より高いのは18府県となり、6割強に相当する。一方で後任候補者登録寺院の割合が全国平均より高い17都道府県のうち、過疎地域に立地する寺院の割合が平均より高いのは8道県であり、約5割に相当する。つまり、後任候補者登録寺院の割合が高い自治体であっても、その半数以上で過疎地寺院の割合が高いということになる。「法人収入」「一ヶ寺あたりの檀戸数」という寺院規模と後任候補者登録寺院の照合結果と比較すると、過疎地と後任候補者登録寺院の割合の関連性はより薄いと言指できるのである。

より俯瞰的にみるためにここで地方に注目してみよう。表7は、都道府県別の過疎地寺院数を、地方別に再集計したものである。これによると、過疎地域に立地する寺院の割合が全国平均より高いのは北海道・東北・中国・四国・九州沖縄地方となる。曹洞宗においては、関東より北と近畿より西の地方で過疎地寺院の割合が高いことがわかる。ここで表3の後任候補者登録寺院

する。一方で、後任候補者登録寺院の割合が平均より高いのは17都道府県であるが、それらのうち低収入寺院の割合が平均を超えるのは僅か3県（福島・千葉・佐賀県）である。逆に、後任候補者登録の割合が平均より低い29府県のうち、高収入寺院の割合が平均より高い自治体は僅か5県（長野・静岡・愛知・福岡・長崎県）であるが、一方、後任登録の割合が高い17都道府県のうち、高収入寺院の割合が平均より高いのは12都道府県と約7割に達する。このことから、後任候補者登録寺院の割合が低い自治体の多く（約8割）は、低収入寺院の割合も高いと指摘することができるのである。

さて曹洞宗寺院における法人収入の多くは寺務・檀務に依っているといわれる¹⁹。そのため寺院の抱える檀戸数は法人収入に大きな影響を与えるといえるであろう。そこで、後任候補者登録寺院の割合と檀戸数の関連を検討しよう。まず自治体ごとの檀戸数であるが、『宗勢 2015』では、都道府県別の一ヶ寺あたりの檀戸数²⁰を算出している（表5）。

それによれば、曹洞宗においては一ヶ寺あたりが抱える檀戸数の全国平均は147.2戸（標準偏差215.2戸）となる。都道府県別にみると、平均より高いのは19都道県、一方で平均より低いのは27府県となる。法人収入と同様に、後任候補者登録寺院と一ヶ寺あたりの檀戸数を照らし合わせてみよう。後任候補者登録寺院の割合が全国平均より低い29府県のうち、一ヶ寺あたりの檀戸数が全国平均（147.2戸）より低いのは22府県となり、約8割に相当する。一方、後任候補者登録寺院の割合が平均より高い17都道府県の内、一ヶ寺あたり檀戸数が平均より低いのは6府県となる。他方、後任候補者登録寺院の割合が平均より低い29府県のうち、一ヶ寺あたりの檀戸数が平均より高いのは僅か7県に過ぎない。一方、後任候補者登録寺院の割合が平均より高い17都道府県の内、

表5 都道府県別にみた1ヶ寺あたりの檀徒数

都道府県	1ヶ寺あたりの檀徒数(戸)	都道府県	1ヶ寺あたりの檀徒数(戸)	都道府県	1ヶ寺あたりの檀徒数(戸)
北海道	314.8	石川県	31.7	岡山県	82.6
青森県	461.5	福井県	41.5	広島県	104.9
岩手県	346.5	山梨県	74.2	山口県	111.3
宮城県	260.5	長野県	227.8	徳島県	70.2
秋田県	296.3	岐阜県	90.8	香川県	81.0
山形県	132.0	静岡県	145.5	愛媛県	157.4
福島県	165.1	愛知県	74.0	高知県	197.2
茨城県	203.5	三重県	84.2	福岡県	119.5
栃木県	184.5	滋賀県	26.7	佐賀県	88.5
群馬県	194.7	京都府	76.5	長崎県	222.7
埼玉県	175.0	大阪府	61.4	熊本県	135.7
千葉県	98.3	兵庫県	92.8	大分県	50.3
東京都	164.8	奈良県	56.5	宮崎県	127.6
神奈川県	185.1	和歌山県	85.8	鹿児島・ 沖縄県	168.5
新潟県	128.3	鳥取県	201.2	平均	147.2
富山県	30.7	島根県	104.6	標準偏差	215.2

※『宗勢 2015』16頁より一部抜粋

※全国平均より高い都道県には筆者が網掛けを施した

表４ 都道府県別にみた寺院の収入区分

％(ヶ寺)

都道府県	低収入寺院 (0円～ 500万円)	中収入寺院 (500万1円～ 1,000万円)	高収入寺院 (1,000万円1 円以上)	都道府県	低収入寺院 (0円～ 500万円)	中収入寺院 (500万1円～ 1,000万円)	高収入寺院 (1,000万円1 円以上)
北海道	26.0％(112)	34.6％(149)	39.4％(170)	三重県	77.9％(282)	16.0％(58)	6.1％(22)
青森県	32.7％(49)	27.3％(41)	40.0％(60)	滋賀県	92.9％(156)	5.4％(9)	1.8％(3)
岩手県	37.9％(106)	27.9％(78)	34.3％(96)	京都府	79.0％(256)	13.9％(45)	7.1％(23)
宮城県	35.1％(149)	30.2％(128)	34.7％(147)	大阪府	39.5％(47)	26.1％(31)	34.5％(41)
秋田県	38.4％(121)	39.0％(123)	22.5％(71)	兵庫県	67.3％(249)	21.4％(79)	11.4％(42)
山形県	72.0％(467)	18.5％(120)	9.6％(62)	奈良県	84.6％(55)	6.2％(4)	9.2％(6)
福島県	63.4％(275)	20.7％(90)	15.9％(69)	和歌山県	77.0％(47)	21.3％(13)	1.6％(1)
茨城県	46.9％(82)	28.6％(50)	24.6％(43)	鳥取県	49.7％(94)	33.9％(64)	16.4％(31)
栃木県	48.5％(79)	31.3％(51)	20.2％(33)	島根県	80.5％(219)	13.2％(36)	6.3％(17)
群馬県	44.8％(137)	26.8％(82)	28.4％(87)	岡山県	81.7％(107)	14.5％(19)	3.8％(5)
埼玉県	51.7％(247)	18.6％(89)	29.7％(142)	広島県	71.3％(117)	17.7％(29)	11.0％(18)
千葉県	66.7％(188)	17.4％(49)	16.0％(45)	山口県	63.7％(158)	23.8％(59)	12.5％(31)
東京都	24.0％(68)	24.0％(68)	51.9％(147)	徳島県	82.4％(14)	5.9％(1)	11.8％(2)
神奈川県	30.2％(101)	21.9％(73)	47.9％(160)	香川県	75.0％(3)	25.0％(1)	0.0％(0)
山梨県	86.5％(390)	10.4％(47)	3.1％(14)	愛媛県	73.2％(115)	19.1％(30)	7.6％(12)
長野県	55.8％(259)	19.6％(91)	24.6％(114)	高知県	55.0％(11)	40.0％(8)	5.0％(1)
新潟県	68.0％(451)	21.3％(141)	10.7％(71)	福岡県	53.1％(76)	23.1％(33)	23.8％(34)
富山県	88.5％(139)	5.7％(9)	5.7％(9)	佐賀県	77.9％(169)	16.6％(36)	5.5％(12)
石川県	86.6％(103)	10.1％(12)	3.4％(4)	長崎県	53.5％(61)	18.4％(21)	28.1％(32)
福井県	90.5％(229)	7.5％(19)	2.0％(5)	熊本県	63.3％(50)	21.5％(17)	15.2％(12)
岐阜県	65.9％(147)	17.9％(40)	16.1％(36)	大分県	93.3％(126)	4.4％(6)	2.2％(3)
静岡県	51.2％(537)	23.8％(249)	25.0％(262)	宮崎県	78.3％(47)	16.7％(10)	5.0％(3)
愛知県	58.9％(606)	21.9％(225)	19.2％(198)	鹿児島県	66.7％(8)	16.7％(2)	16.7％(2)
				合計	59.9％(7,509)	21.0％(2,635)	19.1％(2,398)

※『梶龍輔（2019）「宗勢調査からみえてくる曹洞宗寺院の経済状況」』『岐路』相澤秀生・川又俊則編著。法蔵館』206頁より一部抜粋

※全国平均より高い都道府県には網掛けが施されている

※沖縄県に関しては回答がないため除外されている

章では、法人収入や檀戸数という、いわゆる寺院規模に関連する先行研究との比較を試みる。まず曹洞宗における都道府県別の法人収入の諸相を追っていき。梶（2019）¹⁷は「宗勢調査2015」のデータを基にして曹洞宗寺院における法人収入¹⁸の地域間比較を行っている（表4）。

それによれば曹洞宗においては、「低収入寺院」の割合が59.9％(7,059ヶ寺)、「中収入寺院」の割合が21.0％(2,635ヶ寺)、「高収入寺院」の割合が19.1％(2,398ヶ寺)となっている。つまり約6割の寺院が低収入寺院となるわけだ。

ではここで表2のデータを用いて、法人収入と後任候補者登録寺院を照らし合わせてみよう。2章で述べたように後任候補者登録寺院の割合が全国平均(18.4％)より低いのは29府県であるが、それら29の自治体のうち、低収入寺院の割合が全国平均(59.9％)を超えるのは23府県であり、約8割に相当

れる。そこで本章では、後任候補者登録寺院割合と兼務寺院割合の比較を行う。

表2によれば、曹洞宗における兼務寺院の割合は22.9%で全国に3,322ヶ寺存在することになる。都道府県別にみると、最も割合が高いのは和歌山県の44.8%（30ヶ寺）となり、次いで滋賀県41.9%（83ヶ寺）、岡山県41.8%（69ヶ寺）と続く。一方、最も割合が低いのは香川県0%（0ヶ寺）、次いで青森県6.3%（11ヶ寺）、鹿児島・沖縄県5.9%（1ヶ寺）となる。北陸では富山・石川・福井県のいずれもが、兼務寺院割合が全国平均より高いことがわかる。逆に北海道地方、そして福島県を除く東北地方の全県で兼務寺院の割合が低くなっているのである。次に地方別にみていこう。表3によれば、最も兼務寺院の割合が高いのは近畿32.4%（409ヶ寺）であり、最も低いのが北海道の9.5%（46ヶ寺）であった。そして、全国平均（22.9%）を上回るのは甲信越・北陸・東海・近畿・中国地方、平均を下回るのが北海道・東北・関東・四国・九州沖縄地方となる。

ではここで、後任候補者登録寺院と兼務寺院を照らし合わせてみよう。まず後任候補者登録寺院の割合が平均より高い地方（北海道・東北・関東地方）は、兼務寺院の割合は全国平均より低いことがわかる。一方、後任候補者登録寺院の割合が平均より低い地方に目を向けると、四国・九州沖縄地方では兼務寺院の割合は平均より低いが、甲信越・北陸・東海・近畿・中国地方ではその割合が高いのである。つまり後任候補者登録寺院の割合が高い地方は、兼務寺院の割合が低いといえる。一方で、後任候補者登録寺院の割合が低い地方では、必ずしも兼務寺院の割合が高いというわけではない。

さて冒頭で述べたように、一般的には「兼務寺院には後任候補者の登録はできない」と認識されがちではなかろうか。しかし曹洞宗宗制では「後任候補者が当該寺院住職としての資格を得る見込みがあるときは、その資格を得るまで兼務住職を置き、その資格を得ると同時に、直ちに住職任命の申請をしなければならない（曹洞宗寺院住職任免規程32条1項）」と定められている。つまり限定的ではあるが、兼務寺院の中にも後任候補者が登録されている場合があるわけだ。本稿で検討対象とした「寺院データ」においても、兼務寺院かつ後任候補者登録寺院は21ヶ寺存在している。しかしその数は僅かなものであり、やはり「兼務寺院では後任候補者登録がされていない」というのが大勢といえよう。

4. 寺院規模との関連

前章では兼務寺院の割合と後任候補者登録寺院の割合の照合を行った。本

表３ 地方別にみた寺院数（本務・兼務・代務、特定代務、住職不在）と後任候補者登録寺院数

地方	寺院数 (ヶ寺)	本務寺院 (ヶ寺)	兼務寺院 (ヶ寺)	代務・特定 代務寺院 (ヶ寺)	住職・兼務 住職不在寺院 (ヶ寺)	兼務寺院 割合	後任候補者 登録寺院 (ヶ寺)	後任候補者 登録寺院 割合
北海道	485	436	46	2	8	9.5%	124	25.6%
東北	2,511	2,019	476	11	28	19.0%	608	24.2%
関東	2,354	1,916	421	10	26	17.9%	651	27.7%
甲信越	1,897	1,332	455	8	102	24.0%	319	16.8%
北陸	648	397	194	3	54	29.9%	53	8.2%
東海	3,002	2,103	829	7	63	27.6%	420	14.0%
近畿	1,263	811	409	4	39	32.4%	165	13.1%
中国	1,143	823	289	2	29	25.3%	146	12.8%
四国	231	179	51	0	1	22.1%	26	11.3%
九州・沖縄	955	737	152	6	60	15.9%	152	15.9%
合計	14,489	10,704	3,322	53	410	22.9%	2,664	18.4%

※ 2019 年 12 月 5 日時点

※表２・３「兼務寺院割合」に関して、全国平均を上回る地方には網掛けを施した。

※表２・３「後任候補者登録寺院割合」に関して全国平均を下回る地方には網掛けを施した。

さらに地方ごとに寺院数と後任候補者登録寺院数を算出したのが表３である。これによると後任候補者登録寺院の割合が最も高いのは、関東地方 27.7% (651 ヶ寺) であり、最も割合が低いのが北陸地方 8.2% (53 ヶ寺) であった。特に北陸地方に関しては、他の地方が二桁台の割合を示しているのに対し、その割合が一桁台にとどまっている。また北海道・東北・関東地方では後任候補者登録寺院の割合が全国平均より高いが、それ以外の地方ではその割合が全国平均を下回っているのである。これらの結果から、大まかにいうと、曹洞宗において後任候補者登録寺院の割合は、東日本に立地する寺院で高く、西日本に立地する寺院で低いのである。つまり「西低東高」の傾向を示しているのだ。

本章では、都道府県・地方別に後任候補者登録寺院の割合を算出し、その地域間比較を試みた。その結果、東日本ではその割合が高く、逆に西日本で低いことが明らかになった。では後任候補者登録寺院の割合に影響を及ぼす要因と何か。次章以降で検討してみたい。

３．兼務寺院との関連

「兼務寺院には後任候補者として登録されている僧侶はいない」というのが一般的な認識ではなかろうか。その認識に基づくならば、兼務寺院の割合が高まれば、当然ながら、後任候補者登録寺院の割合は低くなることが予想さ

表２ 都道府県別にみた寺院数（本務・兼務・代務、特定代務・住職不在）と後任候補者登録寺院数

地方	都道府県	寺院数 (ヶ寺)	本務寺院 (ヶ寺)	兼務寺院 (ヶ寺)	代務・特定 代務寺院 (ヶ寺)	住職・兼務 住職不在寺院 (ヶ寺)	兼務寺院 割合	後任候補者 登録寺院 (ヶ寺)	後任候補者 登録寺院 割合
北海道	北海道	485	429	46	2	8	9.5%	124	25.6%
	青森県	176	159	11	0	6	6.3%	54	30.7%
	岩手県	317	277	35	1	4	11.0%	74	23.3%
	宮城県	465	390	73	1	1	15.7%	137	29.5%
	秋田県	348	317	28	2	1	8.0%	99	28.4%
	山形県	735	555	163	6	11	22.2%	172	23.4%
	福島県	470	298	166	1	5	35.3%	72	15.3%
関東	茨城県	200	172	24	0	4	12.0%	65	32.5%
	栃木県	188	157	27	0	4	14.4%	57	30.3%
	群馬県	353	295	52	2	4	14.7%	97	27.5%
	埼玉県	528	393	130	1	4	24.6%	123	23.3%
	千葉県	329	227	96	0	6	29.2%	64	19.5%
	東京都	370	319	46	3	2	12.4%	118	31.9%
	神奈川県	386	334	46	4	2	11.9%	127	32.9%
甲信越	山梨県	513	310	177	4	22	34.5%	70	13.6%
	長野県	596	440	114	2	40	19.1%	109	18.3%
	新潟県	788	582	164	2	40	20.8%	140	17.8%
北陸	富山県	227	132	58	1	36	25.6%	20	8.8%
	石川県	136	92	34	1	9	25.0%	12	8.8%
	福井県	285	173	102	1	9	35.8%	21	7.4%
東海	岐阜県	248	171	68	1	8	27.4%	26	10.5%
	静岡県	1,134	776	345	4	9	30.4%	172	15.2%
	愛知県	1,181	898	246	1	36	20.8%	172	14.6%
	三重県	439	258	170	1	10	38.7%	50	11.4%
	滋賀県	198	99	83	1	15	41.9%	16	8.1%
近畿	京都府	370	215	142	0	13	38.4%	36	9.7%
	大阪府	139	118	17	1	3	12.2%	39	28.1%
	兵庫県	417	297	113	1	6	27.1%	59	14.1%
	奈良県	72	47	24	0	1	33.3%	7	9.7%
	和歌山県	67	35	30	1	1	44.8%	8	11.9%
中国	鳥取県	203	175	27	0	1	13.3%	31	15.3%
	島根県	323	214	90	2	17	27.9%	49	15.2%
	岡山県	165	92	69	0	4	41.8%	12	7.3%
	広島県	185	139	42	0	4	22.7%	28	15.1%
	山口県	267	203	61	0	3	22.8%	26	9.7%
四国	徳島県	25	16	9	0	0	36.0%	2	8.0%
	香川県	6	6	0	0	0	0.0%	0	0.0%
	愛媛県	176	137	39	0	0	22.2%	19	10.8%
	高知県	24	20	3	0	1	12.5%	5	20.8%
九州・ 沖縄	福岡県	163	144	14	3	2	8.6%	21	12.9%
	佐賀県	235	192	37	0	6	15.7%	47	20.0%
	長崎県	162	122	28	1	11	17.3%	27	16.7%
	熊本県	123	83	33	0	7	26.8%	16	13.0%
	大分県	186	120	32	2	32	17.2%	19	10.2%
	宮崎県	69	61	7	0	1	10.1%	20	29.0%
	鹿児島県	17	15	1	0	1	5.9%	2	12.5%
合計		14,489	10,704	3,322	53	410	22.9%	2,664	18.4%

※ 2019 年 12 月 5 日時点

のは曹洞宗宗務庁が保有する「寺院データ¹²」（2019年12月5日時点）である。当該データには、曹洞宗寺院の情報が登録されており、そこには後任候補者に関する情報も含まれている。1章で触れたが、後任候補者の申請には「後任候補者となる者は、本宗の僧侶でなければならない（曹洞宗寺院住職任免規程第26条）」との条項が定められており、得度し僧籍を有していることが必須条件となっている。なお「副住職」も「当該寺院の後任候補者として登録された者（曹洞宗寺院住職任免規程第35条第1項）」と規定されている。つまり後任候補者には「副住職」と「徒弟」が含まれるのである。

これら後任候補者登録寺院数を都道府県別にみたのが表2である¹³。なお後任候補者登録寺院の割合を算出する際の基数となる寺院数も都道府県別に算出し、併せて本務¹⁴、兼務、代務・特定代務、住職不在¹⁵の分類も表に組み込んだ。

まず「寺院データ」における、曹洞宗の寺院数¹⁶は14,489ヶ寺である。その内、本務寺院は10,704ヶ寺（73.9%）、兼務寺院は3,322ヶ寺（22.9%）、代務・特定代務寺院は53ヶ寺（0.4%）、住職不在寺院は410ヶ寺（2.8%）であった。そして曹洞宗において後任候補者登録寺院は全国で2,664ヶ寺となり、割合にすると全寺院の18.4%となった。つまり約5ヶ寺に1ヶ寺が後任候補者登録寺院となっているのである。

さて後任候補者登録寺院を都道府県別にみると、全国平均の18.4%を上回っているのは17都道府県、逆に平均を下回っているのが29府県であった。最も割合が高いのが神奈川県 32.9%（127ヶ寺）、次いで茨城県 32.5%（65ヶ寺）、東京都 31.9%（118ヶ寺）となり、上位3つ全てが関東の都県であった。一方、最も割合が低いのが香川県 0%（0ヶ寺）、次いで岡山県 7.3%（12ヶ寺）、福井県 7.4%（21ヶ寺）と続いていく。日本を大きく東・西に分けるならば、下位3県はいずれも西日本の県であった。

また後任候補者登録寺院数が最も多いのは、上から愛知県（172ヶ寺）、静岡県（172ヶ寺）、山形県（172ヶ寺）となり、いずれも同数であった。これらの3県は、全国でも抱える寺院が多い県の為、当然ながら任候補者登録寺院も多くなるわけであるが、愛知・静岡県を割合でみるならば、前者は14.6%、後者は15.2%といずれも全国平均を下回っていることがわかる。また大まかに後任候補者登録寺院割合をみるならば、北海道・東北・関東地方においては福島県を除くすべての道府県で全国平均を上回っている。一方で、北陸・甲信越・東海・近畿・中国・四国・九州沖縄地方においては、大阪府・高知・佐賀・宮崎県の1府・3県を除くすべての府県で全国平均を下回っているのである。

曹洞宗宗侶数が先細りしていくことを予見させる結果なのである。

上述のことをまとめると、まず後継者がいるとする回答は、過去一貫して減少し、またそれと同様に寺院後継の可能性を有する宗侶人数もこの50年間で大幅に減少している。そして寺院後継の可能性を有する宗侶の出身は、そのほとんどが曹洞宗寺院で占められ、さらにこれら宗侶の多くが住職の「子」なのである。

このように寺院後継の可能性を有する宗侶の出身・続柄に焦点をあてると、後継者の多くが寺院に在籍する家族内で再生産されている、という実態が浮き彫りになるのである。しかし、そのような「肉系相続」も10代宗侶数の激減という結果から、その先行きは不透明と言わざるを得ないのである。

以上が曹洞宗における後継者問題に関するこれまでの報告・分析である。このように曹洞宗における寺院後継者は減少しているとされる。しかしながら、その詳細な考察はこれまでになされているかといえ、疑問符が付けられる。周知の通り、曹洞宗は日本の伝統仏教教団において最大の寺院数を擁し、その教線は全国に行き渡っている。そのため、地域ごとに様々な特色が有していると思われるが、後継者問題も例外ではないであろう。確かに過疎地域や宗務所別に後継者人数を集計している『宗勢』¹⁰もあるが、都道府県や地方¹¹に着目して後継者問題を論じられることは、これまでほとんどなされていないと思われる。そこで本研究では、曹洞宗宗務庁が管理するデータを用いて寺院後継者に関する地域間比較を行い、そこから浮かび上がる問題を考察していく。

2. 後任候補者を有する寺院の地域間比較

前章において『宗勢』を基に後継者問題を振り返ったが、「後継者がいる」「後継者がいない」というのはあくまで住職の意識である点は注意を要する。また「寺院後継の可能性を有する宗侶」についても、実際に「後任候補者」として登録されていることを確認できるのは「副住職」のみでそれ以外は不明である。そこで本稿では、「後任候補者の登録がされている寺院」（以下「後任候補者登録寺院」）を取り上げていく。

後任候補者登録寺院の地域間比較を行っていくにあたり、検討対象となる

表 1 10 代宗侶の人数

1965 年	2,841 人
1975 年	1,971 人
1995 年	1,867 人
2005 年	1,473 人
2015 年	850 人

※『澤城邦生（2019）「曹洞宗における後継者問題—得度年齢の分析を通して—」宗学研究紀要 32 号』143 頁より一部抜粋

これによると、「後継者がいる⁴」割合は1975年では73.9%（8,695人）であるが、2005年では63.4%（6,839人）となっており、「後継者がいる」と回答した住職は1,856人減少している。一方で「後継者がいない」割合は1975年では26.1%（3,067人）だが、2005年では35.4%（3,819人）と上昇している。このように、『宗勢』を基にすれば、後継者は過去一貫して減少しており、曹洞宗において後継者不足は進展していることになる。

また後継者となり得る存在としては、「副住職」「徒弟」をあげることができる。副住職は、「後任候補者」登録が必須要件であり、また徒弟は「後任候補者」に登録される権利を有している。つまり両者はその時点において、寺院後継の可能性を有する存在と位置付けられるのである。それら「副住職」「徒弟」「後任候補者⁵」人数を合算し、その変遷を確認すると、1965年が8,477人であったのに対し、2015年は5,315人にまで減少しているのである⁶。このように寺院後継の可能性を有する曹洞宗僧侶（以下「宗侶」）の人数は減少していることがわかる。最も人数の多い1975年（8,828人）と2015年（5,315人）を比較すると、2015年の人数は1975年時の約6割にしか満たないのである。

そして、それら寺院後継の可能性を有する宗侶の出身（曹洞宗寺院、在家・その他、他宗寺院）を確認してみると、そのほとんどが曹洞宗寺院出身であり⁷、1965年から2015年までの50年間をみても、その割合に大きな変化は認められないのである。さらに寺院後継の可能性を有する宗侶と住職との続柄を検討すると、1965年から2015年まで「子（養子を含む）」の割合は8割以上となっている。一方で、「その他（子以外）」の割合は、2割を下回っていることがわかる⁸。このように寺院後継の可能性を有する宗侶は、そのほとんどが住職の子であると指摘できるのである。

これらいわゆる「肉系相続」の実態は、宗侶の得度年齢からも推測することができる。曹洞宗の僧籍簿（2018年12月12日時点）をデータとし得度年齢を算出してみると、宗侶の多くが10代のうちに得度しており、特に10代前半に集中していることが判明している⁹。当該年代は、小学校高学年・中学校に該当するが、その時期に得度した宗侶のほとんどが寺院に在籍する子どもと推測される。つまり得度が可能な年齢である10歳に達したならば、なるべく早く得度するよう子弟に勧めているのではなかろうか。宗侶の7割以上が10代で得度しているということは、当該年代は曹洞宗の宗侶人数を押し上げていく年代といえるのである。そしてそのような宗侶人数の源泉たる10代宗侶数の変遷を表1に示したが、その人数が激減していることがわかる。10代以外の年代で得度することが稀であるとするならば、この落ち込みは、今後、

曹洞宗における後継者問題（2）

—地域間比較を通して—

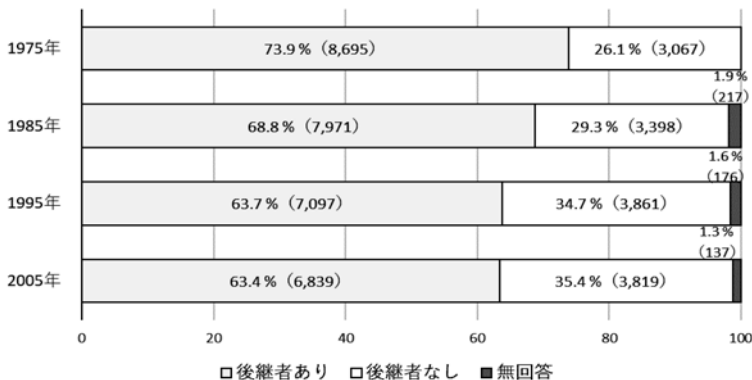
澤 城 邦 生

本稿では曹洞宗における寺院後継者問題に関して、曹洞宗宗務庁が有する寺院データから後任候補者が登録されている寺院を抽出し、その地域間比較を試みる。またそれらと兼務寺院・法人収入・檀戸数・過疎地域¹の関連も検討する。

1. 『宗勢調査報告書』にみる後継者問題

まずこれまでに検討された曹洞宗における後継者問題の先行研究を振り返ってみよう²。継続的に当該問題を取り上げてきたのは『宗勢調査報告書』（以下『宗勢〇〇』）である。曹洞宗宗勢総合調査（以下「宗勢調査〇〇」）は1965年から10年おきに継続して行われきたが、当該問題に関しては『宗勢1965』から『宗勢2015』まで論じられている。「宗勢調査1975」からは在籍区分とは別項目を設け、住職に対して「後継者の有無」「いない理由」「現状認識」についての問いを立てている。それら1975～2005年までの「後継者の有無」に関する回答結果をまとめたものが図1³である。

図1 後継者有無の推移



※『澤城邦生（2019）「曹洞宗における後継者問題—得度年齢の分析を通して—」宗学研究紀要 32 号』143 頁より

龍樹の教えのキーワード

大法輪

pp75 ～ 78

H30.2

奥 野 光 賢

過疎問題現地報告③ 能登地域寺院調査に参加して③

曹洞宗報 990

pp27 ～ 29

H30.3

平 子 泰 弘

治安維持法と闘った斎藤秀一

仏教タイムス 2724	p1	H29.7	佐藤玄祐
ブッダ 無明と欲望を調える			
大法輪	pp54 ~ 59	H29.8	奈良康明
新・禅語を読む99 我逢人			
跳龍 783	pp18 ~ 19	H29.7	木村尚徳
共謀罪を憂う⑥			
仏教タイムス 2724	p1	H29.7	佐藤玄裕
新・禅語を読む100 寂静無漏妙術			
跳龍 784	pp10 ~ 11	H29.8	木村尚徳
『宋会要』道釈部訓注(一二)資料編			
駒澤大学仏教学部論集 48			
	pp45 ~ 95	H29.10	永井政之 他
新・禅語を読む101 唵剣婆耶剣婆耶吽婆多莎訶			
跳龍 785 (九・一〇月号)			
	pp20 ~ 21	H29.10	木村尚徳
新・禅語を読む102 唵阿嚕力迦娑婆訶			
跳龍 786	pp36 ~ 37	H29.11	木村尚徳
新・禅語を読む103 唵訶訶訶尾娑摩曳娑婆訶			
跳龍 787	pp17 ~ 18	H29.12	木村尚徳
過疎問題現地報告 能登地域寺院調査に参加して①			
曹洞宗報 988	pp42 ~ 44	H30.1	平子泰弘
新・禅語を読む104 唵尸羅婆陀尼黎吽娑婆訶			
跳龍 788	pp34 ~ 35	H30.1	木村尚徳
新・禅語を読む105 唵摩訶迦羅耶娑婆訶			
跳龍 789	pp36 ~ 37	H30.2	木村尚徳
新・禅語を読む106 唵俱嚕駄曩吽惹娑嚩訶			
跳龍 790	pp36 ~ 37	H30.3	木村尚徳
藤原伊織の青春			
駒沢大学仏教学部研究紀要 76			
	pp160 ~ 200	H30.3	金沢 篤
過疎問題現地報告② 能登地域寺院調査に参加して②			
曹洞宗報 989	pp18 ~ 21	H30.2	平子泰弘

現代日本における中国三論宗の研究について

駒沢大学仏教学部研究紀要 76

pp84 ~ 98 H30.3 奥 野 光 賢

チャンキャ『宗義書』における部派仏教に関する記述 (1)

駒沢大学仏教学部研究紀要 76

pp130 ~ 158 H30.3 木 村 誠 司

唐代禪の思想展開 空に回帰する黄檗の禪から既に空なる臨済の禪へ

禪學研究 96 pp1 ~ 31 H30.3 小 川 太 龍

XII. その他

1. 宗教学・キリスト教・哲学・人間学

『保元物語』各伝本における崇徳院の怨霊・天狗像の考察

駒澤大学大学院仏教学研究会年報 50

pp91 ~ 108 H29.5 大 橋 早 帆

Japanese Philosophy and Buddhism

駒沢大学仏教学部研究紀要 76

pp202 ~ 228 H30.3 松 本 史 朗

8. その他

新・禪語を読む 96 閑眠高臥對青山

跳龍 780 pp36 ~ 37 H29.4 木 村 尚 徳

仏教・禪と祈り

駒澤大学大学院仏教学研究会年報 50

pp1 ~ 28 H29.5 奈 良 康 明

新・禪語を読む 97 懺悔即安楽

跳龍 781 pp28 ~ 29 H29.5 木 村 尚 徳

新・禪語を読む 98 一

跳龍 782 pp32 ~ 33 H29.6 木 村 尚 徳

『南国順礼記』を読む

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)

pp (7) ~ (12) H29.6 古 山 健 一

「異類中行」私考 禅僧の民衆教化

駒澤大学仏教学部論集 48

pp1 ~ 27 H29.10 永井政之

中国の文献に見られる瑜伽行派と中観派の論争

駒澤大学仏教学部論集 48

pp191 ~ 212 H29.10 吉村誠

英藏敦煌文献から発見された禅籍について S6980 以降を中心に (1)

駒澤大学仏教学部論集 48

pp273 ~ 288 H29.10 程正

南北朝隋唐仏教と『菩薩地持経』

駒澤大学仏教学部論集 48

pp289 ~ 310 H29.10 李子捷

Jinakalamali について 特に 1 つの難句をめぐって

駒澤大学仏教学部論集 48

pp311 ~ 332 H29.10 古山健一

アビダルマ文献の六因仏説論について

駒澤大学仏教学部論集 48

pp350 ~ 384 H29.10 木村誠司

Mona The Path of the Sage

駒澤大学仏教学部論集 48

pp385 ~ 400 H29.10 矢島道彦

ダマヤンティーの愛 bhakti の意味を尋ねて

駒澤大学仏教学部論集 48

pp401 ~ 432 H29.10 金沢篤

二十種有身見考

駒沢大学禅研究所年報 29

pp81 ~ 109 H29.12 袴谷憲昭

温陵戒環禅師『楞嚴経要解』初探 特に泉州開元寺に着目して

駒沢大学仏教学部研究紀要 76

pp39 ~ 61 H30.3 大澤邦由

英藏敦煌文献から発見された禅籍について S6980 以降を中心に (2)

駒沢大学仏教学部研究紀要 76

pp65 ~ 82 H30.3 程正

現場における仏教保育 子どもたちの幸せを願って

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23 号

pp17 ~ 26 H30.3 山 崎 和 子

幼児期における道德教育及び宗教教育 「利他」の心を育てる

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23 号

pp27 ~ 44 H30.3 山 室 吉 孝

保育者論としての仏教保育 仏教保育の理念と授業実践

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23 号

pp45 ~ 54 H30.3 橋 本 弘 道

仏教・保育・子どもの環境 保育における環境とは、仏教・保育・栽培の関わり

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23 号

pp55 ~ 63 H30.3 仙 田 考

XI. 禪と諸宗（禪以外の仏教各宗）

三階教における如来蔵説の一考察 『仏性観修善法』・『仏性観』と『宝性論』を中心に

駒澤大学大学院仏教学研究会年報 50

pp137 ~ 158 H29.5 李 子 捷

北一輝と法華思想（1） その著作に見る『法華経』と日蓮の影響について

仏教経済研究 46 pp179 ~ 208 H29.5 若 林 孝 彦

中国江南における民間信仰と地域社会 清代後期から民国期にかけての江蘇省無錫県の事例から

仏教経済研究 46 pp338 ~ 366 H29.5 都 通 憲三朗

『弘戒法儀』と『弘戒指南』との比較考 黄檗戒壇の曹洞宗への影響

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第 18 回）

pp（1）～（6） H29.6 吉 田 道 興

『大日経疏』における初期禅宗思想について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第 18 回）

pp141 ~ 146 H29.6 千 葉 正

鎌倉期における禅宗の多様性と独自性 称名寺蔵『覚性論』について

印度学仏教学研究 66-1

pp128 ~ 133 H29.12 古 瀬 珠 水

実践仏教について考える (2) 戦後曹洞宗における死者供養言説について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)

pp207 ~ 212 H29.6 松 葉 裕 全

坐禅と数息観 生理心理学実験を通して

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)

pp (13) ~ (18) H29.6 田 中 仁 秀

坐禅体験を共有する場の必要性について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)

pp (19) ~ (24) H29.6 佐 田 陸 道

「性的マイノリティ」と宗教者について 教化活動の視点から

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)

pp (25) ~ (30) H29.6 本 多 清 寛

仏教講座受講者の供養に対する意識調査

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)

pp (37) ~ (42) H29.6 田 代 浩 潤

禅と煩惱

駒沢大学禅研究所年報 29

pp210 ~ 226 H29.12 石 井 清 純

禅とことば

駒沢大学禅研究所年報 29

pp228 ~ 242 H29.12 小 川 隆

坐禅 (zazen)

駒沢大学禅研究所年報 29

pp244 ~ 246 H29.12 角 田 泰 隆

禅研究の国際交流と現代的展開

駒沢大学禅研究所年報 29

pp261 ~ 264 H29.12 石 井 清 純

伝統仏教教団における恒例法要の実施状況 各宗勢調査報告書を通して

宗学研究紀要 31 pp (1) ~ (16) H30.3 澤 城 邦 生

仏教に学ぶ保育の原点

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23 号

pp 5 ~ 15 H30.3 佐 藤 達 全

随想 日本禅の海外伝道について、その一端として 鈴木大拙博士の禅思想と弟子丸泰仙老師の実践禅に見る

仏教経済研究 46 pp267 ~ 285 H29.5 荒 木 稔 恵
第八回公開シンポジウム 癒しと宗教

仏教経済研究 46 pp287 ~ 327 H29.5 長谷部八朗 他
一般初心者に対する坐禅指導法の考察 具体的な説明について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp147 ~ 152 H29.6 小 杉 瑞 穂

坐禅会・坐禅研修会で活用できる効果的なワークショップの提案

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp153 ~ 158 H29.6 宇 野 全 智

坐禅会の現状と運営方法について 運営側の声から見たこと

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp159 ~ 164 H29.6 坂 田 祐 真

短大生の学習態度と仏教教育 教育に及ぼす作務の意味

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp171 ~ 176 H29.6 佐 藤 達 全

子どもの居場所づくりと教化 博物館における居場所事業を手掛かりに

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp177 ~ 182 H29.6 浅 川 範 之

匂い袋づくりを通じた新しい「場作り」の提案

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp183 ~ 188 H29.6 久保田 永 俊

「終活ブーム」を通して考える現代教化のありかた

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp189 ~ 194 H29.6 関 水 博 道

ネット動画による教化活動について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp195 ~ 200 H29.6 中 野 孝 海

戦後の曹洞宗の教化方針について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第 18 回)
pp201 ~ 206 H29.6 平 子 泰 弘

仏さまと日本人 20	遙かなる八月十五日			
禪の友 816	pp8～9	H29.8	佐々木 宏 幹	
仏さまと日本人 21	九月（陰暦八月）に憶うこと			
禪の友 817	pp10～11	H29.9	佐々木 宏 幹	
「喝」のフィロロジー（下）				
禪文化 246	pp81～90	H29.10	衣 川 賢 次	
仏さまと日本人 22	達磨さんのこと			
禪の友 818	pp10～11	H29.10	佐々木 宏 幹	
仏さまと日本人 23	「文化」の日について			
禪の友 819	pp10～11	H29.11	佐々木 宏 幹	
仏さまと日本人 24	「十二月八日」の思い出			
禪の友 820	pp10～11	H29.12	佐々木 宏 幹	
仏さまと日本人 25	「お正月」について			
禪の友 821	pp8～9	H30.1	佐々木 宏 幹	
仏さまと日本人 26	「靈魂」とは何か（1）			
禪の友 822	pp14～15	H30.2	佐々木 宏 幹	
仏さまと日本人 27	「靈魂」とは何か（2）			
禪の友 823	pp14～15	H30.3	佐々木 宏 幹	

3. 実践

明治の仏教者と仏前結婚式

駒澤大学大学院仏教学研究會年報 50

pp159～200 H29.5 武 井 謙 悟

新潟県における教導職制度について 特に曹洞宗を中心として

駒澤大学仏教学部論集 48

pp213～237 H29.10 永 井 俊 道

新旧教育基本法文言「宗教に関する寛容の態度」の用語「寛容」管窺

仏教経済研究 46

pp1～37 H29.5 小 山 一 乗

中等教育課程の生徒に対する宗教科坐禪指導の実践 私立世田谷学園中学校の
実践を中心として

仏教経済研究 46 pp209～232 H29.5 磯 邊 浩 道

12. 建築

禪寺に庭を作る 特集 禪寺と庭

禪文化 246 pp10 ~ 24 43033 木宮一邦・北山安夫

夢窓疎石の禪と庭園 特集 禪寺と庭

禪文化 246 pp25 ~ 34 43033 仲 隆 裕

大徳寺大仙院庭園 ~枯山水~ 室町時代の禪庭 特集 禪寺と庭

禪文化 246 pp35 ~ 48 43033 重 森 千 青

真珠庵の庭と私~人々の残像 特集 禪寺と庭

禪文化 246 pp49 ~ 58 43033 山 田 宗 正

X. 教化

1. 叢書・教化学

亜種概念「宗派教育」と類概念「宗教的情操教育」との教授概念の教育論理管窺

駒澤大学仏教学部論集 48

pp334 ~ 348 H29.10 小 山 一 乗

2. 法話

仏さまと日本人 16 四月八日とは？

禪の友 812 pp12 ~ 13 H29.4 佐々木 宏 幹

仏さまと日本人 17 お節句のこと

禪の友 813 pp10 ~ 11 H29.5 佐々木 宏 幹

仏さまと日本人 18 「合掌」 その意味について (1)

禪の友 814 pp10 ~ 11 H29.6 佐々木 宏 幹

今、道元禅師に学ぶこと

大法輪 pp54 ~ 59 H29.7 幣 道 紀

「喝」のフィロロロジー (中)

禪文化 245 pp57 ~ 65 H29.7 衣 川 賢 次

仏さまと日本人 19 「合掌」 その意味について (2)

禪の友 815 pp10 ~ 11 H29.7 佐々木 宏 幹

IX. 清規・禪戒

2. 禪戒

「禪苑清規」における維那の職掌

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp117～122 H29.6 角田隆真

瞎道本光『禪戒口訣或問』の研究

禪研究所紀要 46 pp39～58 H30.3 菅原研州

「禪苑清規」と「校定清規」の比較 維那の職掌を通じて

宗学研究紀要 31 pp69～87 H30.3 角田隆真

北宋の晋山式と住持の職能

禪學研究 96 pp55～78 H30.3 千田たくま

5. 禪林生活・食事法

近世料理書から見た仏教と食 「青物」の料理から「精進料理」へ

宗教学論集 37 pp3～27 H30.1 徳野崇行

9. 法式

「大乘寺系回向帳」二冊 解題と翻刻

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23号

pp265～312 43190 尾崎正善

11. 回向文・香語

中世曹洞宗における偈頌運用 逆翁宗順を中心として

禪研究所紀要 46 pp59～69 43190 大橋崇弘

漢詩から和歌へ（三）良岑安世・僧正遍昭・素性法師

駒澤大学仏教学部論集 48

pp97～111 H29.10 石井公成

禪の概要

駒沢大学禪研究所年報 29

pp247 ~ 260 H29.12 石 井 修 道

曹洞宗教団史における梅花流 第7回 第2章 梅花流以前のご詠歌活動 梅花
流年表に見る密厳流の影響

曹洞宗報 988 pp63 ~ 74 H30.1

曹洞宗総合研究センター

曹洞宗教団史における梅花流 第8回 第2章 梅花流以前のご詠歌活動 金剛
流・密厳流の教えと梅花流

曹洞宗報 990 pp51 ~ 65 H30.3

曹洞宗総合研究センター

2. 経典・祖録など

(9) 諸経典

『江湖風月集略註』研究 (10)

駒沢大学禪研究所年報 29

pp1 ~ 37 H29.12 飯塚 大展 他

禪籍研究 (2) 翻刻 駒澤大学図書館蔵『禪宗雜毒海』(下)

駒沢大学禪研究所年報 29

pp161 ~ 183 H29.12 飯塚 大展 他

『禪宗綱目』の思想的考察

禪學研究 96 pp33 ~ 54 H30.3 高 柳 さつき

5. その他

大慧宗杲の看話禪の成立について

駒沢大学禪研究所年報 29

pp39 ~ 79 H29.12 石 井 修 道

空見について

駒沢大学仏教学部研究紀要 76

pp100 ~ 128 H30.3 四津谷 孝 道

書評 大竹晋『大乘起信論成立問題の研究』『大乘起信論』は漢文仏教文献からのパッチワーク』

駒沢大学仏教学部研究紀要 76

pp1～9

H30.3

石井 公成

VIII. 宗義

1. 大綱

曹洞宗教団史における梅花流 第3回 第1章 戦後社会と梅花流正法教会
(2)～道元禅師七百回大遠忌と正法日本建設運動～

曹洞宗報 980

pp355～366

H29.5

曹洞宗総合研究センター

赤松月船老師の生涯と梅花流詠讃歌

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第18回)

pp165～170

H29.6

柴口 成浩

正信論争考(13) 樽林博士の信について(5)

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第18回)

pp129～134

H29.6

竹林 史博

曹洞宗教団史における梅花流 第4回 第1章 戦後社会と梅花流正法教会
(3)～尼僧師範活躍の背景～

曹洞宗報 982

pp55～67

H29.7

曹洞宗総合研究センター

曹洞宗教団史における梅花流 第5回 第1章 戦後社会と梅花流正法教会
(4) 梅花流正法教会の誕生まで

曹洞宗報 984

pp57～74

H29.9

曹洞宗総合研究センター

曹洞宗教団史における梅花流 第6回 第2章 梅花流以前のご詠歌活動 ご詠歌と他流の活動の歴史

曹洞宗報 986

pp71～85

H29.11

曹洞宗総合研究センター

《最乗寺》

大雄山誌論考 25

大雄 146 pp32 - 35 H29.4 関野惣平 足柄史談会編

大雄山誌論考 26 ~ 28

大雄 147 ~ 149 H29.7 ~ H30.1 足柄史談会編

大雄山の歴史メモ 12 ~ 15

大雄 146 ~ 149 H29.7 ~ H30.1 小早川 浩 大

《種月寺》

宝永年間種月寺支配下寺院本末帳について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第 18 回）

pp99 ~ 104 H29.6 深 井 一 成

《普蔵院》《大洞禅院》

「普蔵院住番牒」と「大洞禅院住山帳」

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第 18 回）

pp93 ~ 98 H29.6 尾 崎 正 善

《法持寺》

続『熱田 白鳥山法持寺史』補遺考

禅研究所紀要 46 pp97 ~ 132 43190 川 口 高 風

VII. 書誌・国語学

1. 解題・書評

福澤諭吉の「脱亜論」を読む

仏教経済研究 46 pp233 ~ 245 H29.5 工 藤 豊

書評 大澤広嗣著『戦時下の日本仏教と南方地域』（法藏館、二〇一五年）

仏教経済研究 46 pp247 ~ 266 H29.5 袴 谷 憲 昭

〈書評と紹介〉清水邦彦著『中世曹洞宗における地藏信仰の受容』

宗教研究 91-3 pp73 ~ 77 H29.12 徳 野 崇 行

書評『如圭詩偈稿』

跳龍 789 pp38 H30.2 前 川 睦 生

7. 寺史

(2) 永平寺

永平寺と梅花流（上）（下）

- | | | |
|------------------------------|---------------|------------|
| 傘松 883 ～ 894 | H29.4 ～ H29.5 | 佐藤俊晃 |
| 永平寺再発見（一）史料全書の編纂から | | |
| 傘松 884 pp40 ～ 46 | H29.5 | 永平寺史料編纂委員会 |
| 永平寺再発見（二）「普勸坐禅儀撰述由来」のこと | | |
| 傘松 885 pp34 ～ 38 | H29.6 | 岩永正晴 |
| 永平寺再発見（三）永平寺大工の祖「玄之家」 | | |
| 傘松 886 pp25 ～ 32 | H29.7 | 熊谷忠興 |
| 永平寺再発見（四）若狭小浜藩主と「若狭国紫石硯」について | | |
| 傘松 887 pp34 ～ 40 | H29.8 | 吉田道興 |
| 永平寺再発見（五）近世初期の江湖会と永平寺壁書 | | |
| 傘松 888 pp27 ～ 34 | H29.9 | 遠藤廣昭 |
| 永平寺再発見（六）円月江寂禅師が書写した『御遺言』 | | |
| 傘松 889 pp34 ～ 38 | H29.10 | 駒ヶ嶺法子 |
| 永平寺再発見（七）三代相論管窺 | | |
| 傘松 890 pp31 ～ 39 | H29.11 | 横山龍顯 |
| 永平寺再発見（八）版櫓見全の活動と見全本『正法眼蔵』 | | |
| 傘松 891 pp25 ～ 36 | H29.12 | 秋津秀彰 |
| 永平寺再発見（九）石碑が語る永平寺の経蔵誕生秘話 | | |
| 傘松 893 pp33 ～ 39 | H30.2 | 皆川義孝 |

(3) 總持寺

新修總持寺史

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23 号

pp83 ～ 145 43190 納富常天

(4) その他（寺院名の五十音順）

《吉祥寺》

諏訪山吉祥寺史に関する一考察 開創記に注目して

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第 18 回）

pp123 ～ 128 H29.6 澤城邦生

遠江国石雲院の輪住制について

- | | | | |
|--------------------------|-------------|-------|---------|
| 駒沢史学 90 | pp141 ~ 164 | H30.3 | 遠 藤 廣 昭 |
| 鎌倉善宝寺寺地図小考 戦国期鎌倉の寺院と門前の町 | | | |
| 愛知学院大学文学部紀要 47 | | | |
| | pp173 ~ 184 | H30.3 | 福 島 金 治 |

3. 近世

関西の双盤念仏（鉦講）と双盤鉦

- | | | | |
|---|----------------|-------|---------|
| 仏教経済研究 46 | pp39 ~ 70 | H29.5 | 坂 本 要 |
| 信仰から見た「寺内町」構築とその経済的意義 | | | |
| 仏教経済研究 46 | pp71 ~ 101 | H29.5 | 辻 井 清 吾 |
| 江戸時代の曹洞宗僧録制度における「相僧録」について | | | |
| 仏教経済研究 46 | pp131 ~ 152 | H29.5 | 永 井 俊 道 |
| 元禄高野騒動と『高野春秋編年輯録』 近世高野山組織の形成 | | | |
| 仏教経済研究 46 | pp153 ~ 178 | H29.5 | 村 上 弘 子 |
| 海外亮天師ゆかりの洞門寺院の今昔 | | | |
| 曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回） | | | |
| | pp (31) ~ (36) | H29.6 | 別 府 良 孝 |
| 近世曹洞宗教団における総寧寺の移転と宿寺の成立 | | | |
| 駒沢史学 90 | pp282 ~ 299 | H30.3 | 菅 野 洋 介 |
| 幕末期の遊行上人と地域社会に関する一考察 忍藩領持田村名主福田家文書の検討を中心に | | | |
| 駒沢史学 90 | pp347 ~ 365 | H30.3 | 皆 川 義 孝 |

4. 近代

仏教界の覚醒と禪（上） 要説・中国禪思想史 50

- | | | | |
|----------------------------|-------------|-------|-------|
| 禅文化 245 | pp49 ~ 56 | 42941 | 伊 吹 敦 |
| 仏教界の覚醒と禪（中之上） 要説・中国禪思想史 51 | | | |
| 禅文化 246 | pp136 ~ 145 | 43033 | 伊 吹 敦 |

VI. 史伝

2. 中世

三代相論の諸問題

駒澤大学大学院仏教学研究會年報 50

pp109 ~ 136 H29.5 横山 龍 顯

中世初頭の仏教界に見る學問と修行

駒澤大学仏教学部論集 48

pp29 ~ 44 H29.10 蓑輪 顯 量

林下曹洞宗における相伝史料研究序説（一二） 雙林寺所蔵史料（其四）

駒澤大学仏教学部論集 48

pp169 ~ 190 H29.10 飯塚 大 展

龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』の資料的価値（一）『伝光録』・『仏祖正伝記』

との関係を中心に

駒澤大学仏教学部論集 48

pp239 ~ 258 H29.10 横山 龍 顯

『宝慶由緒記』における三代相論の成立

印度学仏教学研究 66-1

pp155 ~ 158 H29.12 横山 龍 顯

龍門寺所蔵『正法眼蔵仏祖悟則』の資料的価値（二） 道元禪師・瑩山禪師の悟

則を中心として

駒沢大学禪研究所年報 29

pp185 ~ 202 H29.12 横山 龍 顯

長年寺所蔵「戒法傳受之作法」切紙の紹介

駒沢史学 90

pp30 ~ 57 H30.3 飯塚 大 展

中世における禪宗と女人 宗峰妙超と会下の女人達

駒沢史学 90

pp58 ~ 77 H30.3 海老澤 早 苗

上杉房定期の禪僧 雲照寺妙瑚について

駒沢史学 90

pp78 ~ 104 H30.3 中 村 亮 佑

大泉寺二世吸江英心と武田信虎

駒沢史学 90

pp123 ~ 140 H30.3 長谷川 幸 一

《臨濟義玄》

臨濟義玄の禅思想再考

禪學研究 96 pp49 ~ 70 43190 吳 進 幹

《宏智正覺》

北宋末南宋初期における曹洞宗祖師の実証的研究（3） 大洪山第六代目慧照慶預、明州天童山中興宏智正覺について

仏教経済研究 46 pp103 ~ 130 H29.5 胡 建 明

『宏智録』にみえる浮山法遠の宗風に関する一考察 『禪門諸祖師偈頌』を手がかりに

宗学研究紀要 31 pp1 ~ 12 H30.3 小早川 浩 大

V. 総記

文化財調査委員会調査目録及び解題（334） 島根 315 永明寺（続）

曹洞宗報 979 pp141 ~ 150 H29.4 曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（335） 島根 315 永明寺（続）

曹洞宗報 981 pp46 ~ 54 H29.6 曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（336） 山口 134 洞泉寺 153 善住寺
155 龍松寺

曹洞宗報 982 pp77 ~ 84 H29.7 曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（337） 山口 153 善住寺

曹洞宗報 983 pp116 ~ 128 H29.8 曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（338） 山口 134 洞泉寺

曹洞宗報 984 pp76 ~ 86 H29.9 曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（339） 千葉 160 東長寺 185 勢國寺

曹洞宗報 986 pp86 ~ 92 H29.11 曹洞宗文化財調査委員会

文化財調査委員会調査目録及び解題（340） 千葉 185 勢國寺

曹洞宗報 987 pp64 ~ 75 H29.12 曹洞宗文化財調査委員会

「表紙解説・洞門の祖師」11年の軌跡

曹洞宗報 987 pp55 ~ 62 H29.12 曹洞宗文化財調査委員会

《智門光祚》

智門光祚の頌古についての研究（二）

駒澤大学大学院仏教学研究會年報 50

pp29 ~ 40

H29.5

角 田 隆 真

《徳巖慶隆》

徳巖慶隆の寺院整備事業について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第 18 回）

pp105 ~ 110

H29.6

伊 藤 秀 真

《西有穆山》

明治禪の巨峰 西有穆山〈昭和 36 年 2 月号より〉

大法輪

pp205 ~ 209

H29.9

樽 林 皓 堂

《白隠慧鶴》

白隠さんが号泣した話

禪文化 246

pp91 ~ 98

43033

西 村 恵 信

白隠前後無白隠 特集 白隠禪師シンポジウム—京都—

禪文化 245

pp10 ~ 25

42941

後 藤 榮 山

白隠研究・回顧と展望 特集 白隠禪師シンポジウム—京都—

禪文化 245

pp26 ~ 32

42941

芳 澤 勝 弘

白隠慧鶴と愚堂東窓 特集 白隠禪師シンポジウム—京都—

禪文化 245

pp33 ~ 48

42941

瀧 瀬 尚 純

《富楼那》

富楼那の布教への意志

大法輪

pp63 ~ 65

H29.12

千 葉 公 慈

《無門慧開》

無門慧開の生涯と『無門関』（一） 杭州天龍寺から月林師観のもとへ

駒澤大学仏教学部論集 48

pp113 ~ 167

H29.10

佐 藤 秀 孝

《面山》

『見聞宝永記』を読む〈1〉～7

大法輪

H29.9 ~ H30.3

池 上 光 洋

《良寛》

良寛 山は自ずから高く 水は自ずから白し

大法輪

pp116 ~ 120

H29.8

千 葉 公 慈

《源翁心昭》

『金龍山退休禪寺由來記』に見る源翁心昭

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp111～116 H29.6 上野徳親

《虚堂智愚》

虚堂智愚の住持期の動静（3）

駒沢大学禅研究所年報29

pp111～159 H29.12 佐藤秀孝

《周梨槃特》

愚鈍だが掃除で悟った周梨槃特

大法輪 pp69～71 H29.12 千葉公慈

《鈴木大拙》

鈴木大拙と『新宗教論』

印度学仏教学研究 66-1

pp101～107 H29.12 石井修道

久松真一と鈴木大拙における茶道観の比較

比較思想研究 44 pp84～92 H30.3 大持ほか

鈴木大拙による神道と「靈性」の比較

比較思想研究 44 pp120～128 H30.3 大熊玄

《太容梵清》

太容梵清に関する研究の現況と課題

印度学仏教学研究 66-1

pp150～154 H29.12 秋津秀彰

太容梵清関係資料 總持寺門徒連署契状・当山一派記・梵清請益録・玉宝山龍隱寺略記

宗学研究紀要 31 pp89～118 H30.3 秋津秀彰

《竹居正猷》

竹居正猷『幻寄集』にみる室町期曹洞宗の公案禪受容

印度学仏教学研究 66-1

pp134～139 H29.12 龍谷孝道

三三

金毛獅子吼 19 總持寺瑞世そして上洛

跳龍 788 pp14 ~ 15 H29.1 桂 川 道 雄

金毛獅子吼 20 遊戲三昧を領ず

跳龍 789 pp34 ~ 35 H30.2 桂 川 道 雄

金毛獅子吼 21 法幢を建てる

跳龍 790 pp34 ~ 35 H30.3 桂 川 道 雄

石川素童禪師の「勸戒」11 ~ 21

跳龍 780-790 H29.4 ~ H30.3 菅 原 研 州

《榮西》

榮西の入滅地について 『吾妻鏡』の榮西入滅記事を踏まえ

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp135 ~ 140 H29.6 館 隆 志

《乙堂喚丑》

乙堂喚丑『正法眼蔵続絃講議』における『正法眼蔵』の引用について

印度学仏教学研究 66-1

pp115 ~ 121 H29.12 菅 原 研 州

《覚範慧洪》

北宋における禅僧の動向 覚範の政治的立場について

駒澤大学大学院仏教学研究會年報 50

pp201 ~ 216 H29.5 徳 護

《峨山韶碩》

『峨山和尚法語』の引用典籍の研究（二）

禅研究所紀要 46 pp71 ~ 90 43190

禅研究所『峨山和尚法語』研究班

『峨山和尚法語』の引用典籍について（二）

禅研究所紀要 46 pp91 ~ 95 43190 菅 原 研 州

《玄沙師備》

禅宗語録入門読本 31 玄沙（上）達磨不來東土 二祖不往西天

禅文化 245 pp123 ~ 130 42941 小 川 隆

禅宗語録入門読本 32 最終回 玄沙（下）・法眼

禅文化 246 pp59 ~ 66 43033 小 川 隆

4. 思想

瑩山紹瑾と浄土思想（二） 曇鸞『浄土論註』との比較

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp51～56

H29.6

宮 地 清 彦

Ⅲ. 両祖に同時に論及したもの

建綱と建擲の関係（10）『建擲記』に登場の義準

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp87～92

H29.6

熊 谷 忠 興

Ⅳ. その他の祖師

《石川素童》

金毛獅子吼 11 雲水修行③印可

跳龍 780

pp14～15

H29.4

桂 川 道 雄

金毛獅子吼 12 雲水修行④悟了の修行

跳龍 781

pp38～39

H29.5

桂 川 道 雄

金毛獅子吼 13 手甲脚絆に綱代笠

跳龍 782

pp24～25

H29.6

桂 川 道 雄

金毛獅子吼 14 素童長老

跳龍 783

pp16～17

H29.7

桂 川 道 雄

金毛獅子吼 15 面授嗣法

跳龍 784

pp22～23

H29.8

桂 川 道 雄

金毛獅子吼 16 人法と伽藍法

跳龍 785（九・一〇月号）

pp18～19

H29.10

桂 川 道 雄

金毛獅子吼 17 三度の出世

跳龍 786

pp38～39

H29.11

桂 川 道 雄

金毛獅子吼 18 首先住職

跳龍 787

pp38～39

H29.12

桂 川 道 雄

『伝光録』の区切り方に関する一考察 「機縁」「拈提」間を中心に

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp63～68 H29.6 加藤 龍 興

瑩山禅師の説示法に関する一視座 仙英本『伝光録』に散見される「乃至」の批判的研究

宗学研究紀要 31 pp25～68 H30.3 加藤 龍 興

愛知県乾坤院・長円寺所蔵の『伝光録』平成二十九年度研究調査報告

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23号

pp313～316 43190 尾崎 正 善

（3）洞谷記

『洞谷記』における看経について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp69～74 H29.6 石原 成 明

『洞谷記』記載「講戒略式回向文」について

宗学研究紀要 31 pp13～24 H30.3 石原 成 明

（5）坐禅用心記

『坐禅用心記』の定の解釈（四）『学道用心集間解』を通して

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp75～80 H29.6 下 條 正

（8）瑩山清規

『瑩山清規』における四節について 「結夏」を中心に

印度学仏教学研究 66-1

pp145～149 H29.12 角 田 隆 真

（11）その他

瑩山撰・峨山編と伝える『報恩録』考究（1）回顧と展望、（2）依用人物、典籍の検討、（3）上巻十二則「盤山光境俱忘」参究、（4）抄釈法の課題

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp1～26 H29.6

松葉裕全、中野孝海、本多清寛、池田魯参

三代相論の諸相 『瑩峨行実集録』所収の記事をめぐって

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp81～86 H29.6 横 山 龍 顕

只管打坐（ただ坐る）

大法輪	pp81～85	H29.8	角 田 泰 隆
「只管打坐」雑考 53 坐禅の時の眼について その1			
傘松 887	pp25～33	H29.8	藤 田 一 照
「只管打坐」雑考 54 坐禅の時の眼について その2			
傘松 888	pp18～26	H29.9	藤 田 一 照
「只管打坐」雑考 55 「心に汗をかかない」坐禅への道			
傘松 889	pp26～33	H29.10	藤 田 一 照
「只管打坐」雑考 56 間の中から立ち上がる坐禅 inside-out のアプローチ			
傘松 890	pp23～30	H29.11	藤 田 一 照
「只管打坐」雑考 57 坐禅とマインドフルネス 意識の自閉状態から脱する			
傘松 891	pp16～24	H29.12	藤 田 一 照
「只管打坐」雑考 58 存在神秘の覚醒と坐禅			
傘松 892	pp23～30	H30.1	藤 田 一 照
「只管打坐」雑考 59 「不断煩惱得涅槃」としての坐禅			
傘松 893	pp25～32	H30.2	藤 田 一 照
「只管打坐」雑考 60 連載を終えるにあたって			
傘松 894	pp28～36	H30.3	藤 田 一 照
釈尊と道元禅師～慈悲の実践～ ④～⑩			
傘松 893～890	pp	H29.4～H29.11	奈 良 康 明

(3) 他宗派

慈円と道元の「道理」に関する一考察

鶴見大学仏教文化研究所紀要 23号

pp147～264 43190 下 室 覚 道

II. 瑩山紹瑾

3. 撰述

(2) 伝光録

『伝光録』にみえる洞山良价伝に関する一考察

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp57～62 H29.6 小早川 浩 大

道元の教え・思想の言葉

大法輪	pp67 ~ 75	H29.7	石 井 清 純
道元の名句・名言①正法眼蔵・修証義より			
大法輪	pp82 ~ 91	H29.7	佐 藤 秀 孝
道元の名句・名言②随聞記その他より			
大法輪	pp92 ~ 100	H29.7	熊 本 英 人
道元の詩と哲学の世界 詩と仏教をめぐる			
日本の哲学 18	pp25 ~ 39	H29.12	竹 村 牧 男
道元禅師における成仏思想の射程			
印度学仏教学研究 66-2			
	pp680 ~ 685	H30.3	清 野 宏 道
道元の教えのキーワード			
大法輪		H30.2	熊 本 英 人

(2) 各論

「只管打坐」雑考 49 安楽の法門としての坐禅（その一）

傘松 883	pp30 ~ 38	H29.4	藤 田 一 照
--------	-----------	-------	---------

「只管打坐」雑考 50 安楽の法門としての坐禅（その二）

傘松 884	pp25 ~ 33	H29.5	藤 田 一 照
--------	-----------	-------	---------

「只管打坐」雑考 51 『坐禅読本』を上梓して思うこと

傘松 885	pp26 ~ 33	H29.6	藤 田 一 照
--------	-----------	-------	---------

道元の自然観 生命観・死生観・環境問題

大法輪	pp102 ~ 106	H29.7	中 野 東 禅
-----	-------------	-------	---------

道元の哲学思想

大法輪	pp107 ~ 113	H29.7	井 上 克 人
-----	-------------	-------	---------

道元の生活規範

大法輪	pp114 ~ 119	H29.7	菅 原 研 州
-----	-------------	-------	---------

道元の平和希求 仏教ボランティアと四摂法を通して

大法輪	pp120 ~ 124	H29.7	大 菅 俊 幸
-----	-------------	-------	---------

道元の食・健康

大法輪	pp125 ~ 129	H29.7	大 菅 俊 幸
-----	-------------	-------	---------

「只管打坐」雑考 52 屍のポーズと坐禅

傘松 886	pp25 ~ 32	H29.7	藤 田 一 照
--------	-----------	-------	---------

『正法眼蔵』「仏性」巻訳註（3）

駒沢大学仏教学部研究紀要 76

pp11 ～ 38 H30.3 角 田 泰 隆

『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻 テキスト、現代語訳と註（1）

宗学研究紀要 31 pp119 ～ 191 H30.3 新 井 一 光

（2）永平広録

『永平元禪師語録』の諸本と異本について 延文本・正保本を中心として

駒澤大学大学院仏教学研究會年報 50

pp41 ～ 56 H29.5 秋 津 秀 彰

（4）普勸坐禪儀

「真筆普勸坐禪儀提唱」（一） 何処にあったのか

傘松 893 pp9 ～ 15 H30.2 熊 谷 忠 興

「真筆普勸坐禪儀提唱」（二） 対句偈頌文体の図表化

傘松 894 pp12 ～ 19 H30.3 熊 谷 忠 興

（5）永平清規

（知事清規）

道元禪師撰『知事清規』における『文選』『李善注』の依用

駒沢史学 90 pp20 ～ 29 H30.3 岩 永 正 晴

（9）正法眼蔵随聞記

道元さまが教えてくれた心のコンパス 『正法眼蔵随聞記』に学ぶ（76）～（87）

禪の友 812 ～ 823 H27.4 ～ H29.3 晴 山 俊 英

（12）撰述全般

道元の著作

大法輪 pp76 ～ 81 H29.7 安 藤 嘉 則

4. 思想

（1）総論

道元禪師成仏論と弥勒信仰について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp27 ～ 32 H29.6 菅 原 研 州

道元禪師における叡山修学の諸相

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第18回）

pp33 ～ 38 H29.6 清 野 宏 道

I. 永平道元

2. 伝記

(1) 伝記全般

道元の生涯

大法輪 pp60 ~ 66 H29.7 佐藤悦成

3. 撰述

(1) 正法眼蔵

(文献的研究)

江戸時代における『正法眼蔵』編輯史の研究

駒澤大学大学院仏教学研究會年報 50

pp57 ~ 67 H29.5 秋津秀彰

本山版『正法眼蔵』の本文成立過程について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第18回)

pp39 ~ 44 H29.6 秋津秀彰

(各巻の思想的考察)

『正法眼蔵』「仏道」巻における機関禪について

曹洞宗総合研究センター学術大会紀要 (第18回)

pp45 ~ 50 H29.6 清藤久嗣

『正法眼蔵』「三界唯心」巻に引用される『法華経』「如来寿量品」の経文をめぐって

印度学仏教学研究 66-1

pp140 ~ 144 H29.12 新井一光

辨道話入門 (一一) ~ (一二)

傘松 883 ~ 893 pp H29.4 ~ H30.2 有福孝岳

道元禅師『正法眼蔵』「仏性」巻について

東海仏教 63 pp93 ~ 109 H30.3 高崎秀一

特別講義録 (十)「十二巻本『正法眼蔵』講読」(上)(下)「出家功德」「受戒」巻
僧侶の条件

傘松 893 ~ 894 H30.2 ~ H30.3 宮川敬之

X I. 禪と諸宗（禪以外の仏教各宗）	(27)
X II. その他	
1. 宗教学・キリスト教・哲学・人間学	(29)
8. その他	(29)

V. 総 記	(15)
VI. 史 伝	
2. 中 世	(16)
3. 近 世	(17)
4. 近 代	(17)
7. 寺 史	
(2) 永平寺	(18)
(3) 總持寺	(18)
(4) その他（寺院名の五十音順）	(18)
VII. 書誌・国語学	
1. 解題・書評	(19)
VIII. 宗 義	
1. 大 綱	(20)
2. 經典・祖録など	
(9) 諸經典	(21)
5. その他	(21)
IX. 清規・禪戒	
2. 禪 戒	(22)
3. 行 持	(22)
5. 禪林生活・食事法	(22)
9. 法 式	(22)
11. 回向文・香語	(22)
12. 建 築	(23)
X. 教 化	
1. 叢書・教化学	(23)
2. 法 話	(23)
3. 実 践	(24)

目 次

I. 永平道元	
2. 伝 記	
(1) 伝記全般	(6)
3. 撰 述	
(1) 正法眼蔵	
(文献的研究)	(6)
(各巻の思想的考察)	(6)
(2) 永平広録	(7)
(4) 普勸坐禅儀	(7)
(5) 永平清規	
(知事清規)	(7)
(9) 正法眼蔵随聞記	(7)
(12) 撰述全般	(7)
4. 思 想	
(1) 総 論	(7)
(2) 各 論	(8)
(3) 他宗派	(9)
II. 瑩山紹瑾	
3. 撰 述	
(2) 伝光録	(9)
(3) 洞谷記	(10)
(5) 坐禅用心記	(10)
(8) 瑩山清規	(10)
(11) その他	(10)
4. 思 想	(11)
III. 両祖に同時に論及したもの.....	(11)
IV. その他の祖師（祖師名の五十音順）	(11)

凡 例

1. 当目録は、平成29年度に刊行された日本曹洞宗に関する文献および過去の『曹洞宗関係文献目録』の遺漏分を蒐集、分類したものである。
2. 蒐集した文献は、単行本・研究論文・雑誌新聞等の掲載記事・叢書所収の月報などで、論文や雑誌掲載記事が後に単行本として刊行された場合は、双方を挙げた。
3. 分類は原則的に、曹洞宗宗学研究所編『曹洞宗関係文献目録』（平成2年1月）の分類法に従った。ただし、該当する文献が無い項目は、割愛した。
4. 項目内の配列は、原則として刊行年月順とした。刊行年月が同一の場合は、著者名の五十音順としたが、同一書籍に所収されている場合には掲載順とした。ただし、「その他の祖師」と「寺史・その他」は、それぞれ祖師・寺院名の五十音順とした。
5. 項目の表記は、論文等の場合は、主題・副題・収録誌名（出版社名）・頁数・刊行年月・著者名の順とし、単行本は、表題・副題・出版社名・刊行年月・編著者名とした。ただし、論文等が同一誌に複数回にわたって掲載されている場合には、煩雑を避けるため頁数は省略した。
6. 博士論文については、授与年月・授与大学を記載した。
7. 過去の採録分は、曹洞禅ネット (<http://www.sotozen-net.or.jp>) の宗学研究部門・データベース（曹洞宗関係文献目録オンライン検索）にて検索可能である、併せて利用頂きたい。

曹洞宗総合研究センター宗学研究部門編

曹洞宗関係文献目録（25）

平成29年4月～平成30年3月

この目録は、曹洞宗総合研究センター編『曹洞宗関係文献目録』Ⅲ（曹洞宗総合研究センター 平成25年1月〈平成14年4月から平成22年3月までの文献を収録〉）の続編です。本目録に未収録の文献がございましたら、情報をお寄せ下さい。なお、データの誤りや遺漏以外の問い合わせ（論文のコピー依頼等）には、応じかねますのでご了承ください。

The Successor Problem in the Sōtō Zen Buddhism (II)

—Through the Comparison between Regions—

SAWAKI Hōshō···(192)

The Bibliography of Sōtō Zen Studies (Part XXV)(224)

BULLETIN OF SOTO ZEN STUDIES

No.33 March 2020

CONTENTS

On the Descriptions of ‘dianzuo’ in “Zhong tianzhu shewei guo qiyuan si tujing”

KOBAYAKAWA Kōdai··· (1)

Reading and understanding of classical Chinese in the *TenzoKyōkun*

TSUNODA Ryūshin··· (15)

The transcription of *Nenpyō Sanbyaku-soku Hōgo-ge* (II)

—Vol.2 and 3 chapter 101 to 300—

AKITSU Shūshō··· (33)

The *Sangaiyuishin* Fascicle in the *Shōbōgenzōshō*

—Text, Translation, and Commentary (III)—

ARAI Ikkō··· (67)

The Kangi Famine and Zen Master Dōgen

NAGAI Kenryū··· (75)

《Joint Research》

Research on Sources, Translation and Annotation of “TenzoKyōkun” ····· (83)

《Joint research》

Research of “*Keizan-Shingi*” (I)

—The Transcription of Daily Scheduled Events— ··········· (119)

BULLETIN
OF
SOTO ZEN STUDIES

(SHUGAKU KENKYU KIYO)

No. 33 March 2020

Edited by
SOTO INSTITUTE FOR BUDDHIST STUDIES
ZEN STUDIES DEPARTMENT

MINATO-KU, TOKYO, JAPAN